

平成31年2月定例会

環境生活委員会

予算決算委員会（環境生活分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(2月20日 (経済対策補正審査・委員間討議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	1
分科会	
環境部長予算議案説明	2
土木部長予算議案説明	2
監理課長補足説明	3
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	7
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	7

(第1日目)

1、開催日時・場所	9
2、出席者	9
3、審査事件	9
4、付託事件	10
5、経過	

(土木部)

分科会

土木部長予算議案説明	11
監理課長補足説明	12
住宅課長補足説明	13
監理課長説明	15
予算議案に対する質疑	15
予算議案に対する討論	41

委員会

土木部長総括説明	42
監理課長補足説明	43
住宅課長補足説明	43
用地課長補足説明	43
道路維持課長補足説明	44
住宅課長補足説明	44
河川課長補足説明	45
道路建設課長補足説明	46
議案に対する質疑	47
議案に対する討論	49
決議に基づく提出資料の説明	49
新幹線事業対策室長補足説明	49
道路維持課長補足説明	51
道路建設課長補足説明	51
監理課長補足説明	52
陳情審査	53

議案外所管事項に対する質問	5 4
(第2日目)	
1、開催日時・場所	6 5
2、出席者	6 5
3、経過	
(環境部)	
分科会	
環境部長予算議案説明	6 5
環境生活課長説明	6 7
予算議案に対する質疑	6 7
予算議案に対する討論	8 5
委員会	
環境部長総括説明	8 5
議案に対する質疑	8 6
議案に対する討論	8 6
決議に基づく提出資料の説明	8 7
環境生活課長補足説明	8 7
地域環境課長補足説明	8 9
議案外所管事項に対する質問	9 0
(県民生活部)	
分科会	
県民生活部長予算議案説明	9 7
県民協働課長説明	9 8
予算議案に対する質疑	9 8
予算議案に対する討論	1 0 5
委員会	
県民生活部長所管事項説明	1 0 5
県民協働課長補足説明	1 0 6
生活衛生課長補足説明	1 0 7
交通・地域安全課長補足説明	1 0 8
決議に基づく提出資料の説明	1 0 9
議案外所管事項に対する質問	1 0 9
(第3日目)	
1、開催日時・場所	1 1 5
2、出席者	1 1 5
3、経過	
(交通局)	
分科会	
交通局長予算議案説明	1 1 5
監理部長補足説明	1 1 7
予算議案に対する質疑	1 1 9
予算議案に対する討論	1 3 3

委員会	
交通局長所管事項説明	1 3 3
管理部長説明	1 3 4
議案外所管事項に対する質問	1 3 4
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	1 3 9
審査結果報告書	1 4 2

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料（環境部：経済対策補正 先議分）
- ・分科会関係議案説明資料（土木部：経済対策補正 先議分）
- ・分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・分科会関係議案説明資料（追加1：土木部）
- ・委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：土木部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2：土木部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3：土木部）
- ・分科会関係議案説明資料（環境部）
- ・委員会関係議案説明資料（環境部）
- ・分科会関係議案説明資料（県民生活部）
- ・委員会関係議案説明資料（県民生活部）
- ・委員会関係議案説明資料（追加1：県民生活部）
- ・分科会関係議案説明資料（交通局）
- ・委員会関係議案説明資料（交通局）

2月20日

(経済対策補正審査・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年2月20日

自 午後 1時31分
至 午後 2時 3分
於 委員会室 3

建設企画課長 川添 正寿 君
道路建設課長 大塚 正道 君
道路維持課長 馬場 一孝 君
港湾課長 近藤 薫 君
河川課長 浦瀬 俊郎 君
砂防課長 田中 比月 君
用地課長 佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 里脇 清隆 君
副委員長(副会長) 山本 由夫 君
委 員 八江 利春 君
" 田中 愛国 君
" 渡辺 敏勝 君
" 瀬川 光之 君
" 徳永 達也 君
" 外間 雅広 君
" 川崎 祥司 君
" 坂本 浩 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活分科会）

第72号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算(第6号)
(関係分)

第74号議案

平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正
予算(第4号)

3、欠席委員の氏名

なし

7、審査の経過次のとおり

午後 1時31分 開会

4、委員外出席議員の氏名

なし

【里脇委員長】ただいまから、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を開きます。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、徳永委員、川崎委員の2人をお願いいたします。

本日の議題は、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分外1件及び平成31年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法について、お諮りいたします。

補正予算の審査は、国の経済対策補正予算に伴うものであり、明日の本会議で審議する必要

5、県側出席者の氏名

環境部長 宮崎 浩善 君
環境部次長
兼環境政策課長 山口 正広 君
水環境対策課長 田口 陽一 君
自然環境課長 田中 荘一 君

土木部長 岩見 洋一 君
土木部技監 藤田 雅雄 君
土木部次長 天野 俊男 君
監理課長 井上 和広 君

があることから、付託議案に限って審査を行い、その後、平成31年2月定例会の審査内容（案）についての委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲でお手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【里脇分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

環境部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】「平成31年2月定例県議会予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」のうち、「経済対策補正先議分」と記載されております環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第74号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）」の2件であります。

今回の補正予算は、国において決定された防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

初めに、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入歳出予算額は、記載のとおりであります。

補正予算の内容をご説明いたします。

西海国立公園リニューアル整備事業につきまして、五島市の大瀬崎園地について、国の補正予算を活用し、老朽化が進んでいる施設の再整備を行うための経費として869万7,000円を計上いたしております。

続きまして、2ページをご覧ください。

繰越明許費については、記載のとおりであります。

次に、第74号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

歳入歳出予算額は、記載のとおりであります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

大村湾南部流域下水道建設費につきましては、大村湾南部流域下水道における防災・減災対策として、国の補正予算を活用して大村湾南部浄化センター処理場及び幹線管渠の耐震化等を実施するための経費として4億4,800万円を計上いたしております。

続きまして、3ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

【里脇分科会長】次に、土木部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

土木部所管の平成30年度補正予算は、記載のとおりであり、歳出予算は総額116億8,223万円となっております。

次に、補正予算の主な内容について、ご説明いたします。

道路新設改良費21億6,090万円の増、道路災害防除費20億1,328万6,000円の増、港湾改修費18億3,225万円の増、総合流域防災費6億9,450万円の増、通常砂防費4億9,550万円の増、火山砂防費1億6,800万円の増、地すべり対策費3億9,565万円の増、急傾斜地崩壊対策費5億5,965万円の増などを計上いたしております。

なお、繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】国の経済対策補正予算に係る内示状況について、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページ、「平成30年度国の経済対策補正予算にかかる内示状況」をご覧ください。

今回の補正予算（案）は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に適切に対応するための所要額として116億8,223万円を計上いたしておりますが、去る2月7日に国において第2次補正予算が成立し、同日に内示があったところでございます。

内示状況につきましては、記載のとおり、公共事業については、道路建設課、道路維持課、港湾課、河川課、砂防課、住宅課の各事業において、合計90億1,204万円の内示額となっております。

また、国の直轄事業については、道路、河川の各事業の直轄事業費10億9,100万円の内示がっており、これに見合う県負担金は9,750万円となっております。

ゼロ国債事業については、島原道路諫早インター工区について5億円の内示額となっております。

今回の補正予算（案）は、議案書作成スケジュール等を考慮した結果、内示前に予算編成作業を実施せざるを得なかったこと。また、当初、補正が見込まれる箇所は、幅広に予算計上したことなどから、内示額との間で乖離が生じているところでございます。

なお、別途、予算決算委員会参考資料としてお配りしている「平成30年度2月補正予算（案）経済対策分」の概要には、補正予算（案）における各事業箇所について記載いたしております。

続いて、2ページをご覧ください。

繰越明許費について、補足してご説明いたします。

表の一番下の土木部合計の欄をご覧ください。

今回お願いいたしておりますのは、合計182件、113億4,518万3,000円であります。年度内に適切な工期が確保できないものについて繰越明許費として計上しておりますが、経済対策の趣旨から可能な限り早期発注に努めてまいります。

金額の内訳については、道路橋梁費96件65億4,818万8,000円、河川海岸費72件28億4,599万円、港湾空港費14件19億5,100万

5,000円となっており、国の直轄事業負担金を除く全額を計上いたしております。

以上で経済対策補正予算に係る内示状況について、説明を終わらせていただきます。

【里脇分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】幾つか質問させていただきます。

今説明があった環境部、土木部に共通していることをまずお伺いいたします。

今回の経済対策補正予算で国で決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に伴う国の補正予算に適切に対処することが両方共通なんですけれども、この3か年の緊急対策、3か年で防災・減災事業を行うということです。この緊急対策の趣旨と申しますか、主にこういったものに使うというふうな、その辺をどういうふうに県として認識されているのか。まず、そこのところを教えてください。

【田口水環境対策課長】下水道事業について、説明させていただきます。

下水道事業につきましては、まず、下水処理場の耐震化という観点、そして、緊急輸送道路等の下に埋設されております主要な幹線管渠の耐震化を大きな目的として、3か年緊急対策として補正しております。

【川添建設企画課長】国土交通省関係では、「防災・減災国土強靱化のための3か年緊急対策」のうち、初年度の対策及びその他喫緊の課題への対応ということで計上されておりました、主な交付金といたしましては、防災安全交付金と社会資本整備総合交付金があります。

基本的には、防災安全交付金が主に組まれて

おりまして、社会資本整備総合交付金ではインフラの緊急点検を踏まえて、その対策の必要性が明らかとなった幹線道路等について、例えば、道路のり面とか盛り土、冠水、そういった緊急に対応しなければいけないところに予算がついているというような状況でございます。

【坂本(浩)委員】ありがとうございました。緊急対策ですから、3か年でとにかく急がなければならないことをするというので、国の今年度の補正予算の決定に対する対応ということだろうと思います。

それで、まず、環境部の部分です。今、下水道関係は言われましたので、この大村湾の部分については、南部流域下水道建設費は、まさに今言われたとおりだろうと思います。

あと、西海国立公園のリニューアル整備事業で老朽化が進んでいる施設の再整備を実施するというふうなことでありますけれども、この3か年の緊急対策で、ほかにも国立公園とかあるんじゃないかと思うんですね、そういう老朽化が進んでいる施設の再整備ということであれば。

この五島の大瀬崎園地が最優先で今回上がっているということだろうと思うんですけれども、この3か年計画で対応可能と自然環境課として認識されているのか、まだまだ再整備はこれだけじゃ足りないんですよという認識に立っているのか、そこら辺を教えてください。

【田中自然環境課長】今回の2次補正につきましては、五島市の大瀬崎園地のトイレを計上しておりますが、今回の緊急対策は環境省の自然環境整備交付金の中では老朽化した施設の改修を上げております。この中では2次補正の話があった段階で全国的にそういった施設の見直しということで調査をかけて、その調査報告を

環境省にも上げておりました、その中から予算に見合うものを平成32年度以降も順次行っていくという予定になっております。

今回は、大瀬崎園地のトイレの改修ということで1件だけですが、今後も老朽化したものについては対応を行っていく予定にしております。

【坂本(浩)委員】この大瀬崎園地の分については、いわゆる予算額に見合った分を補正で上げているということでもいいんですか。優先順位が優先するものなのか、予算に見合っただけで、この予算だったら、これぐらいできるということで今回これを選んだのか、その辺はどうなんですか。

【田中自然環境課長】西海国立公園リニューアル整備事業といたしまして、平成28年度から平成31年度の期間で行っているものでございます。今回、大瀬崎園地については、この計画に基づきまして、優先順位の中で大瀬崎園地のトイレが残っていたということで今回の補正に上げたという事情になっております。

【坂本(浩)委員】この3か年計画というのは、防災・減災と国土強靱化ということなんですよね。単純に国立公園の施設の老朽化の再整備ということであれば、通常の予算といいますか、あるいは年度途中だったら補正という組み方になるんじゃないかなと思うんですけど、あえてこの3か年緊急対策でここを整備するという、その理由というのが、いまいまいちわからなくてですね。

【田中自然環境課長】先ほど申しましたように、公園施設の老朽化については、今回の緊急事業の中で対応していくということになりましたので、そういった観点から見たところで大瀬崎園地のトイレを補正に上げまして、そして、国からの内示がついたということでございます。

【坂本(浩)委員】あえてこの3か年緊急対策を使ったという理由がいまいちわからないところがあるんですけども、トータルとして緊急対策も活用しながらと理解をいたします。

次に、土木部関係です。2つあります。

一つは、この3か年緊急対策で対処するというこの中で予算を組まれております。先ほども内示があった分で箇所数も全部で幾つでしたか、出ておりました。

3か年計画ということは、今年度の補正でやって、来年度、再来年度ということになるかと思います。3か年の中で、今、土木部の方で提案されている予算が、今年度の分、内示当初の予算と、先ほど説明があったとおり差があるということですが、本来は、この3か年計画でいったら県が予算を策定した部分が必要なんですよ。内示額が少なくて、来年度と再来年度にもう少し予算を増やさないといけないということになるのかどうか。進捗の状況については、どういうふうに認識されていますでしょうか。

【岩見土木部長】今回の緊急対策につきましては、その前段に緊急点検をしております。管理施設の中で、特に緊急を要するもの、安全・安心の観点から対策をとらないといけないもの、そういった観点から点検作業をしております。一方で国の補正につきましては、国の予算といっても無尽蔵にあるわけではないので、緊急を要するために、どういうところから優先度をつけていくかということで、実際、作業をやる中で該当するもの、該当しないもの、我々としてはやりたいんだけど、最終的には内示の中に含まれなかったもの等ございます。

そうした中で、今回の予算の中で、本来、防災・減災対策として2年とか3年とか、それ以降もやっていくものもあるんですけども、そ

この中に入らなかったものもございます。それにつきましては通常予算や、いろいろやりくりしながら計画的にやっていかないといけないと思っております。ですから、今回は緊急点検の結果、急いでやらないといけないもの、優先度の高いものにつきまして予算を計上しているということでございます。

その中で今年度の補正につきましては、先ほどご説明したとおり、繰り越しをしまして、実際の執行については来年度からになると思えますけれども、実質2年間ちょっとである程度集中投資をしまして、そして、ある一定の成果を出す。ですから、投資をしまして、その結果、ある一定の成果が出るだろうという観点からも、今回、優先度という意味では絞り込みをかけておりまして、もっと長期間で時間をかけてやらないと終わらないものにつきましては、緊急対策の中にもともと枠として入らないので、それについては、別途、計画的に実施していくことがあると。

ですから、緊急対策というせっかくの集中投資をして安全度を高めるといった機会をうまく活用しながら、県内の施設の安全度を高めていきたい。そういうことで端的に言いますと、優先度の高いものを選択して集中投資をするということで考えていただければと思います。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

それから、2点目は、予算の116億8,223万円のうち113億4,500万円が繰越明許費となっております。それと、債務負担行為も国の直轄事業のものがありますけれども、この2つの関連でいうと、いわゆる公共事業の発注の平準化の問題があってこういうふうな、特に債務負担行為があると理解しておりますし、県も、特に公共事業については4月から年度末の3月にか

けて、どうしても後半に集中するということが平準化しようということで、この間されているということで理解をしております。

ただ、現場から聞こえてくるのは、特に土木とか建設関係で人手が不足をしているということ。それで、どうしても4月、5月は仕事量が少なく、年度末ぎりぎりでもないんですけども、年末の11月、12月ぐらいいあって、その時点では、やりたいけれども、人の手配がどうしてもできないということで業者の方も、特に小さいところについては、何とか年度の早い段階でという思いもあるようです。私も、この委員会の中でも何度か指摘をさせていただきました。

今回、113億4,500万円が繰越明許費として設定されておりますけれども、ぜひそこは4月からぱっと取りかかれるようなことを年度内にもしてもらいたいと思っておりますけれども、その辺の認識について、この3か年計画でも同じようにやっていきますよという認識があるのかどうか。現場の声を私は今ちょっと言いましたけれども、その辺についての認識を1回確認させてください。

【井上監理課長】 今回、県の予算成立の時期が2月定例会ということになりましたので、この経済対策補正予算の113億円については、全額を繰越明許費として計上させていただいているところでございます。

しかしながら、経済対策の趣旨から可能な限り早期発注に努める、また、委員がおっしゃられるように地元企業に対する影響というのも大きなものがあると考えておりますので、去る2月4日に本庁各課、地方機関に対しまして経済対策補正予算の早期執行を求める文書を通知いたしております。これに基づきまして現時点で

は今回の補正予算のうち約78%程度を年度内に契約できるように事前の事務手続を進めてきているところでございます。来年度以降も平準化に向けた取組は、力を入れて進めていきたいと考えております。

【里脇分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第72号議案のうち関係部分及び第74号議案については、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

分科会の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 1時57分 再開

【里脇分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、分科会の審査を終了いたします。

【里脇委員長】この後、委員間討議を行いますので、理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時 0分 再開

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

これより、平成31年2月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

審査方法について、お諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 1分 休憩

午後 2時 2分 再開

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議しました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

これをもって本日の環境生活委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 3分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年3月5日

自 午前10時 0分
至 午後 4時34分
於 委員会室 3

道路建設課長	大塚 正道 君
道路維持課長	馬場 一孝 君
港湾課長	近藤 薫 君
港湾課企画監	井手 浩二 君
河川課長	浦瀬 俊郎 君
河川課企画監	松本 憲明 君
砂防課長	田中 比月 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	平松 彰 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	崎野 義人 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	里脇 清隆 君
副委員長(副会長)	山本 由夫 君
委員	八江 利春 君
〃	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	川崎 祥司 君
〃	坂本 浩 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（環境生活分科会）

第1号議案

平成31年度長崎県一般会計予算（関係分）

第8号議案

平成31年度長崎県用地特別会計予算

第11号議案

平成31年度長崎県港湾施設整備特別会計予算

第12号議案

平成31年度長崎県流域下水道特別会計予算

第15号議案

平成31年度長崎県港湾整備事業会計予算（関係分）

第16号議案

平成31年度長崎県交通事業会計予算

第57号議案

平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）（関係分）

第63号議案

平成30年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）

第66号議案

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	岩見 洋一 君
土木部技監	藤田 雅雄 君
土木部次長	天野 俊男 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	村上 真祥 君
監理課長	井上 和広 君
建設企画課長	川添 正寿 君
建設企画課企画監	松園 義治 君
新幹線事業対策室長	鈴田 健 君
都市政策課長	植村 公彦 君

平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補
正予算（第2号）

第67号議案

平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正
予算（第3号）

第70号議案

平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予
算（第3号）（関係分）

第71号議案

平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第
2号）

7、付託事件の件名

○環境生活委員会

（1）議案

第17号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関
係分）

第35号議案

長崎県環境保健研究センター条例の一部を
改正する条例

第36号議案

雲仙公園使用条例の一部を改正する条例

第37号議案

長崎県立都市公園条例の一部を改正する条
例

第38号議案

長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部
を改正する条例

第39号議案

長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正
する条例

第40号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する
条例

第53号議案

契約の締結について

第54号議案

契約の締結の一部変更について

（2）請願

なし

（3）陳情

・地方港湾・印通寺港内の泊地整備区域内の浚
渫整備に関する陳情

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【里脇委員長】おはようございます。

ただいまから、環境生活委員会及び予算決算
委員会環境生活分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する
条例」のうち関係部分ほか8件であります。

そのほか、陳情1件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委
員会に付託されました予算議案の関係部分を環
境生活分科会において審査することになってお
りますので、本分科会として審査いたします案
件は、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計
予算」のうち関係部分ほか11件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査
の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお
配りしております審査順序のとおり行いたいと
存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議ないようですので、その
ように進めることといたします。

これより土木部関係の審査を行います。

【里脇分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案について、説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第8号議案「平成31年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「平成31年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」、第15号議案「平成31年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第63号議案「平成30年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」、第66号議案「平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」、第70号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

はじめに、土木部所管の平成31年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の長年の課題である「県民所得の向上」、「人口減少の抑制」、「地域活性化」を図るため、社会資本や広域交通ネットワークの整備促進に取り組むとともに、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に沿って必要な予算を確保し、県単独事業においても緊急自然災害防止対策事業を積極的に実施することにより、防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。

これにより、第1号議案「平成31年度長崎県

一般会計予算」の土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ2ページに記載のとおりであります。このうち、歳出予算につきましては、公共事業費が737億600万7,000円で、対前年度当初予算比101.4%、単独事業費は100億2,905万4,000円で、対前年度当初予算比125.5%と、昨年度を上回る予算計上となっております。

歳出予算の主な内容につきましては、3ページからをご覧ください。

都市計画関係では重要幹線街路費111億5,225万4,000円、また、道路関係では道路新設改良費148億9,870万円、交通安全施設費は公共、単独合計で34億4,615万1,000円、また、港湾・空港関係では港湾改修費が公共、単独合計で55億7,494万4,000円、また、河川・砂防・ダム関係では総合流域防災費18億3,012万6,000円、河川総合開発費21億2,666万7,000円、急傾斜地崩対策費17億3,686万4,000円、また、建築関係では大規模建築物耐震化支援事業費5,179万9,000円、また、住宅関係では公営住宅建設費14億360万7,000円などを計上いたしております。

このほか、主なものとしまして、新幹線事業費187億2,476万3,000円、子育て応援住宅支援事業費2,000万円、移住者向け住宅確保加速化支援事業費1,000万円などを計上いたしております。

このほか、債務負担行為については、記載のとおりであります。

また、第8号議案「平成31年度長崎県用地特別会計予算」、第11号議案「平成31年度長崎県港湾整備特別会計予算」、第15号議案「平成31年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち関係部分については、それぞれ9ページから記載のとおりであります。

次に、11ページをお開きください。

第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、12ページ以降に記載のとおりであります。公共事業に対する国の内示に伴う調整等で、道路災害防除費7億133万5,000円の減、道路新設改良費30億1,349万8,000円の減、河川等災害復旧費14億8,102万1,000円の減などを計上いたしております。

このほか、債務負担行為、繰越明許費については記載のとおりであります。

次に、14ページからの第63号議案「平成30年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）」、第66号議案「平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第2号）」、第70号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち関係部分については、それぞれ記載のとおりであります。

最後になりますが、平成30年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未決定のものが、歳出におきましても年間執行額の確定等に伴い、今後、整理を要するものもありますので、3月末をもって専決処分により措置させていただきたいと考えております。ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】土木部関係の当初予算案の概要について補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております「課長補足説明資料」の1ページをご覧ください。

土木部関係の平成31年度当初予算案の総額は、一般会計1,005億416万5,000円、特別会計53億7,108万1,000円、港湾整備事業会計のうち収益的支出22億2,701万1,000円となっており、平成30年度と比較した場合の増減額及び比率は記載のとおりでございます。

下段の表中、公共につきましては公共事業費を示しており、前年度当初予算比101.4%となっております。これは、新幹線整備事業費負担金について、事業の進捗に伴い前年度から約33億円の減となる予算を計上した一方、そのほかの公共事業費については、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に適切に対処するため、道路や河川、砂防等を中心に、原則平成30年度の国当初内示額の15%増を計上したことによるものでございます。

また、同じ表中、単独等につきましては、前年度比124.7%となっておりますが、これは県単独事業においても、自然災害防止事業をさらに積極的に実施するため、平成31年度から新設される緊急自然災害防止対策事業債を活用することなどで必要な予算を確保したことによるものでございます。

一般会計歳出予算の内訳につきましては、表の右側に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。土木部関係の平成31年度当初予算一般会計歳出予算について、各課別に平成30年度と比較した表となっております。増減額、比率及び主な増減内容については、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、土木部関係の繰越明許費について補足してご説明いたします。3ページ、繰越

明許費理由別調書をご覧ください。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別の内訳となっております。表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木費、災害復旧費、その下が一般会計合計であります。

繰越明許費の一般会計合計は530件、402億3,212万6,000円、一番下の特別会計を含めた土木部合計は535件、411億5,852万6,000円となっております。この額は、さきの11月議会で議決いただいたもの、及び先日議決いただきました経済対策補正予算に係るものも含めた土木部関係の平成30年度全体の繰越明許費となっております。

一般会計合計額の欄には、その内訳として、うち経済対策分1と通常分2に区分して件数と金額を記載しております。

さきに議決をいただきました経済補正対策分に係る繰越明許費は182件、113億4,518万3,000円、経済対策分を除いた通常分は348件、288億8,694万3,000円となっております。

次に、一般会計の繰越明許費を理由別にご説明いたします。

表の右の方に繰越理由を6つに区分して整理しております。

まず、地元調整に係る繰越明許費が162件、138億410万5,000円、具体的には、関係機関との調整や工事用道路に係る調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したため繰越となるものでございます。

次に、用地補償に係る繰越明許費が48件、18億9,370万円、これは用地補償額に対する不満や代替地の要求に係る交渉、建物移転などに日数を要したため繰越となるものでございます。

次に、設計工法等に係る繰越明許費が45件、

18億1,434万9,000円、これは工法の検討や、当初想定していなかった諸条件の変更に伴う設計変更などに日数を要したため繰越となるものでございます。

次に、事業決定の遅れ、補正に係る繰越明許費が252件、126億8,882万9,000円、これには先日議決いただいた経済対策補正分に係る繰越明許費約113億円も含んでおります。

次に、資機材や人材の逼迫、入札の不落等に係る繰越明許費が22件、3億2,764万1,000円。

次に、そのほかの繰越明許費が1件、97億350万2,000円、これは新幹線整備事業の負担金に係る繰越明許費でございます。

繰越額については、本庁各課及び各地方機関ごとに繰越縮減のための推進員を置き、毎月の進捗状況と課題等を把握するなど、その縮減に向けて取り組んできたところでございます。

予算につきましては、本来、年度内に執行すべきものであり、事業効果の早期発現のため、引き続き事業の早期執行に努力するとともに、できる限り繰越額を縮減するよう努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇分科会長】 ありがとうございました。

次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【高屋住宅課長】先ほど部長説明がございました子育て応援住宅支援事業及び移住者向け住宅確保加速化支援事業費につきまして、補足してご説明いたします。

平成31年度予算につきましては、「人口減少対策」を本県における最重要課題と位置づけ、「雇用の場の確保」、「移住促進」、「結婚・出産・子育て支援」及び「集落維持対策」の4つのテーマにつきまして、部局横断的に施策を展開することとしております。

これからご説明いたします住宅課の新規事業でございます子育て応援住宅支援事業費につきましては、これら4つのテーマのうち、「結婚・出産・子育て支援」に関するものでございます。移住者向け住宅加速化支援事業費につきましては「移住促進」に関するものでございます。

それでは、「課長補足説明資料」の4ページをご覧ください。

はじめに、子育て応援住宅支援事業費についてでございますが、国の調査によりますと、夫婦が理想と考える子どもの数の平均につきましては、資料の左側に記載されている2.32人となっております。実際に予定をする子どもの数の平均は2.01人となっております。家が狭いということが理想とする子どもの数をもてない原因の一つとなっております。この課題を解決するために、3人以上子どもがいる多子世帯や、2人以上の子どもがいて、さらなる妊娠・出産を希望する世帯の住宅取得やリフォームの支援を新たに実施することを考えております。

具体的には、お子さんが3名以上の多子世帯や3世代同居・近居をする子育て世帯が行う中古住宅の取得やリフォーム工事につきまして、市町と連携してその費用の一部を支援することとしております。

県では、これまで3世代同居・近居促進事業を平成28年度より3年間実施したところでございますが、今年1月末現在の受付件数が予算件数の9割を超える237件となっており、また、事業実施市町も19市町に広がるなど、本事業が県民に浸透してきたものと考えております。

今後は、子育て応援住宅支援事業に衣替えを行いまして、これまでの3世代同居・近居促進事業の対象としておりました新築工事や新築住宅の取得につきましては、既存ストックの流通

促進や空き家活用の観点から、31年度からは対象外とすることとしております。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。移住者向け住宅確保加速化支援事業費についてご説明いたします。

移住者向け住宅確保の現状といたしましては、離島・半島部におきましては賃貸住宅が少なく、一方で活用されていない空き家、特に木造の一戸建ての空き家が増えているにもかかわらず、既存の空き家バンクへの登録が進んでおりません。また、一方で、移住者は、自ら所有者との交渉や契約を行って住まいを確保し、空き家に残る家財道具の搬出や処分をしたり、その後、リフォームや清掃をするなど、時間や費用がかかるという課題がございます。移住者のニーズに合った住宅を見つけにくいという状況になっているということでございます。

資料の6ページをご覧ください。

そこで、今回、移住者と空き家所有者との間を市町が新たに認定する空き家活用団体がつなぐ仕組みづくりを支援する移住者向け住宅加速化支援事業を市町と連携して新たに実施することとしております。

この仕組みによりまして、所有者から新たな負担を求めずに、借り上げた空き家をこの団体がリフォームをして、その費用を家賃に上乗せをして移住者に貸し出すということにより、所有者が費用負担なく、気軽に空き家を提供できるようになります。

また、移住者にとりましては、空き家活用団体に住まいのニーズを伝えることで、団体がニーズに沿った空き家を所有者から借り上げ、リフォームして借りるということができるようになるために、移住者向け住まいの確保が加速化されることとなります。

なお、平成31年度につきましては、モデル的に五島市と松浦市において実施を予定しているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業の計上状況）」について説明を求めます。

【井上監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料についてご説明いたします。

当資料は、県民生活部、環境部、土木部における政策的新規事業の計上状況の一覧ですが、土木部については2ページ目にある子育て応援住宅支援事業費、移住者向け住宅確保加速化支援事業費の2件の事業となっており、計上額については事業内容等の精査により、記載のとおりとなっております。

なお、各事業の詳細につきましては、先ほど住宅課長が補足説明をしたとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 おはようございます。

今、提案された内容について、2つ質問させていただきます。

1つは、今、課長から補足説明がありました子育て応援住宅支援事業と移住者向け住宅確保加速化支援事業費です。2つ目は石木ダムの関

連予算についてさせていただきます。

まず、今、政策的新規事業の計上状況ということで監理課長から説明がありました。土木部が2件、住宅課ということで、今言いました2つが計上されているわけですが、この資料を見ると、要求額が子育て応援住宅支援事業については5,000万円、それに対して計上額が2,000万円、それから、移住者向け住宅確保の分については要求額が1億1,000万円、計上額が1,000万円ということで、子育ての分については要求額に対して40%、住宅確保については10%ということです。これを事前に聞きましたら、要求額というのは土木部から県の財政当局への要求額ということで、事業内容等を精査した上でこれだけの計上ということで認められたと理解しております。いずれも40%、10%ということで、県が人口減少対策とかをやるに当たって、少し少ないんじゃないかと。全体の予算がありますから、なかなか厳しいんでしょうけれども、少ないんじゃないかと思ったんですが、それに対する担当課の認識をまずお聞かせください。

【高屋住宅課長】 予算が厳しい中で予算づけをしているということにつきましては、委員ご指摘のとおりでございます。

まず、子育て応援住宅支援事業につきましては、従来3世代同居・近居促進事業で5,000万円の事業費としていたものを衣替えということでございます。

件数の想定で言いますと、従来、新築の住宅を対象にしておりましたが、今回はそれを対象から外すということで、まずは件数が一定減ってくるだろうという想定がございました。

ただ、長崎県内では中古住宅の取得等もかなり進んでおりますので、新築住宅を一旦外すということで予算額は減額したんですけれど

も、今後も申請状況等を見ながら、次の予算につきましては検討していきたい、さらに要望していきたいと考えております。

移住者向け住宅につきましては、県内への移住者が数百人単位で来られておりまして、かなりたくさん住宅を準備する必要があるであろうということで予算を要求していたのですが、実際、市町の方とあわせて事業をしていくということで、市町の方も全く新しい事業ですので、すぐすぐ対応というのが難しい状況があり、まずは2つの市についてモデル的にやってみようということで、予算としてはこういった金額になったところでございます。今後、また市町の状況を見ながら、これにつきましても要求をしていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。そういう判断があったということですが、ぜひ今後の推移を見ていただきながら、これだけの採択額といえますか、少ないようでありますので、ぜひ担当課としても努力をお願いしたいと思います。

子育て応援住宅支援事業の中身ですが、この3年間、いわゆる3世代の同居・近居促進事業を衣替えしたということですがけれども、その前の3年間はいわゆる住宅性能向上のリフォーム支援事業ということで、当初、たしか3億円で始まって、今年度までで予算額が5,000万円ということですね。随分と額的にも少なくなってきたということで、私もこの委員会の中で、もっと使いやすい内容と額の拡充を求めてきたところですが、そういうのもあって今回の予算が2,000万円ということでちょっと少ないなという感じがしました。

その流れからすると、もちろん前の3年間、新年度の関係で子育て支援というところが入ってきたわけですが、6年前のことから考えると、

単純にリフォームの支援ということだけではなくて、いわゆる県内で住宅産業に携わる特に大工さん、左官さん、そういう技能者の皆さん方が、ピーク時からすれば随分と数が減ってきています。去年ですか、災害復旧の時の緊急木造住宅も県と業者関係の団体と締結をされましたけれども、その時にそういう技能を持った人たちをきちんと育てていくという視点もあったんじゃないかと思うんです。まず、そのところが新年度の子育て応援住宅支援事業にきちんと継承されているのかどうか、その認識をお尋ねいたします。

【高屋住宅課長】技能の承継というのは非常に大切な内容であるということで認識をしております。技能という面で行きますと、リフォームの方の技能を継承していきたいということがありまして、従来、新築の方が多かったのですが、既存ストックの活用であるとか、リフォームの技能承継というところもございまして、今回は中古住宅の取得であるとか、リフォームの方に絞っているというところもございまして、

【坂本(浩)委員】そういう認識を継承されているということで了解いたします。

中身ですがけれども、今回、報道もありましたけれども、補助対象者は多子世帯というところを盛り込んであり、これが九州で初めてということで一定評価をいたします。

ただ、今言われたように新築が入っていないということもありますし、今まで私のところによく声が届いていたのは、これまでの3年間は今から3世代と一緒に住みますよと、ないしは近所に住みますよという方々に対する支援だったんですけれども、実際、今もう既に3世代で住んでいると。だから、一番上の世代から言う

とお孫さんが増える時に家の間取りを変えたり増築したりする、そういうものが今までは適用されてないということがありました。今回は多子世帯ということで、そういうことにはなるうかと思うんですけれども、その辺の認識と申しますか、そういうことに拡充できないものかどうか。現実的に新年度のこの事業では適用できないんですか。3世代で住んでいて、子どもさんが増えるから、自分の今の家の間取りを変える、部屋を増やすということに使えないのかということについてはどうなんでしょうか。

【高屋住宅課長】 今回の制度につきましては、3世代同居につきましては従来どおりです。新たに3世代の同居・近居を始めるということが要件でございます。

多子世帯につきましては、新たに住宅を取得するところが要件になっておりまして、現在、住まわれている住宅の増改築につきましては対象になっておりません。

【坂本(浩)委員】 そこが、私としてはなかなか納得できないんです。この補助対象者は2つありますよね。多子世帯で中古住宅を取得、または取得時にリフォームを行う住宅所有者。2つ目の丸が3世代同居・近居のために中古住宅を取得またはリフォームということですから、この3世代については新たに中古住宅を取得するか、今住んでいてもリフォームをするということとは可能なんですよ。

多子世帯については、その取得時にしかリフォームが適用できないということで、なんでそういうふうに分けたのかなということがあるんです。その分けた理由、その辺はどう考えればいいんでしょうか。

【高屋住宅課長】 基本的に限られた予算の中で支援をしておりますので、少しでも施策の効果

があらわれるようにという観点で行っております。ですから、3世代同居・近居につきましては、今まで別々に住んでいたんだけど、新たに一緒に住むというようなアクションを一つ起こしていただくということが目的になっております。

多子世帯につきましては、例えば今は狭いアパート、賃貸住宅に住んでいるんだけど、新しい住宅を取得していただくという一つのアクションを起こしていただく、そこをもって支援をするというやり方しております。

【坂本(浩)委員】 なかなか納得しがたい部分があるんですけれども、前の3年間の同居・近居の際も、先ほど今年度の1月末の受付件数約230件、250件を予算化していますから、最終的には3年目の最後にして、やっと受付件数が目標に近づいているということなんです。たしか初年度は50件もいってないですよ。3世代の同居・近居が始まった年は三十何件なんですよ。次の年が150件ぐらいで、今回やっと250件にかなり近づいたということ。やっと近づいたと思ったら、今度はまたこういうふうに制度が変わるということで、使う県民の皆さん側がいまいちわからない。それを使う業者も、3年間でこれだけやったのに、また変わっていくということで、混乱までいかないかもしれないですけども、その辺があるものですから、よりよい中身で最初からスタートしていかないと、市町もちょっと戸惑うんじゃないかと思うんです、これは市町と一緒に連携して行う事業ですから。3年前の時には、市町が乗ってこなかったというのがかなりあったんじゃないかと思えますし、最終的には、今年度も2つの市は事業に参加してないですね。そういうのも考えると、これは、多子世帯まで含めたのは評価するんですが、な

ぜこういうふうに分けたのか、その辺がいまいちわかりません。

それで、今後の課題として、そこら辺の状況を見ながら、よりよい、いろんな県民の皆さんとか、業者の皆さん、工務店なんかの声を受けながら、この辺を柔軟に対応することが可能なのかどうか、その辺についてはいかがですか。もうこれでいってしまいますよということになるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

【高屋住宅課長】制度上は、こういった形でやらせていただきたいと思っているんですけども、市町の取組の方が3世代の時、どうしても一番最初の年度というのは取組が遅れてしまうところがあるんですけども、当初から取組をしていただくようお願いをしていきたいと考えております。

現在の状況を申し上げますと、県の今の取組と同じ取組をしているところが10市町ございまして、それ以外のところは従来の3世代の取組を継続するとか、今はばらけている状況でございまして、引き続き市町の方の協力をいただきながら施策を進めていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】せっかくの子育てを応援するような事業でありますので、ぜひ市町とも連携をしていただきながら、よりよいものにしていただきたいという要望をさせていただきます。

もう一つは移住者向け住宅確保加速化支援事業ですけれども、これは1,000万円予算を組んで、いわゆる空き家活用団体ですか、ここに2件、500万円ずつというふうな、その仕組みがいまいちよくわからないので、再度説明をお願いします。

【高屋住宅課長】まず、補助金の内容としてご説明いたしますと、空き家活用団体から見ると、

この1団体当たり県は500万円出します。地元の市町が同じ額を出すということです。空き家活用団体もさらに同じ額を出すということで、空き家活用団体から見ると、その空き家の改修費や空き家活用団体の活動費といったものの3分の2が補助を受けられるといったスキームになっております。

【坂本(浩)委員】この資料によると、空き家活用団体には、建築士や工務店、大工等いろいろ入っていますけれども、そういう団体をつくらなければいけないということですが、その団体の作り方というのはどういうふうにしていくのでしょうか。

【高屋住宅課長】団体の作り方を特に決めていたわけではございませんで、地元の市町の方で公募をしていただくという形にしております。

今まではなかった事業ですから、地元の例えば不動産屋や工務店がそのままやるというのは、なかなか難しいかなと考えておまして、こういった建築士の方であるとか、宅建業の方、あるいは先行した移住者の方、そういう方たちが集まって新たな団体を立ち上げて、それで応募していただくようなことを想定しております。

【坂本(浩)委員】わかりました。ポイントになるのは、多分この空き家活用団体がどう機能するかということになってこようかと思っておりますので、せっかく県でつくった、市町と連携してやる事業でありますので、市町に投げっぱなしということにならないように、県の重要施策に基づくことありますので、多分、これがきちんと機能して、予算が足りない、もっと予算をつけないといけなくなれば、今回の要求額の1億1,000万円というところまで近づけるんじゃないかと思っておりますので、ぜひそれは要望として申し上げさせていただきます。

続きまして、石木ダムの関係です。先ほど課長から説明があったんですけれども、横長資料の環境生活分科会説明資料の土木部の45ページです。ここに浦上ダム及び石木ダムの建設に要する経費ということで、本年度21億2,600万円というのが記載されております。

一般質問、あるいは昨日の予算総括質疑でも、いわゆる本体工事の予算が約5億円と言われていたんですけれども、実際、石木ダムに関わる部分、それ以外にも水源地ダム対策費だとか、河川総合開発費とか、そういうものがあると思いますので、関連も含めてどれくらいになるのか、内訳と実際の金額をもう一回教えてください。

【松本河川課企画監】石木ダムに関連します平成31年度の予算についてですが、公共費が19億1,787万1,000円、単独につきましては水源地ダム対策費が3,561万円、ダム建設推進費が2,398万2,000円となっております。

【坂本(浩)委員】 本体、それから今やっている付替え道路の工事を含めてのトータルということになりますか。その内訳、例えば用地補償費が幾らだとか、そこら辺はわかりますか。

【松本河川課企画監】 河川総合開発費の19億1,787万1,000円につきましては、測量設計費が約4億円です。それと補償費が約4,000万円、工事費につきましては約14億円となっております。その14億円のうち、本体費につきましては約5億円となっております。

【坂本(浩)委員】 わかりました。今年度に比べて新年度はかなりの額が計上されたということでもあります。

それで、私は去年の予算審議の時にも申し上げましたけれども、この間、知事が最終的にどう決断するのかということを追われて、「総合

的に判断する」ということを言われておりますけれども、今、実際、裁決を申請していて、裁決待ちということでもあります。一方では、事業認定に対する裁判も、去年、地裁の判決は出ましたけれども、控訴されて、今、控訴審が行われております。要するに、公益性についてどうなのかということが地裁では一定判断されたんですけれども、控訴されて控訴審が今継続されているということなんですね。

そういう状況の中で、本体工事も予算に組まれているということについてはどうなのかなと思いますし、その辺についての認識はいかがでしょうか。

【松本河川課企画監】石木ダムにつきましては、現在、付替え道路の工事の進捗に伴って、先ほどご説明しましたけれども、工事費、測量設計費等々を要求しております。

現在、工期が平成34年度末ということになっておりますので、今後、地権者の協力等が得られれば、ダム本体工事の一部に着手するための掘削にも着手したいと考えており、県としまして、事業工程に基づきます適切な予算配分を現在お願いしているところでございまして、国に対してもそういった要求をしており、予算案に計上しています。

先ほどの訂正ですが、ダム建設推進費の2,398万2,000円のうち、石木ダムに関わる部分につきましては2,385万5,000円でございます。まことに申しわけありません。

【坂本(浩)委員】 あと一つ確認させてください。このままいくと、いわゆる行政代執行という強制、私はそれを一番懸念しており、非常に危惧をしているわけなんですけれども、知事等が答弁をされている「総合的に判断をする」という部分にそういう行政代執行というのを含んです

るのか、そこら辺についてはいかがですか。

【浦瀬河川課長】知事が、これまで記者会見等でも質問に対して述べていますけれども、選択肢の一つとしてはあるということで考えております。

【坂本(浩)委員】選択肢の一つとしてはあるということでありませぬ。

これも私は何回も言ってきましたけれども、2015年、平成27年度の長崎県の公共事業評価監視委員会が、この事業については進めていいけれども、しかし、反対地権者の疑問点についての説明の継続とか、これは県がきちんとやるべきだということで、その上で「円満な解決が図られるよう最大限努力することを求めたい」という意見書を出しているわけですね。その経過がなかなか見えないんですよ。

だから、この間から委員会の中でやりとりして感じているのは、もう今は裁判をしていますからそれ以上のことは言えませんみたいなことで終わってしまっているんじゃないか。その後の公共事業評価監視委員会の提言に基づいた、あるいは13世帯56人の地権者の皆さん方との対話というのかな、その姿が全く見えないものですから、淡々といって、最終的には行政代執行ということになってしまいやしないかという危惧があるんですけれども、そういう危惧に対してどう認識されていますか。

【浦瀬河川課長】前回の再評価におきまして、公共事業評価監視委員会から、今、委員がおっしゃったような提言が出されたのは承知しておりますけれども、私ども県も、それまでの間に、あらゆる機会を捉えまして説明会や面会をしてきました。その頃も知事が、直接川原公民館に出向いて説明とかやろうとしても、弁護士が意見を遮ってできなかったということで、それ以

降、いろんな質問に対しても、県は、文書、部長トップでの面会とかしたんですけれども、結局、私どもの対応にも応じてもらえず、結果的には地権者を含む方々が裁判を起こされたということで、今は地権者が言われます事業の必要性については裁判の場に移っていると思っています。

ただ、地権者との話し合いにつきましては、昨年度、ちょうど1年ぐらい前に、知事に地権者が直接私たちの話を聞いてもらいたいということで、これについては今現在も、私も現場に出向いて直接地権者の方にお会いして、どういう環境でお会いするかということで今調整中でございますので、地権者との面会等については引き続き県としても努力したいし、そういう機会があるのであれば、できるだけ早く対応していきたいと思っています。

【坂本(浩)委員】それまでの経過は、私も若干ですが、把握しているつもりであります。この1年、2年といたしますか、そこがなかなかそういう姿が見えないままに、工事費はどんどん、どんどん膨らんでいって、新年度、いよいよ本体の工事の予算ができたということについての危惧でありますので、ぜひこの公共事業評価監視委員会、それから公共の福祉というのは、この事業を進めるに当たってリスクを負う人たちがいるということ、このバランスですよ。この調整をきちんと行政としてはやるべきじゃないかと思っていますので、そこら辺については今後もきちんと対応をしていただきたいということのを要望として申し上げ、終わります。

【里脇分科会長】ほかにございませぬか。

【川崎委員】移住者向け住宅確保加速化支援事業についてお尋ねいたします。

今しがたのご説明、そして坂本(浩)委員の質

疑も伺った上で、確認もさせていただきたいと思えます。

住宅を求める移住希望者と空き家活用の促進を行うためのマッチング事業として大変有効という認識をいたしております。

空き家の活用につきましては、もうたびたび質疑もさせていただいて、これが進まない理由とすれば、オーナー側、所有者側に提供するためのリフォームの負担だとか、家財道具も残っている等々、こういったところから市場に供することがなかなか難しいということが課題になっていたということで、空き家活用団体を新設して、そこで解決を図っていこうという取組と認識をいたしております。これについては非常に効果的だなと今見ておりました。

そういった中において、今しがた、市町の方で公募をしながらこの活用団体を創設していくということでありましたが、これまでなかった取組に新たに挑戦をされるということで、非常に期待もする一方で、果たしてこの団体が速やかに立ち上がって機能していくのかということ、やはり同じように不安に思うところがございます。この辺は市町とはしっかりと協議をなされた上で取り組む体制を整えておられるのか、まず、そのめどといたしますか、そういったところをお尋ねしたいと思えます。

【高屋住宅課長】先ほど、今年度はモデル的に五島市と松浦市でまず始めてみようと考えていると申し上げましたけれども、それぞれの市町とは、地元のこういった活動に意欲のある方の情報も含めて情報交換を行いまして、新年度に向けて、今、準備を進めているという状況でございます。

【川崎委員】ぜひ、きちんと支援団体を組成していただいて、機能させていただきたいと思

ます。

まず、五島市と松浦市でモデル的にということございました。移住に積極的な離島において、私も現地で移住者の方と意見交換したこともあります。仕事は何とか見つかったけれども、家は大変でしたよということをおっしゃっておられましたので、やはりニーズがあると思えますから、離島においては力を入れていただきたいと思います。

この活用団体のことを少し聞きますけれども、借り上げをするということが見込まれております。つまり、この団体は、グループという類ではなく、法人化をしてサブリースも行える、そういった団体であるという認識でよろしいですか。

【高屋住宅課長】空き家活用団体については、法人格を持って、自ら賃貸をして、それを転賃する、サブリースをするといった資格を持つ団体ということで考えております。

【川崎委員】よくわかりました。これが機能すると、随分提供する物件も増えてきて、空き家活用につながっていくと思えます。モデル的に取り組まれることですので、先般からたびたび議論させていただいております住宅のセーフティネット制度についても、こういったところから少し機能しながら拡大をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、債務負担行為のことについてお尋ねいたします。

部長説明資料の9ページ、長与町高田南地区土地画整理につきまして55億8,000万円計上されておりました。以前も、この進捗についてはスピードアップを図ってほしいということも申し上げたところですが、今回、高額な債務負

担行為を計上されているので、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

【高屋住宅課長】高田南地区の土地区画整理事業につきましては、長与町が事業主体となっておりまして、県の方が事業を受託して施行しているという状況でございます。

この事業は、昭和60年度から継続してやっておりますけれども、事業の進捗が大幅に遅れている状況でございます。今回、残工事につきまして一括で発注をして事業の進捗を図りたいと考えておりまして、今回の予算案では、これに関連します債務負担行為としまして、平成32年度から平成36年度までの55億8,000万円を計上させていただいているところでございます。

【川崎委員】昭和60年からスタートして、もう30年は優に超えている状況ですね。いつか、いつかというのは、地域の皆様のお声でございます。一括計上して進めていくということでもありますので、5年間だったですか、速やかに計上し、そして工事を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

道路の付替えということもあると思いますので、できれば、ぜひ全体像を皆様にわかりやすくご説明をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

【高屋住宅課長】今、資料を準備しておりませんので、よろしければ後ほど資料を準備して説明させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【里脇委員長】川崎委員、それでよろしいですか。

【川崎委員】はい。

【里脇委員長】では、後でお願いします。

【川崎委員】もう一点、住宅関連予算についてお尋ねをいたします。

住宅課になるんでしょうか、平成31年度の収支計画ですけれども、いわゆる歳入歳出のバランスがとれているかどうかというお尋ねでございます。更新建て替えだったり、維持だったり、当然家賃で賄っていくということもあるということだと思います。お示しいただいている予算書も確認をしておりますが、そういった収支バランスを取りながらの運営なのかということについて、説明していただきたいと思います。

【高屋住宅課長】平成31年度の予算につきましては、歳入が約56億円、歳出が約30億円というところでございます。

平成30年度と比較しますと、歳入につきましては6,000万円程度の増で、歳出は200万円程度の増ということで、ほぼ例年どおりの予算ということになっております。

歳入の方が上回っている状況でございますが、この差額につきましては、起債償還等に充てられるということで全体のバランスはとれているという事業になっております。

【川崎委員】そうしますと、起債の償還であれば、それはここに載ってこないんですか。つまり、56億円と30億円、26億円ほど歳入が多いという中において、いわゆる建て替えの促進だったり、エレベーターがないという声もたくさんあるわけで、潤沢に予算がということは申しませんが、そういったところに充てていくということ、そういう考え方に及ばないのかなのか。

【高屋住宅課長】起債償還分につきましては、住宅課の直接の予算としては計上されてきませんので、そこは差額があるように予算上は見えるということでございます。

【川崎委員】再度確認ですけれども、歳入と歳出には約26億円の差がありますけれども、それ

については起債の償還に充てているので大体バランスがとれている状況であるという理解でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

【里脇分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【渡辺委員】繰越明許費の関係でお尋ねしたいんですが、3ページ、総務費の企画費が1件で97億350万2,000円、理由別内訳もその他となっているんですけれども、これはどういう意味か、中身を説明してもらえませんか。

【井上監理課長】この分は、新幹線整備事業の負担金でございまして、事業費約134億円のうち繰越明許費として約97億円を計上させていただいているところでございます。

主な繰越の理由としましては、工程調整に不測の時間を要したもの、あるいは地元協議の難航による工事工程の繰り下げ、地質が当初想定よりも堅いということで、掘削に不測の時間を要していると、そういったもろもろの要素がありまして繰越を計上させていただいているものでございます。

【渡辺委員】これは、件数1件でその他にまとめてなっているでしょう。用地補償とか何とかがも入っているわけですか。

【鈴田新幹線事業対策室長】新幹線の負担金は、県としては負担金という形ですので、その他のところに一括しておりますけれども、今、委員おっしゃったように、内容としては、一部ですけれども、数千万円の用地補償の繰越も含まれております。

【渡辺委員】わかりました。

部長説明資料の方に移らせていただきます。2ページの歳出予算の企画費の関係で187億7,000万円、金額が大きいんですが、この企画費の187億7,000万円の中身について、どう

いうものがあるのか説明してもらえませんか。

【鈴田新幹線事業対策室長】先ほど繰越のところでもお話が出ましたけれども、新幹線事業の建設にかかる県の負担金につきましては、歳出の項目としては総務費の企画費の中に計上がされております。平成31年度で上げている187億数千万円につきましても、ほとんどが新幹線事業の県の負担金の部分でございまして。

【渡辺委員】企画費となっているものだから、負担金が主な中身ということですね。

それから、3ページの真ん中にあります重要幹線街路費の関係で長崎駅周辺の立体交差事業で111億5,000万円ぐらい上がっているんですけれども、この長崎駅周辺の立体交差事業につきましましては、完成年度は平成31年度でよかったですか、そのあたりを確認させてください。

【植村都市政策課長】連続立体交差事業につきましましては、事業全体の完了時期は平成33年度末でございまして。

ただし、新しい駅舎の開業及び高架線路への切り替えは、これから約1年後の31年度末の予定です。その後、既存の鉄道施設の撤去と、撤去した後に街路の整備をしたりということがございまして、最終的には33年度末でございまして。

ちなみに、部長説明資料の3ページに111億5,225万4,000円という記載がございまして、これは全部が連続立体交差事業というわけではございまして、このうちの92億5,035万9,000円が連続立体交差事業に要する経費で、残り18億円ほどはその他の街路事業に要する予算でございまして。

【渡辺委員】確認させていただきたいのは、平成31年度は新しい駅舎が完成するということでは理解しておいていいですね。その後は、いま

での既成の線路を撤去したりしないといかんからということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。

それと、4ページ、5ページにかけて空港管理費があるんですけども、今、長崎空港に定期航路がない小値賀空港、上五島空港があるでしょう。定期航路が飛んでいない空港の管理費と整備費もこの中に入っているんですか。この2つの空港の扱いはどうなっているんですか。

【近藤港湾課長】委員ご質問の上五島空港と小値賀空港につきましては県営空港でございます。ただし、定期航路が飛んでおりません。管理につきましては、地元の新上五島町並びに小値賀町の方に委託してございまして、県と町合わせて1,000万円前後だと思っておりますけれども、管理にかかっております。そのうちの450万円を県が負担してございます。主な用途につきましては、人件費と空港を維持するに当たっての除草や伐採、電気代といったものの費用に充てられております。

【渡辺委員】この小値賀空港、上五島空港の活用策と申しますか、どういうものがあるんですか。何に使っているわけですか。

【近藤港湾課長】今現在の活用、用途としましては、ドクターヘリであるとか、デリバリーヘリ並びに遊覧飛行、観光に来られるプライベートジェットの用に使われているんですけども、以前は上五島空港につきましてはパイロットスクールの誘致を検討した時期がございましたけれども、それが頓挫しているという状況でございます。

地元町からも世界遺産の登録を契機にして、そういった観光をメインとした航空機の就航というのも期待してございますので、そういった活用に向けて地元と一緒に検討してまいりたい

と考えております。

【渡辺委員】上五島空港なんか、例えば民間の飛行機が、福岡空港からでも長崎空港からでもいいから巡礼ツアーなどで飛ばしたいとなったら、受け入れは可能なんですか。

【近藤港湾課長】滑走路の延長からした時に、今のオリエンタルエアブリッジが飛んでいるような39人乗りの飛行機ではなかなか難しいと思いますけれども、セスナ機、10人前後の航空機であれば、今でも着陸ができておりますので、十分パッケージツアーという形での誘致というのは可能だと考えております。

【渡辺委員】セスナ機ぐらいしか対応できないわけですか、上五島空港も。

【近藤港湾課長】滑走路の延長からすると、今、高性能のプロペラ機もあって、それがATRの飛行機なんですけれども、その飛行機は40人乗りぐらいであっても十分着陸はできる飛行機ということで聞いております。

【渡辺委員】わかりました。せっかく空港があるので、活用策を十分考えていただきたいと思えます。

それと、5ページの急傾斜地崩壊対策費、県単でもかなり今回つぎ込んでされているんですが、今、工事をしたいけれども、空席待ち番号というか、何件ぐらい待っているんですか。地域からの要望があって、何件ぐらい待っているのか、その辺を教えてください。

【田中砂防課長】急傾斜地崩壊対策事業につきましては、本来、急傾斜地の場合、土地は無償提供になっております。無償提供の条件が整ったところを地方機関から要望として上がってまいります。県が行っている公共事業に関しましては、その待ちはございません。ただ、2分の1補助というか、市や町が実施する事業がござい

まして、それは県が2分の1を補助しているんですけども、それに関しましては全体で、今のところ佐世保市が一番多いんですけども、39カ所ございます。

【渡辺委員】佐世保で何件ですか、よく聞き取れなかったです。

【田中砂防課長】佐世保で39件ございますけれども、その中で、今回、市の事業から県事業に移行することになっている箇所が8カ所ございますので、それを引いた数でございます。31カ所でございます。

【渡辺委員】わかりました。大分進んできているというのがわかりましたので、積極的に安全・安心のために工事を推進していただきますように、よろしくお愿いしたいと思います。

6ページに入って、民間建設物のアスベスト対策に要する経費として412万1,000円が上がったんですが、これは民間の建物のアスベスト対策に対する経費としてということなんですが、民間の建物ですから民間の負担はどういう割合になっているんですか。民間の建物でも県がこうやって負担をしているわけですか。アスベスト対策をする時に、その割合はどうなっているんですか。

【三原建築課長】アスベスト改修事業につきましては、県と市、国で3分の2の補助を行いますので、所有者の負担は3分の1ということになります。

【渡辺委員】3分の1が民間負担で、今度は県の単独事業で412万円計上しているんですけども、何件分ぐらいを予定しているんですか。

【三原建築課長】来年度分につきましては、2件分を予定しております。

【渡辺委員】この民間のアスベストの関係の建物というのは、来年度予算で2件ですけども、

そのほかにもアスベストを使った建物というのがまだあるんですか。その調査はしているんですか。

【三原建築課長】県の方では、吹付建材を使っている建物を把握しておりまして、アスベストの含有が確認できているのは114棟ございます。確認ができてないのが64棟ございまして、これは引き続き市町と連携しながら調査をやりたいと考えております。

【渡辺委員】よく聞き取れなかったんですけども、114棟あって、アスベストが使われているかどうか未確認が64棟ですか。そこをもう一回確認させてください。

【三原建築課長】アスベストがあるというふうに確認されたのが114棟ございまして、まだアスベストがあるのかないのかわからないのが64棟ございます。既に事業をされているのが87棟ございまして、除却等の未実施が27棟ございます。

【渡辺委員】まだ除却してないものが27棟残っているというわけですか。その見通しはどうなんですか。来年度予算ではたった2件でいいんですか。

【三原建築課長】27棟ございますけれども、そのうち26棟につきましては利用する方々が入れないような設備をしておりまして、例えば立ち入りを禁止しているということで対応しておりまして、現在のところは環境に影響を及ぼすことはないと理解しております。しかしながら、アスベストがあるということはわかっておりますので、これにつきましては除却をやってもらうように働きかけは十分やっていきたいと考えております。

【渡辺委員】そうしたら、この27棟に対しては、除却はしないといかんけれども、持ち主に

対しての指導はちゃんとしているわけですね。そして、一般の人が入ってこられないようにしているから、特段急いでしなくてもいいと。しかし、いずれはしないといかんのでしょう、アスベストが入っているところは。ここは持ち主に働きかけて、早急に対応するようにしておいてください。除却しないといかんなら、そうしないといかんと思います。わかりました。

それから、6ページの下にあります県営住宅の関係でお尋ねします。深堀団地の建て替えが進んで、移動して、今A棟のあるところを市街地再開発かなんかでその土地を売るわけでしょう。今まで県営アパートが建っていた部分を、別のところの建て替えが進んでいったので、今まで建っていた土地を別の用途に変えて活性化するということですか。県営アパートは、もうその場所には建てないという方針をいつ頃決めたんですか、それを教えてもらえませんか。

【高屋住宅課長】深堀団地につきましては、平成19年度ぐらいから設計をして建て替え工事を進めてまいりまして、今年度いっぱい新設する建物につきましては工事が終了するところでございます。

今後、中にまだ空き住戸がございますので、そちらの方にA群の方から順次移っていただいて、将来的にはA群のところは解体をして更地にするという状況でございます。

深堀団地の計画を立てる段階で、非常に大きな団地ですので、団地内で集約化を図りまして、残りの余剰地をつくって、そこを何らかの形で活用しようという方針でやってまいりました。

ただ、残りの余剰地をどう活用するかとか、売却するかとか、その辺の検討はこれからの宿題ということでございます。

【渡辺委員】 そうしたら、今まであったA群の

土地のところには、もう県営アパートは建てないんだという方針を決めたのは平成19年度になるんですか。要するに、もうこれ以上増やさない、入居者数は減っているわけじゃないんでしょう。そこも確認したいんです。

【高屋住宅課長】深堀団地の予算を要求する段階、平成17～18年の段階で県の内部で協議をしてきまして、この団地につきましては、内側の方に団地を寄せていって、A群のところには建てないということで決定しております。

建て替え事業を行いますと、入居者の募集をストップしますので、自然に退去していかれる入居者が年に数十戸いらっしゃいますので、結果的に建て替えのスタート時点よりも入居者が減るということがございます。

【渡辺委員】深堀団地全体の県営住宅の入居者数というのは、今回の建て替え計画の関係でいけば増えているんですか、マイナスなんですか、現状維持なんですか。

【高屋住宅課長】建て替え着手時よりも減っているということでございます。

【渡辺委員】要するに、県としては県営アパートの入居者数を増やす方向じゃなかったわけですね。その基本方針を確認したいんです。県営アパートは増やしていかないという方針なんですか。

【高屋住宅課長】県営住宅全体としましても、今後、人口の減少の問題もありますので減らしていく方針でございますし、また、団地ごとに見て、深堀団地、一部公募した部分もありますけれども、それほど倍率が高くなるような団地でもございませんので、団地単位で見ても深堀団地については減らしていくという方針でございます。

【渡辺委員】あとは入居者との関係について、

よく連携をとっていただいて、スムーズにいくようによろしくお願ひしたいと思います。

部長説明資料の12ページの下の方に新幹線事業費で85億8,000万円の減がきていますね、補正の関係で。この鉄道運輸機構の通知に伴い85億8,000万円近くの減がきているんですけども、この「通知に伴い減額される」というのはどういう意味なのか、中身を説明してもらえませんか。

【鈴田新幹線事業対策室長】新幹線事業の平成30年度の負担金につきましては、当初事業としては約221億円を組ませていただいております。それに対して、7月に鉄道運輸機構の方から新幹線の建設費に対して貸付料という県や国の負担金と別の財源が割り振られます。これの通知が去年でありますと7月にまいりました。その貸付料が、去年の県の負担額でいきますと、85億円程度の県の負担の減になるぐらいの貸付料が配分されましたので、その分を今回補正で県負担の減という形で計上させていただいているところでございます。

【渡辺委員】新幹線の公共事業の関係ですね。

次の13ページの方に道路新設改良費の関係で30億円の減となっております。今議会の冒頭に、経済対策で公共工事の増額を緊急で可決したんですけれども、同じ補正でも緊急経済対策は増額で、公共事業の内示に伴い30億円減額になったという中身、私どもはその理解に苦しむんです。経済対策では早く決めてくださいと言って決めたのに、今回の通常の補正でいけば30億円の減額でしょう。これはどう捉えればいいんですか。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘の道路新設改良費、国の内示に伴い30億円の減、これにつきましては、平成30年度当初予算に対しまして30

年の内示額が少なかったことに対する減でございます。

補正に関しましては、先頃予算がつかました3年間のインフラ緊急点検による補正予算という形で新たに30億円、別建てで補正をさせていただきます。

【天野土木部次長】さきの経済対策補正との関係でございますが、補正予算の議案の順番としまして、経済対策補正の方を先にご審議いただいたわけでございますが、議会に付託いたしております議案の順番としましては、今回の補正の方が先になっております。今回の方が先でございますので、平成30年度の当初予算に対し30年度の内示がありまして、その差額の分が今回の減額ということですので。審議はこちらが後ということになっております。経済対策の方は、一回落とした後の議案に対して経済補正で上乘せするといった順番になっております。

【渡辺委員】よくわかりました。

そうしたら、議会の審議のあり方が逆になったということなんですね。

【天野土木部次長】経済対策補正でございますので、その効果を早期に発現させるために、あちらの方を例外的に議会開会日と翌日で早期にご審議いただいて可決していただいたということでございます。

【里脇分科会長】それでは、午前中の審査をこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から分科会を再開いたします。

午前 1 1時 2 6分 休憩

午後 1 1時 3 0分 再開

【里脇分科会長】分科会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

まず、分科会の冒頭ですが、住宅課長より発言の申し出がっておりますので、お願いします。

【高屋住宅課長】午前中にご質疑のありました高田南の土地区画整理事業につきまして、追加の資料を机の上に配付させていただいておりますので、ご説明をさせていただきます。

高田南土地区画整理事業につきましては、長与町が事業主体でございます、県としましては、着手当時から長与町の要請を受けて事業を受託し、施工してまいりました。

現在の施工期間は昭和60年度から平成42年度までを予定しております、施工面積は49.8ヘクタールで、総事業費は約320億円となっております。

しかしながら、昭和61年3月に事業に着手してから既に30年以上が経過をしておりますが、平成30年度末時点の予定で宅地造成率が56.9%と、事業の進捗が大幅に遅れております。いまだに多くの地権者の方に宅地をお返しできていない状況となっております、早期完成を求める声が強くなっております。

そこで、早期に完成できるように、長与町が必要な予算を確保いたしまして、残工事約19ヘクタールの施工を一括で発注し、保留地の約2.3ヘクタールの売却先を一体的に募集するとの方針を打ち出しまして、その事業の施工を県に要請してこられました。このことによりまして、複数年の工事契約をして工期を短縮し、保留地の売却によって財源を確保することとしております。

今回の予算案では、これに関連する債務負担行為といたしまして、平成32年度から平成35年度までに55.8億円を計上しております。

添付資料を少しご説明させていただきますと、

3ページに工程表を付けております。残工事の一括施工につきましては、平成31年度中に契約をいたしまして、平成36年度までの工事といたしたいということで考えております。債務負担行為の内訳につきましては、下の方の表に記載をしております。

4ページ目に位置図をつけさせていただいております。地図の左手の方に道の尾駅がございまして、浦上水源地が真ん中下の方に青色で表示をされております。その間の赤で囲っているエリア、こちらが高田南土地区画整理事業のエリアになっております。

5ページ目が現況の航空写真になっております。北東側にまだ一部林が残っておりますけれども、そういったところを今後造成していきたいと考えております。

最後の6ページ目ですけれども、今回の一括施工のエリアを表示しております。赤い太線で囲われたエリアが今回の一括施工のエリアになっておりまして、真ん中の黄色いエリアが保留地の売却するエリアになっております。

道路で申し上げますと、この赤いエリアの北側の方に都市計画道路の高田越中央線を整備し、そこから団地内の道路としまして都市計画道路三千隠線を北から南東の方に向かって、薄く茶色に着色している部分ですけれども、そういった道路も併せて整備をすることとしております。

説明は以上で終わらせていただきます。

【里脇委員長】説明が終わりました。川崎委員、これについて特にありませんか。

【川崎委員】ご説明ありがとうございました。

最後のページの今おっしゃった道路、この地図で言うと北部から真ん中を通して、団地を通過して南東に抜けるという道路がありました。その右端に狭い道路が今ありますが、これについ

ではそのまま供用されるのでしょうか。それとも、この道路ができた時点でどういった形になるのか、ご説明いただきたいと思います。

【高屋住宅課長】このあたりは造成工事が入ってきますので、造成後は真ん中の新しい道路の方を通るということになるかと思えます。

【川崎委員】 そうしたら、最後に要望ですが、長くかかっておりますので、今回を機に、このスケジュールどおりに確実に進捗していただきますよう強く要望いたします。

【里脇分科会長】 この件はよろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

【外間委員】 午前中に住宅課長の補足説明の中で、子育て応援住宅支援事業、移住者向け住宅確保加速化支援事業のご説明に対して委員の方から質疑がございまして、一定理解をしておったんですが、ちょっと確認をしておきたいことがあったので、1点だけ確認をさせていただきます。

この移住者向けの支援事業については、人口減少対策、あるいは若者に焦点を置いて、さまざまな住宅の供給に向けての支援を行うことで、ついでに空き家対策も含めて積極的に県が各市町と連携をしてやっていかれる事業であるという理解をしたんですけれども、その中で移住者の対象として、県のスタンスから言うと、先ほどちょっと休憩の時も確認をさせてもらいましたが、県外から入ってくる移住者を対象とするということで理解しましたが、逆に、各市町においては、市町外の人が入ってくるのが移住者の対象になるのかどうか、まず、その点を確認したいと思います。

【高屋住宅課長】 各市町としましては、それぞれのカウントは市外から入ってくれば移住者というふうにカウントしていると考えておりますけれども、県としましては、県外からの移住者

の方について移住者というカウントをしております、今回の移住者向けの支援事業につきましても、県外からの移住者の方を対象にしたいということで考えております。

【外間委員】 県の役割として、各市町に対するいろんな情報提供であったり、そういった支援事業を連携してやるということになると、市町の行う事業について県がどのようなスタンスで応援をするような格好になるんですか。ひと・モノ・カネ情報でもいいですから、その辺についての県のスタンスをもう一度聞かせてください。

【高屋住宅課長】 まず、今回の加速化支援事業につきましては、このような事業を行うノウハウづくり、体制づくりみたいなものが第一弾としてあるかと思えます。その結果として、でき上がってくる事業について、実際、市町ごとに見ると、県外から入ってこられる方もあれば、県内から入ってこられる方もあるかと思えます。

そのうち、今回の事業の県の補助対象としてカウントするのは、県外から入ってくる入居者の方を入れる事業ですよということで、特に市町が独自に県内から入ってこられる分を妨げるものではないということで考えております。

【外間委員】 最後のページの目指す姿として、五島市と松浦市において、その意欲のある方を募集するんだというご説明でした。各市町において、このような移住者の支援という事業を自治体でも行っているところはあるのですか。

【高屋住宅課長】 今回の支援事業の概要を、特に離島・半島部を中心に各市町にご説明をして回りまして、市町と一緒に協調してやるものですから、市町の予算も必要になってきます。

それぞれ新年度予算を要求していただいたところが五島市と松浦市になるということでござ

います。他の市町につきましては、今後に向かって、再来年度に向かって、また動くというところもあるかと思えます。

【外間委員】わかりました。ありがとうございました。

最後にもう一点、繰越明許費の3ページ目について監理課長からご説明をいただきました。繰越明許の理由を6つに分けられて、それぞれの合計金額、530件についての内訳は11月議会で一定承認をしている部分、プラス経済対策分であるというご説明の中で、この用地の補償48件分ですが、この48件分の主な理由としては、予算が合わなかったということと、建物の移転に時間がかかったというご説明をいただきましたけれども、前々からこの用地の交渉といいますが、用地課にいる人たちが用地交渉を行って、その結果、なかなか折り合いがうまくいかなかった、あるいは金額について合わなかったということでの遅れというご説明と理解しましたけれども、それでよろしいんですか。

【佐々木用地課長】先ほど監理課長から説明がありましたとおり、用地交渉に関しましては、年度当初においては技術担当課とも調整しながら、年度内に建物等の移転が完了するようということで、早期に着手するようにはしておりますけれども、今委員からお話もありましたように、例えば補償額の不満とか、移転先地の選定、こういうものに時間がかかりまして、結果的に契約が遅れ、その結果、移転のための期間が不足するというので、これに伴う用地補償費、あるいは工事費が繰越となっているものでございます。

【外間委員】用地交渉の所管は用地課になるんですね。人事で用地課に配置をされた方が地主さんとの用地交渉に当たられると、基本的には

そういうことなんですか。

【佐々木用地課長】今、委員おっしゃるとおり、用地交渉については、基本的には各地方機関の用地担当職員が当たっておりますけれども、場合によっては、当然技術職員の方にも同行していただきながら用地交渉を進めているところでもあります。

【外間委員】やっぱり交渉力のある人というのは、民間でも非常に交渉に長けた方は情熱を込めて、誠意をもって対処することによって、人によってうまく前に進んだり、交渉のマニュアルとか、そういうのがあって、うまく理にかなって進めば、こういった用地交渉もうまくいくんだろうと思いますけれども、一旦つむじが曲がったりすると、なかなか前に進まないということで、非常にデリケートなところがあるかと思うんですね。

なぜこんな話をするかといいますと、東九州自動車道の建設がものすごい勢いで進捗をした一番大きな理由というのが、そういった用地交渉によって用地買収がスムーズに進んだからこそどんどん進んでいったと私は理解をしています。それは交渉相手と交渉する側の交渉がうまく成立をして、積極的に東九州自動車道ができ上がっていったんだなど。ということは、やっぱり交渉する側にも、土地を提供する側にも、理解度が高かったということで、非常に大切なところだと思うんですね。この繰越明許、決算の残については、そういった用地交渉に当たる人たちの状況というものが成果物として重要な役割を示すのではないかということで、ここに上がっていく残の件数、金額というものは交渉力の大きさにかかってくると。前年度比がどうだったのかわからないんですけれども、ただ単にここでは48件が残りましたということ

で、18億円強の数字が上がっておりますけれども、一度そういうことの確認をしたかったんです。やっぱり技術を持った、用地交渉力に長けた方が、不断にそういうことを積極的に進めていくことこそがこういったものの成果につながっていくのではないかとということを確認したいんですけれども、その辺についての見解をいただければと思います。

【佐々木用地課長】今、委員からお話がありましたとおり、事業進捗に当たっては用地取得のいかに大変重要であるということは認識しておりますし、熱意を持って用地取得を進めるようにということで各地方機関の用地の職員にも指導しておりますし、そういった研修もしているところであります。

初心者向けには、「初心用地」という冊子も作りながら、一日も早く用地交渉に慣れるようなOJTなども進めておりますし、今言われたように、用地交渉が難しくなるような場合には、担当だけではなく、班長、あるいは課長といった職員も適宜対応して、難しい案件にも当たっているところであります。

今回、一般会計の通常分における用地を原因とした繰越というのは48件、18億9,370万円ということなんですけれども、今年の同時期と比べた数字で見ますと、件数では85.7%、金額では63.8%ということで、昨年よりは縮減をしていると。先ほども言いましたように、現場の方には、熱意を持って、難しい案件も何回も何回も通って交渉を進めるようにと指導しているのが、この成果につながっているのではないかと考えております。

【里脇分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【田中委員】部長の説明書のところで入っていると思うんですが、1番は、公共事業費737億

円、単独事業100億円、100億円は125.5%のアップだと、これを強調しておられますけれども、どういう分け方ですか。少し勉強したいんですが、公共事業費、単独事業費は、補助事業の対象にならなかったのが単独になるんですか。大きな事業は公共事業費でやっていくのか、お金の関係の問題をちょっと聞かせてください。

【井上監理課長】国から補助をいただく事業を公共事業、県単独でやるものについて単独事業という整理をしております。

【田中委員】単純にそれでいいわけですね。国からの公共事業にも裏打ちで若干単独の金が出ていくけれども、それは関係なく、もう公共事業と単独という分け方をしているわけですね。単独は、やっぱり公共事業に乗らないということでしょう。だからこそ、4年に1回ぐらいはサービスをしなさいということと言ったんだけど、125.5%ということで20億円ほど増えているという解釈でいいわけですね。それは了解しました。

公共事業737億円とすれば、その中で長崎駅周辺が約111億円、それから諫早市の環状線が約148億円、これは大き過ぎるね。737億円の内訳ですれば、大き過ぎる。これに鉄道じゃなくて、新幹線の187億円を入れれば、この3つだけで事業費が半分を超してしまう。残りで隅々をやらなきゃいかん。3事業ぐらいで県の事業の半分以上を占めるほど集中したことがこれまでにあるのか。

【大塚道路建設課長】今、委員ご指摘の外環状線で148億円というお話がございましたが、これにつきましては道路新設改良費全体の金額でございまして、諫早外環状線だけの予算ではございません。県下一円で行っております道路新設改良事業の総額が148億円ということでござ

います。

【田中委員】この事業だけじゃないということですね。余りにもひどいからね、3事業だけで半分以上になるわけだからね。

ちなみに幾らですか。この大きい事業を3位、4位ぐらいまで挙げてください。1カ所で予算の集中度合いが大きいものはどこですか。

【大塚道路建設課長】道路改築関係の平成31年度当初予算における大型事業でございますけれども、諫早外環状線、これは島原道路でございますが、この諫早インター工区が約21億円、それから西彼杵道路、一般県道奥平時津線の時津工区が約24億円でございます。あと、箇所ごとに1カ所当たり10億円以上の予算がついておりますのは、一般国道202号浦頭拡幅の約11億円、これらが主な事業でございます。

【田中委員】ほかの課は10億円以上の事業というのはないのかな、一つの事業で集中して10億円以上の予算をつけているところは。

【浦瀬河川課長】平成31年度予算に限っては、石木ダムが約19億円でございます。

【田中委員】それだけですか。ほかのところはないんですか。

【植村都市政策課長】都市計画事業としまして長崎駅の周辺連続立体交差事業、こちらの方が約92億円、平成31年度の予算に計上しております。

【田中委員】92億円というと大変な数字だけれども、総事業費はどのくらいになるのか。

【植村都市政策課長】約459億円でございます。

【田中委員】そうすると、2割ぐらいつくんだね。集中してやると言えば、逆にいいことだと私は思っているんだけど、私のところの早岐川なんかもトータルで言えば200億円の事業だ。1期工事100億円、2期工事100億円で200億

円の事業だ。ところが、遅々として進まないのは、10億単位の予算がつかないから。200億円というと、10億円についても20年。今のように5億円ぐらいついたって40年、5億円つかない事業。だから、集中してやるならやるで結構だから、そういうのを特別粋みたいな感じでやってもらわないといかんね。そこら辺を指摘しておきたいと思います。

もう一つ、今度はこれで聞きたいと思うんだけど、公共事業費が737億円、この中で新幹線187億円というのは、事業費じゃないんだよね。県が負担する分が187億円であって、事業費はこれの3倍ですよ。ほかのところの事業は大体そのまま真水の事業費でしょう。新幹線だけが3倍ということですね。だから、これを一緒にしてやるのは、ちょっと私はおかしいと常々話しているんだけどね。今年は85億円も貸付料収入があったからと言って安くなった。これはいいことだけれども、予算としてはちょっとアンバランスで、85億円などという数字はもう大変な数字だから。公共事業費はこれだけありますよと言って85億円少なかったわけだからね。事業量としてはあるんだよ。ただ、出ていく金は少なくて済んだというだけなんだね。新幹線の事業量は少なくなったわけじゃない。

そういうことから言うと、直轄事業の方は43億円組んでいるけれども、これは5倍ぐらいの事業量があるんでしょう。18.34でいくと5倍ぐらい。そうすると、間違いなく215億円の事業量にはなる。220億円ぐらいの事業量になる、正確に言うともっとなるのかな、私は粗で5倍として見たけれども。だから、この数字と事業量は必ずしも一致しない。予算の組み方としては、これは県の負担分だけですよ、事業量じゃ

ないんですよということがわかった方がより親切だという感じがするけれども、どうですか。

これはどこの管轄になるんですか。

【天野土木部次長】委員ご指摘のとおり、例えば直轄事業、それから新幹線整備事業、これらにつきましては、いずれも負担金ということでございますので、新幹線で言いますと県の負担分3分の1、それから直轄事業でいきますと、委員ご指摘のとおり概ね2割程度ということで、それぞれ実際の事業費は大きくなるということになります。

それに対しまして公共事業、これは補助事業または交付金事業でございます。それから単独事業、これらは国からのお金が入る、入らないの違いはございますが、トータルの事業費を予算には計上いたしております。ただ、これは予算をつくる上ではどうしてもやむを得ない部分でございますので、そういった前提を置きながら、ご説明の段階では、委員ご指摘の点を十分留意しつつ、今後、説明の上では注意をしてみたいと考えております。

【田中委員】先ほどの県単事業の中身に入るといっても、公共事業は大型事業があるのとないで都市間のアンバランスはあると思います。大きな事業があるとでっかい予算になるからね。長崎市、県央、県北というのが私の頭にはいつもあるんだけど。県単はある程度配分してもらわないといかんね。これに載ってない、いろいろ頼んでいることはいっぱいあるけれども、簡単にお金がないということで事業化できない。その中で、県単で事業化できているところはまだいい、県単にいかない、事業がね。

例えば、この前大雨が降った時に、国道、県道が冠水した。それでも1日すれば元に戻るわけだから、あんまり関係ないと言えば関係ない。

1日だけが国道であって、県道であっても、若干通行禁止みたいなのところも出てきたけれども、ただ、1日で終わるものだから、あんまり予算化はしないという感じでね。そういうところまで含めると、まだ幾らでもある。しかし、そういうのは現場サイドの裁量で拾ったり拾わなかったりするんだろう。

だから、せめて県単事業くらいはある程度人口比あたりでバランスをとってほしいなど。大型事業はいざ知らず、予算の配分上、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

【井上監理課長】土木部としましては、政策検討委員会等の場において、県土全体のバランス、それから本土、離島、地域の個別事情なども考慮しながら、緊急性のある個所や早期に整備効果が発現できる箇所などを優先的に取り組んでいく方針としておりまして、今後も全体を見ながら必要な事業を実施していきたいと考えております。

【田中委員】今、さっと私はメモしたんだけど、長崎市は25億円、26億円と県単も入っているからね。佐世保市が13億円、諫早市が10億円、あとは10億円いかない。人口関係で言うと対馬市の6億4,000万円というのも大きいよね、そんな感じがするんだけど。雲仙市なんか5億円近くやっているだろう。やっぱり単独の計上の仕方が年度において相当差があるのかな、ちょっと確認しておこうか。

【井上監理課長】各地域の事業費は、大型の事業があった年度において増加をしております、事業の進捗に応じて年度間での事業費の増減が発生するものであると考えておりますが、ちなみに、今回の平成30年度の経済対策補正、内示ベースですけれども、これについては佐世保市の事業費は約112億円ということで21市町中1

位と。それから、平成31年度の当初予算においては佐世保市の事業費は約80億円ということで、こちらが21市町中2位ということになっておりまして、各年度ごとに事情に応じて配分される場合があるということでお考えいただければと思います。

【田中委員】問題提起で少し頭に入るように質問しているんだけど、予算をつくる時に、あんな話があったなというのがあれば、並んだ時には佐世保の事業を選択してくれるだろうからね、選択と集中というのが長崎県の予算の特徴らしいから。選択してくれないんだな。誰が選択するのかと言いたいんだけど、立場によって違って来るから、どの事業を採択して、どの事業を落とすかね。そんな感じがするんですが、改めて予算をもう一回ただしておきたいと思います。

平成30年度の当初予算が976億円だったかな。今度、補正で175億円減額している。これは今度のこれですね。そうすると800億円。補正というと、普通我々の感覚ではプラスの補正しか頭に入らないんだけど、皆さん方の補正はマイナスが入ってくるから困るのよね、マイナス補正が。普通補正というと、新しいものがプラスになったかという感じがするんだけどね。だから、800億円だったのかな、去年の土木だけの予算で見るとね。

しかし、この中でもまた繰越がどうのとか、予算を組んで、補正して、そして、その繰越がまたあってと、よく皆さん方はつじつまが合うなという感じがする、数字がね。毎年毎年、同じことを繰り返す。

先ほども出たけれども、もう一つ国の補正で2月補正があった。これは大体プラス要素があったと思う。従来は、これを一緒に記載してい

るものだから、プラス・マイナスで、今年はこれだけの事業がありますよという話で、事業量としては出てくるけれども、数字上はマイナスになって出てくると。補正がマイナスになっているから。マイナスの額が大きい。新たにつくった事業があるにしても少ないと。差し引いて補正全体としてはマイナス補正となっている。今年の補正はマイナスになっているけど、事業費だけは100億円ぐらい増えているなど、摩訶不思議な話が数字上はあるんだよ。それで、ちょっと複雑で整理をしなきゃいかんのが多いんだけどね。

ただ、一つだけ改めて新幹線の予算の関係ではびっくりしたんだけど、あんなに貸付料が入ってくれば、差額は違うものだと。普通貸付料はもう1割かそこらと思っていたけれども、とんでもない数字の貸付料がある。本当にありがたい話なんだ。事業量も減らない。貸付料で減ったって事業量は減らない。ただ、数字は減る。貸付料で県の負担金は減る、事業量はそのまま。これはもういいことですよね。我々はもう真水の事業量をいつも求めているわけだから。支出が減って、仕事は増えればこんないいことはないわけです。新幹線に関して言うと、今後もしつづけばいいなと思うんだけどね。

私は、うかつにも去年まではこんなに大きな補正というか、貸付料収入で補正があっていると知らなかった。平成30年度、初めて認識した。いや、29年度もちゃんと報告しましたという話だ。さっと見るので、じっと見てやらないと見抜けなかったんだけど、これだけの補正があるということは大変いいことですな。

最後にお聞きしますが、今度は新年度予算、平成31年度で債務負担行為が600億円ほどあるね。これは60億じゃない、600億円ほどあると

思ったんだけど、債務負担行為が。これは現状の31年度の予算量プラス600億円も余計に事業量が膨らむという解釈になるのかな、どうなのかな。債務負担行為はトータルするとそのくらいになるでしょう。トータルの数字は書いてない。債務負担行為が載っているのは7ページです。そんなにならないかな。14億、5億、1億9,700万、229億、9億、65億、25億、債務負担行為がずっと8ページの砂防の33億、火山砂防の30億から長与の55億、全部債務負担行為になっているね。繰越というの、繰越は事業が消化できないから繰り越しますよと。債務負担行為はこれだけ取り込んで一緒にやっていますよということなんでしょう。

【天野土木部次長】今、委員ご指摘の合計額については、こちらの手元で合計はしておりませんが、債務負担行為につきましては、例えば今回上げておりますのは、平成31年度中に債務を原因となる契約等を行います、その場合に31年度に支出する額につきましては31年度の予算の歳入歳出予算に計上されます。それは債務負担行為には入りませんが、その31年度に締結する契約等の原因によりまして、翌年度以降、32年度以降に、さらにそういった金額的な負担が出てくると、原因たる事実は31年度ですが、お金の負担は32年度以降に出てくると。そういった32年度以降に出てくる金額の合計を債務負担行為として計上したものでございます。

【田中委員】理屈はわかっているのよ。しかし、業者からすると、債務負担行為まで入れると、これだけの仕事があるわけですね。発注を受けると、業者によっては半年間も仕事をしなくて、それから仕事を始めるところもあるからね。場合によっては、ひと月先からどんと仕事を始めるところもあるかもわからない、仕事によって

はね。となると、やっぱりプラスの要素があるのも事実だし、これだけの契約をやっていれば、それだけ活性化するのも事実。それはゼロ県債を含めてそうですよ。11月にゼロ県債、議会も可決した。だから、仕事をしてくれるのかなと、せっかく1億円の予算をゼロ県債でつけたのでしてくれるのかなと。12月、1月、2月、3月も待っているけれども、仕事はまだ何もしない。ゼロ県債をやった意味がない。これは予算とは関係ないけどね。ゼロ県債をやった意味がない。やってない箇所があるわけです。はっきり言うと有縁のことだ。12月、1月、2月、3カ月経って、まだ。聞いてみると、発注しているかもわからんよ。でも、業者がやらないから仕方ない。

しかし、債務負担行為はそれだけ含んだ契約ができるということですからね。そうすると、業者にとってはありがたい、それを仕事として確保できるわけだから。だから、私はこの制度をどうのと言っているんじゃない。せめて予算を可決したら、速やかに仕事にしてほしい。仕事をやってほしい、目に見える仕事を。そういう指導を業者にもしてほしい。契約も早くやってほしい。11月にわざわざゼロ県債なんかやった意味がない。私は、12月は別にしても、1月、2月、3月までにはやってくれるだろうと思っているんだけど、3月はまだ入ったばかりだから言わないけれども、1月、2月、何の動きもないのも事実。そこら辺の感覚的なものを、予算をせっかく組んだら実行してほしい。きれいなのは早い方がいいわけだから。

残念なのは石木ダムだけれども、毎年毎年、予算を組んで3分の1も消化できない。それでも、また次の年も予算を組んで一生懸命努力している、みんなは。しかし、大変な金額は予算だけ

で終わってしまって執行までいかない。これについては、本当はやっぱり土木部長あたりは知事に対しても何らかの問題提起をすべきだと私は思うけれどもね。予算を組んでも現実的には先に進まないというならね。答弁は要りませんよ、土木部長はまだ石木ダムの予算ほどは歴史がないので。石木ダムはもう四十数年の歴史があるわけだから。これは答弁は要りませんが、何か感覚的に答弁したければお願いしたいと思えます。

【藤田土木部技監】先ほど言いましたゼロ県債、補正につきましては、土木部としましては早期発注を目指しまして、補正につきましては約78%、ゼロ県債につきましても80%を超える分を年度内に発注するというので、各地方機関には指導しているところですので、まだ目には見えないところがあるかもしれませんが、そこにつきましては施工計画をつくりながら、今後、目に見える形で進んでいくと思っております。

【田中委員】皆さんの努力は認めます。けれども、業者が1年の予算でも半年ぐらいは放っておいて、それから先でとんとんとやるような、業者の都合でやるような習慣が多いので、できるだけ県も一生懸命平準化をやっているので、業者も請けたらできるだけ早く着工してくださいというような指導をしてほしいと、そういう真意なんです。

そして、せっかく予算を組んだら早く実現して、どんどん、どんどん、土木の場合はできるわけだから、目に見えるわけだから。配ったような予算については目に見えるか、見えないかわからんけれども、土木の場合は完全に形としてあらわれてくる予算が多いんだから、ぜひ努力してほしいということなんですよ。

終わります。

【八江委員】先ほど一般県道諫早外環状線のことについて、たくさんの予算をつけてもらい、激励をいただいた地元として、私からも質問をさせていただきます。

外環状線のこと、県庁から1時間圏内で、各都市間の交通時間を少し短縮しようということで高田知事の時代からやってきたことの一環だったと思います。佐世保の方はおかげで長崎道と西九州道路がついて早くできておりましたが、島原の方はなかなかうまくいわずに、雲仙・普賢岳の災害の時に島原深江道路というのが一部供用開始しておりました。その延長線の中で、今、諫早の方に計画どおり進めていこうとおったのが森山拡幅等でありまして、森山拡幅については、出発からもう30年以上の歴史があって、いまだ完成をしておりません。完成していない中で、森山拡幅から諫早のインターまでの区間が諫早の外環状線として、今ようやく小船越～栗面間の一部供用開始をしていただきました。

諫早インターから小船越インターまでは、まだまだ時間がかかるようでありまして、また、栗面から長野間については、平成34年までとおったところが、34年度以降にと、言葉がどこまでか区切りがつかないような話を聞いておまして、我々は平成34年度までにはでき上がるものと、こう思って期待を持ちながら待っております。

ですから、先ほどお話がありました21億円の予算、つい最近補正も5億円ぐらいつけていただいていたものも入っているのじゃないかと思っておりますので、速やかに平成34年までにつくっていただきたいという地元の思いがあって進めていただいていると思います。もう一度、しつ

こいですが、一般質問も昨年しましたし、また、いろんなところでお願いしていますが、その確認をもう一度したいと思います。いかがなんでしょうか。

【大塚道路建設課長】 一般県道諫早外環状線、島原道路の諫早市内区間の完成時期に関するご質問かと承知しております。

まず、諫早インター工区でございますが、委員ご指摘のとおり小船越インターから栗面インター間、これにつきましては平成29年度末に無事供用させていただきました。残る諫早インターから小船越インター間でございますが、これにつきましては、現在、平成31年度完成を目標にして工事を進めております。こちらの工区につきましては、平成31年度の当初の国の予算内示いかんによりますけれども、必要額が確保できれば、現時点においては平成31年度末に完成することができるのではないかと考えております。

それと、長野栗面工区でございますが、先ほど、委員は平成34年度とおっしゃいましたけれども、現時点で私どもが発信している情報としたしましては、平成32年度以降完成目標という形で説明をさせていただいております。

これにつきましては、実は平成30年度の補正予算についても、ある程度期待をしていた部分もあったんですけれども、こちらの方がございませんでしたので、平成31年度以降の予算内示頼みという形になろうかと思っております。工程的にも、平成32年度末の完成というのはかなり厳しい状況になっておりますけれども、これにつきましては、また平成31年度の当初内示がございましてから、工程を見直して、改めてまた完成時期をお示ししたいと考えております。

【八江委員】 先ほどは失礼しました、私も新幹

線の開業と勘違いして平成34年と言いましたが、平成32年以降という話を聞いておりました。私の方が訂正をしておきたいと思っております。

平成31年で完成いただくか、32年までにできるかというようなことを地元としては期待をしていることは事実です。栗面、それから小船越を私は今日も通ってまいりましたけれども、逆方向の小船越～栗面間のことは確かに短時間でスムーズにいくんですけれども、出口の交差点の方が大変混雑している関係から、早く長野につないでくださいと。

それから、長野につないだところで、長野インターのところは農振の除外も昨年の6月に了解をいただきました。そして、その周辺に大型商業施設等の民間開発の計画を徐々に進めております関係から、余り遅れると諫早のまちづくりに大きな影響を及ぼすということになりかねませんので、早くというのが一つの趣旨です。

そして、栗面インターのところは、下りたところから5分程度のところに諫早の新産業団地20ヘクタールの造成を昨年暮れに着工しました。これも1年も早く完成しないと企業誘致がスムーズにいかないということもありまして、本来なら早くしてもらいたかったんですけれども、これがようやく昨年末に着工、できていれば大型企業の進出予定になっておりましたが、それが一つキャンセルになったということも聞いております。ですから、半年、1年でも早く企業立地ができるようにするためには、アクセスが必要だと思っておりますので、今の工業団地の完成と諫早外環状線の出たところの長野インターの完成が大きな諫早の発展の要素になると。

というのは、産業団地が大体1,000名から2,000名ぐらいの雇用を想定しております。大型

商業団地が2,000名以上の雇用の創出を考えております。合わせて3,000名から4,000名ぐらいの雇用がここ数年の間にできるか、できないかの瀬戸際で、諫早の人口流出に歯止めをかける。あるいは、若者の定着を図るのに大きな影響を与えるということもあって、ただ、道をつくればいいということだけの思いではなくて、そういったものがそこに横たわっているということの中でお願いをしておりますので、今年度多くの予算をつけていただいたと、先ほど某委員からお褒めの言葉をいただきましたので、改めて来年も褒めていただくように、しっかり予算をつけていただいて、やっぱり早期完成を図らなければ、計画から何十年となっていれば、なかなかまちづくりにつながっていかない。これは諫早のみならず、ほかのところもそうだし、西彼道路だってそうだろうと思います。そのように頑張りたい。また、政治的な決着等もありますので、国会議員の先生方の格段のご協力をいただいております。知事部局の方も全力で取り組んでいただきたいと、このように思っておりますので、頑張りたい。

そして、森山拡幅の問題は直轄事業ですが、なかなか見えてこなかったのが、ようやく外に見えるようになってまいりました。しかし、確かに重量鉄骨などを使った形での事業でありますので、なかなか進んでいるようで進んでいないというのが現状ではないかと思っておりますので、そのことはいつぐらいに完成なのか。直轄事業の関係で県の方の答弁が、確認できていないのかどうか分かりせんけれども、いま一度森山拡幅が何年度までに完成できるのか確認しておきたいと思っております。いかがでしょうか。

【大塚道路建設課長】 国道57号線の森山拡幅

の工事でございます。

委員ご指摘のとおり、これまでかなり長きにわたり調整、用地買収等を行われて、その後、工事に入ってから地盤改良事業が多かったものですから、余り表だって工事をしているように見えなかった時期がかなり長かったのでございますけれども、ここにきて橋梁工事、それから構造物工事が本格化したしております。かなり事業は進捗しているような感じを現場では感じております。

予算につきましても、国の方の予算が今年度約30億円ということで、かなり大きな予算をつけていただいております。懸案だった用地につきましても、自動車専用道路部分の用地につきましても、ほぼ完了したというお話も国の方から承っております。しかしながら、明確な完成時期につきましても、私ども何度も国の方にお尋ねはしているところでございますけれども、まだ明らかになっておりません。やはり残事業がそこそこございますし、年間30億円の予算がついたとしても、まだ数年かかるような状況の中で、なかなか明らかにされてないのかなと考えております。

しかしながら、用地も片づいたということでございますので、今後も国の方にお尋ねしながら、できるだけ早く完成時期を明確にさせていただくように働きかけてまいりたいと思っております。

【里脇分科会長】 しばらく休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時27分 再開

【里脇分科会長】 再開いたします。

【八江委員】 平成32年ぐらいに外環状線ができ上がると、それ以降という話もありますけれ

ども、そうすると、やっぱり国の直轄事業も同じ延長線の中にあるわけですので、どうしてもそこぐらいまでにはやってほしいなという思いがあります。そうすると、愛野、吾妻方面まではそこにつながってくるわけでありますので、何とか早めにしてほしいというのが一つの思いです。どうぞひとつそれはよろしく願いしておきたいと思えます。

一つだけ、先ほど諫早外環状線の計算も乗ってきたと申しあげましたけれども、この前も質問したかと思いますが、ラジオの電波がトンネルの中で遮断される。何回となくブツブツ切れてしまって、短いトンネルだから入れてないということも聞いておりますけれども、延長すると島原道路は、高規格道路であります。単なる県道でもないわけですので、将来的なことを考えれば電波は設置すべきと思うし、最後の1.7キロメートルあるトンネルも間もなく開通すると思えます。そのことも含めて電波の関係は、今やっておかなきゃならないのじゃないか。改めてすると、県の予算も大変だろうと思うし、今のうちに一緒に事業としてやるべきじゃないかと思えます。そのことをもう一度確認したいと思えます。

【大塚道路建設課長】委員ご指摘のトンネルにおけるラジオの設備設置に関することですが、これにつきましては非常用、防災用という観点から、ある一定基準のもとに設置が可能ということで、必要なトンネルには設置いたしております。基本的には、延長、それから一定の交通量という基準でございますけれども、委員ご指摘の現在供用している3つのトンネルに関しましては延長が短いということで、現状、設置をいたしておりません。現在、建設を進めております4号トンネル、4本目のトンネ

ルでございますが、こちらにつきましては延長が長いということで、現在設置をするという方向で進めております。

確かに、トンネルに入ってラジオが途絶えるというのは非常にご不便をおかけしている状況かとは思いますが、現在、公共事業としてやっている関係上、やはり設置基準にのっとっていないと、なかなか国の方の事業採択にからないということもございますので、そこはご勘弁いただいて、必要なトンネルにはしっかりと設置していきたいと考えております。どうぞご了承ください。

【八江委員】今の県道外環状線と言え、それはそれだけで済むことなんですけれども、先ほど申し上げたように高規格道路の島原道路とつながっていった同じ立場で県民、国民も考えるとすれば、ここだけなぜ消えるかということになりますから、改めて要望しておきたいと思えます。できれば一緒にやってほしい。以上、まずはお願いしておきたいと思えます。後で、また別の方で質問させていただきます。

【里脇分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山本(由)副会長】私も移住者向け住宅確保加速化支援事業の内容と、それに関連して、もう一度確認のために質問をさせていただきます。

先ほどの坂本(浩)委員へのご説明の中で、県が500万円、市町が500万円、その団体が500万円というふうに理解をしたんですけれども、ですから、この団体も500万円用意しないといけないうことかということ、まず、お聞きします。

【高屋住宅課長】副会長ご指摘のとおり、3分の2の補助ということですので、残り3分の1は空き家活用団体が資金を準備するということになります。

【山本(由)副会長】次に、市町の空き家プライ

ベートバンクへの登録の流れですけれども、この空き家活用団体自体が活用可能な空き家の掘り起こしをするということであれば、そこから市町の方に情報がいくのか。それから、先ほど固定資産税情報、所有者情報、空き家リストというのがこの図にあるんですけれども、ただ、所有者から承諾を受けないと登録はできないということになると、このプライベートバンクに登録される情報数というのは相当限られるんじゃないかを感じるんですが、そこはいかがですか。

【高屋住宅課長】今回の事業の流れとしまして、まず、移住者の方の希望を受けて、どういう住宅に住みたいかと、それに見合った住宅を空き家活用団体から市町の方に問い合わせると。そこで所有者の方の意向も確認して、所有者情報を空き家活用団体に伝えるという流れになっております。

今までの空き家バンクというのは、誰が借りるかわからないけれども、誰が借りてもいいよというものを登録して一般に公開していたという状況でございます。

今回の空き家プライベートバンクにつきましては、一般の公開はせずに、本当にリクエストのあったものについて、所有者の承諾を得た上で活用団体に登録すると、お知らせをするということですので、数としては限定的なものになるかとは思いますが。

【山本(由)副会長】それから、この活用団体の収支というんですか、最初はこういう助成が、自己負担も含めて1,500万円あるんですけれども、この後は一部サブリースの部分だけが収入になってくると。だから、1万円で借り上げて、5万円で貸し出すと、4万円だけが収入になりますよと。改装費は補助があるにせよ、足りない

場合は民間金融機関などから融資を受けて改装すると。その返済もしなければいけない。件数もそんなに多くないということになると、なかなか独立して収支を合わせるの難しいのではないかと思いますけれども、この点はいかがですか。

【高屋住宅課長】県の試算としては、最終的には30戸程度のストックを持てば、その家賃収入で団体が回っていくと考えておりますが、当初はやはり副会長ご指摘のとおり収支が悪いというところで、当初3年間はまず補助をしようということ考えております。

基本的に五島市や松浦市は家賃が安いエリアになりますので、その家賃を、例えば3年分とか、5年分とか、それで収支がとれるような工事費を逆にはじいて、その範囲内で改修工事をやっていく。その範囲内で一定入居があればお金が回っていくと、そういった組み立てをしたらどうかということ考えております。

【山本(由)副会長】それから、五島市も松浦市も、現在、空き家バンク自体はあるようですけれども、この両市に関しては従来の空き家バンクと併用する形に、空き家バンクは空き家バンクでやりながら、この制度もやるという理解でよろしいですか。

【高屋住宅課長】副会長ご指摘のとおり、従来の空き家バンクも通常どおり行っていくということでございます。

この空き家バンクに既に登録されている物件が今回のリクエストに合えば、それを活用するというのもございますし、そこにリクエストに合う物件がなければ、別に掘り起こしをして、それを空き家プライベートバンクに登録すると、そういった流れになっていくかと思っております。

【山本(由)副会長】この空き家バンク自体は、

市町の事業になるんですか。ただ、もともこの事業を考えられた背景にあるのが、今の空き家バンクの問題点だということで、例えば直接交渉しなければいけないとか、情報が公開されるということなんですけれども、事例を見てみると、空き家バンク自体に宅建業者が登録をしていると。だから、宅建業者が間に入っていますよと。空き家バンクの情報を見たら、そこに宅建業者が入っているから、そこが間に入って話をするというケースがあるのではないかと思います。それと、これは長崎県ではないようですけれども、他県においては、物件は載せるんだけれども、所在地等を載せないで、いわゆる非公開というんですか、半分非公開のような状態で登録をしているケースも見られます。

この新しい制度も大事なんですけれども、空き家バンク自体の今の問題点を少しでも改善をしていって利用しやすくするという視点も大事だと思いますので、これは市町の事業ということではありますけれども、全県で行っていることですので、県の方からでも、市町と協議をされる際に、この空き家バンク制度の問題点を空き家バンク制度の中で改善できるような助言といいますか、協議といいますか、そういったものをぜひしていただきたいと思いますが、この点を最後にご答弁をお願いします。

【高屋住宅課長】副会長ご指摘のとおり、宅建業者が間に入っていると、そういうやり方をしている市町もございます。

一般論で申し上げますと、離島・半島は一戸建ての借家を扱う場合が多いものですから、宅建業者の方に手数料として入るのは、その1軒分の1カ月分の手数料が入るというだけで、アパート1軒で何十戸もあるようなアパートであ

れば、そこで繰り返し賃貸の契約を結べば手数料が入るんですけれども、1戸当たりだと、非常に手間がかかった割には、そこで1回分手数料が入ったらおしまいということであると、なかなか地元の不動産屋さんが手を出したくないような実情があるかと思えます。そういったことで宅建業者に頼らなくてもできるような形ができればということと考えております。

一方で、今回の事業でいきなり何十戸、何百戸という件数が出てくるわけでもございませんので、どうしても所有者の方の数の方が先行しております。それから、既存の空き家バンクの制度についても、スムーズに活用できるように充実を図っていきたいということと考えております。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【坂本(浩)委員】第1号議案の「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、1,005億416万5,000円になると思えますけれども、そこにつきましては、人口減少対策としての事業をはじめ緊急自然災害防止対策など、県民生活に必要なインフラ整備が盛り込まれているところでありますけれども、石木ダムの建設事業費及び関連の経費約19億6,733万円には賛同できかねますので反対をいたします。

なお、石木ダム予算反対の理由につきましては、先ほどの質疑及び、この間の一般質問等のやりとりでは、反対地権者13世帯を強制的に収用することが選択肢の一つになっているということ为前提にした予算であるということであり

ます。

以上です。

【里脇分科会長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

まず、第1号議案のうち関係部分について、賛成の委員のご起立を願います。

〔賛成者起立〕

【里脇分科会長】起立多数。

よって、第1号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

そのほかの議案については、まとめて採決をすることによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】第8号議案、第11号議案、第15号議案のうち関係部分、第57号議案のうち関係部分、第63号議案、第66号議案及び第70号議案のうち関係部分は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

午後 2時42分 休憩

午後 2時55分 再開

【里脇委員長】再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より総括説明をお願いいたします。

【岩見土木部長】土木部関係の議案についてご

説明いたします。

「環境生活委員会関係議案説明資料」土木部をお開きください。また、これに加え、（追加1）、（追加2）、（追加3）をお配りしておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第37号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」、第38号議案「長崎県港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例」、第39号議案「長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」、第40号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第53号議案「契約の締結について」、第54号議案「契約の締結の一部変更について」で、その内容は記載のとおりであります。

なお、全ての議案について、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、「和解及び損害賠償の額の決定について」、「公共用地の取得状況について」で、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、石木ダムの推進について、九州新幹線西九州ルート建設推進について、石井国土交通大臣の長崎県内視察について、自転車活用推進計画の策定について、長崎県の道路整備に関するプログラムの策定について、平成31年度以降の海砂採取限度量について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について、長

崎県住宅供給公社の経営状況について、平成31年度の組織改正についてで、その内容は記載のとおりであります。

なお、九州新幹線西九州ルート建設推進について、自転車活用推進計画の策定について、長崎県の道路整備に関するプログラムの作成について、平成31年度以降の海砂採取限度量について、長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂については、補足説明資料を配付させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】第37号議案、第38号議案、第39号議案及び第40号議案として上程しております消費税の改定に伴う条例の改正について、補足してご説明いたします。

課長補足説明資料の1ページをご覧ください。

消費税率の改定に伴い改正が必要な土木部所管の条例は、こちらに記載しております9件でございます。施行日は平成31年10月1日でございます。

第37号議案及び第40号議案につきましては、物価変動や人件費の見直しによる改正も含んでおり、施行日等が異なりますので、後ほど関係課長からご説明いたします。

なお、これらのほかに政令等の改正がなされてから改正すべき条例がございますので、それらにつきましては6月議会にて上程予定としております。

以上で説明を終わります。

【里脇委員長】次に、住宅課長及び用地課長よ

り補足説明を求めます。

【高屋住宅課長】第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち、住宅課が所管する部分について補足してご説明いたします。

課長補足説明資料の2ページをご覧ください。

租税特別措置法施行令に基づく特定の民間再開発事業等の認定申請審査に係る手数料は、都市再開発法に基づかない任意の再開発事業を対象にしておりまして、一定の要件を満たす場合に知事が認定する場合の審査手数料を改定するものでございます。事業者は、この認定を受けることにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

手数料算定の根拠となる人件費単価を、これまで審査を担当します建築職の単価としておりましたが、今回、県職員の単価へ見直しを行ったことにより改定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【佐々木用地課長】第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち、用地課関係部分について補足して説明いたします。

課長補足説明資料の3ページをご覧ください。

まず、1の主な改正趣旨でございますが、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、同法に定める知事の裁定事務に係る手数料として、の地域福利増進事業のための土地使用権等取得の裁定申請手数料、の地域福利増進事業のための土地等使用権の存続期間延長の裁定申請手数料、の収用又は使用の裁定申請手数料を新設しようとするものであります。

次に、2の法における特定所有者不明土地を円滑に利用できる仕組みについて説明します。

同法は、建築物が存せず、業務等の用に利用

されていない特定所有者不明土地を円滑に利用できる仕組みとして3つの知事裁定の制度を創設し、今年6月1日から施行の予定であります。

まず、第1は、同法で定める地域福利増進事業の事業者は、事業のため、知事の裁定を受けて特定所有者不明土地について、最長10年間の土地使用权等を取得することができるというもの、第2は、地域福利増進事業の事業者は、事業のため、特定所有者不明土地において取得した土地等使用权について、知事の裁定を受けて使用权の存続期間を最長10年間延長することができるというもの、第3は、土地収用法に基づく事業の認定又は都市計画事業の認可を受けた事業者は、事業のため、知事の裁定を受けて特定所有者不明土地を収用又は使用することができるというものであります。

次に、3の手数料の額について説明いたします。4ページの表をご覧ください。

手数料の額は、損失補償の見積額に応じて金額を定めておりますが、今回の3つの裁定申請手数料の額は、いずれも同額を予定しております。これは から の裁定申請手数料は、その裁定手続が類似であることから同額とするものであります。そして、その額は、国が示したの手数料の標準額と同額を予定しております。

また、4のその他に記載しておりますように、今回の条例改正においては、併せて土地収用法施行令の手数料の規定との整合を図るため、補償等の裁決申請手数料の中に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第218条第1項の規定に基づく価額の裁決申請に係る手数料を追加するなどの所要の改正を予定しています。

また、5の条例施行日としては、知事の裁定事務に係る申請手数料は、法の施行と併せて平

成31年6月1日から、4のその他所要の改正部分は4月1日からを予定しております。

以上で用地課の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

【里脇委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【馬場道路維持課長】第37号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例について」補足してご説明いたします。

課長補足説明資料の5ページをご覧ください。

県立都市公園の使用料につきましては、毎年、物価変動について消費者物価指数を用いて試算しており、10円以上の変動があった場合に改定を行うこととしております。

県が設置した建物を公園管理者以外の者が売店等の便益施設として管理許可を受けて使用する場合の使用料について、前回改定した平成26年度以降の物価変動率を用いて試算した結果、平戸・田平公園につきましては、現行の平方メートル当たり月額720円から730円に、県立総合運動公園につきましては390円から400円に、平成31年4月1日からそれぞれ改定することとしております。

また、消費税率が本年10月1日より8%から10%に改定されることに伴い、10円以上の変動となる平戸・田平公園の使用料につきまして、730円から740円に改定することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇委員長】次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【高屋住宅課長】第40号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。課長補足説明の資料の6ページをご覧ください。

長期優良住宅の認定手数料につきましては、長期にわたり良好な状態で使用するための構造及び設備がある良好な住宅の計画を知事が認定する場合の審査手数料を改定するものでございます。

建築主は、認定を受けることにより、税制上の優遇措置や住宅ローン融資の金利優遇等を受けることができます。

手数料算定の根拠となる人件費単価を、これまで審査を担当する建築職単価としておりましたが、今回、県職員の単価への見直しを4月に行いまして、さらに今年10月に予定されております消費税引き上げに対応した所要の見直しを行うこととしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

【里脇委員長】次に、河川課長より補足説明を求めます。

【浦瀬河川課長】道路建設課及び河川課の契約案件についてご説明いたします。

今回、ご審議いただきますのは、第53号議案でございます。お手元の資料の8ページをご覧ください。

工事名は、郡川河川改修事業に伴う大村線松原・竹松間30キロメートル334メートル付近郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線松浦・竹松間30キロメートル480メートル付近福重橋りょう改良工事でございます。

工事の場所は、9ページの位置図にお示しておりますが、大村市皆同町及び沖田町でございます。

事業は、二級河川郡川の洪水被害の解消と大村市街地の交通渋滞緩和と地域の利便性の向上を目的としまして、郡川橋りょうの改良工事が河川課、福重橋りょうの新設工事が道路建設課の所管となります。

次に、工事の概要でございますが、10ページの計画平面図をご覧ください。横にして見ていただければと思います。

図の左側の水色でお示ししていますのが郡川になりますが、赤色でお示ししています郡川橋りょうは、延長68.9メートル、幅員6.675メートルのPC2径間連続下路桁橋の構造に改良いたします。

また、右側の黄色でお示ししています路線が池田沖田線街路になりますが、赤色でお示ししています福重橋りょうは延長が26.2メートル、幅員が6.45メートルのボックスカルバート構造で新設をいたします。この2つの橋りょうの構造は、図の下の一般図でお示ししているとおりでございます。

次に、工事の手順について説明いたします。

この2つの橋りょうが非常に近接していますことから、黒でお示ししています既存の線路を、緑でお示ししていますように図の下の方に延長760メートルの仮設の線路を一度に設置しまして列車の軌道を工事期間中一時的に切り替えて2つの橋りょうを同時に施工し、完了後にもとの軌道に戻します。この方式を仮線方式といたしますが、この施工によりまして工事の期間の短縮及びコストの縮減を図ることとしておりまして、平成31年度の工事は緑で書いています仮線の設置工事を行うこととしております。

契約の相手方は、九州旅客鉄道株式会社で、事業の完了工期は、完成年度が平成36年度、2024年度を予定していますが、そのうち31年度に委託します実施協定予定額が5億円を超える見込みでございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

平成31年度の実施協定予定額は5億5,428万8,080円で、そのうち河川課所管分が4億3,427万2,000円、道路建設課所管分が1億2,001万6,080円となります。

以上で、第53号議案「契約の締結について」の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

【里脇委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【大塚道路建設課長】続きまして、課長補足説明資料11ページをご覧ください。

第54号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

工事は、主要地方道平戸田平線道路改良工事（（仮称）春日トンネル）であり、工事の場所は12ページの位置図にお示ししておりますとおり、平戸島の北西部、生月大橋に近い平戸市春日町でございます。

なお、現場は、昨年6月末に世界遺産となりました「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である春日集落直近のアクセス道路でございます。

工事の内容につきましては、13ページにお示ししておりますとおり、延長339メートルのトンネルを建設し、併せて前後計124メートルの改良工事を行うもので、14ページにトンネルの標準断面図をお示しております。

11ページにお戻りください。

請負者は、6に記載のとおり上滝・平戸建設特定建設工事共同企業体であり、現在の契約額10億6,477万2,000円を、今回、11億6,879万4,360円に変更するもので、1億402万2,360円の増額でございます。

なお、当該変更につきましては、昨年の夏に

最初の事案が発生いたしました。貫通目前であったことを踏まえ、議案として議会にお示しするのは貫通後に数量の精査を行った後に行わせていただくこととし、工法の変更を行わせていただく旨のご報告を昨年10月に委員の皆様へ個別にお伝えさせていただいた案件でございます。

今回の変更内容でございますけれども、まず、トンネル掘削時に崩落が発生したことに伴い、補助工法の追加による増額をするものでございます。

15ページをお開きください。

下の平面図の右側から左側に向かってトンネル掘削を行っておりましたが、丸で囲んだ箇所、上の写真のような崩落が発生いたしました。このため、その後の掘削作業が安全に行えるよう、また、地表面へ影響を及ぼさないよう、16ページに示すように鋼管を打ち込む補強工事を実施いたしました。この変更により約8,900万円の増額となっております。

次に、豪雨により被災した法面の崩壊に対処するための工事により、増額変更を行うものです。

17ページをご覧ください。

春日側の坑口部の土工工事に一部着手したところ、10時間で44ミリの豪雨がございまして、切り取り中の法面が、写真のように一部崩落をいたしました。このため、右上の平面図、赤色で着色している部分ですが、この部分については切り取り勾配を緩やかにし、また、その下の方の青色、緑色で着色している部分につきましては鉄筋を挿入して法面の安定を図っております。この変更により、約1,500万円の増額となっております。

なお、併せまして、今回の変更により、検討

や対応に時間を要したことから、現在の3月29日までの完成工期を10月31日までに延長させていただきたいと考えております。

以上で、第54号議案の「契約の締結の一部変更について」の補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

【里脇委員長】 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 基本的に、条例改正とか、議案には賛同しますけれども、確認をさせてください。

消費税率の改定に伴って手数料かれこれ10月1日からということで、第37号、第38号、第39号、第40号議案ということで改正になっております。今のところ、政府が消費税を上げるのは10月1日ということですが、次また6月定例会もあると思うんですけれども、この時期に早めに改定する、消費税については、今、国会もあっておりますけれども、国会の審議次第では、場合によっては延期ということもあるやもしれないという状況があるかと思っておりますので、あえてこの時期ということについての認識を伺いたいと思います。

【井上監理課長】 消費税率の改定によりまして、使用料、手数料、占用料等条例を改正する必要がある場合は、今回、原則として2月議会へ上程しております。これは全庁的に統一をしております。各部署所管の条例に関しても同様の取扱いをさせていただいているところでございます。

【坂本(浩)委員】 私も財政課の方にお尋ねをしました。新年度の予算の関係があるということでありました。

ただ、私が思うには、そうだったら、例えば6月議会で、国会の最終的な状況を見ながら、年度途中の補正も可能じゃないかなと思いますし、それから全国的な状況を聞いたら、必ずしも47都道府県全てが今議会ではないということも伺っておりましたので、そのように思って質問させていただいたんです。仮にという話はおかしいんですけれども、こういうふうに条例を改正していて、やはり国民の負担が多いものですから、今の政府が半年延期するみたいなことに仮になってしまった場合に、その手続ですよ、今議会で一旦条例改正の議決をして手続をとるじゃないですか。10月1日付で100分の108を100分の110に変えるわけですから、そうならなかった場合の手続というのは、また同じように、変更する手続というのをもう一回とることではないですか。

【井上監理課長】 その取扱いについては、財政課の方から具体的に話を聞いていないところではありますけれども、まず、今回、改正することをおこの時期にやることについては、やはり10月1日施行ということがありますので、周知期間をとる必要があるとも聞いております。

今、仮定の話はなかなかしにくいんですけれども、もしも予想できないことがあったということになれば、そこはまた関係部局と協議をした上で適切な対応をとらせていただくということになるかと思っております。

【坂本(浩)委員】 全庁的にそういうふうにしていくということですから、ここでどうのこうのはならないと思うんですけれども、民間で、例えば住宅をつくるのに発注したら、多分来年の3月までは猶予期間があるんじゃないかと思うんです。そういうことも踏まえて、庁内でこういうふうに条例改正の手続を今議会です

るといった場合に、そんな議論は一切なかったんですか。

【井上監理課長】私が知る限りにおいては、その議論はお聞きしておりません。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】第53号議案の関係で確認させてください。この10ページの図を見れば、福重橋りょうの方は、要するに今度の工事で、今まで平面交通だったのを立体交差みたいにするんですか。

【大塚道路建設課長】この福重橋りょうの部分につきましては、現在、池田沖田線という都市計画街路の計画がございまして、現状は市道だけが鉄道と交差しておりまして、道路はございません。今回、新たに池田沖田線の街路事業を行うに当たって、鉄道と交差する部分にボックスカルバートを新設するものでございます。

【渡辺委員】このボックスカルバートというのは、立体交差にするというわけですか。その断面が下に書いてあるものでしょう。この車道と両サイドに歩道があって、一番左に市道というのがありますよね。なぜ市道までつけているんですか。

【大塚道路建設課長】大村市道に関しましては、もともとこの場所にございまして、鉄道と現在も立体交差になっている状況でございます。そこに隣接して新たに街路ができることによって、これを一体化して一つのボックスカルバートの中で市道もおさめてしまうという計画でございます。

【渡辺委員】新たな道路ができるのに、なぜ市道というのをとってつけたようにそこに付けているのかというのが意味がよくわからないんです。今まであった市道のところに、こういう立派な道路をつくるわけでしょう。なぜ市道とい

うのがあるのか。ここは何が通るんですか。自転車道かなんかになるんですか。市道とわざわざつけているのは、無駄な工事じゃないんですか。違うんですか。

【大塚道路建設課長】現状として、この場所に市道がございまして、その横に新しい街路が入ってくるということで、もともとある市道ですので、それを一体的に付替えるということでございます。

【渡辺委員】だから、今まで市道があったところに新しく道路をつくるわけでしょう。なぜ、わざわざ新しい道路の横に市道をつくらないといかんのですかという意味なんですよ。

【大塚道路建設課長】計画を入れるに当たりまして、もともとここに市道がある、横に街路がきたという形になっておりまして、そこで市の道路管理者である大村市と協議を行いましたけれども、この付近で、結局、委員のご指摘は恐らくその前後で一体的にしまえということをおっしゃっているのかなと思っておりますが、計画平面図10ページをご覧になっていただければわかるとおり、この黄色い部分の左手に黄色と分かれていくような形の細い2本の線がございまして、これが市道でございます。その市道が、またこの左手、線路を越えて下の方に離れていくということで、結局、ここで街路と交差して交差点形状にするということが構造的にも難しい、交通安全上も好ましくないという判断がございまして、あえて別々にしているという形でございます。

【渡辺委員】左側に市道が1本入っていたわけですか。今、委員長から説明を受けてやっとわかりました。了解。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第17号議案のうち関係部分、第37号議案ないし第40号議案、第53号議案及び第54号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【井上監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

なお、今回の報告対象期間は、平成30年11月から平成31年1月までに実施したものでございます。

はじめに、資料の1ページをお開きください。1,000万円以上の契約状況について、「建設工事関係の委託」、「建設工事」、「その他」の3つに区分し、契約状況一覧表、入札結果一覧表

を添付しております。

1ページから14ページまでが建設工事関係の委託、15ページから201ページまでが建設工事、202ページから209ページまでがその他となっております。

次に、資料の210ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長あてにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、262ページから269ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどをよろしく願います。

【里脇委員長】次に、新幹線事業対策室長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

【鈴田新幹線事業対策室長】九州新幹線西九州ルートの建設費増加にかかる内容確認につきましてご報告させていただきます。

先ほどまで見ていただいております「環境生活委員会課長補足説明資料」に戻っていただきまして、こちらの資料の18ページをご覧ください。

18ページの1、建設費増加に関する説明としまして、去る昨年8月21日に国土交通省と鉄道運輸機構の方が長崎県にお見えになり、現在、整備中区間の建設費が約1,200億円、うち長崎県分が約950億円増加する見込みであること、及びその主な要因別の増加額について説明を受けております。

これに対して、県においても精査するために必要な情報提供を申し入れるとともに、今後、最大限のコスト縮減に努めることを要請しております。

2、内容確認につきましては、8月21日以降協

議を重ねまして、建設費の増加について要因別の増額状況に関して確認を行うとともに、箇所ごとにおける要因別の内容や、変更前後の数量、金額等を含めて詳細にわたって確認作業を進めた結果、長崎県にかかる増額について、以下のように整理したところでございます。

18ページの下の方にありますように、大きくは事業の実施に伴うものとしまして、関係機関との協議による増額、現地状況の精査による増額、また、外的要因といたしましては労務単価の上昇等による増額、耐震設計標準の改定等による増額となることについて確認するとともに、コスト縮減による減額についても確認しております。

それぞれの要因別の武雄温泉～長崎間の全体の増加額、うち長崎県分の増額分につきましては記載のとおりでございます。

19ページをご覧ください。ここには要因別内訳の総括表をお示しており、表の左側には、先ほどご説明しました大きな要因とそのルート全体の増額分を記載しております。

また、表の右側には、それぞれの要因の詳細と長崎県にかかる増額、または減額分について記載しております。例えば、関係機関との協議による増額につきましては、その詳細な要因として、構造変更、施工方法変更、環境対策、道路・水路付替え、工事中進入路見直し、急速施工などによる増額がありましたが、これらに関する長崎県関係事業費増加額は、合計で350億円となっております。

同様に、現地状況の精査による増額、労務単価の上昇等による増額、耐震設計標準の改定等による増額、発生土の運搬先の見直し等による減額のそれぞれにつきましても、要因の詳細と長崎県にかかる増額、また、減額分をお示し

ております。

ページを開いていただきまして、20ページ、21ページには、建設費増加にかかる主要事例をお示しております。

20ページの上段は、急速施工に関する増額事例をお示しております。昨年末に貫通した新長崎トンネル工区の例ですが、昼夜施工で、まず武雄方向に向けて、その後、長崎方向に向けて順番に掘削するとしていたものを、住宅密集地への配慮から、出口近くの区間については昼間のみ作業とするかわりに、工期が遅延しないよう掘削設備を増設して、両方向同時の施工方法に変更したことによる増額事例でございます。

下段は斜面防災対策の変更に関する事例で、東彼杵町でのトンネル施工におけるものです。トンネル坑口部だけの斜面对策を予定していたものが、現地調査による斜面状況の精査により、斜面最上部までの対策が必要となった例でございます。

21ページの上段は、物価上昇についての説明でございます。新幹線工事の建設費について、年度ごとの実際の上昇状況が赤の折れ線で示されておりますが、当初見込んでいた水色点線を上回る上昇となっており、上昇率の見込みを年1%から年2%に変更せざるを得なくなったというものです。

その要因の一つである設計労務単価の変化につきましても、緑の折れ線で示されておりますが、この5年間で約39%の上昇となっており、建設費上昇の大きな要因となっているとされております。

下段は、逸脱防止対策範囲の見直しに関する事例をお示しております。熊本地震の際の脱線事故を受けて、当初、一定区間のみについて

予定していた逸脱防止設備の設置について、全線に拡大したという例でございます。

以上、代表的な事例をお示ししましたが、その他の増額内容についても、どこでどういう要因で発生したものを、写真や説明図面の提示も求めながら確認し、整理いたしました。なお、負担増額をやむなしとするかどうかについては、今後検討を加えた上で判断していくこととなっております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

【里脇委員長】次に、道路維持課長より補足説明を求めます。

【馬場道路維持課長】自転車活用推進計画の策定について、補足して説明いたします。

「課長補足説明資料」の22ページをご覧ください。

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に、国の手引きに基づいて、「長崎県自転車活用推進計画」の策定を進めているところでございます。

昨年5月より、県庁関係各課及び市町と自転車活用推進にかかる連絡調整会議を開催し、素案を作成しております。

素案の概要につきましては23ページ、24ページにお示ししておりますが、本県の現状や課題、地域特性や地域資源を活かした目標や施策の方向性を示し、2020年度を計画期間としまして、自転車を快適に利用できる良好な都市環境の形成、サイクルツーリズムによる観光振興、地域活性化、自転車事故のない安全で安心な社会の実現に向けた取組などを行っていくこととしております。

現在、素案につきまして、3月13日までパブリックコメントを実施しており、今後、パブリ

ックコメントなどによる意見を集約した上で3月下旬に「長崎県自転車活用推進計画」の取りまとめを行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

【里脇委員長】次に、道路建設課長より補足説明を求めます。

【大塚道路建設課長】続きまして、「課長補足説明資料」の25ページをご覧ください。

「長崎県の道路整備に関するプログラム」の策定についてでございます。

説明に先立ちまして、まず、お詫びと資料の訂正をさせていただきます。お手元の資料の37ページをお開きください。県北振興局管内の事業箇所図におきまして、1カ所箇所名が欠落しておりました。図の中ほどの右側の赤い引き出線のみが書かれている部分でございます。ここには「【改築】県道（一）平瀬佐世保線（広田工区）」という表記が記載漏れの内容でございます。お手元にこのページの修正版を準備いたしております。今後、このようなことがないよう確認を徹底いたします。大変申しわけございませんでした。

改めまして、25ページにお戻りください。このプログラムの策定につきましては、平成30年8月6日に、国土交通省から道路整備の基本方針、事業箇所等を明示した「道路の整備に関するプログラム」を策定し、今後の道路整備に取り組んでいくことが望ましいとの指示があったことから、本県においてもプログラムを策定することとしたものです。

プログラムの趣旨は、道路財特法による国費かさ上げ措置が平成30年度以降10年間継続されることになったことを受けまして、平成30年度から10年間に、国、県、市が行う道路事業の

一覧を作成し公表することで計画的な道路整備の推進を図るというものでございます。

プログラムの内容は26ページ以降に、位置図は34ページ以降に、振興局単位で取りまとめております。

この基本的な考え方といたしまして、まず予算規模は、現在の概ねの内示額が10年間継続すると仮定をいたしております。その予算規模内で平成31年度新規事業箇所を含めた、現在、事業化している事業が円滑に推進するという前提で設定した完成目標を箇所ごとに記載しております。このため、社会経済情勢の変化等による予算内示状況の変動により、完成目標は変更となる場合がございます。

また、現地の進捗状況も考慮した完成目標とされていることから、公表されている完成目標とは一部乖離がある場合もございます。

今後の新たな事業箇所につきましては、決定した段階で事業箇所一覧表に追加して掲載することといたしており、これらのことから内容につきましては逐次見直しを行うことといたしております。

なお、県事業の10年間の想定投資額は25ページ下の方に黄色で記載しておりますけれども、道路改築事業、維持補修事業を合わせ約3,000億円程度を想定しておりますが、これも財政状況の変化により、途中で見直す可能性もございます。

年度末をめどに県のホームページで公表することといたしておりますけれども、公表に際しましては、平成27年度に策定をいたしました「長崎県の道づくり基本方針」の付属資料として公表することといたしております。

以上で「長崎県の道路整備に関するプログラム」の策定についての説明を終わらせていただ

きます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【里脇委員長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【井上監理課長】「課長補足説明資料」の41ページをお開きください。

海砂採取限度量に関する県の基本方針（案）を補足してご説明いたします。

海砂採取限度量を決定するに当たっては、幅広い見地から有識者等の意見を求めるために検討委員会を設置し、提言をいただいております。

その概要につきましては、さきの11月定例会において説明をさせていただいたところでございます。

県といたしましては、いただいた提言を踏まえ、関係部局による庁内の検討会議において、今回の基本方針（案）を取りまとめたところであり、県議会のご意見も賜りながら、今年度内に正式に決定したいと考えております。

まず、基本方針（案）の1、基本的な考え方でございます。海砂採取については、骨材資源の確保とともに水産資源の保護、自然環境保全との調和を図っていくことを基本認識としております。そのため、海砂採取限度量については、県内需要量に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢のもと、これまで段階的に削減してまいりましたが、既にピーク時の約42%まで削減されており、骨材資源の安定供給が懸念される状況も生じております。

このような状況を踏まえ、県内需要に近づけるよう乖離幅を縮小するという基本姿勢は維持しつつも、今後5年間において、県内需要が最大となる平成33年度の予測需要量を基準としながら、近年頻発している災害など、突発的な需要を想定し、骨材の安定供給確保の観点から、

一定の余裕幅を考慮して、平成31年度以降の海砂採取限量を設定することを基本的な考え方としております。

次に、2、平成31年度以降の県全体の採取限量でございます。検討委員会の提言では、各年度の採取限量について、削減または増やすべきという意見もありましたが、維持すべきという意見が多数を占め、最終的に現在の限量250万立方メートルを維持すべきという結論に至っております。

また、県において採取限量を決定する際は、検討委員会における議論及び結論を踏まえた適切な判断を要望されております。

県としては、予測される海砂の県内需要量が最大となる平成33年度の152万7,000立方メートルを基準とした上で、予測できない事業や万一の災害等への対応、また、現在の海砂採取の現状等を総合的に検討し、今後5年間の採取限量を現状と同じ年間250万立方メートルと設定いたしました。

また、検討委員会の提言にもありますが、骨材需要に関する情勢の急激な変化によって砂が不足する事態も懸念されることから、必要に応じて需要状況を把握し、場合によっては採取限量を見直すことも検討することとしております。

最後に、3、沓岐海域における採取限量でございます。

検討委員会からは、これまで同様、何らかの一定の制限を設けることが望ましいと考え、平成33年度に最大となる県内需要量に見合う骨材を賄うために必要な海砂を一定確保することを考慮し、沓岐海域での現在の採取限量である175万5,000立方メートルを上限とする必要があると考えたとの提言をいただいております。

県としても、沓岐海域における海砂の採取については、海域への過度の負担を低減するために、これまで制限を設けてきたところであり、いただいた提言を最大限尊重し、今後5年間は現在の採取限量である175万5,000立方メートルを上限とすることとしております。

補足説明は以上でございますが、今後とも骨材資源の確保と水産資源の保護及び自然環境の保全との調和を図りつつ、引き続き海砂の適正採取が行われるよう、業界団体とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は2番です。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【外間委員】「地方港湾・印通寺港内の泊地整備区域内の浚渫整備に関する陳情」が上がっておりますようでございます。

この湾内の現状について、港湾課長から現況をご説明いただけませんか。

【近藤港湾課長】議長にも出ております陳情番号2番、地方港湾・印通寺港内の泊地整備区域内の浚渫要望でございますけれども、印通寺港につきましても、沓岐市の石田町にございまして、佐賀県の唐津港から定期航路が就航している印通寺港でございます。この中で石材の取扱いを行っております貨物埠頭がございまして、この岸壁の水深が4メートルでございまして、この岸壁に係留する貨物船が大型化しているという中で、水深がどうも浅くなっているんじや

ないかというところで、その前面の水深の浚渫をということで要望が上がっているものでございます。

今現在、水深が4メートルということで設計がなされているんですが、地元の方からは砂とかが堆積していて水深が浅くなっているんじゃないかというお話がございます。平成19年度に一度測量しまして、20年度に浚渫をしておりますけれども、大きな河川からの流れ込み等もない中で、大きく土砂が堆積したということは基本的に考えられないと思っているんですが、大型化に対する要請もございますので、まず一度現地の方を調査していただきながら、利用者の方々と意見交換しながら、必要な措置を行ってまいりたいと考えてございます。

【外間委員】 そういう陳情・要望等を、過去受けた上で対応なされたのかどうか。

【近藤港湾課長】 先ほど申しましたように平成19年に一度調査をしまして浚渫をした経緯もございますので、以前にはそういった形での要望があったのじゃなからうかと、調査はしておりませんけれども、そういったいきさつがございますので、以前にはあったのではなからうかと思っています。

【外間委員】 ありがとうございます。ただいまのお話を聞けば、要望に対してはきちっと対応できる旨の港湾課長のお話をいただきましたので、あえてこのような促進する会をつくられて陳情・要望するべき内容なのかどうか、いかなものかとは思いますが、委員長の判断、裁量でこの陳情を受け付けるという前提で今のお話を承られたと思いますので、さあ、果たしてこの会をわざわざつくってまでの要望書になるのかどうかの取り計らいをお願いしたいと思います。

【里脇委員長】 陳情書につきましては、私の方で受け付ける、受け付けないというより受けざるを得ません。要するに提出されたものとして承っておきますという状況じゃなからうかと存じます。そのようなことでよろしゅうございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

しばらく休憩いたします。

午後 3時48分 休憩

午後 3時49分 再開

【里脇委員長】 再開いたします。

【川崎委員】 松が枝国際埠頭の2バース化についてお尋ねをいたします。

まず、平成31年入港の見込みについて、お尋ねいたします。

【近藤港湾課長】 長崎港の平成31年度のクルーズの入港隻数見込みでございますけれども、1月31日現在で208隻の予約があります。ただ、今現在、クルーズ船社とか、船舶代理店に対して港の空き情報、岸壁の空き情報を提供してございまして、追加の要望もございますので、結果的には昨年並みの入港数はいくんじゃなからうかと見込んでおります。

【川崎委員】 平成31年は208隻の見込み、昨年が220隻でして、この流れについてはさほど低減もせずきているかと思っております。

松が枝埠頭の2バース化について、ここ数年、

国に対する各種の要望もしておりますので、少し整理をしながら、確認をしながら質問したいと思っております。

問題は、昨年220隻、お断りしたのが255隻と言われていると、観光消費額が一隻当たり平均約5,800万円と、単純掛け算ですが、観光消費額としては148億円を取りこぼしてしまったというところが大きな問題だと認識をいたしております。

そういった中で、2016年より、県も国に拡張の要望を始めたところでありまして、2017年8月9日には、公明党山口代表にも要望書の提出がございました。

その折、国交省が求める拡張事業化への4条件というものを調べたしまして、これも県にお伝えをさせていただき、以降、県もこの条件クリアに真摯に取り組んでおられると認識をいたしております。

そういった中、この4条件というのが、「出島岸壁の有効活用」、「長崎港の港内航行ルールの策定」、「当該地区の埋め立て承認」、さらに「地元の理解と協力」という4点が条件かと思っております。

昨年の3月定例会の一般質問でお尋ねをいたしました。まず、「出島岸壁の有効活用」につきましても、海上保安庁の船が停泊をしているということから、これを琴平方面に移動させ、そして、今年の秋より、出島岸壁での入港受け入れを既に受付を開始しましたという点。

「港内ルール」につきましても、2017年に策定済みということで、一定課題はクリアしているというご答弁でありました。

「当該地区の埋め立て」ということにつきましても、港内航行ルールにリンクをしており、しかも、事業化のことであり、承認主体者が県

であるということから、クリアしたに等しいという認識でございます。

「地元の理解と協力」については、事業化を受けて、それからの折衝なので非常にデリケートな話だから、県が大丈夫とはなかなか言えない状況なのだろうと思っております。

要は、内々4条件はクリアをしている中に、昨年4月22日、公明党山口代表にも現地にお越しただきたいと要請をし、お越しただいて、県からも早期の事業化の要望がその時になされました。

4条件も整っておりますと、速やかにお願いますという要望を、私どもも当然させていただくわけですが、山口代表からは、「私が石井国交大臣に伝えればいいですね。」という発言もいただきまして、大変力強い後押しとなっております。

その間もずっと大臣には現地視察をお願いしたいということは要請をし続けておったわけですが、この4番目の「地元の理解と協力」ということについては、どうしても心に引っかかると思いますか、お伝えをしなきゃいけない宿題が残っていたというのは共通の問題意識だったと思っております。

そういった中、昨年、地権者を含む民間で組成する「長崎港クルーズ研究会」というものが立ち上がりました。会長からは、大臣に直接お願いに行こうというご要請もありまして、段取りをし、そして、本年1月29日にクルーズ研究会の会長を先頭に陳情・要望に国交省に伺ったと。全ての準備が整ったという報告をさせていただくとともに、引き続き、早期2バース化の事業化と、現地にもお越しただきたいということも要望したところでございます。

副知事にも上っていただき、土木部長、港湾

課長も行っていただきました。私も同席をさせていただきます。

大臣からは、「長崎港は重要な港だ。」と、「2月に現地を視察したい。」というご発言もその時にはございまして、早速2月9日に大臣に現地を視察していただいたと。

その場においては、「長崎港は、市街地に近く、観光振興に大きな可能性を感じる。新幹線の駅も近く、連携させることで広域観光も期待できる。」というところまで言及いただきました。

また、先ほど部長説明もあったように、「2バース化と後背地の活用、こういった計画が地域を挙げての計画であり、非常に力強い取組と実感をした。新規事業化について検討したい。」との力強いご発言もいただいたところであります。

来年の新規事業化を求める本県にとっても、大変意義のある大臣視察並びにご発言だったと思っております。

国会の会期中で、予算審査中にもかかわらず、わざわざ長崎まで足を運んで現地を確認されたこと、これ以上にエビデンスはないと私は思っております。事業化は間違いないのではないかという確信も私なりに持ったところでございますが、ここで質問です。

まず、これらの一連の流れの中で、県の受け止めはいかがか、部長にお尋ねをいたします。

【岩見土木部長】石井国土交通大臣が長崎港を視察していただきまして、2バース化に関する地元の熱意も感じていただき、その中で「新規事業化について検討したい。」とご発言されたことについては、とてもよかったと思っております。

ただし、来年度の予算については、現在、国

会で審議中でございますし、また、具体的な事業箇所の予算については、本省港湾局で検討作業中であることから、最終的な新規事業箇所については、現時点では決定されていない状況でございます。

長崎県といたしましては、2バース化の早期事業化に向けて、気を抜くことなく、引き続き国へ要望してまいりたいと考えております。

【川崎委員】まさに、予算審査中でありまして、当然のお話だと思います。今、お話があったように、引き続きしっかりと要望活動を行っていただきたいと思っております。

先の話ではありますが、この拡張がなされたことによって、さまざまな波及効果、このようなことを求めていくべきであり、一連の大臣に対する要望につきましても、長崎港発着のクルーズ、今は発着のクルーズじゃなくて、立ち寄るといっておりますので、この発着のクルーズ、そして、長崎には三菱造船所もあることから、停泊中のメンテナンス、そういった造船業の活性化に資するといったところも期待がされることありまして、細かいところは所管が恐らく違うだろうと思っておりますので、これにとどめさせていただきますが、このようなことも期待がされることですので、長崎の経済を浮揚させるという意味では、この2バース化に向け、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、この2バース化と併せて、後背地の一体的整備ということも県の政策として上がっており、質疑もさせていただいたところでありますが、現在の進捗状況についていかがか、お尋ねいたします。

【植村都市政策課長】松が枝埠頭の拡張整備と一体となったまちづくりということで、本年度、

県、市の関係部局による検討会議と、その下部組織でございます作業部会で議論を重ねてまいりまして、当地区の開発コンセプトと、導入すべき機能を整理いたしまして、11月に構想の素案ということで取りまとめを行いました。

その後、この素案の内容を地元の地権者の方々、それから地元自治会の役員の方、あるいは長崎の経済界の皆さんにご説明を申し上げて、導入施設等に関する具体的な意見がないかということ伺っているところでございます。

今後、これらの意見を反映しながら、構想の取りまとめを行いたいと考えております。

【川崎委員】ということは、意見を少しまとめたといいますか、今、問いかけをされているということでしたので、ぜひ議会にも説明をいただければと思っております。

まちづくりの一環ということではありますが、先ほどの大臣要望の中に、路面軌道の延伸といいますか、松が枝方向に延伸ということも考えられると、このような計画も説明をされたように思いますが、この実現への課題ということについて、どうお考えかお尋ねいたします。

【植村都市政策課長】松が枝埠頭背後のまちづくりを行おうとしますと、路面電車の軌道の延伸と長崎駅方面への直通運行、これを併せて実現できないかということを考えておりまして、本年度、運行事業者であります長崎電気軌道の方と数回にわたって意見交換を行っております。

当然ながら、現時点では実現の可否を判断できる状況にはございませんけれども、再開発構想の策定作業と並行して検討していきましようということで一致をいたしております。

検討に当たっての課題といたしましては、まず、安定した需要が常時見込めるのかということ、それから、施設の整備費用や維持管理費用

をどうやって捻出し、誰が負担していくのかということ、さらには既存路線の運行とどのように調整をしていくのかといったようなことが考えられております。これらを一つひとつ考察しながら、電気軌道と協議を重ねまして、実現の可能性を探っていきたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。安定的な需要はもちろん、大量輸送ということで期待をするところでありますが、毎日船が入ってきているわけではありませんし、先ほど今年は208隻、1年のうちの3分の2ですから、多いと言えば多いですが、じゃ、それ以外の日はどうするかということ、事業者としては当然のことながら心配される場所かと思っておりますので、その辺はしっかりと見出しただきたいと思っております。

ハード面で、私の間違いじゃなければ、この課題はあるんじゃないかと思うんですが、今、北部から南部に路面電車が伸びていって、税関の前を左に曲がって、新地中華街の方に入っていきます。そして、それから南の方に行くには、新地中華街という電停で乗り換えということが今、必ず発生をします。このことから、大量輸送ということを考えると、もうあそこが、今でも修学旅行生であふれんばかりの待ちのお客様がいらっしゃって大変な状況にあります。これをこのままの状況で進めていくと、これは果たして現実的なのかなということがあります。

そういった中において、税関からそのまま南に、今ないところに、市民病院前のところまでストレートに行く延伸といいますか、そういったことが実現をしないと現実的じゃないのかなと。

もう一点は、石橋の方に曲がっていく単線のところをどういうふう判断するかと。あそこ

は単線ですから、時間調整して、いわゆる国道の真ん中で待つということはダイヤ上ないのかもわかりませんが、要するに道路事情で石橋に電車が入って行って、そこに曲がろうとした時に電車がおった場合は、出てくるまで待たないといけないということになります。待つということは、そのままの状態だったら、当然松が枝の方向に行く電車も待たなきゃいけないという状況になる、こういった問題も出てこようかと思えます。

かなり大きなテーマが幾つもあるのかなと思いますが、観光県長崎として、大きなまちづくりを今から進めるとすれば、大胆な発想でもって取り組む価値は十分にあるかと思えますので、真摯に議論いただきたいと思っております。松が枝については以上です。

県営住宅のことについてお尋ねいたします。連帯保証人の問題です。いわゆる抽せんに当たって入居ができる権利を得たにもかかわらず、保証人を確保できないために入居を辞退せざるを得ないということが報道でも発表されておりますが、本県においてこのような辞退をされた方がいらっしゃるのでしょうか。

【崎野住宅課企画監】本県におきましても、連帯保証人が確保できなかったために入居を辞退した件数は、平成29年度で6件ございます。

【川崎委員】実際いらっしゃるわけですね。そういった中において、今、連帯保証人2名というところを撤廃するというところについても2度ほど議論をさせていただいたところではありますが、昨年の9月の議会では2人を1人にする改正を検討するというところまでご答弁があったわけです。これに関する条例や規則、そういった改正というのは今次行われているのでしょうか。

【崎野住宅課企画監】まず、これは平成32年

施行の改正民法で連帯保証人制度が改正されるということと、また、委員がおっしゃっているのは高齢单身の方が非常に入りにくくなっているということで、そういう事態があるという前提でお話があって、9月議会で全国のものを調査して、その上で1名にすることを検討するという回答しております。

それで、全国の動向でございますが、47都道府県中、30都道府県が実際に連帯保証人を1名にしております。

そして、今度、見直しはどうかということで、それにつきましても調査をしましたが、2名の県が17県ということで、本県は2名の方に該当するんですけども、それについて対応をどうするかということで調べまして、まず、連帯保証人について、本県の現状がどういう形になっているかということをご説明したいと思うんですけども、本県の連帯保証人につきましては、今、退去者の約2割の方の連帯保証人の方に滞納家賃のお支払いをいただいております。連帯保証人が支払いをするというものにつきましても、本人が行方不明、死亡、また破産、生活保護になった時に、本人ではなく、連帯保証人の方に請求する形になり、大体2割の方が納めていただいているということです。

また、入居者につきましても、昨年度ですけれども、大口の連帯保証人が何らかの事情で払えない方につきましても支払っていただいているということで、本県につきましても、連帯保証人については滞納家賃を回収するという意味合いで非常に効力を上げております。

それで、先ほどのお話に戻りますが、1名の検討をしているというのはどこかと申しますと、これは入居するに当たって、それについて何らかの改善ができないかということになっており

ますので、1名への要件緩和と併せて、高齢単身の方が入居条件で拒絶されることがないような対応という形で何らかできなかつたということを検討しているかと思えます。それにつきまして、今現在、改正については、実際問題まだ行っておりませんが、先ほどの民法の改正のところと入居条件を緩和して、高齢単身の入居しづらい方に対して、入居できるように改正できないかということと併せて、現在、検討している最中でございます。

【川崎委員】平成32年の民法改正のタイミングと、先ほどご説明があったようなところを鑑みて、現在、検討をしているということですね。まだ結論には至っていないと。

ということは、タイミング的に平成32年のタイミングで結論を出すということでもいいんですか。再度そこだけ、タイミングだけ教えてください。

【崎野住宅課企画監】平成32年4月施行になりますと、遅くとも平成32年の2月議会までには条例等々の見直しがございますので、それをめどに検討を行っているところでございます。

【川崎委員】最後に、全然別のテーマです。五島の福江港のことについてお尋ねいたします。

福江港は、世界遺産を持つ島の交流の玄関口で、住民の誇りだと思っているんですが、なんとトイレが全て和式のままであるという指摘がありまして、これについてはいかがなものかと。これは早急に洋式化を図って観光客に、そしてインバウンドのおもてなしの一環だと思いますが、しっかりと推進をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

【近藤港湾課長】委員ご指摘の福江港のターミナルにつきましては、おっしゃるとおり離島航路の発着港でありながら、世界遺産登録の決定

によって交流人口の拡大がございます。これによってターミナルの旅客機能の利用はますます増えておりまして、利用者の方々の快適性を図っていくことは大変重要なことだと考えております。

ただ、今、福江港のターミナルにつきまして、市の方が指定管理者でございまして、使用料収入も入っておりますことから、今後のトイレの洋式化につきましては、管理者である五島市も含めて予算の確保等々も含めながら、市としっかり協議をしてまいりたいと考えております。

【川崎委員】協議をしていただいて、後回しにするんじゃないかと、ぜひ前倒しで整備をしていただきたい。本当に世界遺産の島ですから、多くの方が世界各国から来ていただいているわけですので、これはもう何としても早期に整備をよろしくお願いいたします。

【八江委員】国道34号の諫早北バイパスの4車線化についてのお尋ねと確認をしておきたいと思えます。

今日、ある新聞に、諫早市議会の一般質問で出ておりました件ですが、私も12月には質問させていただいておりましたし、前向きな答弁らしいものをいただいておったかと思えます。

そこで、地元の要望活動、自治会連合会等がお願いをするということをしておりまして、その要望を踏まえて一般質問がなされたと思えます。そこで、諫早市長の方も、努力していきたいということでありました。

34号の本野交差点から大村の与崎までの区間の拡幅計画もなされているということは前から報告もあっておりましたし、我々も要望していたとおりであります。私もこれまで長く議員をさせていただいた関係から、長崎バイパスの

市布交差点の立体交差の問題もさせていただきました。そしてまた、国道57号の諫早小船越の交差点のアンダーの問題、これも北バイパスと申しますか、市布交差点と同じ時期に要望し、着工するようになりまして、それもでき上がっております。北バイパスのみが残っているということでもあります。

今、高速道路の多良見、芒塚、あるいは出島インターのところまで用地買収は済みながら、ある時期に、このある時期というのは民主党時代に決まっているのを凍結されました。凍結されたのをここ数年前に、ようやく自民党政権になってから取り戻して今の事業化が進んで、もう開通も間近ということでもあります。

そういうことで用地は取得しながらも事業ができてない部分が今の北バイパスでもありますし、高速道路の用地、今進めておられるところでもあります。今後、速やかに進めていただくようなことにならないと、またまた遅れるということになってくると、大村・諫早間、都市間交通の中での時間短縮、大村空港への短縮効果が出ませんので、それを速やかに県と市が一緒になって、あるいは県がリーダーシップをとって、県が中心に進めていただきたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

【大塚道路建設課長】 国道34号線の諫早北バイパスの4車線化に関するご質問でございますけれども、この件に関しましては、先ほど委員の方からお話ございましたとおり、11月議会においてご答弁させていただきました。

その後、諫早市の方から、地元の方で、今委員がご紹介されたような動きがあるというお話は私どももお聞きしておりましたが、一般質問で質問がなされたことは、すみません、今朝の新聞を開いて初めて知りました。

その中において、諫早市長のご見解ということで、「4車線化に向けては過去の経緯や現在の状況を踏まえながら、地元の皆様や市民の皆様、また、議会のご協力をいただきながら慎重に取り組んでまいりたい」というご答弁をされたと聞いております。

県といたしましては、先ほど委員からもお話がありましたとおり、国道34号線においては、まだ大村市内の大村拡幅が完成が近い状態で、500メートルほどまだ残っている状況でございます。

それから、大村～諫早間につきましては、今年度から国の方で新規事業化をしていただきました。こういった懸案事項もまだ残っております。これをどういった形で進めていくのがいいのかということにつきましては、これまでの経緯、紆余曲折等もございますので、まずは諫早市のご意向を確認させていただいた上で、国などにどういった形で話をもっていくのがいいのかということについて、まずはご検討させていただいた上で、相談させていただきたいと考えております。

【八江委員】今の答弁に不足はないんですけれども、せっかくの機会ですから、土木部長も国の出身者でもありますから、最後をお願いしておきたいと思っております。

そういう状況の中にあるというのは今申し上げたとおり、用地も取得して、あと予算をつければいいということですが、先のところというか、手前のところと問題もありますけれども、幾ら遅くても同時開通はできるようにするためにはちゃんと手前からやっておかなきゃならないと思います。後でばたばたしたって、予算が確保できなかったということがありますので、その点を先ほど申し上げるように県が

ーダーシップをとりながら、市と連携をして、国に強く求めていただきたいと思いますけれども、土木部長の答弁をお聞きして終わりたいと思います。

【岩見土木部長】用地は既にあるわけでございます。それで、現在は2車線になっておりますので、かえって渋滞していると。そういったことはかえって地元の環境を悪化させているところもございますので、先ほど課長から答弁もありましたけれども、諫早市とよく密に連携しながら、個々について、34号、事業をしている区間もありますけれども、そこと一体となって道路がスムーズに走れるように、今後もいろいろ検討していきたいと思っております。

【里脇委員長】ほかにありませんか。

【渡辺委員】部長説明資料の2ページ、「和解及び損害賠償の額の決定について」、2件の事件が入っております。これは、具体的にはどういった中身なのか説明していただけますか。

【馬場道路維持課長】平成30年に発生した県の管理瑕疵による道路事故の和解ということで2件あるということでございますけれども、1件目につきましては主要地方道の柚木三川内線におきまして、佐世保市の心野町で発生した事故でございます。法面から30センチほどの落石がございまして、それに車が当たりまして損傷をしたということでございます。

発生時間が午後10時ということで夜間でございますまして、被害者の方の前方不注意といったところも当然あるわけでございますけれども、なかなか避けきれなかったということで、県の方も一部を補償するというところでございます。

もう一件につきましては、主要地方道の長崎畝刈線の長崎市鳴見町にあります滑石トンネル内で発生した道路事故でございます。狭い歩道

でございますけれども、歩行者が歩けるところがございまして、そこにガードパイプを設置しております。その根元が損傷していたということで、車が通行した際にガードパイプが倒れて車に損傷を与えたということでございます。これにつきましては避けようがなかったということで、県の方で賠償するということになっております。

【渡辺委員】2件とも車の破損の修理代ということで理解しておいていいですか。

【馬場道路維持課長】そのとおりでございます。

【渡辺委員】わかりました。

海砂採取の限度量に関する県の基本方針の関係でお尋ねしますが、この検討委員会のメンバーの中に自然環境の関係者が入っていますか。例えば、海砂を取ることによって海洋にどういった影響があるかということ、委員の中にそういう立場の人が入っていますか。

【井上監理課長】長崎大学大学院の水産環境科学総合研究科の教授が2名入っていただいております。

【渡辺委員】トータル何名の委員会ですか。

【井上監理課長】会長を含めまして7名でございます。

【渡辺委員】今回は、5年間で250万立方メートルということで決定したわけですね、検討委員会の方針としてはそういうことでしょうか。（「提言をいただいた」と呼ぶ者あり）

これは、最終的に、県としていつ決定される予定になっているんですか。

【井上監理課長】今回、県の基本方針（案）としてお示しさせていただいたところでございます。今回の議会からのご意見を踏まえた上で、今年度中に決定をし、告示をする予定にしております。

【渡辺委員】この250万立方メートルのうちに、県内で使う分と県外に売っている分とあると思うんですけども、その割合はどれくらいですか。

【井上監理課長】県外への搬出に関してですけれども、平成29年度確定した分で申し上げますと、限量が250万立方メートルですが、そのうち236万立方メートルを採取しております。このうち県内が103万立方メートルということで、県内の比率が43.7%ということになっております。

【渡辺委員】そうしたら、県外に半分以上は出しているということですか。そういうこと。

私は前から言っているんですけども、この海砂の関係は、採取料を県がもらって、要するに吉岐の漁協の方に業者が迷惑料を払っているわけでしょう。それは今までも変わってないんでしょう。要するに、採取料分を払っているということしか返事はなかったですもんね、前回も。ここが私はおかしいと思うんです。そうしないと、吉岐の漁協に迷惑料が幾ら入っているかというのはチェックできないわけでしょう。そうしたら、採取料分を迷惑料として払っているという答弁しか私は聞いていないんですけども、2倍ぐらいの採取料を県が取って、迷惑料として県が漁協にやれば、漁協に幾ら迷惑料が入っているかというのはぴしっとわかるわけです。そういう方式に切り替えないんですか。

吉岐の漁協の人たちは、漁協のメンバーは迷惑料が幾ら入ってきているかというのは、みんな知っているんですか、漁民の人は。そこが曖昧になっているからいかんと思うんですよ。県が2倍取って、その半分を迷惑料として漁協にぴしっと払うと、こういうシステムに変えないといかんと私は思っているんですが、県の方針

はいかがなんでしょうか。

【井上監理課長】吉岐の漁民の方がどの程度という話については、吉岐の漁協内の話ですので私どもは承知をしておりますけれども、海砂の場合、いわゆる迷惑料という言い方をしておりますが、これにつきましては海砂の採取業者と漁協との間で交わされているものでございまして、これに関しまして行政としては、行政の民事不介入の原則というのがございますので、法的な制限をかけることはちょっと難しいのではないかと考えております。やはり民間同士で解決をしていただくべき事柄であって、県としては、いわゆる迷惑料についての判断というのは差し控えさせていただければと考えております。

【渡辺委員】そうしたら、県の水産部が稚魚等を放流したりしているわけでしょう、魚の資源の確保のために。要するに、ほかの人たちが言うには、やっぱり砂地の産卵場所がなくなってきているというのは、何年これぐらいの量を取ってきていますか。民事不介入と言うけれども、県民の財産を取っているんですよ。個人の財産じゃないんだから、県民の財産を取って売っているんだから、そこは民事不介入ってあるものですか。県の財産だから、その分を2倍取って、半分をあなたたちに、漁業に迷惑をかけるからということで迷惑料を払うならまだわかるんですけども。

ちなみに、よその県はどうしているんですか、こういう砂を取っているところについて。

【井上監理課長】他県でこのような迷惑料についてどんな取扱いになっているのか把握はしておりませんが、基本的にやはり民・民の間でのお話になっているのではないかと考えております。

【渡辺委員】250万立方メートルのうちに壱岐の方が175万5,000立方メートルを上限とするということになっていますね。残りの分は大瀬戸沖とか、五島とか、どこか知らないけれども、取っているわけでしょう。そこは迷惑料はどうしているんですか。

【井上監理課長】各個別の状況については、把握しておりません。

【渡辺委員】壱岐は迷惑料というのを払っているということは、前、私も指摘した時に聞いたが、億の単位が漁協の方に入っているんですよ。壱岐の海砂はちゃんと迷惑料を払っているというのは県としてつかんでいるわけでしょう。

これは県民の自然の財産だから、私は民事不介入ということに当てはまらないと思うんですよ。海砂は漁協の持ち物ですか、そこを確認させてくれませんか。

【井上監理課長】海砂が漁協の物なのかということについては、そういうことではないと考えます。

【天野土木部次長】まず、海砂につきましては国有財産ということになっております。

それから、採取料と迷惑料の関係でございますが、現在、採取料が1立方メートル当たり94円、消費税込みで101円となっております、この辺の金額につきましては当然他県との均衡等も考えて、その水準が適正ということで判断した金額でございます。

それから、迷惑料についてでございますが、私どももはっきりしたところはつかんでおりませんが、この性格としましては、私どもが海砂採取業者の採取に対して採取許可を出す時に、関係漁協の同意書をいただくようにしております。その同意書を採取業者が漁協からいただく時にそういったものをどうも払っているようだ

ということで話を聞いておまして、これ自体は私どもが介入すべきものではございません、また、その分を海砂採取料、これは県の財産収入でございますが、そこに転嫁するといったことも、そこは他県との均衡も考え合わせまして適切ではないと考えております。

【渡辺委員】漁協の漁民の人は、うちの漁協は迷惑料が幾ら入っているというのはつかんでいると、それは知っているということですか。そこもつかんでいないんですか。漁業協同組合の役員の方は、業者から幾らもらっているのは知っているわけですか。

漁協の収支報告の中にそれがぴしっと入っているんですか、入っていないんですか。そこは水産部じゃないとわからないんですか。

【井上監理課長】漁協の収支計算書の中には、たしか雑入ということで、具体的にこの分が幾らというのは、たしか明示されてなかったのではないかと聞いております。

また、漁協の中でこの件についてどういう情報共有がされているのかということに関しましては、承知いたしておりません。

【渡辺委員】国有財産である海砂採取の許可を県が与えて取らせるわけですね。これはもちろん県内の建設骨材として使わないといかんものですから許可はしないといかんですけど。しかし、その漁協から同意書をもらうために、この業者が漁協の方に許可をもらうための迷惑料を払っているということは、私はおかしいと前から指摘しているんです。その金銭のやりとりというのは、不明確でしょう。聞いてもわからんわけでしょうが、幾らもらっているのか。大体これくらいだろうしかわからんのでしょうか。それも億の単位のお金が動いているわけですから、そこはおかしいんじゃないかと。県が許可

する時におかしいんじゃないかということ、これ以上論議したって話は進まないと思うけれども、指摘をしておきますので、よその県のことも含めまして調査をしていただいて、国有財産を、悪いけれども、漁協の人は同意書をやるだけで億の単位のお金が入ってくるというのはおかしいと思わないですか。私はおかしいと思っているよ。漁業をする上で迷惑をかけるならば、このエリアの中で海砂を取るのに迷惑をかけているんだから、その分、県から迷惑をかけておりますと、県の骨材提供のために迷惑をかけておりますということで採取料を引き上げて取って、それを漁協にやるならまだわかりますよ。そういう方法にならないのかということ指摘して終わります。

【里脇委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時33分 休憩

午後 4時33分 再開

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時34分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年3月6日

自 午前10時 0分
至 午後 4時12分
於 委員会室 3

環境部長 宮崎 浩善 君
環境部次長
兼環境政策課長 山口 正広 君
地域環境課長 吉原 直樹 君
水環境対策課長 田口 陽一 君
廃棄物対策課長 重野 哲 君
自然環境課長 田中 荘一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 里脇 清隆 君
副委員長(副会長) 山本 由夫 君
委 員 八江 利春 君
" 田中 愛国 君
" 渡辺 敏勝 君
" 瀬川 光之 君
" 徳永 達也 君
" 外間 雅広 君
" 川崎 祥司 君
" 坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活部長 木村伸次郎 君
次長兼県民協働課長 松尾 和子 君
男女参画・女性
活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 宮崎 誠 君
交通・地域安全課長 宮崎 秀樹 君
統計課長 笠山 浩昭 君
生活衛生課長 加藤 佳寛 君
食品安全・消費生活課長 松尾 康弘 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【里脇委員長】 おはようございます。

環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を再開いたします。

これより、環境部関係の審査を行います。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

環境部長より、予算議案について説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 おはようございます。

平成31年2月定例会県議会予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料、環境部の1ページをお開きください。

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第12号議案「平成31年度長崎県流域下水道特別会計予算」、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第67号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」の4件であります。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」についてご説明いたします。

平成31年度は、長崎県総合計画チャレンジ2020の基本理念のもと、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、長崎県環境基本計画に掲げる環境保全対策等に引き続き取り組むとともに、新たな施策の柱として、脱炭素ビジネスや滞在型観光の推進など環境と経済の好循環につながる施策を展開してまいります。

歳入予算は合計で20億1,748万9,000円、歳出予算は合計で35億9,360万5,000円を計上いたしております。

当初予算の主な内容は、2ページから6ページに記載のとおりでございますが、このうち新規・拡充事業を中心に説明いたします。

まず、2ページ下段の地球温暖化対策の推進について。

県民一体となった地球温暖化対策を進めるため、子どもと一緒に家庭で取り組む省エネ活動の推進や、事業者の省エネ改修への理解を深めるセミナー等の実施に加え、持続可能な低炭素社会づくりを推進するため、環境と経済成長の好循環を生み出す低炭素ビジネス振興に向けた実現可能性調査等を実施することとしており、これらに要する経費といたしまして3,152万9,000円を計上しております。

続きまして、3ページ中ほどの諫早湾干拓調整池の環境保全対策について。

諫早湾干拓調整池の水質改善対策や水辺空間づくりを推進するため、中央干陸地におけるヨシの利活用や環境学習の取組を継続して進めるほか、調整池での再生可能エネルギーの導入を推進することとしており、これらに要する経費といたしまして613万1,000円を計上しております。

続きまして、3ページ下段の大村湾の環境保全及び活性化について。

大村湾の水質改善を図るための調査や沿岸市町、漁業者などと連携した浮遊ゴミ除去などの取組を実施するとともに、大村湾沿岸での取組の情報発信や環境教育の強化などによる「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」を推進することとしており、これらに要する経費といたしまして931万5,000円を計上しております。

続きまして、5ページ下段の自然環境を活かした地域づくりの推進について。

県内の国立・国定公園等の豊かな自然観光資源を活用したインバウンド対策を促進するため、トイレの洋式化による受入環境整備を実施するとともに、西海国立公園をはじめとした自然公園の快適な利用促進を図るため、施設のリニューアルや維持補修等を行うこととしており、これらに要する経費といたしまして1億4,073万2,000円を計上いたしております。

このほか、長崎発東アジアの環境技術発信事業について、環境保健研究の推進について、島原半島におけるバイオマスの利用について、環境の監視等について、水道の普及促進について、汚水処理施設の整備について、資源循環型社会の推進について、廃棄物対策の推進について、野生生物の保全及び管理について、記載をいたしております。

続きまして、6ページをご覧ください。ページの中ほどになりますが、債務負担行為の計上について記載をいたしております。

次に、6ページ下段の第12号議案「平成31年度長崎県流域下水道特別会計予算」につきまして説明いたします。

歳入予算合計、歳出予算合計ともに11億9,313万2,000円を計上しており、予算の内容及び債務負担行為については、7ページから8ページに記載のとおりであります。

次に、8ページ中ほどの第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分につきましてご説明いたします。

歳入予算は合計で3億6,068万7,000円の減、歳出予算は合計で3億3,848万円の減をそれぞれ計上しており、これは予算年間所要見込み額等に基づく補正であり、主な内容は9ページから10ページに記載のとおりであります。

また、債務負担行為の計上及び繰越明許費の設定につきましては、10ページに記載しております。

次に、10ページ下段の第67号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別補正予算（第3号）」につきましてご説明いたします。

歳入・歳出予算ともに4億7,506万7,000円の減を計上しており、補正予算の内容は記載のとおりであります。

また、繰越明許費として2億8,424万8,000円を設定しておりますが、内容は11ページ中ほどに記載のとおりであります。

最後に、平成30年度予算につきましては、本会議において補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって平成30年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいというふうにご考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明を求め

ます。

【山口次長兼環境政策課長】私から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料についてご説明いたします。

資料1ページをお開きください。

これは県民生活部・環境部・土木部における政策的新規事業の計上状況ですが、環境部関係は1ページ下の方で、みらいにつなぐ大村湾事業費、「いさかん」水辺の保全と活用加速化プロジェクト事業費、それから1ページの上に自然公園等インバウンド受入環境整備事業費、生物多様性情報見える化事業費の4件を計上しており、その内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【里脇分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【川崎委員】予算議案についてお尋ねいたします。地球温暖化対策費に3,152万9,000円を計上されています。前年が2,708万9,000円で、444万円の増となっております。

まず、今年度の約2,700万円でどういう事業に取り組み、成果を生んだのか。それを踏まえて来年度、どう取り組もうとされているのか、より具体的にお尋ねをいたしたいと思えます。

【山口次長兼環境政策課長】今年度につきましては、主には新しい事業として、先ほど説明がありました、子どもと一緒に家庭で取り組む省エネ活動の推進事業ということで、我が家の省エネ日記というものを実施しております。

これの実績といたしましては、県内の小学校

4年生から6年生を対象としておりまして、記録のシートを、夏休み期間中に省エネに取り組んでいただいた結果として、学校を通じて891人の方から提出をいただいております。

そのほか、事業者の省エネ改修事業の理解を求めるセミナーということで、1つは事業者向けの省エネセミナーを開催いたしております、実績としては3回で42名の参加をいただいております、この後に、省エネルギー相談地域プラットフォーム事業という、いろいろなアドバイスを受ける国の事業がございますが、これには10社ほどがアドバイスを受けて取組が進められております。

それと、中小工務店に向けた住宅の省エネ向上のための補助金のセミナーを開催いたしております、3回開催して74名の参加者があったということでございます。そのほか従前から取り組んでいる事業もございますが、平成30年度に新たに取り組んだ事業としては、こういうものがございます。

来年度につきましては、これに併せて、先ほどございました低炭素ビジネス振興に向けた実現可能性調査ということで、スマートコミュニティの構築を検討しております、このための調査を進めることとしております。

また、私どもの温暖化の実行計画がございしますが、終期が2020年度までとなっておりますので、これにつきましても来年度から取組を進めていこうということでございます。

【川崎委員】今年度の事業については啓発というところ、子どもさんも含めてということで理解をいたしました。

あと一つ、低炭素ビジネスの振興ということが来年度の目玉と思いますが、スマートコミュニティについて、もう少し掘り下げてご説明い

たいただきたい。

低炭素ビジネスの振興だから、新たな産業を生んで、そこでまた雇用を拡大していく、こういったビジョンがあってしかるべきと思います。

その2点、スマートコミュニティの件と今のビジネス振興、まさに新規事業を立ち上げていくという角度の環境部のお考えをお示しいただきたいと思います。

【山口次長兼環境政策課長】まず、スマートコミュニティでございますが、本県におきましても地球温暖化対策を進めております。これは、先ほど委員がおっしゃいましたように啓発事業が中心になっておりますけれども、さらに推進していく必要があるということで、対策といたしまして再生可能エネルギーの確保と活用、エネルギーの調整・制御による低炭素化、それと省エネ化の推進、この3つを柱といたしましてスマートコミュニティを構築することで、低炭素社会を実現したいと考えております。

これにつきましては、さまざまなエネルギーの利用形態の施設とか、再生可能エネルギーを整備可能なさまざまな用途施設とか土地、これらがコンパクトにまとまったエリアを一定想定をいたしまして、エネルギーの調整、制御とか、再生可能エネルギーの利用促進とか、そういうものの検討を進めていきたいというふうに思っております。

これが経済的にどういうふうな効果が出てくるのかということになりますと、この検討を受けまして、産業労働部がやっております事業に結びつけていきたいと思っておりますが、スマートコミュニティをつくる中で、中小企業の方がどこかのところで役割を果たしていただけるのではないかとということで、産業労働部で研究会を開催いたしておりますので、その研究会の

中に、この検討結果を盛り込みたいといいますが、つなげていきたいというふうに考えております。

【川崎委員】具体的なビジネスの展開、支援となると産業労働部の役割になっていくんでしょうね。そうすると、なかなか突っ込んだ質疑は難しいのかもわかりませんが、新たなエネルギー政策という件ではよく連携をさせていただいて、可能性を探って、長崎から新たなビジネス展開ということで、具体的に事業が立ち上がって成長していくというところまで、単年度ではなかなか難しいと思うので、もう少し長期的な視点で連携をとりながらやっていただきたいと思います。

来年度の審査をしているのに、再来年の話をするというのも難しいと思いますが、その辺のところは指摘というか、要望をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと廃棄物の対策、廃プラの問題ですけど、何度か質疑をさせていただいておりました。平成31年度に、この対策として予算を計上し取り組まれる事業がございますでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件ですが、廃プラ対策につきましては、国の方でプラスチックの戦略を今、策定中でございますので、その結果を受けて県の取り組みの方向性を決めた中でやっていきたいと思っております。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【坂本(浩)委員】水道の普及促進について、何点かお尋ねさせていただきます。

一般会計予算で9億5,637万1,000円、水道普及費ということで計上されております。そのうち、市町が行う水道施設の耐震化・老朽化対策への取組を支援ということで、市町に対して交

付をする生活基盤施設耐震化等交付金事業費が来年度は9億4,639万9,000円計上されております。平成30年度に比べて2億円ぐらい増えているわけです。

さらに、補正の分でも5,600万円ぐらい繰越明許費で計上されておりますから、10億円近い予算になるんじゃないかと思えます。そこら辺はそういう認識でよろしいでしょうか。

【田口水環境対策課長】委員がおっしゃいましたとおり、昨年度に比べまして約2億円の予算が増額になっております。これに基づきまして、県内におきまして7つの市町で耐震化工事の推進を考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】それを行う金額的には、今年度の補正予算が繰越明許になっておりますから、総額約10億円をそれに充てるということでいいんですね。

【田口水環境対策課長】水道事業につきましては補正予算はついておりません。平成30年度予算を、不測の事態によりまして繰越しを行ったということでございます。

【坂本(浩)委員】繰越明許費は今年度の補正ですよね。繰り越したということは、来年度に使うということじゃなかったですか。違いますか。

【田口水環境対策課長】説明資料の10ページに繰越明許費として生活基盤施設耐震化等交付金事業費として約5,600万円計上しておりますが、これは平成30年度の当初予算分の繰越しでございます。補正予算に基づくものではございません。

【坂本(浩)委員】そういうことですね。わかりました。

この9億4,639万9,000円で、7つの市町で事業を取り組むということでありまして、前年が約7億5,500万円組んでいまして、今回9億4,639万

9,000円ということでありますので、今年度にどれくらい交付をしたのか。来年度は7つの市町ということでありますので、その事業の進捗状況というんですかね。

今、水道管の老朽化とか耐震化は全国的にも大きな課題と言われていて、各市町の水道事業者がずっとやっているんだろうと思います。かなりの経費がかかるということで、去年、水道法が改正されて、いわゆるコンセッション方式を自治体の規模によっては導入してもいいと、民営化ですね。そういう中で、100%やる場合にどれくらいの経費が見込まれて、それに対する支援ということでしょうから、来年度は7つの市町で、県内21市町ありますから、今年度はどれくらいやって、来年度で全体的にどういふ進捗状況なのか、そこら辺が大枠わかれば教えていただきたいんです。

【田口水環境対策課長】生活基盤施設耐震化等交付金につきましては、平成27年度から始まった事業でございます。平成27年度から平成29年度までに、この交付金により改良された延長が約42キロメートルになっております。

平成31年度の予算におきましては、予定ではございますが、15キロメートルの耐震化を促進したいと考えております。主要管路としましては県全体で7,400キロメートルございまして、毎年の更新率が1%弱ということでございますので、まだまだやっていかないといけない部分がございますが、こういった予算を活用しながら計画的に推進したいと考えております

【坂本(浩)委員】市町はわかりますか。平成27年度から始めて平成29年度までで42キロメートル、平成31年度の予算で15キロメートルということですけど、平成30年度が何キロメートルなのか。この年度で何市町に対して補助事業を

行っているのかを教えてください。

【田口水環境対策課長】平成30年度におきまして、各市町の延長につきましては、現在まで把握はいたしておりません。

昨年度につきましては、6つの市町で耐震化交付金を活用しまして耐震化工事を進めております。今年はそれに1町増えて7市町ということで、平成31年度は7市町でやるというふうな計画でございます。

【坂本(浩)委員】今年度と来年度も聞こうと思ったんですけど、平成27年度から平成29年度までに42キロメートルということでありますので、これは何市町で実施されたんでしょうか。

【田口水環境対策課長】12市町が、これまでにこの予算を活用して整備いたしました延長でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。

県全体で7,400キロメートルの管路があって、毎年の更新率が1%ぐらいということで、まだ大分先の話みたいなことで本当に大変だと思います。

先ほど言いましたように相当な経費負担が自治体にかかってくるということで、現在、年間で15キロメートルとか20キロメートルぐらいずつ工事が進んでいるということですけども、まだまだ遠く及ばないというような状況で、水道法も改正されたこともあって、もちろんそれぞれの水道事業者が考えることではしょうけれども、そこら辺で各市町との意見交換があっているのかわかりませんが、県として、今後これをずっと繰り返し、こんな形でやっていくのかどうかも含めて、少し認識をお伺いいたします。

【田口水環境対策課長】改正水道法の中にもありましたとおり、水道施設の基盤強化は、将来にわたるサービスの持続という観点からは非常

に重要だと考えております。

特に、こういった老朽化に対する取組は計画的に行うのが非常に重要でございまして、そのためには、整備計画であるアセットマネジメントの作成が不可欠でございます。

現時点におきましては、上水道事業者全てにおいてアセットマネジメントを作成していただきまして、その中で毎年、毎年、計画的に耐震化等を進めていくという形の計画を進めていただいているところでございます。

併せて、その財源につきましては、やはり国の補助事業を活用しながらやっていかなければ、なかなか促進できないという観点もありますことから、計画的な実施と国の予算の確保という点につきまして、県としても、今後とも引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

【田中委員】今の質疑内容の件だけれども、国から100%もらうような形になっている。この予算書は国支出金が100%だ。だから、資料を出してくださいよ。どういう方程式で事業に取り組むのか、市町がやればどのくらい入ってくるのかとか、生活基盤施設耐震化交付金事業の資料を出してください。何か回りくどい。平成27年度からやっている事業だけれども、私は、ごめんなさい、知らなかったので資料をお願いします。

【里脇分科会長】資料を出せますか、後でも。（発言する者あり）じゃあ、後で資料の提出をお願いします。

【田中委員】予算的には、国100%だ、事業費そのものがね。これは国支出金が全てなんだから、予算的には、書いてあるよ、15ページ。（発言する者あり）だから、あるならあるでいいから、内容を出しなさいと。どこの市町がやって

いるかもわからない。もう少し丁寧な説明をしないと。それはお願いします。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【八江委員】諫早湾干拓調整池の環境保全ということですね。

中央干陸地のヨシの利活用や環境学習の取組を継続するということですが、干陸地のヨシの問題は、以前からずっとありましてですね。広大な面積にヨシ、あるいは雑草が生えておまして、早く伐採をするか、環境保全のためにはもう少し整理をした方がいいんじゃないかと、長い間我々も訴えてきておりましたが、自然保護団体をはじめ、ヨシ等々については、伐採その他はあまり好ましくないということで、現在そのままの状態であったかと思えます。

それを、ヨシを切って何らかの形で活用するというようなことでありますけど、現在、どのような状況にあるのか、報告をいただきたいと思えます。

【吉原地域環境課長】委員ご質問の中央干陸地のヨシにつきましては、2年前に、中央干陸地の利活用に関する調査を行いました。自然を保護する地域と活用できるゾーンの仕分けをしまして、ヨシの刈取りにつきましては、過去3年、試験的に3ヘクタール程度刈取りをしまして、刈り取ったヨシについては、たばこ耕作組合でたい肥に活用していただくという事業を実施してまいりました。

平成31年度は、近辺の農業者の方が、中央干陸地の土地を使いまして飼料作ができないかということで昨年から当たっておりましたので、今後、その試験的な刈取りと飼料作の栽培を進めていきたいというふうに考えているものでございます。

【八江委員】必要なものというよりも、我々が

見た感じでは、もう少し干陸地はきれいにした方が水質保全のためにいいのかなと思って、これまでも何回となくお願いした経緯があります。

ただ、野鳥の問題とか小動物等の生息の問題とか、いろいろあってそういう問題が出ておったかと思えます。そういった問題については既に話し合いができ、小規模であればとか、ものによっては伐採ができるというか利活用できると、今のような話で進めていくことは理解を求めているというか、そのような判断をしていいのか。

そして、利活用の活用の方はどういうものを使うのか。たばこ耕作組合とか周辺農家ということでありましたけど、もうちょっと詳しく説明できませんか。

【吉原地域環境課長】中央干陸地の利活用につきましては、まだ試験的なものでございますけれども、一定の農家という話だけではなくて全体的に広げていきたいということも考えておりますし、環境学習の場としても地元の住民の方に来ていただけるような活用の方策を考えていきたいと思っております。

【八江委員】広大な面積でありますから、もう少し地域住民、あるいは県民等が活用できるように、散策のためのやぐらというか道路もつくってありますけど、あれがどの程度活用されているのか、もう少し広範囲に設置すべきなのか、そういった問題については検討なされているのかどうか。

そしてまた、干陸地も広大な面積ということで、陸地であるものと半分水没をしているようなところ、ヨシ、アシが生えている部分がありますけど、そういったものについての区分けとありますか、分離とありますか、そういったものも含めて調査されているんですか。

【宮崎環境部長】中央干陸地の取扱いでございますが、国の考えといたしましては、あそこをつくった段階で自然の遷移に任せると、基本的に手を入れないというふうなことでございます。

ただ、一方で私ども県といたしましては、あの広大な土地について何とか利活用できないか、もう一つは、ヨシを刈り取ることによって水質改善効果があるのではないかとということで、国の考え方はそういうふうな形であるんですけども、国と協議をいたしまして、3年前から一定の範囲で刈取り等を行わせていただいている状況でございます。

今後につきましては、自然に配慮した中で、いかにあそこを活用できるかということを考えていきたいということで、引き続き、国と協議をやっているような状況でございます。

【八江委員】調整池の中でも、国土交通省が所管する区域と農林水産省が所管する区域と違うと思いますけど、今のところは農林水産省所管の干陸地が中心ではないかと思うんです。そういう意味で利活用の方法だって、捉え方も全然違ってくると思います。

我々にとってみれば、今、水質の保全を盛んに佐賀の方から言われることもあるものですから、今のままの状態、あそこが腐食して水没することによって水質の保全をおかしているということであれば、浚渫あるいは除去などが必要だと、常にそれがつきまってくるものではないかと思えますから、干陸地になっている部分と水没をしている植物との区分けとありますが、区域が違えば干陸地になっている部分はもう少し処理の方法があるんじゃないかと思ったりするものですから、その点の区分けについてはどうなっているのかと、先ほどお尋ねを兼ねて私が申し上げました。説明が悪かったかどうか

かわかりませんが、そのことはどのようになっているんですか。

【宮崎環境部長】干陸地のヨシに起因します水質への影響につきましては、私どもは、先ほど言いましたようにヨシを刈り取って調整池の外に持っていけば水質改善効果があるというふうに考えているわけでございますけれども、国と、その解釈が若干違っているところがございます。そこについて今、協議を行っているところでございます。

それと、調整池全体の水質に関しましては、今後また議会に報告したいと思っておりますけれども、次期行動計画を今、策定をしているところでございます。ですから、干陸地のヨシにとどまらず、調整池全体に流れ込む流域を見た時に、言い方としては悪いんですけど、何が調整池に悪さをしているかというのを全て調べ上げて、今後、水質目標値であります例えばCOD5.0mg/Lの達成ということに関しまして、総合的に水質改善対策を打とうと考えているところでございます。

【八江委員】国土交通省が所管する本明川下流の河川敷、小江の干拓地等については、その利活用が盛んに進んできている。コスモス、あるいは菜の花を植え、それからモトクロスなどの競技場と、そういったものを盛んに進めて、今まで土地を埋めてできなかったものも、土石を運搬しながら、そういった競技用の施設ができつつある。

一方、ポート場の問題もあります。片方の干陸地じゃなくて堤防敷ですかね、内部堤防敷については観覧席、あるいは道路、こういったものをしていく。これは農林水産省じゃなくて国土交通省の話。

皆さん方が所管をしている部分は、農林水産

省の中央干拓地の調整池の中に出ている部分になるわけですけど、干陸地の利用の仕方が、同じ干拓地の中でも農林水産省と国土交通省の考え方が違うというか、そう見受けられる部分があるから、同じように干陸地は、使えるものは使う。利活用というのはそこにあるんじゃないかと思います。

干陸地、水が入らないところと水没しているところの区分がはっきりしている部分は、もう少し県民に開放できるのではないかなと思ったから、いろいろお尋ねしているんですけど、その辺の考え方についてはいかがですか。

【宮崎環境部長】中央干陸地の地耐力の話といたしましては農林部が、2年前になろうかと思っておりますけれども、実際に重機を入れて、どこまで入っていけるかというふうな調査は済んでいるところでございます。ですから、実際に活用をしようと思った時には、活用の範囲はもう既に把握できていると考えております。

ただ、委員がおっしゃるように小江の干陸地の方が、もう既に活用が促進されているような状況でございますが、私どもとしても、中央干陸地につきまして活用できるところは活用したいという考え方を実は持っていますけれども、先ほど言いましたように国の考え方としては、あそこをつくったままにしておくと、自然の遷移に任せると、人の手を入れないというふうな基本的な考え方があるものですから、そこで若干、国との協議がどうしても必要になってきている状況でございます。基本的には、私どもも活用したいと、そのような考え方はもっております。

【八江委員】地元の要望でも、国が自然のままということもわからんわけではないんですけど、その影響がいい方向にいけばいいんですけど、

ど、水没その他、腐敗をして影響を与えるようであれば、その点は強く申し上げながら、干陸地のところは、もう少し県民に開放できるような地域があってもいいんじゃないかと。

先ほどお話がありました、たばこ耕作組合がどのようなものをどうしようかということもよくわかりませんが、小江干拓地の方は酪農関係者の皆さん方が、畜産業者の皆さん方が牧草の栽培をし、牧草の収穫をして利活用につながっているということでもあります。

だから、中央干拓地の地先の方は、もっともっと広大な面積が、肥沃な土地が膨大にあるわけですから、そういったものを有効に活用すべきじゃないかという思いは強いです。

利益を求めただけの問題じゃないけど、ただ自然の環境をというだけで、景観とか、いろいろなものを考えれば、もう少し活用を積極的に進めたいと思っている者の一人でありますから申し上げているわけで、中身の利用の仕方をもっと、国から認められるような方法も含めて検討いただきたいと思いますが、そのことはやっていただけますか。

【宮崎環境部長】先ほど答弁いたしましたけれども、中央干陸地について積極的な活用、県民に開放できるような活用ができるように、引き続き国と協議をしていきたいと考えております。

【八江委員】そうなりますと、あそこから降りる場所が、今、散策路をつくっているところぐらいしかないんですよ。だから、もう少し現地に入りやすいような箇所も増やし、散策、あるいはまたいろんなものができるようにすることも提案をしていって、利活用ができるようにすべきじゃないかということで、それは私の提案としておきたいと思います。

もう一つ、調整池に再生可能エネルギーの導入を推進すると。再生可能エネルギーとは、ということをもってここに記してあるのか確認したいと思うんですけど、いかがですか。

【吉原地域環境課長】ここで挙げております再生可能エネルギーというのは、太陽光発電とか、周辺にあります家畜糞尿を活用したバイオガス、そういったものを考えております。

【八江委員】わかりました。干陸地のところに太陽光発電を設置して導入したいと。

もともと堤防のところに、そういう予定があった進めるようなことになっておりましたが、中断して今のような状況になっていると思うんです。そこはせずに、今度は干陸地の方、調整池の中の地先の方を活用するという意味と、調整池と書いてあるから、そのように考えていいんですか。

【宮崎環境部長】先ほど担当課長が答弁いたしましたけれども、太陽光発電等を検討しているということです。

先ほど委員がおっしゃいましたとおり、太陽光は以前、堤防の斜面に計画といたしますが、検討されたんですけれども、どうしても反射光の問題があって、あそこには設置できないというふうに私は理解したんですけれども。

今後は、中央干陸地のみならず、調整池そのものも含めて、あの周辺全体含めて何かできないかというふうなことを今、考えているところでございます。

【八江委員】今のところ導入する計画ということでもありますけど、今の時点で面積とか、やり方とか、ただ漠然と導入したらというだけの問題じゃなくて、こういう形でこうすれば、このぐらいの電力が発生できるということまでは検討していないんですか。それがわかったら発表

していただきたい。

【宮崎環境部長】調整池は広大な面積があります。2,600ヘクタールございます。干陸地も含めれば3,000ヘクタールぐらいになるのかなと思っています。そこで太陽光発電をやるとしたら、膨大なボリュームを当然つくることができるとってはいるんですけども、一方で、実は太陽光発電をしたとして、国の買い取り価格というものがあります。FITというんですけども、それが創出された時には42円ぐらいで買い取ってくれた電力が、今年の入札を見ますと13円か14円というふうな形で、どうしてももう採算が合わないんじゃないかというふうな検討もなされているところでございます。

ですので、規模もさることながら、採算性がとれるかどうかというところが一番問題になりますので、今、そういうところを含めて検討しているところでございます。

【八江委員】再生可能エネルギーについても重要な問題だと思うし、そこにもってきた時の景観上の問題とか、干拓の場所にそういったものを導入していいのかどうかという別の角度からの検討も十分していただきながら、部分的にこういうことでこうするというものがいいのか、全面的にした方がいいのか、その辺は早急に検討しながら、買取りの問題はもちろんありましようから、活動、再生、そしてまた利活用に寄与できるようなことがあれば、一つの大きな拠点にもなるとお思いますので、よく検討いただきたいと、このようにお願いしておきたいと思いません。

【里脇分科会長】ほかにありませんか。

【渡辺委員】何点かお尋ねします。

まず、川崎委員が質問した地球温暖化対策の推進の関係で、低炭素ビジネス振興に向けた実

現可能性調査等を実施するということになっているんですけど、具体的にどういう調査をするようにしているんですか。

【山口次長兼環境政策課長】調査につきまして今想定いたしておりますところが、例えば再生可能エネルギーの確保と利用につきまして、そのエリアにおける再生可能エネルギーの確保の可能性調査とか、エリア内のエネルギーの需要調査あたりも考えております。

また、エネルギーの調整・制御による低炭素化につきましては、エリア内施設の種別とエネルギーの利用状況の調査とか、エネルギーの調整手法の検討、このあたりを考えております。

また、省エネ化の推進につきましては、エリア内の施設の省エネ設備、省エネ住宅整備にかかる各種補助制度あたりの調査も考えております。

【渡辺委員】具体的に、低炭素ビジネス振興に向けた、スマートコミュニティというんですか、その中におけるいろんな関係先の調査を来年度はしていくと理解していいですか。

【山口次長兼環境政策課長】今のところにつきましては、ある程度エリアを想定して、そのエリア内での施設の需要調査とか、そういうところを進めていきたいというふうに考えております。

【渡辺委員】スマートコミュニティのエリアというのは、具体的に県下のどこを指しているのか。

【山口次長兼環境政策課長】エリアにつきましては今からの検討になります。

調整となりますと、学校があったり病院があったりと、要はエネルギーや電気の使用が日中だけ使うところとか、ホテルあたりだと夜間に使いますとか、病院だとずっと24時間使います

というようなものがあるかと思えます。要は、そういうセットでエネルギーの使用の調整をしていくという形になってこようかと思えますので、そういうエリアがどこなのかというところを、ある程度進めながら選定をしていきたいというふうに考えております。

【渡辺委員】具体的に、この場所を中心ということとは、まだ決めていないというわけか。

【山口次長兼環境政策課長】エリアにつきましては、今後検討する中で、このエリアが想定としていいんじゃないかというところが出てくると思いますので、そこを検討の過程の中で見つけて、そこをターゲットにして検討を進めていきたいというふうに考えております。

【渡辺委員】わかりました。今後、そういう調査をしながら、ぜひ頑張ってください。

環境保健研究センターの推進の関係で、新たに国際感染症対策としての技術交流モデルの構築となっているんです。

今、長崎大学病院が感染症のレベル4の施設をつくるようにしていますね。こことのすみ分けは考えているんですか。

【山口次長兼環境政策課長】長崎大学が検討、設置を進めておられますレベル4との関連は、これはございません。既に環境保健研究センターはレベル3の施設を持っておりまして、その中で研究等を進めております。

国際感染症対策につきましては、環境保健研究センターと福建省の疾病予防管理センターとが研究に関する協定等を結んでおりますので、これに基づきまして今後、国際感染症とか公衆衛生分野における技術交流モデルを構築していくというものでございます。

【渡辺委員】わかりました。これもぜひ頑張ってください。

島原半島におけるバイオマスの利用の関係で、家畜糞尿等を資源とした本県独自の再生可能エネルギー循環システムとなっていますね、本県独自の。これは、今まであるバイオマス発電と違った、別の新たな視点での本県独自の研究をしているんですか。

【吉原地域環境課長】委員ご質問の本県独自のというものにつきましては、バイオガス発電の原料となります家畜糞尿、それから食品残渣、そしてまたバイオガス発電施設から出てくる消化液の活用、その部分につきまして県で排出事業者と話をしまして、その原料の確保、出てきた副産物の消化液の活用というところを組み立てましてシステムとすると。そのシステムを用いまして事業者がバイオガス発電事業を実際にやっていただいて、それを県内に普及させるというふうに行っているものでございます。

【渡辺委員】だから、今、よその県かどこかで、家畜糞尿を使ったバイオマス発電をしているところがあるでしょう。そことまた違ったシステムを開発していると理解していいですか。

【吉原地域環境課長】委員ご質問にありますように、本県独自のシステムということで考えております。ただ、他県のものについて行政がどこまで関与しているかというところについては調べておりませんので、その部分については調査を進めたいと思えます。

【渡辺委員】これは非常に重要な取組だと私は思っているんですよ。硝酸性窒素の地下水汚染の関係もありますから。

やっぱり導入しやすいようなシステムをね。それぞれの農家が導入しやすいようなシステムをぜひ、研究して開発してもらいたいと思っていますので、要望しておきたいと思えます。

それと、4ページの水道の普及促進の関係で、

ちょっとお尋ねしたいんです。

7つの市町が実施する水道施設の耐震化、老朽化への支援を行うということになっているんですけど、実質的には水道事業は市町が管理しているわけですね。県の費用がここに出てくるということは、県の一定の負担割合があるんですか。何パーセントを県が負担しているんでしょうか。

【田口水環境対策課長】国の交付制度上、国から一旦受けて、それを交付する間接補助金という形になっておりますので、県の予算書に計上しております。県の負担金はございません。

【渡辺委員】国から、どれくらいくるのか。要するに1億円かかるとしたら、間接補助金が国から県に一旦入って、市町にやるわけだろう。市町の負担はないのか。あるとでしょう。その割合がどうなっているのかと聞きよるとさ。

【田口水環境対策課長】負担率の割合につきましては、4分の1から2分の1の間でございます。

【渡辺委員】国から、2分の1から4分の1の負担割合でくる。その区別はどうなっているのか。2分の1から4分の1と差があるわけでしょう。

【田口水環境対策課長】例えば離島につきましては、補助率は2分の1でございます。それ以外の地区につきましては、資本単価とか単管延長とか、そういった補助基準によりまして、4分の1の場合と3分の1の場合がございます。

【渡辺委員】水道法が改正になって、民間でも受けられることになったよね。それに向けて、こういう制度ができたのか。それとも、前からこういう制度があったのか。

【田口水環境対策課長】この制度は、平成27年度から始まった制度でございます。

【渡辺委員】県は、こういう老朽化とか耐震化の今後の経費がどれくらいかかるか、つかんで

いませんか。各市町が運営している水道管が老朽化していたり、耐震化が必要で交換せんばいかん管渠があるわけでしょう。その部分の全体の把握はされていますか。

【田口水環境対策課長】全ての更新費用の把握はしておりません。

【渡辺委員】これは、市町が申請してきた分をそれぞれ国に上げて、国から許可をもらって、補助金をもらってしているわけか。具体的にその辺のシステムを教えてください。

【田口水環境対策課長】こちらの交付金を使うに当たりましては、水道事業者が耐震化等事業計画を策定する必要があります。これは、5カ年でどの程度の整備をするかということでございます。現在、平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画がございます。その総額といたしましては34億円でございます。これをもとにしまして、各水道事業者は毎年の予算要求を行うという仕組みになっております。

【渡辺委員】そういう計画に基づいて今回は、来年度の予算は約9億5,000万円ですということになっているわけか。わかりました。そうしたら、県は持ち出しはしていないということと理解しておきます。

次に、資源循環型社会の推進について、5ページに産業廃棄物税の基金への積立てをすることになっておりますけれども、産業廃棄物税収の基金は今現在、幾らあるんですか。

【重野廃棄物対策課長】平成29年度の税収につきましては7,579万4,000円で、事業費の取崩し額が5,958万9,000円、その結果、基金残高としては2億397万6,000円となっております。

【渡辺委員】産業廃棄物税をとっている県としては、この基金は、今の上がったものに対して支出をして、残金を積み立てて、それが2億397

万6,000円あるわけね。これは今後も続けるのか。

【重野廃棄物対策課長】産廃税の制度につきましては、5年ごとに見直しを行うことになっておりますので、来年度、今のリサイクル率とか産業廃棄物の状況などを見てから検討していきたいと考えております。

【渡辺委員】今後は、食品ロス対策の関係も、この基金を活用していくと理解しておっているのか。

【重野廃棄物対策課長】産廃税につきましては、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルの促進、適正処理の推進と使用の目的が決まっておりますので、食品ロスについては別の財源を使って実施しているところでございます。

【渡辺委員】わかりました。資源循環型社会の推進につきましても、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

今度は廃棄物対策の推進の関係でお尋ねしますが、PCBの安定器の掘起し調査などを実施することにしておりますとなっていますけど、掘起し調査とはどういう調査なんですか。

【重野廃棄物対策課長】安定器につきましては、事業者の皆様方がなかなか理解されていないところがございますので、安定器とはこういうものですよというところを説明した中で、1万2,879事業者に対して調査を行っております。今年度、一次調査を行いましたので、そのフォローアップ調査を平成31年度に行う予定で考えております。

【渡辺委員】そうしたら、PCBを含んだ安定器を、事業者が本当によくわかるとか、理解しておらんとじゃなかとかという形で再調査をするという意味か、この掘起し調査とは。

一遍、事業者に投げかけているわけだろう、こういうのがありませんかと。おたくの事業所

の中にPCBを含んだ安定器がありませんかということを一度、投げかけておるとやろう。それはもう返事はきているわけか。（「はい」と呼ぶ者あり）それを踏まえて、今度、もう一遍調査をするという意味か。

【重野廃棄物対策課長】本年度、1万2,879事業所にアンケート調査を行ったところ、PCBがありますよという形で回答があったのが44件、PCBがありませんというのが3,897件、それと不明というのが269件ありまして、回答率としては32.7%だったので、そのほかの部分と不明の部分について、来年度に調査を行いたいと考えております。

【渡辺委員】わかりました。要するに、呼びかけて30%台の回答しかなかったものだから、残りの70%近くをもう一遍調査せんと、PCBが入っている安定器が放置されている可能性があるということなんですね。それは十分調査をしていただきたいと思います。

それと、漂着ごみの回収の関係で、市町の漂着ごみ回収事業者への支援となっているんですけど、国の事業を活用しているんですけど、具体的にどこの市町に、何市町にするようにしているんですか。

【重野廃棄物対策課長】市町に要望の確認をしたところ、15市町が、この海岸漂着物の補助金を使って回収処理、発生抑制対策をしたいと要望がっておりますので、15市町に対して補助金を交付したいと考えております。

【渡辺委員】今問題になっている海洋プラスチックというのか、漂流物があるでしょう。そういう調査も一緒にするんですか。海洋漂流プラスチックごみの調査はどうなっていますか。

【重野廃棄物対策課長】委員ご質問の件はマイクロプラスチックの話かと思えますけれども、

マイクロプラスチックにつきましては国の方で調査を進めておりますので、そちらの動向を見ながら確認していきたいと考えております。

また、別に民間の事業者でマイクロプラスチックの調査をしておりますので、そちらの方にも協力しながら、離島の部分については把握をしていきたいと考えております。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【外間委員】1点、お尋ねをいたします。

政策等決定過程の透明性の確保などに関する、県民生活部、環境部、土木部の提出資料のうち、政策的新規事業の計上状況の中の環境部の自然環境課、事業名が自然公園等インバウンド受入環境整備事業費ということで、トイレの洋式化による受け入れの環境整備を実施するんだということで上がっております。

この中身についてのご説明を、まずお願いいたします。

【田中自然環境課長】委員お尋ねがございました自然公園等インバウンド受入環境整備事業ということで、平成31年度の新規事業として予算を計上しております。

内容といたしましては、自然公園における外国人の受入態勢を強化するというので、外国人が訪れる場所においてトイレの洋式化を行って外国人へのサービスを充実させていくという目的で、来年度、3地区で洋式化を行う予定にしております。

【外間委員】自然環境課が所管をする公園への受入態勢をつくるという意味ですか。

であれば、その3地区はどこかをお教えてください。

【田中自然環境課長】来年度予定しております3地区につきましては、西海国立公園の五島市で2地区、壱岐・対馬国定公園の対馬地区で1地

区という予定にしております。

【外間委員】要求額に対する計上額365万円は、今おっしゃった西海国立公園の五島と対馬の3地区で、この金額を計上しているということですね。

要求額全体の2,600万円というのは、自然環境課で管理している公園があると、そのトイレの状況はまだ和式なのでしょうか。今回の計上額については理解しましたけれども、自然環境課で管理しているトイレの状況のご説明をお願いいたします。

【田中自然環境課長】自然環境課で管理しております自然公園内のトイレにつきましては、トイレの洋式化、それから身障者対応ということで多目的トイレ等を整備してきております。その中でまだトイレの洋式化が進んでいなかったところとして、来年度、この3地区を挙げておりまして、その他については、おおよその対応はできている状況です。

また、先ほど委員ご質問がありました要求額と実際の予算の計上額との差は、洋式化が進んでいないトイレがまだあるということではなく、このほかに標識等を整備するということで要求を行ってあったのですが、その部分が予算計上できなかったということになっております。

【外間委員】わかりました。

昨日も土木部所管で、公衆トイレを洋式化していこうと、所管を越えて全庁的に観光客をインバウンドも含めて対応していくということですね。本来環境部はトイレを設置するセクションではなくて、規制したり環境を守ったりするセクションにあって、あえてトイレも含めてインバウンド対策を行っていくという全庁的な考え方で対応というふうに私は理解をしておりまして、セクションを越えて環境問題について

やっといこうという大変意義ある事業であるというふうに理解をしているものですから、あえてお尋ねをいたしました。どうぞ積極的に、環境部も所管を越えてですね。環境整備は、廃棄物対策も含めたこういったことは非常に大切なことでありますので、積極的に行っていただければというふうに思います。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【田中委員】この資料、当初予算の説明資料の31ページで、流域下水道特別会計でちょっと聞きたいと思う。

3億円ほどの減額にはなっているんだけど、もう維持費の段階に入っているんですね。全てが維持していく段階に入っているわけね。ちょっとお聞かせください。

【田口水環境対策課長】流域下水道につきましては、平成11年度から供用を開始いたしました。現時点におきましては、大村湾の水質改善をより促進しようということで、高度処理化の工事を進めております。基本的には、高度処理化の工事を進めながらも維持管理を重点に置いた業務を主体として行っているところでございます。

【田中委員】流域、地域の人口が大体どのくらいになっているのか。

もう一つは、財源は国の支出金と地方債が出ているから、県も負担しているわけね。その他が大きな比重になる。これは該当する市からのお金が入ってきて、それを充てるという理屈はわかっている。だから、流域と人口、対象はどのくらいのものが現実に今動いているのか、聞かせてください。（「ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり）

【里脇分科会長】しばらく休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時18分 再開

【里脇分科会長】分科会を再開いたします。

【田口水環境対策課長】流域下水道におきます普及率は、全体といたしまして約4万9,000人の人口に対しまして、現在、約3万9,000人の普及が進んでいるところでございます。

内訳としましては、諫早市と大村市について污水处理をしておりますが、大村市につきましてはほぼ完了しているのに対しまして、諫早地区につきましては全体の8割程度の普及率となっております。

また、財源につきましては、建設費用につきましては補助金を活用しながら、また、県の分につきましては県債を発行し、2市から負担金をいただきながら行っております。

維持管理につきましては、2市から負担金をいただきながら維持管理を進めているところでございます。

【田中委員】大村と諫早なんだね。別に小さな町だからということではないんだね、大村市と諫早市が該当しているわけね。

一番の目的は大村湾の浄化だと我々も理解してきたんだけど、ならば大村湾の一番の窓口にあるのは針尾島なのよ。あそこは大村湾の出口、両方持っているわけだから、西海橋と早岐瀬戸と持っているわけだから。

そこで、ぜひ研究してほしいのは、今でも針尾島の人口は1万人弱だ。ハウステンボスが1万人ということになると2万人弱なんだよ。それから、I Rがうまくいくと4万人になると想定される。そうすると、現状の諫早市、大村市の3万9,000人を上回るぐらい。

ここをやってほしいんだよね。佐世保市に、ぜひ私も推薦したいと思うので。県のこの流域

下水道特別会計が大きくなっていかないから、仕事がなくなると困るので、改めてまた佐世保市の針尾島を加えてやっていくことができるかどうか、研究してほしいというのが目的で、いろいろ数字を聞かせてもらった。終わります。もういいです。

【里脇分科会長】ほかにありませんか。

【渡辺委員】部長説明資料の10ページ、第67号議案、補正予算の関係で、大村湾南部下水道の高度処理化に関わる事業実施計画の変更等に伴い補正を行うとなっているんですけど、事業実施計画のどういう変更があったのですか。

【田口水環境対策課長】当初、建設事業で予定しておりました予算が、国の内示が低かったものですから、事業計画の変更を行いまして減額したものでございます。

【渡辺委員】国からの内示が少なかったからということか。中身の変更ということではないのか。（発言する者あり）高度処理化の変更ではないのか。この文章を読んだら、中身の変更があったのかなと思ったものやけんが、確認したい。

【田口水環境対策課長】平成30年度に予定しておりました工事のうち、国土交通省からの内示減によりまして、一部の見直しを行っております。

高度処理化につきましては、予定どおり平成31年度の供用開始を目指して進めているところでございます。

【渡辺委員】もう1点よかですか。

11ページの大村湾南部浄化センターの繰越明許費の中で、危険物である薬品を取り扱うことから、消防との協議を行った結果、設備の材質等々で日数を要したということですけど、危険物の薬品というのはどういう薬品か。

【田口水環境対策課長】メタノールでございます。

【渡辺委員】メタノールを扱うことは事前にわかっていたわけやろう。メタノールを取り扱わんばいかんと、消防との協議を事前にできなかったのか。メタノールをどういうところに使うのかわかんけど、メタノールという薬品はあったわけやろう。事前に消防との協議はできなかったのか。

【田口水環境対策課長】メタノールは、高度処理化の際に投入して、汚水処理の効率を上げるために使用する薬品でございます。

今回の薬品につきましては、高度処理化に伴うものでございます。現在、高度処理化に必要な機械設備、電気設備、制御装置等を発注しておりまして、この時期にしか調整ができなかったということで、消防との協議をする中で不測の日数を要して繰越しに至ったものでございます。

【渡辺委員】事前に、こういうことがなかと、今後注意していただければと思います。よろしくお願いします。

【八江委員】野生生物の保全及び管理等についてということでありますけど、長崎県の中には希少動植物、たくさんあるようですし、その中でもツシマヤマネコの問題は、よく新聞、テレビ等で、生息のことについて、あるいはまた交通事故等について、あるいは動物園での飼育状況とか出ておりますけど、実態としてツシマヤマネコが何頭生息し、そしてまた動物園等に展示というか、飼育されているものがあるんじゃないかと思えます。

まず、動物の関係で、希少動物というものはどういう種類があるのか、ツシマヤマネコの問題も併せて確認してみたいと思いますが、いか

がですか。

【田中自然環境課長】委員からご質問がございましたツシマヤマネコについては、絶滅のおそれのある希少な動物ということで、環境省の方でそういった対策を十分に練られているところでございまして、県においても、国の対策に協力をして、ツシマヤマネコの展示施設の整備を行ったり、あるいは環境省から委託を受けましてツシマヤマネコの生息状況調査を、調査員を雇いまして進めているところでございます。

ツシマヤマネコにつきましては、今まで上島の方を中心に生息していることがわかっておりましたが、最近では下島の方でも発見が相次いでおりまして、その範囲が広がっていると見受けられます。

また、委員ご指摘のとおり交通事故によります死亡事故も、今のところまだゼロにはなかなかならないということで、年間数頭の死亡事故が発生しております。そういったものを含めまして、島民の協力も得ながらツシマヤマネコの存続をしっかりとやっていくことが重要であるというふうに思っております。

【八江委員】展示されているといいますが、動植物園で飼育されているものがどのくらいあるのか、どこにあるのか、そしてまた対馬には何頭ぐらいが生息しているのか。今わかっている範囲内で結構ですけど、何頭ぐらいいるのか、どこで見られるのかということも含めてお知らせいただきたいと思います。

【田中自然環境課長】今現在、飼育をしているツシマヤマネコは34頭となっております。これは、対馬野生生物保護センターをはじめ、全国10カ所の動物園の協力を得ながら飼育をしている状況です。それぞれの動物園で、飼育しているツシマヤマネコの生育状況等を見て、展示

に耐えられる固体であるかどうかを判断して、それぞれで展示をされているという状況でございます。

対馬野生生物保護センターでは、これまで展示を行ってございましたツシマヤマネコがかなり高齢化したということで、現在は一時中止をしている状況でございます。そういったことで、ほかの動物園でも状況を見ながら展示を行っているというふうに聞いております。

【八江委員】貴重な動物だろうと思いますので、もちろん国の環境省、もしくは県の自然環境課からもしっかり管理をいただきながら、一つの財産ということだろうと思いますので、お願いをしておきたいと思います。

ツシマヤマネコのことを申し上げましたけど、それ以外に希少動物というのが長崎県にいるのか、いないのか、いかがですか。

【田中自然環境課長】哺乳類につきましては、ツシマヤマネコを筆頭に、対馬ではツシマテンが生息していると聞いております。

また、一昨年、映像で確認されましたカワウソも対馬で生息しているということでございますので、そういった非常に希少な動植物が県内各地にあるということですので、その保全をしっかりと行っていきたいというふうに思っております。

【八江委員】対馬には対州馬という馬もいます。それが希少動物になるのかどうか。そんなものを含めて、カワウソの問題もありましたし、ほかにもいろいろあるんじゃないかなと興味あるところであります。

それからもう一つは植物の問題です。例えばヒトツバタゴは、旧県庁の前にある「ナンジャモンジャ」の木です。それとか、玉之浦の「玉之浦」という椿だとか、諫早のヒゼンマユミと

か、オガタマノキとか、ツクシシャクナゲなど、いろいろあると思うんです。そういったものの種類等が記載されている、県で何か発行しているもの、データ等がありますか。

【田中自然環境課長】委員のご質問にございました長崎県内の希少な野生動植物につきましては、長崎県のレッドリストというリストをつくっております、現在、1,400種ぐらいを掲載しております。

また、レッドリストをもとにつくっておりますレッドデータブックというものを発行しております、県民の皆さんに、こういったものがどういった種類で、どういった内容のものなのかということをお伝えすることを行っております。

【八江委員】記載する本にはたくさんのものであると思いますが、その中でも県が守らないとかんとか、県民が知っておかなきゃならないとか、そういったものが抜粋されているものがあればコピーしていただければ。

本を丸々もらってもいいですけど、高いものでしょうから、買うのはどうかと思ひまして、何かそういったものがあればと思ってお尋ねした。そんなに多くあるとわからなかったからですね。

これは長崎県として大事なことだと思ひますね。動物と植物については、お互い理解を示して、環境を守る意味と希少な動植物を守るという意味で、そういったものも必要ではないかと思ひますので、これは特別ですよというものがあるのかなのか知らないけど、こういうものは絶対、長崎県のものとして登録すべき、国に登録とか、何とか登録とかあると思ひますけど、そういったものの区別はしていないんですか。

【田中自然環境課長】先ほど申しましたレッドリストには1,400を超える種を掲載しておりますが、その1,400種の中にもそれぞれ、絶滅のおそれの程度でランク付けをしております。一番危険性が高いところから危険性が低い種に色分けをしていますので、そのランク付けに合った、それぞれの保全対策を行っていくということで考えております。

【里脇分科会長】後で、レッドリストを持ってきて。予算から少し外れよるけんが、レッドリストを見て、レッドリストに基づいたものの調査をやるのが今回の予算なので、調査モニタリングをやるということだから、レッドリストを持ってきて見ていただいでください。少し外れてきていますので。

【八江委員】別に外れている質問じゃない。レッドリストの記載種のモニタリング調査だろうと思うから、どういうものがあるのかと確認できてないものだから、こういう本がありますよと紹介がありましたけど、その中でも長崎県の大事なものがどうなのかというのはレッドリストの中の大事なものだと思ひますので、その点は、二重丸なり花丸でも付けて後で教えてください。

そして、大事な役割だと思ひますが、だからといって、あまりにそれを守るために、いろんな弊害が起きている部分があるんです。ここに木が1本生えているために道路が拡張できないとか、いろんなことがありますので、そういったものの処理の仕方があると思ひます。よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【山本(由)副会長】1項目だけ、説明資料の3ページ、先ほど話のありました島原半島におけるバイオマスの利用です。

家畜糞尿を資源とするバイオガス発電につきましては、いろんなメリットが出ていると聞いておりますけれども、バイオガス発電を行うことによる経済的な効果と環境的な効果、そして、これを進めるに当たっての課題とその対応策という点で、整理してお答えをいただきたいんですが。

【里脇分科会長】 しばらく休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

【里脇分科会長】 分科会を再開いたします。

【吉原地域環境課長】 委員ご質問の本バイオガス発電事業については、県や発電事業者等によるコンソーシアムを立ち上げ、家畜糞尿等を活用したバイオガス発電事業による資源循環システムの構築に向けた検討を今年度から始めております。

課題としましては、島原半島におきまして、硝酸性窒素等による地下水汚染の改善を図るということで窒素負荷低減を進めているところであります。

また、家畜糞尿や食品残渣の保存量、家畜農家へのアンケート調査、消化液の液肥実証試験等も行っているところでありますけれども、実際に家畜糞尿をどうやって集めるのか、また、食品残渣をどうやって集めるのか、その流れですね、収集運搬体制も含めまして課題となっておりますし、また、発生して出てくる副産物の消化液の肥料としての活用についても検討していかなければならない課題というふうになっております。

また、この事業が実際に動き出して展開された場合の効果につきましては、地下水汚染の改善につながりますし、畜産農家の家畜糞尿の処

理の負担軽減にもつながると考えているものです。

それと、経済的にも、バイオガス発電事業の施設ができましたら、その施設運用のための雇用も創出されますし、また、再生可能エネルギーも創出され、地球温暖化の防止にもつながるといふふうに考えております。

【山本(由)副会長】 このシステムを構築されるまでのタイムスケジュール、何年までにこれをして、何年から、この結果を踏まえて他市の方に普及させていくのかというスケジュールがわかりましたら教えてください。

【吉原地域環境課長】 今年度、そのスキームをつくりまして、システムとして事業者の方に提示したいと考えております。発電事業者がバイオガス発電施設を設置しようと考えておられるのが来年度という話になっておりますので、今年度中に策定をしたいと考えております。

【山本(由)副会長】 今年度とか来年度とかという話ですけど、最終的にこの年度が目標であって、この年度までにある程度のシステムが構築されてという中期のスケジュールはないんでしょうか。

【里脇分科会長】 しばらく休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

【里脇分科会長】 分科会を再開します。

【宮崎環境部長】 副会長お尋ねのタイムスケジュールでございますが、先ほど言いましたコンソーシアム等での協議を来年度に終えたいというふうを考えております。

その内容を踏まえまして、発電事業者の方で具体的にプラントの設置をやられるということで、最終的には平成33年度に施設の設置を検討

されていると、今はそういうふうな状況でございます。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。（発言する者あり）

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第12号議案、第57号議案のうち関係部分及び第67号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

では、しばらく休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時30分 再開

【里脇委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

環境部長より総括説明をお願いいたします。

【宮崎環境部長】環境生活委員会関係議案説明資料、環境部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第

35号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」、第36号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」の2件であります。

第35号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」につきましては、長崎県環境保健研究センター関係手数料について、人件費の見直し及び消費税率の改定等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第36号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」につきましては、雲仙公園内の県有地の土地使用料及び源泉使用料について、消費税率の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

地球温暖化対策の推進について。

本県では、平成25年4月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民や事業者等と一体となって温室効果ガスの排出抑制対策等に取り組んでおり、九州7県と経済団体等が、家庭での二酸化炭素排出削減を促進するため共同で行っている九州エコライフポイントの冬季の取組については、目標を上回る1,542世帯の参加申し込みをいただき、12月から2月までの3カ月間、家庭における節電活動に取り組んでいただいたところであります。

また、去る12月12日から18日までの1週間、長崎環境県民会議等の協力により実施した「県下一斉ノーマイカー・アンド・エコドライブウィーク」においては、昨年度を上回る3万7,997名の参加があり、約69トンの二酸化炭素の排出

削減につながりました。

一方、県自らも事業者として二酸化炭素の排出削減を図るため、県庁エコオフィスのプランに基づき、クールビズやウォームビズの実践をはじめとする節電活動を推進しているところであり、その結果、平成29年度は、基準年度である平成25年度に比べ19.2%、CO₂換算で1万3,049トン削減できたところであります。

今後、県民、事業者、関係機関等と連携して、環境に配慮したライフスタイルや事業活動を推進し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、長崎県環境教育等行動計画の策定について、大村湾環境保全・活性化行動計画等の策定について、PM2.5の状況について、大村湾南部流域下水道について、PCB廃棄物の適正処理の推進について、産業廃棄物最終処分場における住民説明会の開催について、生物多様性保全の推進について、島原半島におけるインバウンド対策についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【渡辺委員】 第36号議案は雲仙公園内の県有地の土地の使用料及び源泉使用料についてということですが、具体的にどういうところなんですか。

【田中自然環境課長】 雲仙温泉の中に県有地を所有しておりまして、その中で源泉として使用

しているところが9カ所ございます。そこに対する土地使用料ということで、現在、2万1,703円を徴収しておりまして、これを消費税のアップに伴いまして2万2,100円に改定することにしております。

一方、土地使用料につきましては、消費税の課税対象となりますのは駐車場として営業活動を行っているところだけでありまして、一般のホテルや旅館の建物敷として貸している部分については対象となっておりません。対象となるのは、一般財団法人自然公園財団の駐車場だけということになっております。

【渡辺委員】 雲仙の一带のホテルの土地も県有地になっているのか、どうなんですか。

【田中自然環境課長】 雲仙温泉街の土地につきましては、環境省の所管地、林野庁の国有林、それから県有地、また民有地が一部ございます。そういった形で土地所有が分かれています。県有地は、そのうちの一部分ということになっております。

【渡辺委員】 県有地の一部分というのは、駐車場のことか。（発言する者あり）どれくらいか、教えてください。

【田中自然環境課長】 雲仙温泉街で県有地の使用許可を行っておりますのは、ホテル、旅館をはじめNTT、九州電力等の電柱、そういったものが主なものとなっております。合わせて25件が土地使用料を徴収している物件となっております。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第35号議案及び第36号議案は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【山口次長兼環境政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました環境部関係の資料について、ご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、昨年11月から本年1月までに実施したものとなっております。

はじめに、資料1ページをご覧ください。

県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。

間接補助金の実績については、資料1ページ記載のとおり長崎県浄化槽設置整備事業補助金の11件であり、直接補助金については、今回該当はございません。

次に、資料2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況についてであります。2ページに記載のとおり3件となっております。

また、3ページから5ページに入札結果一覧表及び総合評価落札方式評価表を添付してありま

す。

次に、資料6ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、島原半島振興対策協議会ほかからの要望など3件であり、それに対する県の取り扱いは、資料6ページから8ページに記載のとおりであります。

次に、資料9ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告については、附属機関が長崎県環境影響評価審査会など6回開催しており、知的諮問機関等が長崎県廃棄物処理施設専門委員会を1回開催しております。その内容につきましては、資料10ページ以降に記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【里脇委員長】 次に、環境政策課長より補足説明の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

【山口次長兼環境政策課長】 引き続きまして私の方から、第2次長崎県環境教育等行動計画策定について、ご説明させていただきます。

第2次長崎県環境教育等行動計画の素案につきましては、昨年11月定例県議会の本委員会においてご説明した後、去る12月19日から1月18日までの1カ月間、パブリックコメントを実施し、13件の意見をいただきました。

ご提案がありましたご意見等を踏まえ、必要な修正等を行っており、補足説明資料1-1は、修正を行った計画の概要とパブリックコメント対応の概要を、また、補足説明資料1-2はパブリックコメントへの対応案を、補足説明資料1-3は修正を行った計画案全体をお示ししております。

それでは、主に補足説明資料1-1に基づきましてご説明させていただきます。

まず、策定の趣旨といたしましては、現在の計画が平成30年度末で終期を迎えることなどを受けまして、ESDやSDGsなどの新しい考え方を踏まえながら次期行動計画を策定するものです。

次に、計画の概要ですが、パブリックコメント案と大きな変更はなく、第2次行動計画の基本的事項の1、行動計画の位置づけといたしましては、環境教育等促進法第8条の規定に基づき県が策定する行動計画であり、目指す目標としては、持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら自主的に環境保全に取り組むこととしております。

また、計画期間につきましては、SDGsが2030年までの目標であることを踏まえ、2019年度から2030年度までの12年間といたしております。なお、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025年度を中間年度として、検証及び見直しを行うこととしております。

数値目標については、詰替え商品の購入や節電、節水の取組など身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合について指標を設定しております。

施策と体系といたしましては、施策1、環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進、施策2、協働取組の推進、施策3、人材の育成、施策4、拠点機能と情報発信の充実の4つの施策を設定し取組を進めることとしており、これらの施策を推進することによりまして、持続可能な社会づくりのために一人ひとりが自ら自主的に環境保全に取り組むことを目指すこととしております。

2ページをお開きください。

施策の展開といたしましては、2ページに記載のとおりであり、施策ごとの全取組数と、その内訳といたしまして継続取組数、拡充取組数、新規取組数を記載しております。

なお、11月の本委員会におきましてご説明いたしましたパブリックコメント案と比べますと、パブリックコメントのご意見を踏まえ、施策1の新規取組数が3つの取組から7つの取組に増え、施策2の新規取組数が2つの取組から3つの取組に増えております。

次に、進捗管理といたしましては、パブリックコメント案と大きな変更はなく、2ページに記載のとおり、毎年度、計画目標の達成状況及び施策の取組状況について結果を取りまとめ、庁内の会議組織において点検・評価を行うとともに、県環境審議会に報告し意見、提案をいただくことで進捗管理を行うこととしております。

次に、11月定例県議会以降の取組といたしまして、パブリックコメントの実施結果について、概要をご説明いたします。

パブリックコメントは、12月19日から1月18日まで実施し、13件のご意見をいただいております。素案に修正を加え反映させたものが6件、素案に既に盛り込まれているもの等が3件、反映することが困難なものが3件、その他が1件であり、個別の意見に対する対応案は、補足説明資料1-2に記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。

主な意見と、それに対する対応といたしましては、「グローバルな視点に立って環境問題を考えることができる学生を育てることは重要」との意見に対しましては、学校等の役割に記述を追加、修正するとともに、外国人労働者などに対する環境教育の観点から、事業者や行政の役割についても記述を追加しており、併せて該

当する施策の取組についても追加しております。

ビジターセンターなどの自然体験施設に関する意見については、行政の役割の中に記述を追加するとともに、該当する施策の取組について加筆修正を行っております。

また、ISO14001やエコアクション21等に関する意見については、認証取得件数増加が目的であるとの誤解を招くおそれがあることから、事業者の役割に関する記述を修正するとともに、該当する施策の取組について修正を行っております。

なお、主な意見と対応の説明記述の末尾にページ番号を記載しておりますが、これは、提案がありました意見に基づき加筆修正を行った補足説明資料1-3のページ番号をお示ししております。

最後に、今後の予定でございますが、本委員会の説明及びご意見を伺った後、必要な修正を行い、環境審議会への審議、答申を経まして、年度内に本行動計画を策定、公表することとしております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【里脇委員長】次に、地域環境課長より補足説明を求めます。

【吉原地域環境課長】第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の策定について、ご説明させていただきます。

第4期大村湾環境保全・活性化行動計画の素案につきましては、昨年11月の定例県議会の本委員会においてご説明した後、去る12月19日から1月18日までの1カ月間、パブリックコメントを実施し、16件の意見をいただきました。

ご提案がありました意見等を踏まえ必要な修正を行っており、補足説明資料2-1は修正を行

った計画の概要とパブリックコメント対応の概要、補足説明資料2-2はパブリックコメントへの対応案、補足説明資料2-3は修正した計画案全体をお示ししております。

それでは、補足説明資料2-1に基づきましてご説明します。

まず、1の策定趣旨ですが、この計画は、平成30年度末で終期を迎えることから、大村湾を含む海を取り巻く現状の変化やSDGsなどの新しい考え方を踏まえながら、第4期大村湾環境保全・活性化行動計画として改定するものです。

次に2、計画の概要ですが、パブリックコメント案との変更はなく、(1)の計画の基本的事項の計画目標は「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」、計画期間は2019年(平成31年)度から2025年度までの7年間としております。

計画の指標については、(2)の計画の体系にあります水質保全にかかわる事業を中心とした「森里川海が一体となった里海づくり」と、主に活性化に関連する「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」に設定、また、生活排水対策や海と触れ合う体験活動の実施など17の事業についても指標を設定し、取り組むこととしております。

次のページをご覧ください。

(3)進捗管理につきましては、パブリックコメント案と変更はなく、庁内組織である大村湾環境保全・活性化推進本部幹事会において毎年度、取組状況を把握するほか、外部有識者から成る大村湾環境保全・活性化会議に進捗状況を報告し、会議の意見を踏まえながら実行していくこととしております。

次に、11月定例県議会以降の取組としまして、パブリックコメントの実施結果について、概要

を説明します。

昨年12月19日から1月18日にかけてパブリックコメントを実施し、16件のご意見をいただき、素案に修正を加え反映させたものが5件、素案に既に盛り込まれているもの等が3件、今後検討していくものが2件、反映が困難なもの1件、その他3件で、主な意見は記載のとおり、環境基準未達成地点への対応を求めるものや、海のイベントや人材発掘などの取組を求めるものでした。

補足説明資料2-2は、パブリックコメントへの対応案と計画案の該当のページを記載しております。

最後に今後の予定ですが、本委員会のご意見を伺った後、必要な修正を行い、年度内に策定、公表をしたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【里脇委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 補足説明がありました第2次長崎県環境教育等行動計画の策定について、今日、午前中に決定をされました平成31年度の一般会計予算案の中にある事業との関連について質問をいたします。

今日午前中に、新年度予算の中で環境政策課が新年度の事業として地球温暖化対策推進事業費を約3,100万円計上されて、決定をされました

けれども、この事業の概要の中にノーマイカー、エコドライブ及びスマートムーブの取組を推進とあります。

スマートムーブという言葉は私は初めて伺いまして、その中身がどういう感じかなと思っっているんですが、補足説明があった第2次行動計画の中に、そうした言葉なり趣旨が入っているのかなと思ひまして、いろいろ見たんですけども、そういう文言が見当たりませんでした。

せっかくこういう行動計画が新年度に策定されて、それに関連する地球温暖化対策推進事業費が決定をされておりますので、スマートムーブの中身といいますか、どういうものなのかということと、行動計画への反映というか、そこら辺がどうなっているのかお尋ねいたします。

【山口次長兼環境政策課長】 まず、スマートムーブの内容、中身ということですがけれども、スマートムーブにつきましては、最近、環境省あたりで出てきた言葉でございます。

内容的には、従前からやっているノーマイカーとかエコドライブのことも含まれますが、そのほかにエコカーを購入して使うとか、公共機関を使うとか、移動に関する総合的な部分をスマートに、要はエコに配慮した形でやっという行動をスマートムーブと、最近、言葉が出てきたものでございます。

委員ご指摘のように、この新しい行動計画案にはスマートムーブという言葉がないということでございます。まさしくなかったということで、来年度から環境県民会議を中心にスマートムーブも進めていこうというふうな話になっておりますので、今、委員からご指摘がありましたご意見も踏まえまして、この内容にスマートムーブを取組の具体例みたいな形でも、何らかの形で盛り込んでいければと考えております。

そういう方向で検討させていただければと思っております。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。ぜひ、この新しい計画の中に取り入れていただきたいと思います。

私も昼休みに調べたんです。環境省のホームページで、このスマートムーブというのは、非常に柔らかな字体で、本当に地球にやさしいような雰囲気の説明がしてありました。スマートムーブの趣旨は、今、課長から言われたとおりであります。

環境省のホームページの説明に、1人が1キロ移動する時のCO₂の排出量は、移動手段によってさまざま、マイカーで145グラム、バスで66グラム、鉄道で20グラム、自転車や徒歩はもちろん排出量ゼロということで、環境への負荷を考慮して一人ひとりができる取組として、それぞれ状況に応じて最適な移動方法を選択しましょうというふうな呼びかけがされております。

自転車、徒歩は排出量ゼログラムで、しかも、長崎県が推進をする健康長寿にもつながるのではないかなと、非常に健康的にもいいというふうなことでありますので、ぜひ、この新しい計画の中に積極的に盛り込んで、計画を進めていただきたいということを要望として申し上げます。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例について、お尋ねいたします。条例の中における健康増進に係る部分は福祉保健部ということですが、それ以外の部分は環境部ということですので、お尋ねをいたします。

受動喫煙ややけどの危険性から、お子さんを持つ親御さんや観光客の方からの指摘があった

のでお伝えいたしますが、愛煙家の人には大変申し訳ございませんが、これだけマナーが向上しているとはいえ、歩きたばこかが観光長崎にもまだまだ見受けられるのは事実であると。そういった中において、県はどのように強化をしているのかと、そういったお問い合わせなんです。

喫煙禁止地区といったものが制定されていまして、その制定の内容と、違反に対してはどのような措置を講じておられるのか、お尋ねいたします。

【重野廃棄物対策課長】 委員ご質問の件ですけれども、平成20年4月に、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを目的とした「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」を制定しております。

条例施行当初においては、長崎の教会群とキリスト教関連遺産を構成する20市17地区及び長崎県を代表する文化遺産5地区について、ごみの散乱防止と喫煙禁止等の重点区域等に指定して、パトロールの実施等、環境美化等の生活環境の保全に取り組んでまいりました。

現在は、長崎市以外の26地区を重点地区に指定しまして、昨年度は1,010回のパトロールを実施、48件（ポイ捨て1件、喫煙47件）の指導を行っております。近年、対馬地区において、韓国人観光客への指導が特に多くなっていると聞いております。

平成21年4月からは長崎市が、県条例の趣旨に沿った市の条例を制定しておりまして、大浦天主堂等の7地区に加え、平成21年10月に、観光地域以外の浜町商店街等の7地区を追加指定し、現在、14地区において、ごみの散乱防止等に取り組んでいるところでございます。

長崎市におきましては、昨年度、426回のパ

トロールを実施して、696件（ポイ捨て16件、喫煙680件）の指導を行っております。近年は、松が枝埠頭地区において外国人観光客への指導が多い状況にあると聞いております。

パトロールの状況から総体的に見てみると、条例の存在を知らずに禁止区域で喫煙しているケースが多く見受けられておりますので、今後、制度の普及・啓発に力を入れる必要があるものと考えております。

【川崎委員】重点地域と長崎市の取組をご紹介します。

違反者に対しては取締りをし、2,000円の料料ということが条例の中に書いてありますが、実際に徴収をした実績についてはいかがでしょうか。

【重野廃棄物対策課長】現在まで、2,000円の料料を徴収したことはございません。

【川崎委員】ということは、指摘、注意にとどまっているということですね。

先ほど、周知徹底という課題を述べられました。周知徹底ということは、例えば立て看板を置いたり、あとは監視員なり人が対応することが想定されるんですが、当然のことながら、そこはコストがかかっていくわけですよね。そこに対する予算措置は実際どうなのか。

こういう発想はどうか分かりませんが、違反して料料を徴収されれば、それを対策に充てることも一つの考え方としてあるんじゃないかと思いますが、強化をするという意味から、今後どういうふうな対策を講じていかれるのか、お尋ねをいたします。

【重野廃棄物対策課長】先ほども説明いたしましたとおり、条例の存在を知らずに禁止区域で喫煙するケースが多いということがございますので、引き続き、条例制定に関する県民への情

報発信と監視パトロールを継続しながら、条例の趣旨の徹底を図ってまいりたいと思っております。

特に監視につきましては、監視の時間帯とか方法等の状況を分析しながら、効果的な運用について、長崎市も条例を制定しておりますので、足並みをそろえて研究したいと考えております。

【川崎委員】研究をしていって、観光長崎らしいまちづくりをぜひ行っていただきたいと思っております。

一方で、愛煙家の方がおられるのも事実かと思えます。そういった意味で一定の配慮も必要かなと思っておりますので、いわゆる喫煙所についてもしっかりと整備をしていくこと、これが両方バランスよくなって初めて両立していくのではないかなと思っておりますが、そういった方向性としてはどのようなお考えか。

【重野廃棄物対策課長】この条例では、喫煙禁止区域の指定につきましては、公共の場所の管理者が喫煙場所として指定する場所を除くというふうになっておりますので、きちっとした喫煙場所を設けて、その周知も併せて徹底したいと思っております。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】部長説明資料2ページの地球温暖化対策の推進の関係についてお尋ねいたします。

先ほど、第2次長崎県環境教育等行動計画の関係もありましたけれども、長崎県として、CO₂削減についての啓蒙はずっとしてきていると思っているんですけど、具体的にこういう事例を聞きました。

五島は、EV自動車の充電器がたくさんあって、電気自動車のしまにしようということで県も取り入れたわけでしょう。

五島振興局が、自動車を補てんするのに、電

気自動車じゃなくて普通のガソリン車を入れているわけよ。五島こそ充電設備があちこちにあるのに、なんで県のこういったことが浸透できたらんのかと、非常に残念でならんとです。五島こそ電気自動車を購入するのが当たり前でしょうが。それがなっていないというのが、私は非常に残念でならん。行動計画をいろいろしているけれども、申請を出した時に、誰か、やっぱりこれは電気自動車にすべきじゃないかと言う人のおらんやったというのが非常に残念でならんとですよ。

この辺の事実関係について、私は、聞いた範囲で本当に残念でたらんのですけれども、環境部長、部長会議あたりでもう一遍言うてもらうて。

本土だったら、充電設備がなかなかないから、しようないかもわからんけれども、できるだけエコ、CO₂削減に向けてみんなやっていこうという気運をつくり上げるためには、十分、部長会議あたりでもそういう意識をもって取り組んでもらいたかです。

この辺について、見解があったら言うてくれんですか。

【山口次長兼環境政策課長】私からご説明いたします。

県における車の調達につきましては、グリーン購入法というものがございまして、県においても環境物品調達方針を立てて調達をしているところでございます。その中で、渡辺委員がおっしゃいました電気自動車に限ったものではなくて、ある一定、環境配慮に適した車の購入を求めているところでございます。

私どもも、環境物品調達方針の徹底をまた今後図っていきたいと思いますので、その中で、車の購入につきましては環境に配慮したものの

購入を、全般的な物品も一緒なんでしょうけれども、求めていきたいというふうに考えております。

【渡辺委員】私が言いたいのは、五島に、これだけ充電設備が整ったしまに、なぜガソリン車を入れねばいかんのかと、その感覚がさ。今、課長が言ったのは、全庁的な方針としてわかりますよ。しかし、五島のあれだけ充電設備が整ったところに。EVのしまにしましよう旗揚げしてやってきたじゃないですか。その五島で導入する自動車を、なんでガソリン車を入れねばいかんのかというのがわからんわけですよ。

今、課長が言った、全庁的な本土も含めての方針はわかりますよ。しかし、五島で導入するのに、なんで電気自動車を導入せんのかというのがわからんとですたい。そういう意識がなかとじゃないか、全庁的なものの一員として捉えているんじゃないか。

五島は、ガソリン代が高いから、EVのしまにしていこうという基本方針は出ておったでしょうが。今まで取り組み、いっばいつけているでしょうが、電気自動車のための充電設備を。そこを指摘しよるとですたい、私は。そういう認識になっていないんじゃないのかということなんです。

【宮崎環境部長】まずは、電気自動車の導入に関する事実関係を調べたいと考えております。

委員おっしゃるとおり、五島地区でのEVの推進というのは、確かに県の施策でございました。ですから、五島に限らず他の地区におけるEVの普及等を含めまして、今後のあり方について関係部局と協議をしまいたいというふうに考えております。

【渡辺委員】じゃあ、よろしく願いいたします。改めて部長会議あたりで、その辺のことも

取組も含めて、行動計画を立てているわけですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、大村湾南部流域下水道事業についてお尋ねしたいと思ひます。

部長説明資料の3ページによりますと、総務省からの要請に基づいて地方公営企業法の適用に向けた準備を進めていて、2020年4月から実施する方向なんです。

そうした時に、流域関連市である諫早市、大村市の了解は得ているんですか。

【田口水環境対策課長】平成32年4月からの企業会計の適用については、両市の了解をいただいております。

【渡辺委員】わかりました。

地方公営企業法になりますと、収入と支出の関係の独立採算性みたいになってくるわけでしょう。現状で、下水道事業に県の資金というか、税金は幾ら投入しているんですか。

【田口水環境対策課長】県の実質的な資金の投入はございません。2市の負担金で運営しております。

【渡辺委員】そうしたら、現状のままで、公営企業法になっても、一般の人たちには料金の変更はないと理解しておいていいですか。

【田口水環境対策課長】流域下水道について企業会計の適用ということを目指しております。

一方で料金自体につきましては、流域下水道だけではなく、他の公共下水道も併せて決定されております。今回の流域下水道の企業会計が原因となって料金の見直しがあるというふうには聞いておりません。

【渡辺委員】要するに、公営企業法になっても、市民にとっては影響はないと理解しておいていいですか。わかりました。

それと、5ページの産業廃棄物最終処分場に

おける住民説明会の開催についてということで、ここは問題になっている大村の関係でしょう。もう大分たつ。対策工事終了後、5年経過しているわけです。

現状は、環境に影響はないんですか。例えば水漏れとか、シートをしているんですけど、住民の皆さんに対する環境の影響はないんですか、現状で。

【重野廃棄物対策課長】今、委員からご質問があった件は、浸透水が出ていたことと硫化水素のガスが出ていたということで対策工事しております。

硫化水素については、一定もう問題がないという形で、におい等もほぼ消えているという状況にあります。

ただ、浸透水につきましては、平成30年、今年になってもまだCOD平均値が70ということで、基準の40よりもオーバーしている状況にあります。浸透水につきましては、大雨等が降った時に流出してくるという形で、その流出した部分については、溜桝みたいなもので浸透水が下流に流れないようにとめておりますので、そこを汲み出して代執行で処理をしている状況で、地域の住民に対して何か問題があるかどうかということとは、ないということで説明しております。

【渡辺委員】それは、要するに溜桝にためて、それを処理しているから、一般的には影響はありませんと理解しておいていいですね。わかりました。

生物多様性の保全の推進の関係で、セアカゲケグモ、これがよそから貨物に載って入ってくると思うんですけども、この調査をしたことはありますか。例えば、柳埠頭のコンテナヤードあたりに海外からの荷物がくるんですけど、

その辺の調査をしたことはありますか。

【田中自然環境課長】セアカゴケグモにつきましては、大村市の自衛隊駐屯地で平成28年に発見されまして、それ以降、長崎市でも建設資材に伴って入ってきたケースがございます。また、昨年10月には、雲仙市小浜町の建設工事現場でセアカゴケグモが確認されております。

また、港湾についてはヒアリという別の外来生物がおりまして、外国からの輸入等で可能性があるところにつきましては調査を行っております。現在、長崎県内にはヒアリの流入は確認されておられません。この調査につきましては、国をはじめとして、関係する県とか市町と協力して実施しているところでございます。

【渡辺委員】私の認識不足だったのかな、海外からくるのはヒアリだったのかな。セアカゴケグモではなかったのかな。ヒアリの方ね。それは今から、市町と連携をとって、（「継続して調査しております」と呼ぶ者あり）調査していると理解しておっていいですか。調査はしていると、調べよるということでね。わかりました。

【山本(由)副委員長】先ほどの分科会の説明資料の記載事項なんですけれども、環境部の平成31年度の施策の展開の中で、新たな施策の柱として環境と経済の好循環という考え方が示されていまして、脱炭素ビジネスや滞在型観光ということですから、環境とビジネスだったり、環境と観光であったりということで、従来の環境保全という意味でいうと、状況によってはバッティング、相反するような内容になってくるんだろうと。

これは文化財といったものに関しても、保全だけではなくて、それを経済とか観光に活用しようというふうな流れが国においてもなっているんですが、環境部として、これに対して

は守っていかないといけない、一方では経済とか観光に対して規制の緩和も含めて考えていかなければいけないということになってくるんだろうと思うんですけれども、そういったものに対する基本的な環境部としての考え方を、部長もしくは環境政策課長にお聞きしたい。

【山口次長兼環境政策課長】環境部におきましては、従前は規制行政が中心になっていたところでございます。今、山本(由)副委員長がおっしゃいましたように、自然分野においては自然保護という観点あたりが色濃くあったと思いません。

ただ、昨今、インバウンド等の話もありますけれども、そういう自然もしくは環境をいかにして活用するか、もしくは皆さんに知っていただくかということが次の環境保全にもつながっていくのではないかとこの視点もまた一方ではあるかと思えます。

したがって、従前の規制等は継続していくわけですけれども、それだけではなくて、低炭素ビジネスとか滞在型観光という観光面あたりも着目しながら、今後、環境部として事業を進めていきたいというふうに思っています。

ただ、環境と経済の好循環を進めることによって環境が悪化することはあってはならないというふうには私どもも思っておりますので、それが両立しながら、さらなる好循環を生み出すことにつなげていきたいというふうには思っております。

【里脇委員長】ほかにご質問はありませんか。

では、次に、今回、公明党より、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書提出の提案がっておりますので、配付しております意見書案をご覧ください。

それでは、川崎委員より、意見書提出について

ての趣旨説明等をお願いいたします。

【川崎委員】このたび、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書提出を提案させていただいております。お時間をいただきまして、ありがとうございます。趣旨につきまして、抜粋してご紹介をさせていただきます。

まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、我が国において喫緊の課題であり、国内に発生するその量は年間646万トンと推計をされております。先ほど、長崎県環境教育等行動計画策定に当たっては、一部そういった説明もありました。

この食品ロスを削減していくために、国民一人ひとりが、おのおの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要であると考えております。

まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要であると考えております。地域におきましては、こども食堂あたりにご提供いただく企業も出てまいりました。

このようなことから、以下3点を国に対して要望していきたいと考えております。

1、国、地方公共団体、事業者、消費者などの多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めた、より一層の取り組みを実施すること。

2、商慣習の見直しなどによる食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及啓発、学校等における食育、環境教育の実施など食品ロス削減に向

けての国民運動をこれまで以上に強化をすること。

3、賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取組をさらに支援すること、を国に求めたいと考えております。

委員の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

【里脇委員長】ただいま川崎委員から説明がありました食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書案について、ご質問、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】よろしいですか。

しばらく休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時22分 再開

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

ほかにご質問等もないようですので、意見書の提出について、採決を行います。

本提案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議なしと認めます。

よって、食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

それでは、環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、環境部関係の審査を終了いたします。

これより、理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時46分 再開

【里脇委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、県民生活部関係の審査を行います。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活部長より、予算議案について説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】 県民生活部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分の2件であります。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち県民生活部関係部分について、ご説明をいたします。

歳入予算につきまして、総額6億1,223万3,000円、歳出予算につきましては総額18億1,865万2,000円を計上いたしております。

歳出予算の主な内容につきましては、県民協働の推進について637万6,000円、男女共同参画の推進について2,326万3,000円、女性の活躍推進について2,919万6,000円、人権尊重社会づくりの推進について3,862万3,000円、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について1,307万2,000円、交通安全対策の推進について8,354万5,000円、統計調査について2億7,928万4,000円、食品衛生の確保について7,505万3,000円、カネミ油被害者対策について1億2,053万7,000円、動物の愛護と狂犬病予防について6,310万2,000円、消費者行政の推進について4,426万9,000円、食品の安全・安心確保について677万5,000円を計上いたしております。

それぞれの内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、債務負担行為につきましては記載のとおりでございます。

9ページをお開きください。

第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち県民生活部関係部分についてであります。歳入予算総額2,382万9,000円の減、歳出予算総額4,901万7,000円の減を計上いたしております。

補正予算の主な内容につきましては、9ページ以降に記載のとおりでございます。

最後に、平成30年度の予算につきまして、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、国庫支出金や年間の執行額の確定に伴いまして調整・整理を行う必要が生じてまいりますことから、3月末をもって平成30年度の予算の補正について専決処分により措置をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして県民生活部関係の説明を終

わかります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明を求めます。

【松尾次長兼県民協働課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました資料についてご説明いたします。

資料の1ページをお開き願います。

こちらは、県民生活部・環境部・土木部における政策的新規事業の計上状況でございます。

そのうち県民生活部では、地域課題解決の担い手となるNPO育成事業費、男性の家事・育児等参画促進事業費、幸せ家族ライフデザイン応援事業費、犯罪をなくす意識づくり事業費、高齢者交通安全チャレンジ総合対策事業費、食中毒発生防止対策事業費、学校での消費者教育強化事業費及び食品安全・安心推進事業費の8件を計上しておりまして、その内容については記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【里脇分科会長】以上で説明が終わりました。

これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】女性活躍推進について1点。新たにICTを活用した相談環境を整えるということで、それを含む予算2,919万6,000円を計上されていますが、とりわけICTを活用した新たな展開については、どういった需要から応えようとしているのか、お尋ねいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】ICTを

活用した相談環境を整えるということで、巡回相談を大きく見直そうとするものでございます。

巡回相談の利用者数の低迷が背景にございまして、限られた日に指定された場所に行くことになるため、どうしても利便性がよくないという背景がございまして。再就職を希望される女性の方の利便性の向上を図ることを目的として、巡回相談を大きく見直し、スカイプを活用した相談環境を整えるように準備を進めております。

平成31年度の前半は予約制となりますけれども、引き続き巡回相談を実施するとともに、ICTを活用した相談についても準備を進め、年度の後半からの本格実施に向けて、現在、検討を進めているところでございます。

【川崎委員】早く取り組めばよかったですね。より一層、就労支援を頑張ってください、雇用拡大につなげていただきたいと思います。

人権尊重社会づくりの推進についてお尋ねいたします。毎度性的少数者の方への理解促進ということで質疑をさせていただきまして、啓発ハンドブックを作成するまで踏み込んでいただいたことは感謝を申し上げます。

具体的にどのように推進され、予算はどういう内訳になっているのか、お尋ねいたします。

【宮崎人権・同和对策課長】性的少数者に関する理解促進事業を来年度も引き続き推進することといたしまして、啓発ハンドブックの作成ということで、新規に66万3,000円を計上させていただきます。

内容につきましては、性の多様性についての正しい知識、対応といったものについてわかりやすく解説し、手元に置いてさまざまな場面で活用できる、県独自の小冊子を作成したいと考えております。

作成に当たりましては、専門家、関係者等か

ら成る作成委員会も設けまして、さまざまな視点を盛り込んだ中での検討を進めて、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

【川崎委員】前進しました。先ほどは性的少数者と表現しましたが、性の多様性に対する理解促進ということに置き換えさせていただきたいと思っております。7~8%といわれる方は、もう決して少数者とは言えないんじゃないかと思っておりますので、ぜひ具現化を、ここまできましたので、効果的なハンドブックを作成していただいて、理解促進に努めていただきたいと思います。

一方、この全体予算3,862万3,000円の中に、実態調査については盛り込まれてあるんでしょうか。

【宮崎人権・同和対策課長】3,862万3,000円の中で、実態調査も執行したいと考えております。

【川崎委員】どのような形で臨まれるのか、ご説明をいただきたいと思います。

【宮崎人権・同和対策課長】実態調査の進め方、内容についてのお尋ねでございます。

実態調査につきましては、まずは県内の当事者団体が定期的開催しております交流会に参加されている方、あるいは理解を示されている方を対象といたしまして、日常生活の中で困難と感じておられること、また、地域社会に対し望んでおられることなどについてアンケートを、ウェブを使いますが、調査票をつくりましてお尋ねをして把握をしてまいりたいと考えておまして、関係団体とも今、十分協議を進めているところでございます。

【坂本(浩)委員】2つ、お尋ねいたします。

1つは県民協働課です。新規事業の地域課題解決の担い手となるNPO育成事業費、2つ目

が男女共同参画の、これも新規事業で家庭と社会生活の両立促進事業費です。2つとも、いい内容なんじゃないかなと、ふわっとはわかるんですけど、もう少し具体例が欲しいかなということがあったものですから、質問させていただきます。

地域課題解決のNPOの育成事業費で、事業の目的が、当初予算の主な事業の概要版という横開きの資料にあります。地域住民主体によるコミュニティの維持活性化を促進するため、地域の課題解決の担い手となり得るNPO等と地域運営組織とのマッチングを実施ということで、前後を見ますと集落の維持の一環というふうなことが読み取れるんです。

例えば、小さな拠点づくりを進めている部分については従来からやっていたはずですけども、それを福祉保健部の生活支援、県民協働課のNPO育成、あるいは農林部の中山間地域対策というふうに部局横断的に実施をするというふうなことが書かれてあるんです。

このNPO育成事業の概要で、ステップ1、ステップ2、ステップ3とありまして、その中で地域運営組織だとか、あるいは中間支援組織という言葉が出てくるんですけども、もうちょっと具体例というか、言葉としては説明が書いてあるんですが、どういう組織なのかなと、イメージがいまいちつかめないものですから、代表例で、例えば南島原市の何とか協議会とか、そういうものがあるのかどうか、あるいは今からそういうものをつくっていくということなのか、そこら辺を教えてください。

【松尾次長兼県民協働課長】委員お尋ねの地域運営組織でございますが、具体例として平戸市の事例があるかと思っております。

平戸市につきましては、それぞれの地区にあ

りました自治会などをもう少し広げて、小・中学校単位で地域運営組織というものを立ち上げ、その中で自治会、商工会、それから学校のPTAとか、そういう方々が一堂に会して、地域の課題解決を地域で行おうというような組織です。従来の自治会とは違い、自分たちの課題はどこにあるのかということをも自分たちで明確にしたところで、こういう形で課題解決を図っていこうという道筋を立てていくような団体で地域課題である過疎化や生活維持の対策というものを図っていこうとするものでございます。

NPOに関しましては、地域課題解決を図るためのメンバーの一員という形で考えておられて、例えば、その地域の中で買い物弱者がいるんだけど、送迎を手助けしてくれる団体欲しい、NPOでこういうところがないだろうかというような要請がございましたら、私も探して、こういう団体があるけど、どうだろうか。ただ、この団体に関してはまだまだちょっと、人材育成しないことには、単独で回すにはなかなか難しいということであれば、そのNPOを支援して行って、ちょっと体力をつけようかということで、一緒に地域課題の解決に向かって頑張っていこう。そういうような団体をどんどん増やしていくというイメージで考えております。

【坂本(浩)委員】 何となくイメージがつかめたような感じがいたしますけれども、今のは地域運営組織で、中間支援組織というのはどういうものでしょうか。

【松尾次長兼県民協働課長】 例えば、こういう手助けをしてほしいというNPOが見つかったとしても、県内のNPOだと、なかなかまだ体力がついていないかもしれません。そういう時に、NPOを支援してくれるNPOというものがござ

います。それを中間支援組織というふうに呼んでおります。

残念ながら長崎県内では、まだNPOを支援できるNPOというものの体制がなかなか整っていませんので、最初は福岡の団体から手助けをしていただきまして、現在、中間支援組織の担い手となる人材を育成しているところで、県内でも大体10名から20名程度、ほぼ育ってきている途上にあります。そういう人たちを派遣して、地元のNPOを伴走型で支援していくというふうな考えを持っているのが中間支援組織でございます。

【坂本(浩)委員】 平戸の事例が地域運営組織では出されました。既にあるところ、それから中間支援組織は今からだというふうなことでありますので、NPOとのマッチングがステップ2ということですか。その前にステップ1ということで住民の意識醸成、これは市町が主催をして、地域活性化のキックオフ会議等で、この事業をやっていくと周知をするということですか。

そうすると、今の地域運営組織、あるいは中間支援組織とかNPOとか、既にあるところの活用、今からまた人材育成してということになりますと、最初のステップ1で、この事業を周知する時には市町が主催して呼びかけるということで、県のNPO育成事業費が、具体的にどの部分に使われていくのか。

例えばステップ1でいうと、市町が主催してということになりますから、これは当然、例えば平戸市が主催をして平戸市の事業ということになるんでしょうが、その次のステップ2の時に、今言われたいろんな組織とのマッチングをしていく中で、額的には200万円。要求額と計上額が、半分ぐらいですかね、差が随分とあるみたいで、本来はもっと予算化したかったとい

うところでしょうけれども、予算額約200万円の事業費は、このステップ2のところでは支援をしていくということになるのでしょうか。

【松尾次長兼県民協働課長】委員おっしゃるとおり、ステップ1につきましては、基本的にこの事業は市町に手を挙げていただくという方式で、それを県がバックアップするという形をとっておりますので、1回目の住民の意識醸成に関するキックオフ事業につきましては、市町の方で開催していただくということになっております。

ただ、これにつきましては、人口減少対策の集落維持・活性化対策ということで、地域づくり推進課の方で市町に対する補助金がございますので、例えば講師の方を呼ばれるとか、そういうことに関しては、その補助金を使っていたかと。

委員がおっしゃいましたとおり、NPOとのマッチング事業のステップ2につきましては、県民協働課に予算措置されました事業費で事業を展開していくということを考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。ありがとうございます。

そうすると、もちろん県の担当課、部局横断でやって、各市町と連携をとりながらということになるんでしょうけれども、具体的に予算が200万円ありますので、手を挙げたところということになると、新年度からそういう呼びかけをやるのか。もう既に今の段階で、平成31年度については、この200万円はここのこの事業に使いますというふうなことが確定しているのでしょうか。

【松尾次長兼県民協働課長】そちらにつきましては、まだ決定しておらず協議中で、3月15日に部局横断のプロジェクトの会合を開きました

ところで市町の内示という形になるかと思いません。

【坂本(浩)委員】わかりました。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

特に、人口減少対策に当たって、平成31年度の予算が、重点プロジェクトと人口減少対策を位置づけておきまして、その中の集落維持活性化という取組でありますので、ぜひお願いいたします。

次に、家庭と社会生活の両立促進事業費、これも人口減少対策、重点プロジェクトの中の結婚、出産、子育てということになるかと思えます。この事業の目的は、職場の理解、家事・育児等の家庭内役割分担を促進すると、男女がともに家庭と社会生活を両立できる環境を整えるということです。

この中で、例えば啓発動画だとか、あるいはイクボス川柳の実施だとか、子育て情報誌への啓発記事の掲載だとか、そういうのがありますけれども、啓発動画をつくったとして、具体的にどういうふうに広げていく方法、方策を考られているのか、そこら辺について教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】第一生命とタイアップした展開を考えております。保険の外交員さんが各企業を回った時に、自己診断ツールを、直接、働く男性のもとに届けていただき、自己診断ツールに印刷しているQRコードで動画へ誘導するというものです。

また、イクボス川柳も第一生命とタイアップして行うものです。作品が発表される時にQRコードも付けていただき、動画に誘導して、男性の家事・育児参画につながる意識の醸成を図ることで進めていくということを考えております。

補足ですが、第一生命とは、昨年度に「女性の活躍推進に関する」協定を結びまして、連携して事業を進めているところでございます。

【坂本(浩)委員】第一生命とそういう協定を結んでと、たしか去年の委員会でも聞いたような記憶があります。

第一生命の外交員を通じて、各会社に直接入って行って男性社員にそういうツールを届けていくと、それは直接面接してということでしょうから、それなりの効果があるんじゃないかと思えますけれども、それ以外に広げていくことはどうなんでしょうか。第一生命だけだと限定されているんじゃないかなという気が少しするんですけど。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】第一生命との協定を中心に進めていきますが、県の方でもホームページ等を活用して、広く動画の紹介を行っていくように考えております。

【坂本(浩)委員】ホームページももちろん、そういう宣伝をする、広げていくツールとしては必要だと思えますけれども、それだけじゃなくてですね。もちろん第一生命を通じた直接訪問というのが、フェース・トゥ・フェースが一番効果があると思うんですけども、全ては無理だと思えます。

今のところはホームページだけみたいですので、例えば県の出先とか各市町はもちろん、あるいは国の出先、労働局といったところも含めて、何かカードみたいな、人がぱっと見られる、よくあるじゃないですか、例えば県庁のロビーにもいろんなチラシとかが置いてありますね、そういうのをぜひ活用して広げていかないと、第一生命とホームページだけじゃあ、なかなか新規事業としてはですね。

しかも重点プロジェクトの中の結婚、出産、

子育ての部分の事業費でありますので、ぜひ、そういったことも含めて、宣伝ツールをさらに充実していただくことを要望として申し上げさせていただきますので、見解があれば、よろしくお願いいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】啓発のやり方につきましてはさまざまな手法がございますので、幅広く県民の方々に届くように、やり方を考えながら工夫して進めていきたいと思っております。

【里脇委員長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】県民協働の推進についてお尋ねします。

県民協働については、私も非常に重要な取組だと思えます。今、NPO法人は何団体ぐらいあって、実際に何事業ぐらいに協働体制をとれているのか、その辺の実態を示していただけませんか。

【松尾次長兼県民協働課長】NPO法人としての数は、ほぼ500です。

それから協働ということですが、県との協働ということで整理をさせていただきまして、毎年実績などを調査しているところですが、平成29年度は約90事業ほどです。

もちろん市町で、例えば公園などの指定管理をNPOに依頼するというのもやられているかと思えます。

【渡辺委員】これは、どんどん増えている環境ですか。

今回、一堂に会して交流をする「つながるフェスタ」が予定されています。各行政と一緒に、きっかけづくりというか、そういうことをすると思っているんですけど、年々、協働の事業は増えてきているのか。

【松尾次長兼県民協働課長】協働の事業そのも

のは増えてきていると思っておりますが、法人の数につきましては、高齢化とか、資金調達のめどが立たずに事業を廃止されるところもございます。

もう一つは、NPO法人ではなくて一般社団法人、いわゆる公的な法人の設立が容易になりましたので、むしろそちらの方にいかれる団体もございまして、そちらも、ちょっとざっとした数字で申し訳ありませんけれども、登記自体は県内で大体500ぐらいあるんだらうというふうに把握しております。

【渡辺委員】 そうしたら、一般社団法人の500団体に対しても、このつながるフェスタで一緒にやりましょうという形になるわけか。つながるフェスタの規模はどういう感じですか。

【松尾次長兼県民協働課長】 つながるフェスタは、本年度10月にも開催いたしまして呼びかけを行っております。その時は、参加者については延べ1,000人、NPO法人に関しては30団体、男女参画・女性活躍推進室や人権・同和対策課とも協働して行いましたので、女性団体も非常にたくさん出ていただきました。女性団体につきましては、任意団体のところもありますし、起業してソーシャルビジネスを展開している方もおられます。

私どもは、そういったものを大きく捉えてNPOという呼び方をしておりますので、そういう形で広く呼びかけをして、たくさんの方に参加していただいて協働を進めていきたいと思っております。

【渡辺委員】 一部新聞報道で、暴力団がNPO団体の名義を借りたりしているという報道もあってるので、NPO法人のチェックを十分に、そういうことがないようにしていただきたいと思っております。

次に、部長説明資料の4ページ、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進で確認したいんですが、犯罪被害者の支援計画について、条例を制定するという新聞報道があったようですが、これはいつ制定する予定にしているんですか。

【宮崎交通・地域安全課長】 条例の制定につきましては、今回、この委員会におきまして条例の素案をご説明いたしまして、その後、パブリックコメントをさせていただきたいと思っております。

その後、速やかに制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【渡辺委員】 だから、いつごろをめどにするんですかとお尋ねしているんですけど、わかりませんか。

【宮崎交通・地域安全課長】 できれば新年度内を目指しております。

【渡辺委員】 わかりました。

次に、5ページの統計調査の関係について、今、国会でも大分問題になっております統計の関係ですよ。やっぱり信ぴょう性というのが一番大事だと思うので、県は大丈夫だと、課長が自信をもって言いよったもんですけん。

ただ、今度、基礎統計調査の18調査を行いますね。今、国会で出ている毎月勤労統計もこの18の中に入っているのか、そこを確認させていただきませんか。

【笠山統計課長】 委員ご指摘の毎月勤労統計調査は、この18統計調査の中の一つに入っています。

【渡辺委員】 対象企業数、対象者数は、長崎県内でどれぐらいになるんですか。

【笠山統計課長】 毎月勤労統計調査についての本県内の対象事業所数は、12月現在で550事業所となっています。

【渡辺委員】具体的に、550事業所に対して訪問調査、それともアンケート調査、どういう調査をしているのか。

【笠山統計課長】550事業所は、調査の方法が大きく2つに分かれております。1種、2種という言い方をしているんですが、従業員規模に応じて、30人以上のところと、5人以上29人未満でございます。

30人以上のところにつきましては、基本的には郵送、またはオンライン調査でございます。29人未満については、調査員調査でございます。

【渡辺委員】最近、耳が遠くなったものやけん、もう少しゆっくり大きな声でしゃべってくれんですか。30人以上はどういう調査をして、29人未満はどういう調査をしているのか、もう一遍教えてください。

【里脇分科会長】言葉の整理で、30人以上は30人は入るんですけど、29人未満と言ったら29人が抜けるんですけど、それでよかとですか。

【笠山統計課長】声が小さくて、大変失礼いたしました。

従業員30人以上の事業所が第1種調査と申しまして、基本は郵送、またはオンライン、インターネットによる回答をいただくという調査しております。

それから30人未満、29人以下で5人以上の事業所は第2種調査といたしております、こちらについては調査員調査です。それから若干、率は低いんですけども、オンライン調査も実施しております。

【渡辺委員】そうしたら、長崎県は550事業所に対して毎月こういった調査をして、正確な数値を出しておりますと、そういうことで理解しておいていいですね。

【笠山統計課長】委員ご指摘のとおりです。

先般、厚生労働省の特別監察委員会の追加報告書が出ました。こちらを見ましても、東京都の問題でございます。一部、大都市の都府県が入っておりますけれども、長崎県についての言及は一切ございません。東京都と同様の問題は、本県ではございません。

【渡辺委員】自信をもって課長が言うたけん、間違いのないと思いますので、信頼される統計をよろしくお願いたします。

それと、7ページの消費者行政の推進の関係ですが、消費者生活相談体制の整備について、今、県内に何カ所で、今後広げていく計画はあるのかどうか、そこら辺を教えてください。

【松尾食品安全・消費生活課長】体制の整備につきましては、県内に13市ございますが、これは全て消費生活センターを設置しております。そして、そのほかの8つの町につきましては、全て相談窓口を設置しております。窓口には相談員を置いて、住民からの相談に応じているというような状況でございます。

【渡辺委員】そうしたら、21市町にあるから、今後、広げる計画はもうないんですね。そこら辺はどうなんですか。

【松尾食品安全・消費生活課長】体制としましては、先ほど申しましたように21市町に全て相談できる窓口が設置されているということですので、それを維持しながらですが、時津町は、窓口はあるんですけど、専任の相談員が配置されておらず正規職員が対応しているということですので、そちらには引き続き、相談員の設置について働きかけをしていこうと思っております。

【渡辺委員】わかりました。ぜひ、充実をよろしくお願いたします。

それと、7ページの一番下にあります債務負

担行為の関係で、性暴力被害者支援業務委託で863万3,000円の債務負担行為が出ているんですけど、性暴力被害者支援業務委託の相手先はどこですか。

【宮崎交通・地域安全課長】ご質問につきましては、長崎犯罪被害者支援センターになります。

【渡辺委員】犯罪被害者支援センターというのは、もう既にあるわけね。

次の8ページ、5番目はガスクロマトグラフ質量分析となっているんですけど、この中身について、どういうものかわかりますか。

【加藤生活衛生課長】ガスクロマトグラフ質量分析装置というのは、食品中の残留農薬の検査をする特殊な機械でございます。

【渡辺委員】食品の中に残っている農薬の残留検査ができる機械装置ということか。

【加藤生活衛生課長】そのとおりでございます。食品中に残った農薬の残留検査をいたします。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第57号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ

可決すべきものと決定されました。

しばらく休憩いたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時28分 再開

【里脇委員長】再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

県民生活部は委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

まず、県民生活部長より所管事項説明をお願いいたします。

【木村県民生活部長】環境生活委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、県民生活部関係の議案はございませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

安全・安心日本一の県づくりについて、県民協働の推進について、男女共同参画・女性の活躍の推進について、人権尊重の社会づくりの推進について、交通安全対策の推進について、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

犯罪被害者等支援につきましては、犯罪被害者等支援に関係する有識者で構成されました長崎県犯罪被害者等支援懇話会において、本県の犯罪被害者等支援のさらなる充実に向けた施策、取組等を推進していくためには犯罪被害者等支援条例を制定する必要があるとの中間意見が取りまとめられ、その後、同懇話会におきまして、昨年12月と本年1月の2回にわたり、条例に盛り込む内容について議論が行われました。

懇話会での議論を踏まえ、県といたしまして

は、長崎県犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定に向け、条例素案を作成いたしました。

今後、条例案について、県民の皆様をはじめ広くご意見を反映させるためパブリックコメントを実施し、最終的な条例案を取りまとめることといたしております。

統計利活用の推進について、長崎県動物愛護管理推進計画について、食育の推進について、消費者教育の推進につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、環境生活委員会関係議案説明資料追加1をお開きください。

追加でご報告いたしております人権尊重の社会づくりの推進につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【里脇委員長】次に、県民協働課長より補足説明を求めます。

【松尾次長兼県民協働課長】安全・安心日本一の県づくりにつきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元でございます補足説明資料の1ページ、安全・安心日本一の県づくりについての資料をご覧ください。

まず、資料左上、安全・安心日本一の県づくりに取り組む目的であります。

我が国においては、近年、大規模な地震、集中豪雨など自然災害が頻発しております。また、高齢者や子どもなど社会的弱者と呼ばれる方々が巻き込まれる事故、犯罪なども依然として多く発生している状況でございます。

そのような中で、県民の皆様が将来にわたっ

て住みなれた地域で心穏やかに暮らし続けていくために、安全・安心に関する施策を一体的に進め、地域において発生するさまざまなリスクや不安要因といったものを取り除いて、安心して生活できるふるさとづくり、長崎で暮らしてよかったと実感していただけるような安全・安心日本一の県づくりの実現に向け取り組んでいくこととしております。

次に、資料右上に記載しております取組の期間でございます。

長崎県総合計画チャレンジ2020及び関連する個別計画において、それぞれの目標達成に向けて継続的に努力しつつ、併せて新たな施策にも取り組みながら、次期総合計画へつなげていくこととしております。

そのすぐ下にはテーマの考え方を記載させていただいております。

社会を取り巻く安全・安心に係る政策分野は多岐にわたっております。これらの中で、例えば社会保障制度の充実やテロ対策といった国が直接取り組むべき分野を除いたところで、改めまして、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる戦略の中から、県民の命や暮らしの基盤を守るための安全・安心に係る施策を選択し、また、各部局とも協議を重ね、今回は資料中段に掲げますとおり、主にソフト事業をテーマにし、防災、防犯、交通安全、健康、高齢者の生活、食品の安全といった6分野で取り組むこととしたところでございます。

資料中段には、それぞれの分野のテーマごとに、目指す姿、具体的な目標、新規拡充で取り組む事業をご紹介させていただいております。

資料下段は、説明内容をフロー図でお示したものでございます。

今後、各部局と連携しながら、市町や地域の

方々と一体となって横断的に取り組みまして、それぞれの分野の課題解決を図ることによって、県民の皆様が長崎で暮らしてよかったと実感していただけるような安全・安心日本一の県づくりを目指して、各種施策に取り組んでまいります。

以上で補足説明を終わります。

【里脇委員長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【加藤生活衛生課長】長崎県動物愛護管理推進計画の推進目標見直し案につきまして、ご説明いたします。

補足説明資料の2ページをご覧ください。

この計画は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、環境大臣が定める基本的な指針に即して、本県施策の基本的な方向や推進目標、施策を推進するための取組内容や関係団体等の役割を盛り込んでおり、現計画では平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間としております。

今回見直しを行うのは、資料左上の四角囲みの部分に記載しております推進目標の犬及び猫の引取り頭数についてでございます。

計画策定前の平成18年度実績をベースに、平成36年3月31日までに75%減、頭数で申しますと平成18年度実績1万2,512頭を平成35年度末までに3,128頭までに減少させることを目指しておりましたが、真ん中の四角囲みの部分に記載しておりますとおり、今年度中には現行目標を達成し、80%減で2,396頭となる見込みであります。したがって、右上の四角囲みのとおり、平成35年度までに90%減の1,220頭を目指すよう、目標の上方修正を行おうとするものでございます。

資料中段、右側の円グラフをご覧ください。

平成29年度の引取り頭数の状況をグラフに示しております。

県内の引取り動物のうち、子猫が2,514頭、子犬が395頭で、引取り頭数全体の85%が猫、特に野良猫の引取り頭数が多く、その9割は子猫という実態がございます。

さらに円グラフの緑色で示していますように、子猫のうち71%、子犬のうち40%は幼若、疾病、攻撃的な性格などにより譲渡が見込めないものでございます。

このような引取り動物を減少させるために、これまでも、野良猫を減らし生活環境の悪化を防止するため、地域猫活動の取り組みを行っておりますが、まだその効果につきましてははっきりとあらわれておりません。また、譲渡の見込めない動物はやむを得ず殺処分を行っている現状もございます。

資料中段、取組の方向性をご覧ください。

今後、さらにこのような不幸な犬や猫を減らすために、2つの方向から取組を強化してまいります。

1つ目が、引き取られる動物を減らすために、野良猫による生活環境被害が問題となっている市町と協働し、地域猫活動の普及強化や不妊・去勢手術の取組と、飼い主の適正飼養の啓発を行ってまいります。

2つ目に、譲渡される動物を増やすために、ボランティアに譲渡に適した時期まで飼養していただくなど、ボランティアとの協働により譲渡を増やすとともに、これまで以上に「ながさき犬猫ネット」の周知に努め、新しい飼い主につなげていきたいと考えております。

これらの取組により犬及び猫の引取り頭数をさらに減少させ、平成35年度末までに平成18年度実績の90%減としたいと考えております。

なお、国におきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の改正や関係指針の見直しに向けた検討が行われておりますので、法改正等がなされた際には、本計画も見直すこととしております。

以上でございます。

【里脇委員長】次に、交通・地域安全課長より補足説明を求めます。

【宮崎交通・地域安全課長】長崎県犯罪被害者等支援条例の素案について、ご説明をいたします。資料につきましては、素案の概要と詳しい内容を記載した素案の2種類がございますが、素案の概要をご覧ください。

素案の構成につきましては、総則及び基本的施策の2章、22項目で構成しており、この中から主な項目についてご説明をいたします。

昨年3月に議会から意見書が提出されましたが、これを踏まえまして、アンダーラインを引いた2番の「二次被害」と14番の「経済的負担の軽減」を設けております。

まず、二次被害についてです。

これは、周囲の偏見や無理解による心無い言動、インターネットによる誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛や名誉の毀損等が二次被害であることを定義しております。

また、県民や事業者の責務において、二次被害が生ずることのないように十分配慮することを努力義務とし、県は、基本的施策において、二次被害の防止について理解を深めるための広報、教育、研修等を実施することとしております。

次に、経済的負担の軽減についてです。

犯罪被害者等に対する制度としては、警察及び県における医療費等の公費負担支出制度や国の犯罪被害給付制度、民間支援団体の被害者緊

急支援金等があり、そのほか生活福祉資金貸付制度や生活保護等の生活困窮に対する制度がございます。

県では、経済的負担の軽減のため、これら既存の制度に関する漏れのない情報の提供及び迅速な手続に努めてまいります。

次に、本県の特色となる項目については、7番の市町の責務等と9番の総合的支援体制の整備、20番の学校における教育と支援になります。

まず、市町の責務等についてです。

県では、これまで市町との協議会を開催し、県と市町が一体となった支援の充実の重要性を相互で認識しており、より一層の連携を図るために、市町の責務を設けております。

は、市町が地域の実情に応じて支援に関する施策を策定し実施すること、及び県が実施する施策に協力することを努力義務としております。

は、市町が行う支援施策に対し、県が必要な情報提供や助言等の協力を行うこととしております。

次に、総合的支援体制の整備についてです。

は、二次被害の防止のためにも窓口の一本化が重要でありますので、県における総合的対応窓口と庁内連携の体制について規定しております。

は、国、市町、民間支援団体との相互連携した支援体制の整備に関して規定しております。

は、犯罪等により死傷者が多数に上る重大な事案が発生した場合に、関係機関と連携して支援体制を構築し、必要な支援を実施するものであります。

最後に、学校における教育と支援についてです。

は、犯罪被害者等が置かれている現状、二

次被害の防止の重要性等について子どものころから理解を深める教育が行われるよう、県から学校に講師等の派遣を行うものであります。

は、犯罪被害者等が児童・生徒の場合には、その状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものであります。

以上で、条例素案の補足説明を終わります。

【里脇委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【松尾次長兼県民協働課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活部関係の資料についてご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。

附属機関等会議結果についての昨年11月から本年1月の実績は、長崎県製菓衛生師試験委員会の1件となっており、その内容については資料2ページに記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【里脇委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】長崎県犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。意見書にお応えをいただきまして、本条例の案を策定いただいたことに感謝を申し上げます。

そこで、具体的な効果がどうなのかということについて、周囲にそう多くいらっしゃるわけ

じゃないので、なかなか実はぴんとこないところがあるんです。どのような問題が具体的にあって、この条例によってこういうことで解決ができるんですよ、寄り添う支援ができるんですよということを、少しわかりやすく説明いただきたいと思います。

【宮崎交通・地域安全課長】被害者に対する効果について、2点ご説明をさせていただきます。

まず1つ目ですが、被害者にとって二次被害が課題でございます。詳しい内容を記載した素案の2番の定義の(5)二次被害をご覧ください。ここに挙げている内容は実際に被害者等が体験したことでありまして、例えば、近隣者や行政職員からの心無い言動によって精神的苦痛を受け、体調不良となって、買い物に行けなくなったり、子どもの運動会にも行けなくなったというような事例もございます。

被害者に対する二次被害がどういうものであるかを明確にするとともに、県民に対する周知や行政職員に対する研修等を繰り返すことによって、被害者の置かれている現状の理解や二次被害に対する配慮が大きく変わってくるものと考えております。

また、被害者にとって雇用の安定も課題でございます。実際に犯罪被害者等が体験した事例といたしまして、被害者の家族が、会社の上司から事件に関する心無い言動を繰り返され、精神的な苦痛や上司に対する不信感から仕事を辞めてしまったこともあっております。

素案の6番に事業者の責務を設けておりますが、これは犯罪被害者等基本法にはない規定でございます。事業主及び事業所において、犯罪被害者等である従業員に対する二次被害への配慮、通院や刑事手続等における休暇取得への配慮、人に接する仕事から事務処理勤務への配

置換えなど、雇用関係の改善などが期待できるものと考えております。

【川崎委員】 ご説明ありがとうございました。実例に基づいて、条例制定で支援と理解をいたしました。前回、請願もあつての取組と承知しております。

経済的負担の軽減ということについて説明もいただいたところでありまして、さまざまな支援の政策はありますけれども、その支給が、要するにタイムラグが大きくて、その間、非常に大変な生活状況に陥ると。

これについて、情報の提供、助言といったことであっても、やはりつないでいかなきゃいけない部分が多分にあるかと思うんです。例えば、そういったところを一時的に支援していく県の事業は考えておられないものか、お尋ねいたします。

【宮崎交通・地域安全課長】 資料を配付したいと思いますので、休憩をお願いいたします。

【里脇委員長】 しばらく休憩します。

午後 3時48分 休憩

午後 3時49分 再開

【里脇委員長】 委員会を再開します。

【宮崎交通・地域安全課長】 今、お手元に経済的負担の軽減という資料を配らせていただきました。

その中を見ていただければわかりますとおり、犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減につきましては、主な制度としまして国の犯罪被害者給付制度のほか、県警や県が行う被害直後の医療費、カウンセリング等の公費負担制度、犯罪被害者支援ネットワークが行う緊急支援金制度、県や市町が行う公営住宅への優先入居制度などがございまして、そのほかにも、生活困窮に対

する主な制度としまして生活保護、生活福祉資金貸付制度などがございます。

このほか、暴力団の不当な行為により被害を受けた場合には、長崎県暴力追放推進センターから、治療費に応じた見舞金と入院費用の貸付等がございますので、県といたしましては、これらの既存の制度に関する漏れのない提供と迅速な手続に努めてまいりたいというふうに考えております。

【川崎委員】 ありがとうございました。真摯にご相談にのっていただくようお願いをしたいと思います。

今、時を同じくして各市町でも、この条例制定の議論があつていて、先般、長崎市も検討していくということが議会の中であつて、拝見をいたしました。

こういった中において、先ほど、市町の責務にも触れられていましたが、市町で制定されようとしている条例と今回県が制定されようとする条例は、こういった責務については当然のことながら協議の上、連携をし進めていこうとされていると思いますが、いま一度確認で、いわゆる整合性もとれているのか、お尋ねをいたします。

【宮崎交通・地域安全課長】 今回、条例素案の説明をこの委員会でさせていただいた後、パブリックコメントを実施いたします。

その後、私が各市町をそれぞれ個別に訪問させていただきまして、条例素案の説明も含めまして実施していきたいと考えております。

【川崎委員】 ありがとうございました。

最後に動物愛護についてお尋ねいたします。

先ほど生活衛生課長から、長崎県動物愛護管理推進計画の推進目標の見直し案についてご説明がありました。資料も頂戴しておりまして、

本当に努力が実って成果が出ているというふうに評価をいたしますが、一方、殺処分ゼロということについては、まだまだ努力をしないとイケないのかなというふうに思っているところです。

殺処分ゼロに向けて、最大の課題はどうか、それにどう向き合っていこうとされているのか、そこだけお尋ねをいたします。

【加藤生活衛生課長】今、質問のございました最大の課題ということでございますが、生活衛生課で考えております最大の課題は、やはり無責任な餌やりさんによる野良猫に対する餌やりがどうしてもやまない。そうしたことにより生まれてくる子猫が多いことが一番の問題点だと考えております。

このような野良猫から生まれてくる子猫につきましては、現実には周囲に住まわれている方が生活環境被害の悪化を理由に引き取りを保健所に求めてきます。これらの子猫は、ほとんどが生まれたばかりで、その後の譲渡が難しい状況にあります。それが殺処分ゼロに向けての課題だというふうに考えております。

そのため、今後も地域猫活動を推進するために、各市町にも働きかけまして、野良猫が多いところに重点的に地域猫活動などを推進していくよう進めていきたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。ぜひ、意識の醸成に向けて努力をお願いしたいと思います。

最後に、要望にかえさせていただいて終わりにしますが、安全・安心日本一の県づくりについて、先ほどご説明をいただきました。防災、防犯等と6項目について、それぞれ目指すべき姿云々ということでご説明をいただいたところで、自然災害、防犯も含めてリスクや不安を取

り除く取組ということでありました。

今、地域の方からご要望がある中で多いのがイノシシの話でありましてですね。農作物の被害では農林部が対策を講じておられるんですが、そこからちょっと違う話になってきまして、要するに生活を脅かす、斜面をほじくり返して岩が落ちてくる、こういったことですね。

雨が降って土砂が崩れるのもそうですけど、イノシシが掘って岩が落ちてくることも自然災害の一つじゃないかなと思ったりもしまして、県民のリスク、不安を取り除くという意味では、こういったことも中に入れて、今後の新たな総合計画を立てる時にでもご検討いただきたいというふうに思うんです。

県民の生活の安心・安全を獲得していく、守っていただく部署として、ぜひご検討いただきたいと思うんですが、最後に部長にコメントをよろしくお願いします。

【木村県民生活部長】委員ご指摘のとおり、県民の生活を脅かすファクターとしては、本当に多様なものがございます。

まさにイノシシの被害というのはその一つでありまして、昔は農作物に対する被害ということで、有害鳥獣駆除あたりの施策をしっかりとやっていた。それでは足りなくなっていて、野生生物と人間の住む場所を仕切ると申しますか、ワイヤーメッシュとか、いろんな施策の方に対策の軸足が少し移ってきたのかなと思っています。

ただ、委員ご指摘のような野生動物による人間に対する被害というのも全国的にはニュースになってきている事態もありますので、現在、イノシシ対策を所管いたしておりますのは農林部でございますけれども、関係部局と一体となって、対応について検討してまいりたいと考えております。

【八江委員】今の関連になりますけど、「安全・安心日本一の県づくりについて」と立派なタイトルで感心もいたしておりますが、県民の皆様が長崎県に暮らしてよかったと実感できる安全・安心日本一の県づくりということでありませう。先ほど説明の中には、犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりに取り組んできたために、全国トップクラスの良好な治安水準を保ってきたということで、我々も、非常に県警も頑張っていたから、特に犯罪の検挙率などもいいのかなと思っております。

ただ、日本一を目指すというタイトルが、どのような形で日本一を目指すのかと、ただ名前だけで日本一ということになれば絵に描いた餅に終わってしまうんじゃないかと思っております。この6項目の中で確かにいろいろ書いてありますから、立派なことだとは思いますが。

私が12月に健康長寿日本一の長崎県づくりの推進についてということで質問をさせていただいた折に、健康長寿日本一を目指すというのはどういうことなのかとお尋ねした。運動せよとか、食事制限とかなんとかあったりします。じゃあ、今現在、日本一を目指す長崎県は何位ぐらいですかとお尋ねしたら、長崎県の男性は30位、女性は29位と発表をいただきました。

それでは、日本一を目指す皆さん方は、現在、何位のところにあって、日本一を標榜しながらしていくのか、そのことをお尋ねしたいと思います。いかがですか。

【松尾次長兼県民協働課長】委員がおっしゃいますように、心構えだけでは、その事業の成果は見えないというのはもちろんのことです。総合計画チャレンジ2020にも平成何年までには何パーセント達成とか、何位になるというような個別の目標を掲げているところでござ

いますので、6分野につきましてもそれぞれの指標を策定いたしまして、そのトータルの成績で日本一の順位を目指していくという形をとりたいと考えております。

ちなみに、現在までのところ15位ということでございます。それを、個別の施策を打つことによって上位に上げていき、日本一を目指したいと考えております。

【八江委員】それは立派なことだと思います、15位ですからね。健康長寿日本一は30位ぐらいからトップクラスを目指す。トップになれという意味ではないかもしれないけど、トップクラスを目指すという非常に大きな目標でありまして、誰でも日本一を目指すことは大事なことだと思います。

ところで、長崎県総合計画チャレンジ2020ということになりますと、2020年というのはもう来年ではないかと思っております。この中に書いてある取組期間は、チャレンジ2020の目標を達成できるよう推進し、次期総合計画につなげていくと。つなげていくということですから、あと1年で15位を10位とかなんとかということはないかと思っておりますけど、しかし、何かの目標がなければならぬと思います。健康長寿日本一の答弁は、平成35年にはトップクラスに導くんだという期限を切った答弁でした。

皆さん方は、どのくらいを目指してやられるのか、その点はいかがですか。

【松尾次長兼県民協働課長】委員がおっしゃるのは、チャレンジ2020がもうあと2年だということで、2年間一生懸命に取り組んでいって、果たしてどの程度になるのかというお尋ねかと思っております。

もちろん個別にそれぞれ指標を設けておりますので、その達成年度が必ずしも平成32年にな

っていないものもございますが、それぞれの項目で達成をしましたら、平成34年ぐらいには上位5位ぐらいまでにはなれるのかなと思っております。

もちろん、他の都道府県も頑張りますので、長崎県だけを置き換えたところの数字ということでご理解いただきたいと思っております。

【八江委員】 もちろんそうだと思います。健康長寿も、毎年毎年平均年齢は延びておりますので、そういったことを考えれば、長崎県の人だけが健康を維持できるということではないと思います。しかし、目標を達成するためには、必要以上のことを想定しながら6項目の中のことをやっていかなければならないんじゃないかと。こういうことでいけば全国平均の順位は保たれるけど、それを一つ越えれば1位、2位上がっていくと、階段を上がっていくだけが目標ではないと私も思っておりますけど、活動していただく目標がなければできないと。

例えば農業の関係でいえば園芸1,000億円というのがあります。あるいは花100億円とかあります。それも目標があってこそできるわけですから、日本一を目指す目標はあって当然だと思いますが、ただ、絵に描いた餅にはならないように、しっかりやってほしいという気持ちで今、質問をさせていただいております。

いいことですから、県民が喜んでいただく、協働して参加できるための大きな目標ですので、しっかりやってほしいとエールを送るつもりで質問させていただきました。ひとつしっかりやっていただきたいと思っております。掲げた以上は県民生活部長も、担当の次長が今言われたことと同じだと思いますけど、心構えを改めて確認をし、私の質問を終わりたいと思っております。いかがですか。

【木村県民生活部長】 委員おっしゃるとおり、現在、県がしっかり取り組んでおります人口減少対策、あるいは県民所得向上対策、これは構造的課題として捉えて本当に県庁挙げて取り組んでいるわけですが、実は、これらの施策の全てのベースになるものが安全・安心だというふうに私は考えております。

安全・安心な長崎県をつくることで、その上で初めて県内に定着してくれる人材が増える、県外から移住してくれる人が増える、優秀な企業、優良な企業が県外から移ってきてくれる、そういう前提となるものだというふうに認識をいたしております。この目標についてはできる限り早く達成できるように、関係各部・各課と連携をとりながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【八江委員】 最後にしたかったんですけど、ここに書いてありますように、安全・安心日本一を実感できる長崎県の実現に向け、次期総合計画へ取組を継続したいということですから、当然2020には届かないことはわかっております。どうぞ継続しながら、次の方々に申し送りしつつしっかりやっていただきたいし、我々県議としても、そういう長崎県を目指すようにお互い努力していかなきゃなりません。だから我々も、次の改選期を迎えて一生懸命に頑張っておりますので、次の議会で、5位、10位上がるように期待をしながら、皆様のご活躍をお祈りしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【里脇委員長】 ほかにございませんか。

【山本(由)副委員長】 すみません、1点だけ、先ほどの川崎委員の続きで、犯罪被害者等支援ですけれども、昨年の意見書提出から10カ月ぐらいの間に、全市町とか警察を交えた協議会を3回、そして有識者による懇話会を4回という形

で、非常に迅速な対応をしていただいたことに関して、本当にありがたく思っております。

条例がいよいよ近づいてきたと感じているんですけれども、そうすると今後、その周知と実効性のある運用、結局これが目的になってくるんですけれども、その中でも市町の責務ということをやっておられます。協議会の中に市町は入っていて、市町に条例を徹底すること、それから、特に二次被害という意味で報道機関も含む事業者、それから県民の皆様これを周知して徹底してもらおうという取組が必要だと思います。その具体的な取組について、ご説明をお願いします。

【宮崎交通・地域安全課長】まず、市町との取組につきましては、今後また市町との協議会を定期的開催させていただきまして、市町との連携を図りたいと考えております。

あとは、県職員及び市町の職員、窓口職員の方々に対する研修等も実施して、犯罪被害者の置かれている立場や二次被害がどういうものかということや理解して対応していただきたい。それと窓口のワンストップということで、被害者の方がそれ以上、傷つかないようにしていきたいと考えております。

また、県民、事業者への周知につきまして、当然ここが一番重要なところになってまいります。今後、条例制定後には、各種イベントや講演会等を開催するとともに、事業者の方については事業者団体等がございますので、そういうところを含めましてご理解とお願い、周知というところで進めさせていただきたいと考えております。

【山本(由)副委員長】この条例は、法的な根拠という部分と、犯罪被害者とそのご家族の方に安心感を与えることが大きな目的でもあります

ので、まず犯罪被害者等、そのご家族の方に、こういう条例ができたんですよということをきちっと周知ができるように。

それから市町については、今回の市町を交えた協議会の中で、県の条例制定を待って、市の方でやろうとする動き、それから、まだそこまでいっていないところもあるかと思えますけれども、市町の条例化の動きは、先ほど川崎委員からも少し説明がありましたけれども、現時点で把握されているのはどういう状態でしょうか。【宮崎交通・地域安全課長】先ほどの委員のご指摘につきましては、壱岐市が今年、平成31年3月の議会に条例案の上程をしているということでございます。

そのほか、先ほど川崎委員からもお話ございました長崎市、島原市、南島原市、対馬市の4市で、議会の一般質問がっております。今後、市町における支援の輪は広がっていくものと考えております。

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時11分 休憩

午後 4時11分 再開

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活部関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時12分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成31年3月7日

自 午前10時 2分
至 午後 零時19分
於 委員会室 3

土木部長 岩見 洋一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	里脇 清隆 君
副委員長(副会長)	山本 由夫 君
委員	八江 利春 君
〃	田中 愛国 君
〃	渡辺 敏勝 君
〃	瀬川 光之 君
〃	徳永 達也 君
〃	外間 雅広 君
〃	川崎 祥司 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

交通局長	太田 彰幸 君
管理部長	小畑 英二 君
営業部長	小川 雅純 君
貸切部長	濱口 清 君

県民生活部長 木村伸次郎 君

環境部長 宮崎 浩善 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 2分 開議

【里脇委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

【里脇分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

交通局長より、予算議案について説明をお願いいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

今回、ご審議をいただきます2つの予算議案につきましては、今年度の収支見込み、並びに今後の効率化策を講じた来年度予算となっております。これは議案外所管事項としてご説明することとしております「中期経営計画の一部見直しについて」と関連いたしますので、お手元に配付させていただいております補足説明資料の1枚紙をまずご覧いただきながらご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後の収支見通しと中期経営計画の一部見直しについて。

今年度の経営状況につきましては、昨年9月の常任委員会においてご説明しておりましたが、貸切事業において、県外修学旅行やクルーズ団体等からの受注減が重なったことや、軽油価格の高止まりの状態が長く続いたことなどから、大幅な減収並びに費用増となり、乗合事業において運賃改定の効果が徐々に始めているものの、2～3億円程度の赤字が見込まれます。

交通局におきましては、今年度から新たな中

期経営計画に基づき、経営効率化等に取り組んでおりますが、さらなる対応を行うこととし、計画における今後の収支見通しの修正を行うこととしております。

乗合事業につきましては、昨年12月に実施した運賃改定の効果が、来年度、平年ベースで得られることや、乗客増が見込める高速シャトルの経路延伸、需要の動向を踏まえたダイヤ見直し等を行うこととしております。

貸切事業につきましては、関係エージェント等への営業強化、修学旅行の誘致活動などを行っており、また、他の貸切事業者との関係強化を図ることとしております。

また、職員体制も見直しを図りながら、今後、さらなる経営の安定化を図り、中期経営計画の着実な推進を図ってまいります。

それでは、「予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料」の1ページをご覧ください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第16号議案「平成31年度長崎県交通事業会計予算」、第71号議案「平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

はじめに、第16号議案「平成31年度長崎県交通事業会計予算」につきましてご説明いたします。

交通事業を取り巻く経営環境は、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化を背景に、依然として厳しい状況が続いております。

平成31年度当初予算においては、県営交通事業として、地域に必要な生活交通の確保及び本県の観光振興への貢献を果たしていくこと、並びに、公営企業としてその特性を發揮し、経営の健全性を維持するとともに、安全性の一層の

確保と輸送品質のさらなる向上に努めることを基本方針として編成いたしております。

業務の予定量につきましては、記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。

事業収益につきましては、合計で61億241万4,000円を計上いたしております。

事業収益の主なものにつきましては、記載のとおりでございます。

2ページの下ほどでございますが、事業費用につきましては、合計で60億717万9,000円を計上いたしております。

3ページ、事業費用の主なものにつきましては記載のとおりでございます。中ほどにありますが、収益的収入及び支出の差引収支は、消費税抜きで573万8,000円の黒字となっております。

資本的収入及び支出につきましては、記載のとおりでございます。

資本的支出の主なものにつきましては、そこに記載のとおりでございます。

続きまして、債務負担行為についてでございますが、平成32年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を越えて契約を締結する業務について、平成31年度に入札・契約事務等を行うため、インタンク軽油購入等6件を計上いたしております。

それから、諫早ターミナル内装工事業務について、計上いたしております。

次に、第71号議案「平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」について、ご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正、事業収益及び事業費用につきましては、記載のとおりでございます。

5ページ中ほどでございますが、資本的収入及び支出の補正でございます。資本的収入及び資本的支出につきましては、記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分につきまして、あかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されま

す。したがって、これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

次に、管理部長より補足説明を求めます。

【小畑管理部長】 それでは、私の方から平成31年度当初予算案の補足説明をさせていただきます。お手元にお配りしております補足説明資料のうち、「交通事業会計 平成31年度当初予算（案）」をご覧くださいと思います。表、裏1枚ものの資料でございます。

1ページ目が平成31年度当初予算案、2ページ目が交通局が受けております補助金等の概要でございます。

まず、1ページをご覧ください。

平成31年度当初予算案、上段の事業収益（A）でございますが、61億200万円となっております。これに対しまして、表の中ほどの事業費用

（B）でございますが、60億700万円であり、最下段にあります当年度純損益、消費税抜きの収支でございますけれども、約600万円の黒字を計上させていただいております。

次に、昨年度当初予算との比較の主な内容についてご説明させていただきます。

まず、事業収益のうち、営業収益は52億1,100万円、増減額がプラスの5,100万円で、1%の増となっております。そのうち、運輸収入につきましては48億6,900万円でプラス5,900万円、1.2%の増となっております。

運輸収入は、乗合事業、高速事業、貸切事業の3つがあり、まず、乗合収入は33億5,100万円で、プラス1億7,400万円、5.5%の増となっております。

増減の主な理由でございますけれども、右側に記載しておりますが、高速道路を使って諫早市、大村市と長崎市を結ぶシャトルバスが、今年度の増加傾向が続くと見込み、平成31年度はプラス6,900万円といたしております。

また、空港リムジンにつきましても、12月に実施いたしました運賃改定の効果等により、6,500万円の増を見込んでおります。

続きまして、高速収入でございますが、平成31年度は4億7,200万円で、対前年度比マイナス2,900万円、5.8%の減と、こちらは九州内の高速バスなどが乗り放題となります「SUNQパス」、こういった利用者の減少などにより減収を見込んでおります。

続きまして貸切収入でございますが、熊本地震の影響が続き、県外修学旅行が戻りきっていないことやクルーズ団体の受注減など、平成31年度10億4,600万円、対前年度比マイナス8,600万円、7.6%の減を見込んでおります。

続きまして、運輸雑入でございますけれども、

3億4,200万円となっており、対前年度比800万円の減となっております。こちらは先ほど申し上げました貸切収入の減に伴うガイド料金の減などが主な理由でございます。

次に、営業外収益は8億9,100万円で、補助金及び繰入金は増加したものの、雑入等が減少したことにより、平成30年度に比べ横ばいという形となっております。

続きまして、下段の費用についてご説明いたします。

営業費用は58億3,900万円で、前年度に比べ3,100万円の増となっております。

内容は、人件費、物件費、経費と分かれておりまして、まず、人件費でございますが、28億6,800万円、前年度比1億1,200万円の減となっております。主な内容としましては、運転士等の給料が2,400万円の減、賃金が3,400万円の減、退職給与費が4,300万円の減となっております。

次に、物件費でございますけれども、9億5,200万円で5,600万円の増となっております。主なものは軽油費の増で、プラス8,100万円、単価につきましては1リットル当たり104.5円とし、昨年度当初予算における単価に比べ約8円ほどの増と見込んでおります。

続きまして、経費でございますが、20億1,800万円で8,700万円の増となっております。減価償却費の増やシャトルバスの増便に伴う県央バスへの委託料の増などを見込んでおります。

営業外費用につきましては、1億6,800万円で3,300万円の減、主なものは支払消費税の減でございます。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。交通事業会計補助金等の内容についてご説明いたします。

交通局が受けております補助金等につきまし

ては、上段の（1）としております国、県、市の制度補助金と、下段の（2）一般会計からの繰入金となっており、合計の金額では一番下の欄に記載しておりますが、平成31年度は7億7,500万円となっております。

まず、上段の制度補助金でございますが、31年度当初予算（A）の欄をご覧くださいますと、バス運行対策費補助金2億4,500万円となっております。これは、生活バス路線の維持を目的とした広域的・幹線的路線等の経常収支不足に対する補助でございます。

次に、生活路線確保対策市単独補助金2億7,300万円、これは、国や県の補助対象路線以外の生活路線の収支不足に対し、地元自治体であります諫早市及び大村市から補助を受けているものであります。

次に、運輸事業振興助成補助金400万円、これはバス停留所の標柱整備や上屋補修等に対する補助でございます。

次に、車両減価償却費等補助金3,200万円、これは、主として生活交通路線の運行の用に供する補助対象車両の減価償却費等に対する補助でございます。

続きまして、下段の一般会計からの繰入金でございますが、まず、基礎年金拠出金補助金8,100万円となっております。これは基礎年金拠出金のうち、公的負担部分に対する補助であり、民間企業では国が負担しており、制度的に負担が発生しないものでございます。

次に、共済追加費用補助金5,900万円、これは共済年金制度発足前の期間に係る年金給付財源である追加費用に対する補助でございます。こちらは民間企業においては発生しない費用であり、均衡を図る観点から補助されるものであります。

次に、児童手当補助金1,900万円、これは中学校修了までを対象とする児童手当支給に対する補助であり、民間企業においては国等が負担しており、負担が生じないものでございますけれども、これに見合う形で補助をいただいているものでございます。

次に、生活路線維持対策負担金6,200万円、これは広域・幹線的なバス路線経費のうち国等の補助を受けても、なお収支不足となる額について、国からの交付税措置を前提とした負担金でございます。

以上が、国が定める基準に基づく繰入金となっており、国からの交付税措置がなされているものであります。

その下の 国の繰出基準に基づかない繰入金については、平成27年度からゼロとなっております。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

これより、予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 おはようございます。

2点ほど予算議案に対して質問させていただきます。

まず、業務の予定量ということで局長説明の資料の1ページに車両数、それから年間走行料、年間輸送人員が記載されております。

これに関連して、定例会議案の第1号議案の79ページの方に、乗合と貸切の内訳を書いております。これはトータルで説明資料には書かれておりますけれども、例えば車両数ですと、乗

合が351両、貸切が55両ということになっておりますし、年間走行料も乗合、貸切、年間輸送人員も乗合、貸切が書いてあります。

今年度の当初との比較をしたいのですが、それはわかりますか。事前に言っておけばよかったんですけども、わかったら教えてください。

【小川営業部長】 まず、車両数でございますが、平成30年4月1日につきましては、総数416台、乗合が355台、貸切が61台となっております。

続いて年間走行料でございますが、トータルが1,918万2,000キロメートルで、そのうち乗合が1,707万3,000キロメートル、貸切が210万9,000キロメートルでございます。

続きまして、年間輸送人員でございますが、トータルが1,555万9,000人、そのうち乗合の方が1,506万4,000人、貸切の方が49万5,000人という状況、これが平成30年4月1日で掲げておりました業務予定量でございます。

【坂本(浩)委員】 ありがとうございます。

今年度の当初予算と比べて、多分乗合の方が若干増えているというイメージですかね。そうでもないですね。走行距離にしてもトータルで増えているんですね。ただ、車両が減っているということですけども。

ここで聞きたいのは、年間の走行距離は多めにしている、車両が少ないということになっております。その認識と、これは県営バスに限らず、今、一般的に交通運輸事業で働く運転士の人手不足というのがずっと言われておまして、職員数も、これはちょっと古い資料なんですけれども、去年のこの委員会でもらった資料で平成29年4月1日現在で453名というのが出ておりました。要するに、言いたいのは、多分職員の皆さんも、ほかの民間バス事業者と同じように減っているんじゃないかと。そういう中でこの業

務予定量というのをどうやって確保するのか、一人ひとりの運転士さんにしわ寄せがいったら、またこれは安全問題とか、いろんなものがあると思いますので、そこら辺についての認識をお聞かせください。

【小川営業部長】まず、車両数につきましては、予備車等を含めたところの調整でこの台数の実績が出ているところでございます。

年間走行料につきましては、実は平成31年度というのはうるう年でございます、通常の年、今年度より1日多いので、当然その1日分の走行距離、もしくは乗車人員というのが増加要因として乗ってまいります。

年間輸送人員につきましても、そのうるう年の1日分と、今、高速シャトル便やリムジン便が非常に好調な部分もございますので、そういうものを加味したところで輸送人員についても出しているということです。

貸切につきましては、今年度の実績等々をもとに、それぞれの走行料や輸送人員を計上させていただきますところでございます。

【小畑管理部長】人材の確保の面でございますけれども、先ほど委員からご指摘があったように、これは県営バスに限らず、他の事業者も同様でございますが、人材確保には非常に苦労している状況でございます。

ただ、交通局の場合につきましては、年間、退職が一定見込まれますけれども、これまでの採用試験にあわせまして、免許未取得者の方の採用試験も実施しながら、何とか確保に努めている状況でございます、今年度の見込みではございますけれども、だいたい退職に見合う数については採用で確保できるという状況でございます、今後とも引き続き厳しい状況は見込まれますけれども、採用については確保した上

で運行に支障がないような形で採用に努力をしていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】定員は確保できているということですね、確保できる見込みであると。

ちなみに、今説明がありました交通事業会計補助金等の概要ということで、国、県、市の制度補助金の説明がありました。その中で、いわゆる地域創生人材育成事業補助金ということで、バスの運転士確保、いわゆる大型免許を持たない人を、それを取得する費用も含めて支援をして県営バスに入ってもらおうということだったろうと思うんですが、これが今年度で終わるということで、新年度はない。その上できちんと退職分は確保できるという見通しのようではありますが、今年度のこの500万円を使った採用の実績というのはいかななものだったのでしょうか。

【小畑管理部長】委員ご指摘の国の人材育成事業を活用した免許未取得者の採用でございますけれども、平成30年度につきましては、交通局で11名の採用、確保できております。

先ほどの質問に対する私の説明不足だったんですけれども、年間の退職に見合う採用というのは確保できておりますが、そもそも欠員そのものは以前から生じておりましたので、その分の欠員の状態が次年度以降も続くという中で、確保に努めていくという形になるかと思っております。

今ご指摘があったように、人材育成事業自体は今年度で終了いたしますので、次年度以降は、以前から制度として導入いたしております免許取得費用の貸与制度を活用いたしまして、引き続き確保に努めてまいりたいと考えております。

【坂本(浩)委員】そもそも欠員ということなんです。ちなみに、欠員というのは、定員に対して何人ぐらい欠員なんですか。

【小畑管理部長】 こちらは3月1日時点の状況でございますけれども、交通局で9名の欠員という状況になっております。

【坂本(浩)委員】 欠員があるということは、即ち一人ひとりに負担がっていると理解をしますので、この欠員の補充を含めて、人件費がマイナスで計上されておりますけれども、ぜひ確保していただきたいと思えます。

次に、燃料費、軽油費です。新年度は単価104.5円ということで計上されておりますけれども、この後に括弧書きである30というのは平成30年度ですよね。今年度が多分1リットル当たり96.8円で、約8円ぐらい上がっているということでもあります。軽油費が前年に比べてプラス8,100万円ということですが、もうちょっと内訳を、そもそも年間どれぐらいの量を使って、経費は7億1,100万円と計上されておりますけれども、この数字でいいんですよね。そもそも年間どれぐらい使っているのか、そこを教えてください。

【小畑管理部長】 年間の軽油の使用量でございますが、平成31年当初予算におきましては6,572キロリットルといった数字をもとに、先ほどの104.5円の単価で費用を見込んでおります。

【坂本(浩)委員】 わかりました。軽油費は、燃料費が一般的に高止まりをしている状況ですが、この104.5円というのは年間通してこれ以上上がらない、もちろん増減はあると思えますので、そこを見込んだ104.5円という理解でよろしいのでしょうか。

【小畑管理部長】 これまでの経過を申し上げますと、実は平成26年度に118円をピークとして上昇した過去がございます。その後、一旦下落して70円近くまで落ちたんですが、その後じりじりと上がり続けまして、80円から90円、そし

て現在、年間平均で大体102円といったような数字になっております。そういった過去の推移と現状の為替相場等の各種予測値を前提に算定した上で104.5円という形で一定設定させていただいております。

実は、昨年度も平成30年度当初予算を立てるに当たっては、過去10年ほどの軽油費の価格等を参考にしながら設定させていただきましたが、現状、それ以上にまた高騰しているという状況が続きますので、それも踏まえた上で単価を設定させていただいております。

【坂本(浩)委員】 県営バスをめぐる状況、引き続き厳しい状況だと認識をしておりますけれども、高速シャトルバスの堅調な輸送増という好条件もあろうかと思えますが、とりわけ貸切における修学旅行、それからクルーズ団体の受注減ということが、この予算の中にも随分と響いているような感じがいたしますので、安全運行と、引き続きの営業努力を改めてお願いを申し上げまして終わらせていただきます。

【里脇分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【川崎委員】 まず、運輸収入についてお尋ねをいたします。

定期運輸収入について、先ほども質疑がありましたので、大体のところは理解したものの、33億5,100万円、対前年比プラス5.5%と、非常に高い伸びと認識をしておりますが、運賃改定とうるう年というご説明をいただきました。それ以外にこの伸びの要因というのはございますか。

【小川営業部長】 平成30年度の状況を見ますと、先ほど申し上げましたように高速シャトルバスが一定堅調な状況であるという部分と、空港の利用者数が伸びておりまして、空港リムジンの数字も一定伸びていると。それと、私ども

と西肥自動車で長崎～佐世保線というのを1日52便運行させていただいていますが、その分につきましても一定利用者が伸びてきていると。そういう要素も含めまして、また先ほど委員からご指摘のあった運賃改定分等、当然のことながら毎年見込んでおります逸走分、ここまで含めて定期運輸収入として見込みをさせていただいた結果として5.5%という形になってございます。

【川崎委員】 空港リムジンにつきましては、過去最高の空港の利用客ということがそのまま反映されているということ、佐世保線については大変いい状況でしょうね。佐世保線については、なかなか利用者が利用しにくいということもあったので、供給をすることによって、また利用者も増えていく傾向にあるかと思っておりますので、頑張ってくださいと思います。

一方、臨時運輸収入につきましては、10億4,600万円、対前年比7.6%の減という計画になっております。先ほどは修学旅行のこと、クルーズ団体からの受注減、これが主な要因ですよということについてお話いただきました。

クルーズ船のことに特化してお尋ねしたいんですが、まずはそのクルーズ団体からの受注減、今、どのような実態か、数字を教えてくださいませんか。要するに、どのような台数、そして、金額がこのような減になっているのか。

【瀨口貸切部長】 委員ご質問の件でございますけれども、まず7.6%の減といたしますのが、クルーズが6,600万円の減でございます。一般団体の減が2,400万円、そして、もう一つ修学旅行の減が2,400万円でございます。大体主なものはその3つでございます。

一般団体につきましては、これは年間契約を平成29年度やっていたんですが、そちらの方が

経営の都合で、年間を通じて大体4台くらい運行していたものが今年度1台になってしまった。それだけで、もともと四千数百万円ございましたのが4分の1になったというのが主な要因でございます。ほかの一般団体につきましてもは落ちてはいないと、横ばい程度ということでございます。それから、修学旅行は震災の影響で、まだ戻り切っていないということでございます。

一番大きいクルーズにつきましては、県外からのバスが長崎港に入っていると。それから、もう一つ、過大な手数料等の支払いによって、より安いバス会社、トータルしてより安いバス会社に受注、配車がいつているという状況でございます。

【川崎委員】 今、クルーズ船の6,600万円の減が大変大きな要因というお話がありました。そのクルーズ船は、今ご説明いただきましたが、県外からの車、そして手数料のこと、極めて深刻な状況であります。

まず、営業区域ということがある中において、県外の車が入ってくるということについては、単純に法に触れるようなことなのかなという私の認識と、手数料については、いわゆる貸切は安全対策で、過去のさまざまな痛ましい事故を踏まえて、いわゆる安い金額ということについては一定縛りといいますか、下限をかけられて、そんな安くで発注してはいけないということになっているという認識を持っていますが、一方、それを手数料という形で支払いをしていくと、また同じことになるわけで、こういったところは非常に歯がゆい思いもなさっているんだろうと思いますが、まず実態として、今、さらっとおっしゃいましたけれども、法に触れるような県外の車が実際に来ているわけですか。

【瀨口貸切部長】 現在のクルーズ、県外のバス

事業者が長崎港に来るということは、訪日外国人の輸送に限って国の特例措置がございまして、一定の手続を経れば合法的に許可がいただけるといったものがございます。基本、その手続を経て県外から県内に来ていると、そういう認識を持っておりまして、ほとんど合法的に来られているのかなと思っております。

【川崎委員】 そうですね、合法的でしょうね。合法的じゃないと大変なことなので、私の聞き方もおかしかったかなと思いますが、減になっている、もっと言えば、空車の状況があるのに、県外の車両が来て、それを黙って見ているしかないということなんでしょうか。バス協会も存在をしたいと思います、さまざまな実態をこれだけ長崎経済がという問題を抱えておきながら、長崎に寄港している、観光消費額を高めていこうとしている中において、それを黙って見逃すということについては、あってはならない話だと思うんですね。あらゆる機関と連携をして、この問題を解決すべきと思うんですが、どういったアクションを起こされているんでしょうか。

【濱口貸切部長】 県内のバス事業者も非常に問題視はさせていただいてまして、昨年5月に長崎県バス協会から長崎運輸支局に対しまして、クルーズ船の入港に伴う貸切バス運行の適正化について要望を行っております。

その結果、7月から8月にかけて、運輸支局の方で長崎港と佐世保港に数回調査に入っております。

その調査結果では、その時は県外事業者の割合が2割から4割と伺っております。

その後、調査結果を受けて、通常は、何か問題があればバス事業者に監査に入るのでございますが、その後に関しては、我々が情報を得ることができません、得るとしたら、もし何か

行政処分とかがあった時に運輸局のホームページで公表されると。大体そういうことでございまして、実際にその調査結果がどういうふうになったのかというのは我々でははかり知れないところでございます。

それから、先ほどの手数料の件でございますけれども、この手数料につきましては、まず、運賃が適正に算出されていれば問題はないと。ただし、その手数料等、名目は何であっても、これは商取引上のことであって、道路運送法では取り締まれないということでございます。

ただ、国の方も非常にそこは問題視をしまして、過大な手数料につきましては、貸切バス事業を管轄する国交省、それから旅行業を管轄する観光庁、この両方で今協議がなされていると伺っております。

一つは、道路運送法では運賃の割り戻しというものがあまして、それは禁止されております。その運賃の割り戻しが、手数料とどういう結びつきというか、どういうふうに整理して、どう判断するかというのを議論して、何とか適正な実質運賃が収受できるようなことがないかということで協議をされているということは聞いております。

【川崎委員】 今、問題視をして、その手数料については調査をし、動かれているということであれば、それを注視していきたいと思えます。

これだけ収支を圧迫しているという状況において、しかも、営業区域ということが一定守られながらの事業でありつつ、そういったことに手数料という部分でなっていないとか、特例措置でなっていないかということについては、もう少し声を上げて、長崎県全体でもしっかりと横の連携を図っていきながら対処していただきたいと思えます。

クルーズ船も、今、もっと受け入れようということで岸壁を延ばして、後背地も整備して、ここ10年ぐらいで大きく変貌しようとしている中において、需要も高まってくるはずで、需要も高まらせないといけないとも思います。そういった中において、今、手を打っていただいて、今後、安定的に需要を獲得できるように頑張っていたきたいと思います。

これは要望ですが、ぜひ経営努力として、需要が高まれば、当然のことながら車両は足りないという状況にもなってしまうかと思えます。設備投資、それに当然先ほども乗務員の不足というお話がありましたが、バランスよくやっていかないといけないとは思いつつ、ぜひこの長崎経済を活性化させるという部分で交通局において努力をし、貸切部門において収益を上げられるように、今後、長期的な展望で検討していただきたいと思えます。

次に、もう一点、全国相互利用カード導入に係る国庫補助金等2億5,375万2,000円についてお尋ねいたします。

まず、事業全体について、どのようなものか、お知らせをいただきたいと思えます。

【小川営業部長】全国相互利用カード導入に係る部分でございますが、現在、長崎スマートカードというのを利用してございますが、これにつきまして、当然、車載器等々につきましては15年ほど経過をしておりますので、いろんな故障が出てきたりという状況が発生しております。また、一部の車載器等は製造が中止されているという状況もございまして、次期ICカードをどうするかという議論を長崎県バス協会において数年前から始めております。

そういう中で、一方、利用者の方々からは、今のスマートカードは長崎県内だけでしか使え

ないと、よそで使えないと。また、よそから来られた観光客等からは、自分たちが持っているsuicaとか、pasmoとか、そういう全国カードが使えないというお声をいただいていたところでございまして、そういうものも含めまして、長崎県バス協会の中に「スマートカード委員会」というのがございますが、ここの中で数年来協議をいたしまして、平成29年5月に、長崎県バス協会として全国相互利用カード、nimocaの導入を決定し、平成29年6月に公表させていただいたところでございます。

現在、ここにあります、委員ご指摘の国庫補助金等2億5,375万2,000円の方でございますが、事業費の全体の3分の1につきまして、国の訪日外国人関係の補助金をいただくような格好で今お願いをしている最中でございまして、そのほかに関係県と関係市町で、それぞれ12分の1をご負担いただくということで、事業費として約5億円、そのうちの3分の1、プラス12分の1、プラス12分の1で、約半分につきまして国庫もしくは県、市町でご支援をいただくということで今回計上させていただいているものでございます。

現在の予定といたしましては、平成31年度中に運用開始ができるようにということで、現在、長崎県バス協会の中に「次期ICカード準備委員会」というものを設置いたしまして、そこで鋭意協議、調整を進めているところでございます。

【川崎委員】詳しいご説明ありがとうございました。平成31年度中に運用を開始するということは、ちょうどあと1年ぐらいを限度にということですね、期限ということですね、わかりました。

そうしたら、予算総括質疑でもありましたが、

今回、長崎バスが参画をしてないんですね。足並みがそろわなかったのは、なぜでしょうか。

【小川営業部長】先ほどご答弁いたしましたように、長崎県バス協会の中で、全国相互利用カード、nimocaということで、これは実際の経済性、実際の利便性、運用実績、そういうものをもとに判断をして決定をさせていただいたところでございますが、長崎自動車がなぜそこに参画しなかったのかというのは、私どもの方からご説明できる立場にはないと思っております。

【川崎委員】わかりました。それは了解しました。

素朴な疑問で、私も予算総括で質問させていただいた時に、10%のプレミアムがなくなると、1,000円積み増しをして、1,100円の残額で利用できたのが、その10%分、100円分がないということだったんですね。

老朽化、製造中止と先ほど説明があったので、もういたし方ないのかなと思いつつもあったんですが、せっかく10%という県民利用者が享受していたサービスを維持しながら、一方で全国相互利用カード、一般的に「10カード」と言われるそうですけれども、10カードが利用できる、そういったものを維持しつつ、それを付加してやればどうだったのかなと思っただけですけれども、そういったことは議論されなかったんですか。

【小川営業部長】委員ご指摘の現行のスマートカードを維持しつつ、いわゆる10カードが利用できるようにということは、多分、今のスマートカードに全国相互利用の片利用を入れるという形だと思いますが、そうなりますと、当然のことながら、一つは県民の利用者の方々はそれを、あくまで全国カードの片利用ですから、そのスマートカードは外では使えないんですね。

あくまで県内だけ、県外では使えないと。suicaとか、pasmoとか、nimocaとか、そういう全国の10カードと言われるカードをお持ちの方が県内で使えるようになるだけのことでございますので、当然県外から来られた方の利便性は上がるとは思います、県内の利用者の利便性は上がらないと。なおかつ、先ほど申し上げましたように、一定部材、製造機器等々で製造中止の状況が出てきているという中で、多額の費用をかけても利便性が向上できないのであれば、この際、10カードというのが全国的にはスタンダードモデル、標準的になってきていると。そちらの方が将来的にも利便性が上がっていくんじゃないかということもありまして、今回、全国相互利用カードというのを選択したということでございます。

【川崎委員】理由はよくわかりましたが、やっぱり利用者にとって10%は最大の利便だと思えますよ。なぜ続けられなかったのかなと思って極めて残念です。その10%誰が負担するんですかと言われればそれまでなのかもしれませんが、この10%がなくなるということは、なかなか皆さんも、全国カードが使えるということについては、県内の方も利便が高まるのかもわかりません。でも、今はそれですとやっているわけで、それが維持されれば、何ら利便が損なわれるようなことはない。むしろ10%の恩恵といえますか、サービスがずっと継続できるというのがよっぽどうれしいんじゃないかと、今でもそう思っているところです。

そういった内容で質疑をさせていただきましたら、企画振興部からは、さまざまなポイント還元もあって、9.5%ぐらいのサービス、10%には及ばないけれども、9.5%のサービスになると。そういったこともあるという説明を受けたんで

すが、それについてはどうなんですか。実際、そういうことになっていくんでしょうか。ぜひその仕組みについてお尋ねしたいと思います。

【小川営業部長】 予算総括質疑におきまして、企画振興部長からご答弁いただいていると思いますが、全国相互利用カード、nimocaの導入を既にやっているところの先進事例でいきますと、基本ポイントが2%、それにひと月間の利用金額に応じて最大7.5%というポイントバックがあるという事例がございます。そういう事例をもとに、長崎県で、今回、全国相互利用カードnimocaの導入を予定している事業者間で、今現在検討しているという状況でございます。まだそのポイントにすることが決まったわけではございません。

先進事例の状況でございますが、一つは、例えば200円の運賃だといいたしますと、降車時にその2%分の4ポイント分が加算をされるという形になります。ひと月間のボーナスポイントでございますが、例えばひと月間で1万円使ったという形になりますと、750ポイント分が月末にポイント還元をされるという格好でございます。そこは実はいろんな段階がございます。例えば2,000円ごとに50ポイントバックしますと、4,000円到達時に今度は100ポイントバックしますという形になってございまして、仮にひと月に1万円のご利用をいただくと750ポイントのバックがあると。当然、ご利用時の2%のバックがありますから、ひと月間で1万円仮にご利用いただくと、降車時のポイントが約200ポイント、それとひと月間の利用に基づくボーナスポイントが750ポイントということで950ポイントが還元されるというのが他県の事例であるということでございまして、そこを参考にしながら、現在、検討を進めているところ

でございます。

【川崎委員】 事例を詳しく説明いただきましたが、ぜひこれはそれを目指して頑張っていたければ、10%が9.5%ですから、大体見合うのかなと思います。設備投資のこともありますから満額まではいかないとしても、ぜひ目指していただいて、利用者の利便を維持していただければと思います。

このnimocaというシステムを利用するに当たってですが、これまでの長崎スマートカードは皆様の共通のシステムの中で利用されていたので、手数料ということについては発生をしないように思っているんですが、今回は10カードということで、全国で使えるカードシステムが導入される。当然のことにシステム使用料などが発生すると推測をするんですが、実際どうなんでしょうか。また、どの程度ランニングコストが発生するのか、お尋ねいたします。

【小川営業部長】 現在のスマートカードにおきましても、毎年のシステム管理費だとか、もしくはカード代金の負担とか、そういうものを含めて大きな負担というのは実は生じているところでございます。

今回の全国相互利用カードになりますと、いわゆるシステム手数料、保守料というものは当然発生するものと考えておりまして、今のスマートカードよりは少し多い金額が発生いたしますが、トータルのランニングコストを考えると、今以上に多額になるという試算はしていないところでございます。

【川崎委員】 そうすると、収支見直しにも、その辺のところはさほど影響がないような状況があると、そういう理解でよろしいですか。わかりました。

以上です。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

【渡辺委員】補足説明資料の中にあつた熊本線と北九州線がそれぞれ減ってきていますよね。この傾向はどうなんですか。ずっと減ってきているんですか。

【小川営業部長】県外高速の北九州線と熊本線の状況でございますが、まず、北九州線につきましては減っているというよりは、逆に利用者の状況としては伸びている状況もございます。

熊本線につきましては、平成27年までは、年間8万2,000人ほどの利用があつたんですが、それが平成28年度の震災等々で7万2,000人ほどまで一旦落ちております。その後、どうしてもそこが戻りきっていないという状況でございます。

今の状況でいきますと、対前年比、熊本線は96～97%程度は確保できるかと思いますが、熊本線につきましては、今、熊本にあります九州産交という会社と共同運行させていただいておりますので、そこでのこ入れ策等を含めて両者間で協議をさせていただいているところでございます。

【渡辺委員】もう一つ鹿児島線というのがあるじゃないですか。これはどうなんですか。

【小川営業部長】鹿児島線につきましては、私どもと鹿児島にございます南国交通で共同運行させていただいておりますが、やはり新幹線との重複部分もあるということで、利用状況としては今は少し減少傾向にあるという状況でございます。しかしながら、ご利用の皆様を見ますと、高齢者の方、もしくは学生の方等の利用が非常に多うございまして、そういうものを含めて私どもとしてもケアをしていく必要があるかなと思っております。

2月につきましては、ランタン祭りの効果も

多少あつたのかと思うんですが、対前年度比約160%増ということで、2月は非常によかつたんですが、年間を通して見ると若干減少傾向にあるという状況でございます。

【渡辺委員】要するに、県外に行く高速線の関係は、今、営業して黒字なんですか、赤字なんですか、この収入に基づきまして。その辺はどうなんですか。

【小川営業部長】高速路線で得られる収入と、それに基づく経費を考えれば、県外高速につきましては黒字になっていると考えておりますし、それ以上に長崎と九州各県を結ぶという部分での交流人口の拡大という部分では非常に大きな役割を果たしているものと考えております。

【渡辺委員】部長説明資料の、先ほどから論議になっております次期ICカードの関係で予算が組まれていますね。市民、県民が今持っているスマートカードは、来年の4月からは使えないようになるんでしょう。そのあたりはどうですか。要するに、電車や長崎バスで使っていたスマートカードは、私も持っているんですけども、その辺の切り替え時期と、持っているスマートカードがもし使えなくなる時に、新しく導入しようとするカードに切り替えられるのか、その辺はどうなんですか。

【小川営業部長】現在のスマートカードが、次期ICカード、全国相互利用カードを導入した場合にどうなるのかというご質問だと思いますが、全国相互利用カード導入時点で、当然そのまますぐ使えないという状況にはならないと思っております。一定期間、全国相互利用カードもスマートカードの方も、両方併用ができるという期間を設ける必要があると思っております。当然全国相互利用カードの導入から一定期間、2カ月とか、3カ月とか、そういう期間になるか

と思いますが、そういう期間は併用期間という形で設定をしたいということで、今、次期ICカード準備委員会の中でその期間設定をどうするのかという部分について検討させていただいているところでございます。

また、長崎市内でいきますと、私どもと長崎自動車と長崎電気軌道がございますが、それぞれ電気軌道と私どもについては全国相互利用カードの導入を予定しておりますが、長崎自動車につきましては地域カードということでお聞きしておりますので、そういう分についてはどういう形で、いついつまでスマートカードが使える、いつの時点で新しいカードの導入をしていくのかという部分につきましては、全体で周知を図る必要があるんだろうということで、各事業者が集まった中で、どういう形で周知を図っていくか、その検討を今やっている最中でございます。

【渡辺委員】 やっぱりそのあたり、県民、市民に混乱が生じないように、多分一斉に機器を換えることはできないでしょうから、スマートカードを持っている県民に、スマートカードも全国相互利用カードも使える期間を十分周知をして、混乱が生じないようによろしくお願ひしたいと思います。

長崎ターミナル移転用地購入に伴う土地購入費で3億6,900万円予算が計上されておりますが、これは何平米ぐらいなんですか。今の交通会館のターミナルの面積からしたら、1.5倍なのか、どのくらいの面積があるんですか。

【小川営業部長】 土地購入費の3億6,000万円でございますが、そのうち1億2,000万円につきましては、駐車場購入等、毎年駐車場を確保して、そこを運営させていただければということでは、上げていますのでございまして、長崎ターミ

ナルそのものの土地購入費につきましては、予算上2億4,900万円という形で計上させていただいております。

面積につきましては、今の予定でございますが、605平方メートルということございまして、現在の長崎ターミナルの敷地の約3分の1ということでございます。

【渡辺委員】 今のターミナルの敷地の3分の1、それでいいんですか。今の敷地の3分の1でいいんですか、そのあたりを確認します。

【小川営業部長】 現在の長崎ターミナルでございますが、その敷地の中には車両の発着場、いわゆるバスが入るスペース、停まるスペースという部分も全て入れたところで今の面積になっているんですが、今回の新ターミナルにつきましては、あくまでも待合所とか、利用者の利便施設をつくるための土地でございまして、乗降する部分というのは待合所の前面にできるトランジットモール線を使って乗降するという形になっていきますので、バスが入ってきたり、そこで乗降するために停まったりするスペースが今回の土地の中には入っていないということで、前面のトランジットモール線に、今長崎市の方と協議をしておりますが、乗降場所を4バスほどつくっていただくような格好で調整を進めておりますので、その分に対応可能と考えております。

【渡辺委員】 別にバスの車庫があって、そこから乗降用にどんどん来るということで理解しておいていいんですね。わかりました。

それと諫早のターミナルの内装工事の関係で2,701万円予算計上されておりますが、これは今の諫早のバスターミナルでしょう。これはいずれ壊すわけですね。やっぱりどうしてもしないといけない内装工事だったんですか。いずれは、

新幹線の駅舎の方に引っ越ししないといけないんでしょう。その中身について教えてください。

【小川営業部長】今回計上させていただいております諫早ターミナルの内装工事業務の1,050万円の予算でございますが、これは実は今のターミナルじゃなくて、新しく移ります諫早駅前の再開発ビルの中に移転をします待合所、約200平方メートルの床面積を予定してございますが、その中の内装関係業務というのを、平成31年度と32年度の2カ年でやるということでございまして、2カ年全体の事業費約3,500万円の前金払いの3割部分の1,050万円を今回予算で計上させていただいているところでございます。

【渡辺委員】わかりました。

あと一つ、貸切の関係で減少していますね。クルーズ船の貸切の注文というのが減ってきているんですか。要するに、客船そのものも前年度からしたらちょっと減っているんですけれども、そういう客船の方からの注文が減ってきているんですか。実態としてどうなんですか。

【濱口貸切部長】ご質問の件でございますけれども、クルーズに関する受注依頼というのは間違いなく減少しております。

【渡辺委員】一時期は県外の貸切バスが来ていると言っていたでしょう。要するに県内のバスが足りずに県外から来ていると。現状は、県内のバスで足りているんですか。

【濱口貸切部長】貸切シーズンに当たる5月、あるいは10月、11月、こちらの方はクルーズ以外でもかなり稼働が多うございますので、その部分に限っては県内のバスでは足りないような、クルーズに対応できるものはきっとないんだらうと思っております。

ちなみに、今の県営バスの受注状況をお話さ

せていただきますと、まず、委員おっしゃったように、確かに今年度の入港数というのは、長崎港に関しては減っております。1月末時点で同年同時期よりも34隻少ない187隻、約85%ぐらいに減っております。ただ、聞くところによりますと、乗客数、乗船者数というのは余り変わっていないとお聞きしております。そして、県営バスが運行した台数、これも1月末現在ですが、同年同時期よりも、対前年で720台少ない832台、約半減しております。そして、1隻当たりの運行台数というのが、去年は1隻当たり大体9台平均運行しておりましたが、これも7台に減少しております。こういう状況で、問い合わせというのは間違いなく減少しております。

【渡辺委員】乗客数はあんまり変わらないけれども、バスに乗る人が少なくなっているかと理解していいんですか。長崎の場合、市内の電車とかを使っていると。乗客数はあんまり変わらないのなら、どこかを見て回るならバスが必要でしょう。中身的にそれがわかれば教えてもらえますか。

【濱口貸切部長】委員おっしゃったとおり、確かにバスを利用する機会というのも少なくなっているのかもしれませんが、聞くところによりますと、クルーズ船が大型化しているということも聞いたことはございます。

【渡辺委員】そうしたら、県外からの貸切バスがまだ来ているわけですか。そのあたりはどうなんですか。

【濱口貸切部長】県外からのバス事業者も間違いなく来ておりますが、ただ、我々は調査ができないものですから、どれくらい来ているというのは、その統計は持っておりません。

長崎県営バスが松が枝に配車する時に、長崎港に配車する時に、たまに職員も行きますが、

その時の状況を見たら、やっぱり県外からのバス事業者というのは相変わらず来ているという状況でございます。

【里脇分科会長】ほかにありませんか。

【田中委員】県営バスの平成31年度当初予算の資料で聞かせてもらおうと思うんだけど、事業収益、事業費用に関して言うと、間違いなく約600万円の利益が出るようになっているね。ただ、営業収益と営業費用を見ると、なんでこんな数字が出てくるのかな。普通、民間ではやっていけないよね。普通は営業収益より営業費用が余計かかると赤字になってやっていけないわけだな。県営バスはやっていけるから不思議なんだけどもね。まず、そこら辺の関係を聞かせてもらおうかな。いわゆる営業外収益があるからやっていけるということですか。その営業外収益についての中身を聞かせてもらおうと思うんだけどね。

バス運行対策費補助金、これはどこからくるの。その相手先はどこですか。

【小畑管理部長】委員ご指摘のとおりでございますけれども、営業収益と営業費用で見ますと、営業収支としては赤字というのは、これは元来からの交通局の経営構造からいたしますと、当たり前とは言いませんけれども、そういった構造になっております。と申しますのは、やはり本業であります乗合事業というのは、当然赤字と申しますか、収支が取れない路線も含めて生活の交通の確保という形で維持を図っておりますので、そういった収支不足というのは当然生じております。

そういった中で、それを補う形でいろんな乗合収入以外に高速収入、貸切収入という形で補填すると。

なおかつ、先ほどご説明いたしましたけれど

も、お手元の資料の裏側の方にありますように、営業外収益のうち補助金及び繰入金という形で国、県、市の制度補助金とか、一般会計からの繰り入れという形でそれを補填してきているという形でございます。

おっしゃったバス運行対策費補助金等につきましては、広域的・幹線的路線等の収支不足については、国、県、市からそれぞれ補助金をいただきながら、なおかつそういった部分で県の補助対象となる路線以外の分については地元の市から補助をいただくという形で補填をしている状況でございます。この制度事業につきましては交通局だからということではなくて、交通事業者であれば民間も含めて制度的にはいただけるような補助金でございますので、そういったものをいただきながら全体的な収支を今とっているという状況でございます。

【田中委員】だから、バス運行対策費補助金2億4,500万円の国、県、市の内訳を教えてください。

【里脇分科会長】しばらく休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 再開

【里脇分科会長】再開いたします。

【小畑管理部長】補助金のうち、バス運行対策費補助金の国、県、市の内訳でございますけれども、先ほど申し上げました補助金のうち、広域的・幹線的路線について国が補助するものとして、国庫補助金が1億7,563万7,000円、このうち国、県、市の内訳を申し上げますと、国が8,132万8,000円、県が7,675万4,000円、市が1,755万5,000円となっております。

また、それ以外の県単独の補助金で地域の幹線的路線に対する県単独の補助金でございます

が、これが6,919万円、このうち県、市の内訳を申し上げますが、同額で2分の1ずつですが、県が3,459万5,000円、市も同額の3,459万5,000円ということでございます。

これを合わせましてトータル2億4,400万円でございますが、このうち国、県、市の内訳を申し上げますと、国が8,132万8,000円、県が1億1,134万9,000円、市が5,215万円といった内訳になってございます。

【田中委員】 県から1億1,100万円出ているわけね。そして、補助金として上がってくるわけだ。その下の方は、これは全て市からの補助金ということで理解していいわけね、2億7,300万円はね。

その下の運輸事業振興助成補助金400万円、これはもちろん国からくるわけだろう。そして、車両減価償却費等補助金も地域創生人材育成事業補助金も全て国からくるという話でいいのかな。

【小畑管理部長】 先ほどの運輸事業振興助成補助金につきましては、県からの補助となっております。

車両減価償却費等補助金につきましては、国、県が2分の1ずつの負担でございます。

地域創生人材育成事業補助金につきましては、県が国から補助をいただきまして、県から補助をいただく形になっています。

【田中委員】 運輸事業振興助成補助金を県が出しているの、400万円。大体これはバス協会かに入ってきて、それから入ってくるというシステムだったと思ったけれども、昔は協会に入って、協会が配分していたんだ。これが県から入るとはどういうことかな。

【小川営業部長】 この運輸事業振興助成補助金でございますが、これにつきましては委員ご指

摘のとおり、昔の軽油引取税の関係におきまして、国の方から県の方に一定の措置がなされております。その部分につきましては、民間バス事業者が活用する部分についてはバス協会に直接いきまして、私どもとか、現在あります佐世保市交通局、この2社の分については県から直接交付を受けるという格好になっているという状況でございます。

【田中委員】 だから、国から県にきて、県からバス事業者にいけば県からきたと言わないんだよ、我々は。国からきたと言ふんだよ。真水の話をしているので、システムの話をしているわけじゃない。

要は、県から幾ら入っているの、純粹に県からは。国から県にきて、県からまた入るんですよという話ではなくして、純粹な県の単独事業、単独予算というのはどのくらい入っているんですかという話です。

【里脇分科会長】 しばらく休憩いたします。

午前 11時34分 休憩

午後 11時34分 再開

【里脇分科会長】 再開いたします。

【小畑管理部長】 純粹な県からの補助金でございますけれども、先ほど申し上げましたバス運行対策費補助金のうちの1億1,100万円ほどと車両減価償却費等補助金3,200万円のうちの2分の1、1,600万円、こちらを合わせたものが県からの純粹な補助金となっております。

【田中委員】 要は、基本的な話を私はしたかったんだけど、基本的に黒字ならば何も言わない。県営バスが赤字ならやめてもらおう。生活路線、生活路線とあなたたちは言うけれども、我々は県営バスの生活路線に入っていない。県北は県営バスの生活路線に入っていないんだよ。

もっと入っていないところはいっぱいあるけどね。離島なんかも入っていないだろう。だから、厳しく言うかもわからんけれども、赤字にならないならどうぞと。しかし、赤字まで出して民業を圧迫する必要はない。赤字まで出してやる必要はない。

もう一つは、県営バスとの連結予算をあなたたちは出すべきだよ、県営バスとの連結予算を。決算の時には出るかもわからんけれども、県営バスに委譲してやっているところもあるわけだからね、株式会社だから。あれは県営バスの完全なる子会社でしょう。だから、システムの的にやっぱりもう少し整理しないと。日本の国で長崎県だけなのよ、県営バスを持っているのは。希少だから残せという話もあるけれども、税金をつぎ込んでまで、税金と私が言うのは県の税金をつぎ込む必要性まで感じないと言っているんだ。人口にすれば県民の半分を網羅しているかもわからん。しかし、地域で言うと、それこそ微々たるものだよ。離島、県北、西彼も多分行っていないと思うけどな。そこら辺の基本的なものでもう少し、赤字が出ても一般会計からちゃんと補填できるんですよというようなシステムにはなっていないわけだから。あなたたちはすぐ交付税、交付税と言うけれども、この下の一般会計からの繰入金で2億2,100万円予算を組んでいるけれども、それは100%交付税措置なんだね。100%交付税措置なんだね。

交付税の基準財政需要額の対象になるというなら話はわかるよ。基準財政需要額の対象になりますよと言うならわかる、一般会計からの繰り入れなら。ただ、全部100%交付税で丸々見てくれるんですよと言うならば、これはそうなのだったら、もう少し徹底して調べなきゃいかんと思うんですよ。そういうシステムにはな

っていない。基準財政需要額の対象にはなる。それはもう三千何百億円の中に少し入っているけれども、丸々これがそのまま根拠として、交付税措置、交付税措置とあなたたちは簡単に言うけれども、一般の交付税措置と内容がちょっと違うんだよ、ここの県営バスに出ている金は。だから、そこら辺でもうちょっと赤字にならないように頑張ってもらわなきゃ。赤字にならないければ、私は何も言わない。

昔は相当単純な赤字だったから厳しかったけれども、今は少しよくなったと聞いているものだから、一般会計からの繰り入れも単純なものは、県単的なものはなくなったという話だったけれども、そこら辺はもうちょっと緊張感を持って経営してもらわなければ。時間の関係で終わるけれども、皆さん方も県営バスの関係の説明もすべきだよ、予算の時に。もう一つの予算で30年が出ているけれども、結局、最初の予定とは違うんでしょう。こうやってちゃんと利益出ていますよと言ったら、いやいや、こういうことで赤字になりました、それで終わりだろう。そんなことじゃ困るよ。赤字になったらどうするの。それは負担しなきゃいかん。

だから、少し内容的なもうちょっと私も詳しく調べてからでないとと言えないけれどもね。基本的に赤字ならやめなさい。私たちはそれだけの必要性を認めない、県北には生活バス路線がないから。

例を挙げれば、佐世保市営バスがなくなって、西肥バスに全部佐世保、県北の方はなったよね。あのくらいの大決断、大英断を長崎県もすべきなんだよ。私たちは、市議会議員の時に、やるべし、やるべしと言ってきたけれども、やりきれなかった、議員としてはね。朝長市長がやったから、立派なものだと私は褒めているんだだけ

どね。税金を使ってまでやる事業じゃないんだ、民間があるんだから。民間がなければ別よ。民間があるんだから。だから、ぜひ心して、数字に関してはもうちょっと慎重に、クリアした物の言い方をしなきゃ。終わります。

【里脇分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案に対する質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第16号議案及び第71号議案は、原案のとおりそれぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【里脇委員長】次に、委員会による審査を行います。

交通局は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行います。

まず、交通局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【太田交通局長】「環境生活委員会関係議案説明資料」の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項につきましてご説明いたします。

「今後の収支見通しと中期経営計画の一部見直しについて」は先ほどご説明をいたしておりますので省略をいたしますが、お手元に今後の収支見通しの見直しということでA3判の資料を配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

営業・広報活動につきましては、バスに親しみを持ってもらい、利用促進につなげるため、継続的に取り組んでおります。

平成元年4月から運行を開始した長崎と熊本を結ぶ県外高速バス「りんどう号」は、交通局が運行する県外高速バスの中で最も歴史があり、本年4月で運行開始30周年を迎えることになりました。お客様への感謝の気持ちと、今後も末永くご乗車いただけることを祈念して、高速バス型の「青バス走るぬいぐるみ」を5,000個製作し、一般販売いたします。

また、去る2月9日、県外高速バスの利用促進を目的として「りんどう号」の共同運行会社である九州産交バスのマスコット「産太くん」の誕生を記念するイベント「産太くんの誕生祭」に交通局のマスコットキャラクター「ポポル」とともに初めて出展し、長崎ランタンフェスティバルや観光スポットの紹介、県外高速バスのPR活動を実施しております。

創立記念の取組について。

交通局では、3月24日を創立記念の日として、日頃より県営バスをご利用いただいているお客様への感謝の気持ちを表し、これからも広く県民に愛され、親しんでいただけるよう、毎年創立記念行事を行っております。

来る3月22日に、創立記念式に併せて、優良職員及び無事故運転士に対する表彰を行うとともに、バスガイドが、諫早市の特別養護老人ホーム天恵荘を訪問し、施設内会場をバス車内に

見立て、観光地の見どころをゲームやクイズを交えながら観光案内を行うバーチャルバス旅行を実施し、入所者の皆様に楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

県労働委員会への申立て事案の解決について。

平成28年9月に申立てがなされ、県労働委員会において審査中であった不当労働行為に係る救済の申立て事案について、昨年12月25日に申立人との間で和解が成立いたしました。

申立ての内容は、交通局の労働組合の一つである「長崎公共交通労働組合」及びその組合員3名から交通局を相手方として、貸切運転士選任等に関して不当な取り扱いを受けたとするもので、労働委員会規則第32条に基づく不当労働行為に係る救済について申立てがなされたものでございます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【小畑管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました交通局関係の資料についてご説明いたします。資料をご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、平成30年11月から平成31年1月までの実績は、資料1ページに記載のとおり、計5件となっております。

また、附属機関等会議結果報告につきまして、第26回長崎県営バス経営評価委員会の1件となっております。その内容につきましては資料4

ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【里脇委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【外間委員】今回の予算議案が通りましたので、通ったという前提のうえで、川崎委員や渡辺委員から質問があったことについて1点確認をさせていただきたいと思って質問をさせていただきたいと思います。

知事がいつも全庁的に言っている観光立県長崎を目指して、さまざまな仕掛けをもって観光収益を上げることに全力を挙げている中に、ある意味交通局の事業というのは、一定観光産業が伸びていけば、当然伸びていかなければいけないバロメーターの指標にならなければいけないと、私はそう思っているんですね。だから、クルーズ船がどんどん来れば、貸切バスがどんどん増えて、そして事業収益が上がって観光産業に大いに貢献できる交通局というスタンスになってもらいたいといつも思っているんですけども、内部の内容を見ると、常に赤字を抱えて苦しんでおられるということ。それはどこに原因があるのかということを感じながら、委員がいろんな質問をされることに対する答弁を聞いておった中で、大型船のクルーズが減少した

ので収益が8,000万円ほど減ったんだということをおっしゃっているのを聞いていて、果たしてどうなのかなということも感じましたし、それから、入港数を先ほど確認したら、187隻入ってきたと貸切部長がおっしゃいました。乗船台数は大幅に720台減っているけれども、乗船者数は大型化してきているので賄えるようなお話がありました。しかし、減ってはきているけれども、もともとなかった頃を思えば、交通局のバスの台数がどういうふうに推移をしているのかを確認すればもう少しわかることなんです。乗合バス、貸切バス、あるいは高速のリムジンのような高級車両を含めて405台あるバスの種別をお知らせいただけますか。

【里脇委員長】 しばらく休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 11時50分 再開

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

【小川営業部長】 車両の状況でございますが、基本的に今、県外高速で使っております車両というのが18台ございます。それと大型のノンステップ、リムジンタイプの車両が54台ございます。それと貸切等々で使っている車両というのが大型の分で45台ございます。それ以外の部分につきましては、いわゆる赤バスタイプと言われるもので大型、中型、もしくは市内の片瀬線や三原団地等の狭隘な道路を走っております小型タイプという車両で構成をしている状況でございます。

【外間委員】 ありがとうございます。

それでは、クルーズ船に対応するバスだけで考えていきたいと思います。クルーズ船に対応することになると、高速、あるいは大型、貸切バスでやりくりをされていると、まず理解し

ていいんですね。

【小川営業部長】 クルーズ船につきましてはリムジンタイプとか、県外高速タイプの車両は使えない、あくまで乗合事業としての車両でございますので、クルーズ船対応で松が枝港とか、そういうところでお客様の対応をさせていただく車両は、あくまでも貸切車両じゃないと使えないという形になります。

【外間委員】 例えば、大型クルーズ船が来た、バスが100台必要だと。それに50人ずつ乗って、5,000人が一斉に長崎県内のいろんな観光地のコースを巡っていかれる際に、そのバスは乗合バスのようなルールでそのバスを使われるということなんです。

【小川営業部長】 あくまで一般路線としてご利用いただく分には可能、いわゆるリムジンタイプとか、例えば佐世保まで行くのに佐世保線をお使いいただくというのは可能なんです。松が枝港でお迎えをして、各観光地等々を回って、また松が枝港の方まで送ってくるという形のコースになりますと、そういうものはあくまで貸切車両じゃないと対応できないと。ほかの車両による対応は難しいという状況でございます。

【外間委員】 わかりました。バスが足りなくて、佐賀県など県外から大型バスがどんどん、どんどん応援に来てくれて、何とかそういったクルーズ船のお客さんをいろんな地域へ運んだりすることの対応を、民間も協力してやってもらっているということなんです。そこで長崎県内における交通局も含めた、長崎バスや西肥バスといった民間のバス、あるいは民間の観光バス、貸切バス、たくさんあるかと思うんですけども、本県のそういったバスが足りずにクルーズ船対応のために県外から応援をしてもらっているというのが今の状況なんです。

【濱口貸切部長】クルーズのバスに件でございますけれども、まず、クルーズが入ってくる時に、バスが何台要るかというのは、バス会社というよりも、ランドオペレーターの方がバスの手配をします。その時に県内のバス会社を中心に手配するというにはなるんですが、ただ、先ほど私もお答弁させていただきましたが、いろいろ手数料の関係とかもあって、県内のバスの事業者だけじゃなくて県外のバス事業者もランドオペレーターが手配する。その手配した結果、長崎港に県内・県外のバスが配車されるという状況でございます。

【外間委員】バスを維持するために必要なリスクというのがあってのことですから、一概に新車を導入して対応できない。いつもいつも5月、11月のように、しょっちゅうバスが必要な、需要があふれるような月でない端境期もきっとあられるでしょうから、そうなった時によく民間で考えるのが、必要な時にはバスだけレンタル方式で貸すことによって、一定リスクを背負わずに利益だけが入るような貸付事業とか、あるいは借り受けたりすることで対応するとか、そう大きなリスクを背負わずにバスの運用収益をうまく回すということは、私は民間では可能だと思っているんですね。だから、民間で可能なことは、極力この大型クルーズ船という一つの観光産業というのは、長崎県で生まれた事業でありますから、できれば長崎県でその利益を共有しなければいけないのが、見るからに佐賀県からどんどん来れば、地元のバスがたくさん余っているのになぜよそから来るんだろうかなということについては、今のランドオペレーターの考え方もあってのことでしょうけれども、我々が見る限りにおいては、県内の仕事は県内でしっかりとやっていかなければいけないので

はないかという考え方から、そういったバスの貸付事業とか、借受事業というものをうまく、先ほども田中委員からも話があったように、国からのいろんな規制もあるうけれども、せっかく本県が観光立県を目指していくとするならば、こういった交通局における利益型の事業をもっと伸ばす意味では、そういったこともいろいろと貸し付け事業のご提案とか、法的な規制撤廃を行うことによって積極的に、言葉は悪いですけども、民間感覚で利益を取りにいくということですね。せっかくこうして外国からのお客さんがたくさん来て、せっかくのそういった収益事業が、何かさらっと機械的に、法的に流されるようなことであっては本来の観光産業を目指すことは難しいのではないかということから、ぜひそういったものについて検討することはできないものか、交通局長いかがでございましょうか。

【太田交通局長】まず、クルーズ船の状況につきましてご理解いただきたいのは、今、非常に交通局の受注が減っているという部分については、中国系のクルーズについて状況が非常に変わってきております。欧米系のクルーズについては、大手のエージェントを通して正規のルートで受注をいただいているという状況がございまして、中国から来られるクルーズについては県内の観光地巡りではなくて、免税店であるとか、そういうところに、今はまだそういう状況がございまして、県の観光部門についてもそれを少し、観光ルートを巡るような形にできないかということで検討を今していると聞いております。

経費の面で貸切部門の経費を弾力的にやっていく部分については、いろんな形で県営バスとしても取り組んでおりますので、民間でそうい

うことができおれば、ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、そういう事例があればぜひとも調査等を行っていきたくと思っております。

【外間委員】時間もまいりましたので、ぜひともこういった長崎県が訴える観光立県長崎ということの一番の牽引役になるのは、そういう意味では大型クルーズ船について交通局の果たす牽引役は非常に大きいものと考えておりますので、ぜひともそういったことについては積極的に耳を傾けて、よくよく情報を入れて積極的な営業活動等を行っていただくことをお願いして終わりたいと思っております。

【里脇委員長】質疑を続行することとして、しばらく休憩します。

午後 零時 0分 休憩

午後 零時 1分 再開

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

【川崎委員】今年度の収支につきましては先ほど説明がありました。2億円から3億円程度の赤字が見込まれますというご説明でしたが、ちょっと振り幅が大きいなと思っております。もう今年度もあと3週間程度という中において、より詰まった数字が見えているはずですが、実態はいかがでしょうか。

【小畑管理部長】今年度の見込みでございますけれども、補正予算の中でも大きく補正をさせていただいておりますが、具体的に申し上げますと、収入については、先ほどからお話しておりますが、貸切収入の減が1億8,000万円ほど見込まれ、全体として収入が2億円を超えるような補正減といたしております。

一方、費用につきましては、人件費につきましては一定減ということで進んでおりますが、

従来からご説明しているとおり、軽油価格の高騰で9,000万円ほど経費が増えていると。また、減価償却費も従来の車両更新ですとか、機器整備等で一定増となっておりますので、全体経費が9,300万円といった増額補正を今回させていただいております。

結果として、今の見込みでございますけれども、大体2億9,800万円、3億円を切るぐらいの赤字が見込まれるという状況で、今回、2月補正を上げさせていただいている状況でございます。

【川崎委員】大変厳しい状況が、もう既に今年度これだけ見直しをしないといけないという状況がきている。じゃ、平成31年度、今予算を採決したばかりですが、本当に厳しい状況、現実を見られて、先ほどの貸切の努力等も頑張っていたいただきながら、死守をしていただきたいと思っております。

そういった中において、先ほどのクルーズにかかわる件ですが、貸切バス事業安全性評価認定、セーフティバスという制度があるということをお県の方から伺いました。これはこういった制度なのか。私の方には営業区域を問わないという説明を聞いているんですが、気になりますので説明していただきたいと思っております。

【濱口貸切部長】ご質問の件でございますけれども、貸切バスの安全性評価認定制度、これは日バス協が実施している制度でございます。もともと過去の大きなツアー事故を踏まえて立ち上がったものなんです。例えば運行管理、あるいは労働条件等々、いろんな項目を審査して、一定の水準であれば認定しましょうという制度でございます。それが3段階ございまして、まず、最初に申請して、認定になれば星マークが1つということになります。その2年後に、ま

たさらにもっと厳しく審査されて、それが認定されれば星が2つ、さらに2年後にもっと厳しく審査されて、それで認定になれば星が3個、そういう制度でございます。要は、いかに安全コストをしっかりとかけて、きちんと事故のないような体制がつくられているかということが審査されるものでございます。

先ほど、営業区域を問わないというお話でしたが、これは私が先ほど答弁させていただいた中で、訪日外国人の輸送に限り国の特例措置がございませうという話をさせていただいたと思ふんですが、これが安全評価認定制度で認定されておれば、国に一度営業区域外の申請をやれば、それは1年の自動更新になります。1回許可をもらえば、その後ずっと配車権が、例えば福岡のバス会社が申請して認可されれば、長崎県にも配車が可能になると、多分そのことだと思います。それで、星マークを取る事業者がどんどん、どんどん増えていっているという状況でございます。そうしたら、簡単に営業区域の拡大ができる、訪日外国人の輸送に限りということでございます。

【川崎委員】 そうすると、安全性を高めていって、それはもう経営努力だからすばらしいことですが、このことによる特典というか、そのことがクルーズ船、訪日外国人対応に限って営業区域を問わないと。今から長崎は需要を高めていこうという中において、こういう県外の事業者が星2つ、3つ取っていこうものなら、ますます厳しくなっていくますね。いい面と悪い面とが同居しているような感じがするんですが、これはどうなんですか。外的要因として厳しい状況に陥ったりしませんか。見通しとしてお尋ねします。

【濱口貸切部長】 安全性を高めるといのは、

企業イメージをよくするというので非常に大事なことだと思います。

もう一つ、安全性評価認定制度は、認定を受けましたら、今、貸切事業というのが5年に1回の更新制でございます。ですので、その更新の時に星マークを持っていけば簡単に更新ができるというものがございませう。もし、持たなければ代表者がしっかりと試験とか、そういったものを受けて、合格して初めて更新される、非常に厳しくなっておりますので、そういうこともあって星マークを取る事業者というのが増えているということでございます。

もう一つは、やっぱり消費者の方もより安全なバスを、これは間違いなく求めていると思っております。例えば大手の旅行エージェンツでも、手配するに当たっては星マークを持っている事業者じゃないと手配ができないとか、あるいは修学旅行であれば、安全性の評価認定を受けていますよというバス会社を利用しますと、そういった営業にも使われています。我々も逆に星マークを持っていますよと、安全性はきちんと保たれていますよということで営業活動を実施しているということで、私どもとしては、非常に厳しくはありながらも、逆に安全性をアピールできるという面ではプラスだと考えております。

【川崎委員】 ちなみに、交通局は星1つで、今後、もっと上をねらって、逆にクルーズをどこかで取りにいこうような、福岡が多いですけども、そういったことについても頑張っていこうという考え方でよろしいですか。

【濱口貸切部長】 実際に県外の申請をさせていただいて、もう取得をしております。許可はいただいております。ですから、要請があればいつでも県外に出られる。福岡は事業区域を持って

いますが、例えば大分港とかも来られていますので、そちらの方には申請をして認可をいただいて、いつでも要請があれば配車できるように形は整えております。

【川崎委員】最後に、これもたびたび要望させていただいているんですが、利用者へのサービスということで、ぜひ上屋、いすの設置、これについて非常にお声が多いんです。上屋は恐らく先ほどの運輸事業振興助成補助金を活用されていると思うんですが、いすが最近多いんですね。これを一体的に整備すれば、このいすにも充てていいということは企画振興部にも確認しましたので、ぜひそういったバス待ち環境を向上させていただくことを要望させていただきたいと思いますので、ご所見があれば。

【小川営業部長】長崎市内のバスの待合スペース等々につきましては、民間事業者の方とも意見交換を行いながら、どういう形で整備をしていくかという部分については常にやっているところでございまして、今年度10カ所程度共同標柱方式にさせていただきました。来年度も12カ所ほど予定してございます。

そういう中で、特に今、懸案で上がっておりますのが中央橋の川側、向こうのバス停、もしくは上屋等々について、今後どうやっていくかという部分について、そこを重点的に両方で協議をしながら、また市の方にもご相談をしながら進めていこうという格好で進めているところでございます。

今後、私どもだけでなく、市内の利用者の方々でお使いになる部分でございまして、関係事業者とも十分に調整を図りながら、一緒になって進めていきたいと考えております。

【里脇委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時11分 休憩

午後 零時11分 再開

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。お疲れさまでした。

午後 零時12分 休憩

午後 零時13分 再開

【里脇委員長】委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容・結果について、3月13日(水曜日)の予算決算委員会における環境生活分科会長報告及び3月15日(金曜日)の本会議における環境生活委員長報告の内容の協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 零時14分 休憩

午後 零時14分 再開

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

環境生活分科会長報告及び環境生活委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思っておりますので、しばらく休憩いたします。

午後 零時15分 休憩

午後 零時15分 再開

【里脇委員長】 再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【里脇委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

最後に、閉会にあたり、各部長に出席を求めていますので、理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 零時16分 休憩

午後 零時16分 再開

【里脇委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、今任期中の委員会は本日が最後となりますので、閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

昨年3月に委員長を仰せつかりまして、皆様方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

山本(由)副委員長はじめ委員の皆様方や理事者の皆様方のご協力を得ながら、委員長としての重責を果たすことができたのではないかと考えております。この場をおかりして、心から御

礼申し上げます。

さて、1年を振り返ってみますと、厳しい財政状況の中にもありながらも、社会基盤整備のため大型事業の推進、また、県民の安心・安全な暮らしをはじめ、県民生活に直結した事業などを審査する重要な委員会でありました。

委員の皆様には熱心なご議論を交わしていただくとともに、施策の取組方について、より効果的な提案もなされるなど、行政と議会が県民のため、長崎県の発展のためにという基本的な方向性のもとで、この委員会が進められたものと厚く感謝を申し上げます。

各部長様方におかれましては、各部局を統括していただいて、今後、さらに長崎県発展のために、どうか健康にご留意されてご活躍されますことを心からお祈りを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表して環境部長にご挨拶をお願いいたします。

【宮崎環境部長】 環境生活委員会の閉会にあたりまして、理事者を代表して一言ご挨拶申し上げます。

里脇委員長、山本(由)副委員長はじめ委員の皆様方には、委員会における審議はもちろん、県内外への現地調査など、環境生活全般にわたる重要課題につきまして終始熱心にご議論いただき、さまざまな観点から貴重な意見を賜りましたことを心からお礼を申し上げます。

機会あるごとに賜りましたご指導、ご提言につきましては、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

私も4部局におきましては、県民の皆様方の生活を守ること、これを最優先に、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」並びに各部局の個別

計画に基づきまして、さまざまな取組を行っております。

今後とも、本県の将来を見据えながら、県民の皆様の安全・安心で快適な暮らしにつながる取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも環境生活分野における県政の推進に対しまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

【里脇委員長】 ありがとうございました。

これをもちまして、環境生活委員会及び予算決算委員会環境生活分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 零時19分 閉会

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成31年3月15日

環境生活委員会委員長 里脇 清隆

議長 溝口 芙美雄 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 17 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 35 号 議 案	長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例	原案可決
第 36 号 議 案	雲仙公園使用条例の一部を改正する条例	原案可決
第 37 号 議 案	長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 38 号 議 案	長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 39 号 議 案	長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 40 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 53 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 54 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決

計 9 件（原案可決 9 件）

委員長（分科会長）

里 脇 清 隆

副委員長（副会長）

山 本 由 夫

署 名 委 員

徳 永 達 也

署 名 委 員

川 崎 祥 司

書 記 佐 原 昌 子

書 記 入 江 恵 介

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料
(経済対策補正 先議分)

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第72号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分

第74号議案 平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）

の2件であります。

今回の補正予算は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

はじめに、第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	101万6千円の増
国庫支出金	434万8千円の増
計	536万4千円の増

歳出予算については、

環境保全費	869万7千円の増
計	869万7千円の増

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（西海国立公園リニューアル整備事業について）

西海国立公園の適正な利用を推進するため、五島市の大瀬崎園地について、国の補

正予算を活用し、老朽化が進んでいる施設の再整備を行うための経費として、

869万7千円

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な工期が確保できないことから、

自然公園施設整備費

869万7千円の増

について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第74号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）」
についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	8,050万	円の増
国庫支出金	2億8,700万	円の増
県債	8,050万	円の増
計	4億4,800万	円の増

歳出予算については、

流域下水道費	4億4,800万	円の増
計	4億4,800万	円の増

を計上いたしております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

(大村湾南部流域下水道建設費)

大村湾南部流域下水道における防災・減災対策として、国の補正予算を活用して大村湾南部浄化センター処理場及び幹線管渠の耐震化等を実施するための経費として、

4億4,800万 円

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な工期が確保できないことから、

大村湾南部流域下水道建設費

4億4,800万 円の増

について、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成 3 1 年 2 月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料
(経済対策補正)

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第72号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等に伴う国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、

分担金及び負担金	2億4,294万2千円の増
国庫支出金	60億4,886万4千円の増
諸収入	514万円増
合計	62億9,694万6千円の増

となっております。

歳出予算は、

道路橋りょう費	68億6,256万8千円の増
河川海岸費	28億6,865万7千円の増
港湾空港費	19億5,100万5千円の増
合計	116億8,223万円増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

949億 613万2千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(道路新設改良費)

公共事業 21億6,090万 円の増

(道路災害防除費)

公共事業 20億1,328万6千円の増

(港湾改修費)

公共事業 18億3,225万 円の増

(総合流域防災費)

公共事業 6億9,450万 円の増

(通常砂防費)

公共事業 4億9,550万 円の増

(火山砂防費)

公共事業 1億6,800万 円の増

(地すべり対策費)

公共事業 3億9,565万 円の増

(急傾斜地崩壊対策費)

公共事業 5億5,965万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回の補正予算について、年度内に適切な事業期間が確保できないことから、

道路橋りょう費 65億4,818万8千円

河川海岸費 28億4,599万 円

港 湾 空 港 費	19億5,100万5千円
合 計	113億4,518万3千円

について、繰越明許費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

国の公共事業の発注平準化措置としての国庫債務負担行為(いわゆるゼロ国債)に伴い、本年度契約を行うため、

道路新設改良費	5億	円
---------	----	---

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第 1 号議案 平成 31 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分
- 第 8 号議案 平成 31 年度長崎県用地特別会計予算
- 第 11 号議案 平成 31 年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
- 第 15 号議案 平成 31 年度長崎県港湾整備事業会計予算のうち関係部分
- 第 57 号議案 平成 30 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）のうち関係部分
- 第 63 号議案 平成 30 年度長崎県用地特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 66 号議案 平成 30 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 70 号議案 平成 30 年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第 3 号）のうち関係部分
であります。

はじめに、土木部所管の平成 31 年度当初予算関係についてご説明いたします。

土木部では、本県の長年の課題である「県民所得の向上」、「人口減少の抑制」、「地域活力活性化」を図るために、人や産業・地域を支える社会資本の整備促進を行い、広域交通ネットワークの整備を加速させるとともに、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に沿って必要な予算を確保するとともに、県単独事業においても、緊急自然災害防止対策事業を積極的に実施することにより防災・減災対策に集中的に取り組んでまいります。

また、財政が厳しい中で、コスト縮減に努めながら、計画的かつ迅速な事業の推進を行い、地域の個性に合わせた地域づくりを下支えする社会資本の整備を重点的に進めてまいります。

土木部関係の平成 31 年度当初予算総額は、

一般会計	1,005億	416万5千円
特別会計	53億7,108万1千円	
企業会計	23億1,251万1千円	
合計	1,081億8,775万7千円	

となっております。

このうち、公共事業費は、737億 600万7千円で対前年度当初予算比101.4%、単独事業費は、100億2,905万4千円で対前年度当初予算比125.5%となっております。

まず、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

歳入予算では、

分担金及び負担金	39億7,154万2千円
使用料及び手数料	48億9,751万6千円
国庫支出金	299億5,267万8千円
財産収入	10億1,025万7千円
寄附金	5,000万円
繰入金	6億7,185万9千円
諸収入	52億3,128万2千円
合計	457億8,513万4千円

となっております。

また、歳出予算では、

企画費	187億7,268万4千円
土木管理費	20億4,236万円
道路橋りょう費	340億9,305万7千円

河川海岸費	179億1,694万8千円
港湾空港費	89億2,781万4千円
都市計画費	132億474万8千円
住宅費	31億1,655万4千円
公共土木施設災害復旧費	24億3,000万円
合計	1,005億416万5千円

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

都市計画関係では、都市内の交通混雑解消のための幹線街路網の整備及び地域に密着した都市公園の整備など、魅力と活力にあふれる地域づくりを推進することとし、

(重要幹線街路費)

長崎駅周辺連続立体交差事業ほかの街路事業等に要する経費として、

公共事業	111億5,225万4千円
------	---------------

(都市公園整備費)

県立総合運動公園ほかの県立都市公園整備事業に要する経費として、

公共事業	1億1,562万円
単独事業	5,969万8千円

また、道路関係では、広域的な交流を促進する高規格幹線道路・地域高規格道路を重点的に整備するほか、市街地における交通混雑の解消や魅力と活力ある地域づくりを図るための道路網の整備などを積極的に推進することとし、

(道路新設改良費)

一般県道諫早外環状線（諫早市）ほかの改良工事に要する経費として、

公共事業	148億9,870万円
------	-------------

(道路改良費)

主要地方道平戸田平線（平戸市）ほかの改良工事に要する経費として、

単独事業	27億2,417万8千円
------	--------------

(交通安全施設費)

一般国道251号（雲仙市）ほかの交通安全施設等の整備に要する経費として、

公共事業	21億9,938万8千円
------	--------------

単独事業	12億4,676万3千円
------	--------------

(道路災害防除費)

主要地方道上対馬豊玉線（対馬市）ほかの道路災害防除事業に要する経費として、

公共事業	14億4,917万2千円
------	--------------

単独事業	9億 345万9千円
------	------------

また、港湾・空港関係では、全国一のしまを有する本県において、地域振興の要であり、生活と産業振興の基盤となる港湾、空港を整備し、安定的な海上・航空輸送活動の確保と効率的交通体系の形成を図ることとし、

(港湾改修費)

長崎港ほかの防波堤、岸壁、道路等の整備に要する経費として、

公共事業	53億6,175万2千円
------	--------------

単独事業	2億1,319万2千円
------	-------------

(港湾区域海岸保全費)

長崎港ほかの港湾区域内の護岸等の海岸保全施設の整備に要する経費として、

公共事業	4億2,221万1千円
------	-------------

(空港整備費)

対馬空港の空港施設の整備に要する経費として、

公共事業	3億2,418万7千円
------	-------------

(空港管理費)

福江空港ほかの空港施設の維持管理に要する経費として、

単独事業	3億 589万8千円
------	------------

また、河川・砂防・ダム関係では、本県が、傾斜が急でけわしい地形や離島・半島を多く有し、台風や集中豪雨による災害や一旦少雨となれば漏水が発生しやすい県土構造であることから、県民の安全・安心な生活を確保するため、防災対策や水資源対策を推進することとし、

(広域河川改修費)

佐世保市早岐川ほかの改修に要する経費として、

公共事業	7億9,082万9千円
------	-------------

(総合流域防災費)

大村市郡川ほかの改修などに要する経費として、

公共事業	18億3,012万6千円
------	--------------

(河川総合開発費)

川棚町石木ダムほかの建設に要する経費として、

公共事業	21億2,666万7千円
------	--------------

(火山砂防費)

長崎市大坂川(二)ほかの砂防施設の整備に要する経費として、

公共事業	8億9,877万1千円
------	-------------

(地すべり対策費)

松浦市里地区ほかの地すべり防止施設の整備に要する経費として、

公共事業	13億2,895万5千円
------	--------------

(急傾斜地崩壊対策費)

長崎市滑石3丁目(4)地区ほかの急傾斜地崩壊防止施設の整備に要する経費として、

公共事業

17億3,686万4千円

また、建築関係では、建築物に使用されている飛散性アスベスト除去等の対策を推進することにより県民の健康被害の低減を図るとともに、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震化を促進することとし、

(アスベスト改修事業費)

民間建築物のアスベスト対策に要する経費として、

単独事業

412万1千円

(大規模建築物耐震化支援事業費)

多くの県民が利用する大規模民間建築物の耐震化対策に要する経費として、

単独事業

5,179万9千円

また、住宅関係では、多様化する県営住宅へのニーズに対し低廉で快適な住宅の供給を推進するとともに、市街地再開発による既成市街地の都市機能の更新などを通じて生活環境の総合的な整備を推進することとし、

(公営住宅建設費)

公営住宅の建替及び改修改善等に要する経費として、

公共事業

14億 360万7千円

(県営住宅維持管理費)

県営住宅の維持管理に要する経費として、

単独事業

13億4,199万5千円

(市街地再開発費)

長崎市ほかの中心市街地活性化のため、再開発事業に要する経費として、

単独事業

1億4,227万9千円

このほか、主なものとしまして、

(新幹線事業費)

九州新幹線西九州ルート建設に要する経費の県負担金として、

公共事業 187億2,476万3千円

(美しい景観まちづくり推進事業費)

景観まちづくり教育等の実施に要する経費として、

単独事業 176万9千円

(移住者向け住宅確保加速化支援事業費)

移住者のニーズに応じた住まいを提供するため、賃貸住宅の少ない離島・半島部において空き家活用団体への補助の実施に要する経費として、

単独事業 1,000万 円

などを計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

1 県有施設等の管理について、年度を越えて一括契約を締結するため、

土木行政県有施設等管理業務 14億7,745万6千円

2 事務機器等のリース及び保守等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

土木行政機器等保守業務 5億4,532万5千円

土木行政事務機器賃借等 1億6,026万5千円

3 建設資材価格・労務費調査について、年度開始前に契約手続きを行うため、

建設資材価格・労務費調査業務委託 9,700万 円

4 JR長崎本線連続立体交差事業について、年度を越えて一括契約を締結するため、

緊急地方道路整備費 1,500万 円

地方特定道路整備事業 150万 円

5 道路改良工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、

道路新設改良費	229億1,100万	円
道路改良費	9億5,700万	円
重要幹線街路費	65億4,000万	円
6 道路維持補修及び橋梁補修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
交通安全施設費	25億3,000万	円
道路災害防除費	2億5,000万	円
道路維持補修費	8億7,000万	円
橋りょう補修費	27億8,840万	円
7 港湾及び海岸事業等について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
港湾改修費	12億4,259万2千円	
海岸保全費（本土）	4,318万4千円	
計画調査費	1,731万4千円	
空港管理費	1億5,660万	円
8 河川改修工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
広域河川改修費	4億	円
総合流域防災費	24億9,000万	円
河川維持修繕費	330万	円
河川自然災害防止事業費	3,000万	円
堰堤改良事業費	5億	円
河川総合開発費	1億1,200万	円
水源地域ダム対策費	200万	円
9 砂防工事及び地すべり対策工事等について、年度を越えて一括契約を締結するため、		
通常砂防費	33億2,000万	円
火山砂防費	30億7,000万	円
情報基盤緊急整備費	6億	円

- | | | |
|--|-----------|---|
| 地すべり対策費 | 14億7,000万 | 円 |
| 急傾斜地崩壊対策費 | 12億7,000万 | 円 |
| 10 砂防基礎調査について、年度を越えて一括契約を締結するため、 | | |
| 砂防基礎調査費 | 23億3,400万 | 円 |
| 11 長与町高田南地区土地区画整理について、年度を越えて一括契約を締結するため、 | | |
| 高田南都市改造事業 | 55億8,000万 | 円 |
| 12 住宅管理システムサーバについて、年度を越えて一括契約を締結するため、 | | |
| 県営住宅維持管理費 | 479万8千円 | |
| 13 県営住宅の管理運営負担金について、消費税率引上げにより追加をするため、 | | |
| 県営住宅等管理運営負担金 | 1,422万1千円 | |
- の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、第8号議案「平成31年度長崎県用地特別会計予算」についてご説明いたします。

当初予算の総額は、

歳入、歳出それぞれ	30億3,740万	円
-----------	-----------	---

となっており、

(公共用地購入費)

本明川ダム建設及び国道497号松浦佐々道路の公共用地先行取得に要する経費として、

	30億3,740万	円
--	-----------	---

を計上いたしております。

次に、第11号議案「平成31年度長崎県港湾施設整備特別会計予算」についてご説明いたします。

当初予算の総額は、

歳入、歳出それぞれ	23億3,368万1千円
-----------	--------------

となっており、

(港湾施設整備費)

長崎港ほかの港湾機能施設整備事業に要する経費として、

5億4,190万 円

(元利償還金)

用地造成事業の資金として借り入れた県債の元利償還金として、

16億2,801万4千円

などを計上いたしております。

また、債務負担行為として、平成32年4月1日から履行開始が必要な業務について、平成31年度に入札・契約事務等を行うため、

土木行政県有施設等管理業務 8,018万1千円

土木行政機器等保守業務 88万 円

土木行政事務機器賃借等 35万 円

を計上いたしております。

次に、第15号議案「平成31年度長崎県港湾整備事業会計予算」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、野積場の使用料、平成31年度に土地売却が見込まれる土地売却収益等として、

12億8,506万3千円

収益的支出では、完成土地の維持管理経費、土地売却収益に伴う土地売却原価等として、

22億2,701万1千円

を計上いたしております。

資本的支出では、福田神ノ島地区公園道路工事に係る土地造成事業費等として、

8,550万 円

を計上いたしております。

また、債務負担行為として、平成32年4月1日から履行開始が必要な業務について、平成31年度に入札・契約事務等を行うため、

企業会計所管道路における賠償責任保険 9万 円

を計上いたしております。

以上が、平成31年度当初予算関係部分であります。

次に、土木部所管の平成30年度補正予算関係についてご説明いたします。

今回の補正は、公共事業に対する国の内示に伴う調整等について補正しようとするものであります。

補正予算総額は、

一般会計	173億6,326万2千円の減
特別会計	39万3千円の増
企業会計	2億603万9千円の減
合計	175億6,890万8千円の減

となっております。

まず、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算(第5号)」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

歳入予算では、

分担金及び負担金	9,093万4千円の減
使用料及び手数料	1億359万3千円の増
国庫支出金	45億5,814万5千円の減
財産収入	8,306万3千円の減
繰入金	1,576万4千円の減

諸 収 入	12億2,518万8千円の減
合 計	58億6,950万1千円の減

となっております。

また、歳出予算では、

企 画 費	85億8,735万3千円の減
土 木 管 理 費	3,360万1千円の減
道 路 橋 り よ う 費	48億9,729万5千円の減
河 川 海 岸 費	15億9,608万5千円の減
港 湾 空 港 費	4億6,942万 円の減
都 市 計 画 費	2,774万8千円の減
住 宅 費	1億9,288万2千円の減
公共土木施設災害復旧費	15億5,887万8千円の減
合 計	173億6,326万2千円の減

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

832億2,390万2千円

となります。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(新幹線事業費)

鉄道・運輸機構の通知に伴い、

公共事業 85億8,401万5千円の減

(道路災害防除費)

国の内示に伴い、

公共事業 7億 133万5千円の減
 (道路新設改良費)

国の内示に伴い、

公共事業 30億1,349万8千円の減
 (堰堤改良事業費)

国の内示に伴い、

公共事業 6億5,261万1千円の減
 (河川等災害復旧費)

事業費の変更に伴い、

公共事業 14億8,102万1千円の減

などを計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

JR長崎本線連続立体交差事業について、年度を越えて一括契約するため、

地方特定道路整備事業 500万 円

の債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回新たに、

企 画 費	97億	350万2千円
土 木 管 理 費	1億	926万3千円
河 川 海 岸 費	18億5,	726万8千円
港 湾 空 港 費	4,	513万 円
都 市 計 画 費	4,	320万 円
公共土木施設災害復旧費	1億4,	361万1千円

について、繰越明許費を設定するとともに、

道路橋りょう費	37億9,725万5千円
河川海岸費	10億1,482万5千円
港湾空港費	13億6,772万円
都市計画費	75億3,877万6千円
住宅費	444万8千円
公共土木施設災害復旧費	4,331万6千円
合 計	256億6,831万4千円

を増額しようとするものであります。

繰越の主な理由は、地元関係者との調整難航、用地補償交渉の難航等により、年度内完成が困難になったことによるものであります。

次に、第63号議案「平成30年度長崎県用地特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の変更等に伴い、

歳入、歳出それぞれ	39万3千円
-----------	--------

を増額いたしております。

また、移転先選定等に不測の日数を要し、年度内移転が困難になったため、

公共用地購入費	8億 140万 円
---------	-----------

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第66号議案「平成30年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。

工事に係る地元調整に不測の日数を要したこと等により、年度内完成が困難になったため、

港湾施設整備費

300万 円

について、繰越明許費を増額しようとするものであります。

次に、第70号議案「平成30年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）」のうち土木部関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、土地売却収益の減等に伴い、

2億7,444万9千円の減

収益的支出では、土地売却原価の減等に伴い、

2億 603万9千円の減

を計上いたしております。

なお、平成30年度予算については、県債、国庫支出金等になお未決定のものがあり、また、歳出についても年間執行額の確定等に伴い今後整理を要するものもありますので、これらの調整のため、3月末をもって平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成 3 1 年 2 月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料
(追 加 1)

土 木 部

【予算決算委員会環境生活分科会関係議案説明資料（土木部） 7頁7行目の次に、
次のように挿入する。】

（子育て応援住宅支援事業費）

安心して子どもを生き育てることができる住環境の整備のため、3世代同居・近居を開始する世帯や多子世帯等の中古住宅取得等を支援するために要する経費として、

公共事業	2,000万	円
------	--------	---

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

- 第17号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分
 - 第37号議案 長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例
 - 第38号議案 長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例
 - 第39号議案 長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 - 第40号議案 長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
 - 第53号議案 契約の締結について
 - 第54号議案 契約の締結の一部変更について
- であります。

はじめに、議案についてご説明いたします。

第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分については、人件費の見直し並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法及び同法施行令の公布、施行に伴い所要の改正をしようとするものであります。

次に、第37号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」については、物価変動及び消費税率の改定に伴い、占用料の額を改正しようとするものであります。

次に、第38号議案「長崎県営港湾ターミナルビル条例等の一部を改正する条例」については、消費税率の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第39号議案「長崎県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例」については、消費税率の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第40号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」について

は、人件費の見直し及び消費税率の改定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、第53号議案「契約の締結について」は、郡川河川改修事業に伴う大村線 松原・竹松間30km334m付近郡川橋りょう改良工事及び池田沖田線街路事業に伴う大村線 松原・竹松間30km480m付近福重橋りょう改良工事の請負契約を締結しようとするものであります。

次に、第54号議案「契約の締結の一部変更について」は、平成29年2月定例県議会で可決された主要地方道平戸田平線道路改良工事((仮称)春日トンネル)について、補助工法の変更等により、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

平成30年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定2件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、道路法面からの落石によるものが1件、腐食した柵によるものが1件であります。

各事故の相手方へ支払った賠償金は合計で359,670円であります。

(公共用地の取得状況について)

平成30年11月1日から平成31年1月31日までの土木部所管の公共用地の取得状況については、諫早市におけるダム建設事業ほか7件であります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(幹線道路の整備について)

県においては、交流人口の拡大や産業振興を支える規格の高い道路の整備を重点的に進めております。

このうち、九州横断自動車道の長崎多良見インターから長崎^{すすきづか}芒塚インター間の4車線化について、今年2月9日に新しい下り線が完成供用することとなりました。この4車線化により、本路線の安全性・走行性が向上するとともに、災害時の代替機能の強化が図られるなど、地域の発展に貢献する上で、さらに重要な役割を果たすと考えております。

引き続き、残る長崎芒塚インターから長崎インター間の早期完成が図られるよう、長崎市と協力し、全力で取り組んでまいります。

また、西九州自動車道については、昨年12月に伊万里松浦道路の松浦インターまでが開通したことにより、今後、松浦佐々道路へ予算がシフトされることが予想されることから、さらなる事業進捗が図られるよう、これまで以上に積極的に用地取得に取り組んでまいります。

一方、生活に密着した道路の整備についても計画的に進めておりますが、先日、平成30年度国土交通省関係補正予算においては、重要インフラの緊急点検結果を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が盛り込まれており、本県道路事業においても、約41億円が計上されたことから、安全・安心な道路の確保に向け、速やかな事業執行を図ってまいります。

今後も産業の振興や地域の活性化に資する幹線道路の整備に、引き続き積極的に取り組んでまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であります。近年、異常気象による自然災害が頻発し各地で甚大な被害が発生している中、地域の安全確保はもとより、佐世保市の安定的な水資源確保による県北地域の発展のためにもダムの早期完成は喫緊の課題であり、土地収用手続きを行うとともに、工事の進捗に努めております。

現在、進めている付替県道工事については、事業に反対する方々の妨害行為が依然として続いておりますが、現場の安全を確保しつつ進捗を図っており、去る1月に完了した工区に続き、新たな工区に着手するなど、切れ目なく、着実に工事を進めているところであります。

また、去る1月25日には、国に対して、水源地域対策特別措置法に基づく「水源地域の指定」の申し出を行い、今年度内にも国から指定を受ける見通しとなっております。

指定後に策定する「水源地域整備計画」においては、水源地域の振興策を実現するため、レクリエーション施設や自然を利用した公園など生活環境の整備に加え、道路整備など社会基盤整備の観点からも、計画を検討することとしております。なお、整備事業の実施にあたっては、国庫補助事業の優先採択や受益者である佐世保市による整備事業費の一部負担など、水源地域を抱える自治体におけるメリットもあります。

こうしたことを踏まえ、「水源地域整備計画」の決定に向けて、地元川棚町や佐世保市と協議を進めていくこととしております。

（九州新幹線西九州ルート建設推進について）

九州新幹線西九州ルートについては、諫早駅の新築工事が開始されるとともに、新大村駅（仮称）や長崎駅の工事も発注され、県内の各新幹線駅舎において建築工事が

進められる運びとなりました。

今後とも、さらなる事業進捗が図られるよう、関係機関、地元市町と連携を密にして取り組んでまいります。

(石井国土交通大臣の長崎県内視察について)

今月9日から10日にかけて、石井国土交通大臣が来県され、九州新幹線西九州ルートに関連した長崎駅及び周辺の整備や国道34号新日見トンネル、長崎港、厳原港などの現地視察が行われました。

石井大臣は、新日見トンネルでは工事の進捗状況や今後の工程等について、長崎駅では新幹線駅の整備事業やJR長崎本線連続立体交差事業の状況について、長崎港では松が枝埠頭の岸壁や旅客施設等のクルーズ船受入施設の状況について、厳原港では離島ターミナル整備事業の状況について、それぞれ視察されました。

その際、石井大臣からは、長崎港松が枝埠頭の2バース化について、「地域を挙げて計画しており、非常に強い取り組みと実感した。新規事業化について検討したい。」とのお話があり、また、事業中である新日見トンネルの4車線での開通時期が再来年の2020年度になるとの見通しが明らかにされたところであります。

(自転車活用推進計画の策定について)

平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、国においては、平成30年6月に自転車活用推進計画が閣議決定されております。

県においても、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、「長崎県自転車活用推進計画」の策定を進めているところであり、パブリックコメント等を行い、早期に取りまとめることとしております。

(平成31年度以降の海砂採取限度量について)

平成31年度以降5年間の海砂採取限度量については、幅広い見地から有識者等のご意見をいただくため設置した「長崎県海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言や県議会のご意見等を踏まえ、関係する部局で構成する庁内の検討会議において基本方針として取りまとめました。

各年度の採取限度量は、現在と同量の250万 m^3 といたしております。

また、主な採取区域である壱岐海域における採取限度量についても、現在と同様、各年度の採取限度量のうち、175万5千 m^3 を上限といたしております。

引き続き、骨材資源の確保、水産資源の保護及び自然環境の保全との調整を図りつつ、海砂の適正採取が行われるよう取り組んでまいります。

(長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について)

平成27年10月に策定した「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、県議会や外部有識者の方々のご意見をお聞きしながら、事業等の評価・検証を行っているところであります。

本年度は土木部においては、地方創生推進交付金を活用した取組内容を総合戦略に反映することとしております。

平成31年度に地方創生推進交付金を活用した「移住者向け住宅確保加速化支援事業」を実施する予定のため、具体的な取り組みを追加しております。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部）6頁18行目の次に、次のように挿入する。】

（長崎県住宅供給公社の経営状況について）

長崎県住宅供給公社は、平成17年3月に成立した特定調停の際に、金融機関への一括弁済資金として、県から57億円を借り入れておりましたが、今年度末をもって、約定どおり全額完済の見込みとなりました。決算においても、特定調停成立以降平成29年度末まで14期連続で経常利益を計上しており、経営再建は順調に進捗しております。

今後とも、諫早西部団地第2・第3工区のさらなる売却促進を図りながら、健全な経営が維持されるよう、県としても適切な指導を行ってまいります。

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 2)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部）5頁21行目の次に、次のように挿入する。】

（長崎県の道路整備に関するプログラムの策定について）

平成30年3月30日に道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が成立し、国費率のかさ上げ措置が平成30年度以降10年間継続されることとなりました。これを受け、今後10年間に、国、県、市が行う事業の一覧を示した長崎県の道路整備に関するプログラムを策定いたしました。このプログラムを基に、計画的な道路整備の推進に努めてまいります。

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 3)

土 木 部

【環境生活委員会関係議案説明資料（土木部）7頁10行目の次に、次のように挿入する。】

（平成31年度の組織改正について）

平成31年4月1日付けで組織改正を行うこととしておりますので、その概要についてご説明いたします。

九州新幹線西九州ルート of 用地取得を促進するために設置しておりました、「新幹線用地事務所」について、建設主体である独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの受託業務が完了することに伴いまして、平成31年3月末をもって同事務所を廃止することとしております。

今後とも新たな組織体制のもと、より効率的、効果的な県政運営の実現に努めてまいります。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 平成 3 1 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 1 2 号議案 平成 3 1 年度長崎県流域下水道特別会計予算

第 5 7 号議案 平成 3 0 年度長崎県一般会計補正予算（第 5 号）のうち関係部分

第 6 7 号議案 平成 3 0 年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第 3 号）

の 4 件であります。

はじめに、第 1 号議案「平成 3 1 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

環境部では、平成 3 1 年度において、「長崎県総合計画チャレンジ 2 0 2 0」の基本理念のもと、未来につながる環境にやさしい長崎県を目指して、「長崎県環境基本計画」に掲げる環境保全対策等に引き続き取り組むとともに、新たな施策の柱として、脱炭素ビジネスや滞在型観光の推進など、環境と経済の好循環につながる施策を展開してまいります。

歳入予算については、

分担金及び負担金	8 1 0 万 8 千円
使用料及び手数料	1, 7 7 5 万 3 千円
国庫支出金	1 8 億 7, 8 0 9 万 3 千円
財産収入	1 3 1 万 6 千円
寄附金	1 2 4 万 7 千円
繰入金	9, 1 4 7 万 2 千円
諸収入	1, 9 5 0 万 円
計	2 0 億 1, 7 4 8 万 9 千円

歳出予算については、

防 災 費	8, 9 8 4万 2千円
環 境 保 全 費	3 2 億 2, 3 5 9万 3千円
農 地 費	1 億 3, 0 1 7万 6千円
都 市 計 画 費	1 億 4, 9 9 9万 4千円
計	3 5 億 9, 3 6 0万 5千円

を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

(長崎発東アジアの環境技術発信事業について)

中国及び韓国との環境保全に関する行政・研究交流を通じて、東アジア地域に共通する課題の解決と人材育成を推進することを目的として、福建省生態環境庁との相互訪問研修や日韓海峡沿岸の8県市道の共同研究等を実施することとしており、これらに要する経費として、

5 4 7万 8千円

を計上いたしております。

(地球温暖化対策の推進について)

県民一体となった地球温暖化対策を進めるため、子供と一緒に家庭で取り組む省エネ活動の推進や事業者の省エネ改修への理解を深めるセミナー等の実施に加え、持続可能な低炭素社会づくりを推進するため、環境と経済成長の好循環を生み出す低炭素ビジネス振興に向けた実現可能性調査等を実施することとしており、これらに要する経費として、

3, 1 5 2万 9千円

を計上いたしております。

(環境保健研究の推進について)

環境保健研究センターにおいて、新たに「国際感染症対策としての技術交流モデルの構築」に取り組むほか、地域環境及び保健衛生に係る調査研究や技術開発等を実施することとしており、これらに要する経費として、

905万4千円

を計上いたしております。

(諫早湾干拓調整池の環境保全対策について)

諫早湾干拓調整池の水質改善対策や水辺空間づくりを推進するため、中央干陸地におけるヨシの利活用や環境学習の取組を継続して進めるほか、調整池での再生可能エネルギーの導入を推進することとしており、これらに要する経費として、

613万1千円

を計上いたしております。

(島原半島におけるバイオマスの利用について)

家畜ふん尿等を資源とした本県独自の再生可能エネルギー循環システムを構築するため、関係機関と連携し、バイオガス発電事業の取組を進めることとしており、これらに要する経費として、

992万8千円

を計上いたしております。

(大村湾の環境保全及び活性化について)

大村湾の水質改善を図るための調査や、沿岸市町、漁業者などと連携した浮遊ゴミ

除去などの取組を実施するとともに、大村湾沿岸での取組の情報発信や環境教育の強化などによる「みんなで取り組む賑わいのある里海づくり」を推進することとしており、これらに要する経費として、

931万5千円

を計上いたしております。

(環境の監視等について)

環境の維持と保全を図るため、公共用水域や大気等の常時監視や、発生源となる工場・事業場に対する立入検査や改善指導を行うとともに、島原半島における地下水汚染対策等を実施することとしております。

また、玄海原子力発電所周辺等における環境放射線モニタリングを継続して実施することとしており、これらに要する経費として、

1億6,929万8千円

を計上いたしております。

(水道の普及促進について)

水道の普及促進と安全で良質な水の安定供給のため、市町が実施する水道施設耐震化・老朽化対策への支援を行うとともに、水質管理の徹底を図ることとしており、これらに要する経費として、

9億5,637万1千円

を計上いたしております。

(汚水処理施設の整備について)

生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、市町が実施する浄化槽設置整備事業や農業集落排水事業に対する助成を行うとともに、引き続き市町と連携し汚水

処理に関する諸課題に対応することとしており、これらに要する経費として、

4億3,288万7千円

を計上いたしております。

(資源循環型社会の推進について)

廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、産業廃棄物税収の基金への積み立てやゴミゼロながさきの実現に向けた県民運動の展開を行うこととしております。

また、食品ロス削減対策として、飲食店連携キャンペーンの実施とともに、フードバンク活動ガイドラインの効果検証を行うこととしており、これらに要する経費として、

6,237万6千円

を計上いたしております。

(廃棄物対策の推進について)

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理施設への監視指導等や、優良な産業廃棄物処理業者育成のための講習会等を実施するとともに、PCB含有安定器の掘り起こし調査などを実施することとしております。

また、海岸漂着ごみ対策として、国の事業を活用し、市町の漂着ごみ回収処理事業への支援や離島市町との共催による釜山広域市等との交流などの発生抑制対策を行うこととしており、これらに要する経費として、

6億6,583万4千円

を計上いたしております。

(自然環境を活かした地域づくりの推進について)

県内の国立・国定公園等の豊かな自然観光資源を活用したインバウンド対策を促進

するため、トイレの洋式化による受入れ環境整備を実施するとともに、西海国立公園をはじめとした自然公園の快適な利用促進を図るため、施設のリニューアルや維持補修等を行うこととしており、これらに要する経費として、

1億4,073万2千円

を計上いたしております。

(野生生物の保全及び管理について)

希少な動植物等を保全するため、絶滅のおそれのあるツシマヤマネコの生息状況調査や普及啓発事業等を引き続き実施するほか、長崎県レッドリスト掲載種のモニタリング調査や、保護が必要な種や地域の指定を実施することとしており、これらに要する経費として、

3,931万8千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

環境放射線テレメータシステム保守・点検等に係る業務委託について、平成32年度当初から契約を締結する必要があり、平成31年度中に手続きを行うため、

8,000万 円

など15件を計上いたしております。

次に、第12号議案「平成31年度長崎県流域下水道特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金

5億7,368万5千円

国庫支出金	3億 350万 円
繰入金	8,665万 円
繰越金	1億1,889万7千円
県債	1億1,040万 円
計	11億9,313万2千円

歳出予算については、

流域下水道費	10億4,902万 円
公債費	1億4,411万2千円
計	11億9,313万2千円

を計上いたしております。

次に、予算の主な内容についてご説明いたします。

(大村湾南部流域下水道建設費)

大村湾南部流域下水道の高度処理化及び長寿命化計画に基づく施設の改築更新に要する経費として、

5億2,200万 円

を計上いたしております。

(大村湾南部流域下水道維持管理費)

大村湾南部浄化センターの運転や設備の点検・補修等の維持管理及び市負担金に係る剰余金の一部返還、企業会計移行に伴う会計システム構築等に要する経費として、

5億2,702万 円

を計上いたしております。

(元利償還金)

建設事業の資金として借り入れた県債の元利償還金として、

1億4,411万2千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

下水汚泥収集運搬及び処分業務委託等について、平成32年度当初から契約を締結する必要があり、平成31年度中に手続きを行うため、

4,663万5千円

など3件を計上いたしております。

以上をもちまして、平成31年度当初予算の説明を終わります。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	241万4千円の減
使用料及び手数料	63千円の増
国庫支出金	3億4,572万6千円の減
財産収入	12万7千円の減
寄附金	3万5千円の減
繰入金	1,244万8千円の減
計	3億6,068万7千円の減

歳出予算については、

防 災 費	2, 8 2 0万9千円の減
環 境 保 全 費	1 億 4, 7 4 6万2千円の減
農 地 費	1 億 6, 0 9 3万6千円の減
都 市 計 画 費	1 8 7万3千円の減
計	3 億 3, 8 4 8万 円 の減

を計上いたしております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

(放射能調査費について)

環境放射能水準調査に係るモニタリングポスト機器更新などに要する事業費が減額となったことに伴い、

8, 1 5 1万8千円の減

を計上いたしております。

(農業集落排水事業について)

農業集落排水事業を実施する市町に対する補助金について、事業費が減額となったことに伴い、

1 億 6, 0 9 3万6千円の減

を計上いたしております。

(海岸環境保全対策推進事業について)

県管理海岸における回収・処理事業委託費の入札執行残及び、海岸漂着物地域対策推進事業を実施する市町に対する補助金について、事業費が減額となったことに伴い、

2, 084万4千円の減

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

環境放射線テレメータシステム保守・点検等に係る業務委託について、平成30年度当初予算で既に議決をいただいておりますが、平成31年度に契約を締結するにあたり所要額に追加が生じたため、増額分1, 500万円を含めた債務負担行為額として、

7, 500万 円

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

事業を実施する市の水道施設整備事業において繰越が生じることや、対馬市の自然公園施設整備事業において繰越が生じることなどから、

生活基盤施設耐震化等交付金事業費 5, 635万7千円

自然公園施設整備費 302万8千円

について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第67号議案「平成30年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、大村湾南部流域下水道の高度処理化に係る事業実施計画の変更等に伴い補正を行おうとするものであります。

歳入予算については、

分担金及び負担金 1億1, 306万7千円の減

国庫支出金	2億7,250万	円の減
県債	8,950万	円の減
計	4億7,506万7千円	の減

歳出予算については、

流域下水道費	4億7,506万7千円	の減
計	4億7,506万7千円	の減

を計上いたしております。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

大村湾南部浄化センター薬品貯蔵室の機械・電気設備の製作・据付工事を実施するにあたり、危険物である薬品を取扱うことから消防との協議を行った結果、設備の材質、配管等の協議に不測の日数を要したことから、

大村湾南部流域下水道建設費	2億8,424万8千円
---------------	-------------

について、繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、平成30年度補正予算の説明を終わります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分につきまして、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度予算につきましては、本議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫支出金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成30年度予算の補正について、専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご

了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

環 境 部

環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第35号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」、

第36号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」の2件であります。

第35号議案「長崎県環境保健研究センター条例の一部を改正する条例」につきましては、長崎県環境保健研究センター関係手数料について、人件費の見直し及び消費税率の改定等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第36号議案「雲仙公園使用条例の一部を改正する条例」につきましては、雲仙公園内の県有地の土地使用料及び源泉使用料について、消費税率の改定に伴い所要の改正をしようとするものであります。

以上をもちまして、議案関係の説明を終わります。

次に、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(長崎県環境教育等行動計画の策定について)

今年度で終期を迎える「長崎県環境教育等行動計画」については、次期行動計画の策定を進めております。

策定にあたり、前定例議会において素案をお諮りした後、去る12月19日から本年1月18日にかけてパブリックコメントを実施するとともに、市町に対して意見照会し、いただいたご意見等を踏まえて計画案を取りまとめたところです。

今後、県議会等のご意見を伺いながら、今年度中に計画を策定するとともに、学校、家庭、地域、事業者、行政など県民総ぐるみで、身近な環境保全活動や環境教育等の

取組を推進してまいります。

(地球温暖化対策の推進について)

本県では、平成25年4月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民や事業者等と一体となって、温室効果ガスの排出抑制対策等に取り組んでおり、九州7県と経済団体等が、家庭での二酸化炭素排出削減を促進するため共同で行っている九州エコライフポイントの冬期の取組については、目標を上回る1,542世帯の参加申込をいただき、12月から2月までの3か月間、家庭における節電活動に取り組んでいただいたところであります。

また、去る12月12日から18日までの1週間、ながさき環境県民会議等の協力により実施した「県下一斉ノーマイカー&エコドライブウィーク」においては、昨年度を上回る37,997名の参加があり、約69トンの二酸化炭素の排出削減につながりました。

一方、県自らも事業者として二酸化炭素の排出削減を図るため、県庁エコオフィスプランに基づき、クールビズやウォームビズの実践をはじめとする節電活動等を推進しているところであり、その結果、平成29年度は、基準年度である平成25年度に比べ19.2%（CO₂換算で13,049トン）を削減できたところです。

今後も、県民、事業者、関係機関等と連携し、環境に配慮したライフスタイルや事業活動を推進し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(大村湾環境保全・活性化行動計画等の策定について)

今年度で終期を迎える「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」については、次期行動計画の策定を進めております。

策定にあたり、前定例議会において素案をお諮りした後、去る12月19日から本年1月18日にかけてパブリックコメントを実施するとともに、関係市町に対し意見

照会し、いただいた意見等を踏まえて計画案を取りまとめたところです。

今後、県議会のご意見を伺いながら、今年度中に計画を策定するとともに、“宝の海”大村湾づくりに向け、水質改善や地域に親しまれる環境保全などの取組を推進してまいります。

なお、「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」につきましては、九州農政局等関係機関と調整しながら次期計画の策定作業を進めており、来年度夏頃を目処に計画を策定することとしております。

(PM2.5の状況について)

大気汚染物質であるPM2.5（微小粒子状物質）については、今冬、中国や韓国で高い値が観測されたとの報道があり、本県への影響が懸念されております。

県内では18か所の測定局において、PM2.5等の常時監視を行っているところですが、2月上旬までに高い値は観測されておらず、外出や屋外での激しい運動を控えるなどの注意喚起は行っておりません。

なお、例年11月から5月にかけてPM2.5の濃度が高くなる傾向にあることから、引き続き、大気汚染物質の常時監視を行い、県民の皆様が安心できるよう、情報提供を行ってまいります。

(大村湾南部流域下水道事業について)

県で管理している大村湾南部流域下水道については、地震などで下水道管路施設が被災した場合に、早期に復旧対応ができるよう、昨年12月26日に「下水道管路施設に関する災害復旧支援協定」を公益社団法人日本下水道管路管理業協会と締結いたしました。

また、経営基盤の強化を図るため、総務省からの要請に基づき、地方公営企業法の適用に向けた準備を進めているところであり、これまでに、流域関連市である諫早市、

大村市や関係部局等との調整を行いながら、組織体制の確立、会計事務の検討、企業会計システムの構築等に取り組んでまいりました。

今後は、流域下水道事業設置条例の制定や関係規則の改正を行うなど、2020年4月からの法の適用を目指し、必要な作業を進めてまいります。

(PCB廃棄物の適正処理の推進について)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「長崎県PCB廃棄物処理計画」に基づき、処理期限までの適正処理を進めているところです。

このうち、本年3月31日が処理完了期限とされている高圧コンデンサ等に関し、前定例議会で処理が滞っていると報告しておりました事案につきましては、県から事業者へ指導・助言を継続して行った結果、本年1月上旬、事業者の責任において処分が終了いたしました。

一方、昨年12月、国からの報告により雲仙市内において確認された高濃度PCB含有高圧コンデンサ1台については、処理責任を有する事業者の破産が確定していたことから、PCB特別措置法に基づき、2月15日に北九州市の処分施設への搬出の行政代執行を実施したところです。

また、2022年3月31日が処理完了期限となっている高濃度PCB含有安定器等につきましては、昨年11月22日から12月28日までの期間において、使用又は保管の可能性のある県内の約13,000事業所に対して調査を行い、1月末時点で約3割にあたる4,210事業所から回答をいただいたところであり、引き続き、未回答事業所の再調査や保管・所有事業者に対する適正処理の指導等を行っていくこととしております。

県といたしましては、関係法令等に基づき、関係機関と連携しながら、PCB廃棄物の処理期限内における適正処理の推進を図ってまいります。

(産業廃棄物最終処分場における住民説明会の開催について)

大村市内の産業廃棄物最終処分場につきましては、水質基準を超過した浸透水の河川への流出や硫化水素等の有害ガスの発生など、生活環境保全上の支障が生じるおそれが認められたことから、平成24年から25年にかけて、行政代執行により支障の除去を行う対策工事を実施しました。

対策工事終了後5年となることから、これまでに県が実施した処分場周辺の水質・大気等のモニタリング結果や浸透水の処理状況等について、去る2月14日、地元選出県議会議員の皆様にご同席いただき、大村市内で住民説明会を開催しました。

当日は、地域住民の皆様から県の許認可や監視体制に対する意見、住民説明会の開催のあり方、大雨時の対応などの要望がなされました。今後とも、地域住民の皆様の安全・安心を図るため、最終処分場の適正な維持管理に向けた監視を行うとともに、その状況について、適宜、説明してまいります。

(生物多様性保全の推進について)

本県におきましては、特定外来生物であるツマアカスズメバチやセアカゴケグモなどの外来生物の侵入による生態系への影響が懸念されております。

今年度は、希少な野生生物に影響を及ぼすおそれのある外来生物について、専門家や市町を対象に県内の生息・生育の状況に関するアンケート調査を行い、その結果について専門家へのヒアリングにより確認を行ったところです。今後、得られた情報を整理したリストを作成し、市町及び関係機関と共有することにより外来生物侵入の早期発見等につなげてまいります。

また、絶滅のおそれがあり保護が必要な生物種については、専門家による希少野生動植物種指定等検討会を経て、指定案をとりまとめたところであり、今後、指定等の手続を進めていくこととしております。

今後とも市町及び関係機関等と連携し、本県の生物多様性の保全を推進してまいります。

(島原半島におけるインバウンド対策について)

県では、島原半島におけるインバウンド対策を促進するために、国立公園等を活用した島原半島満喫プロジェクトを中心として各種事業に取り組んでいるところです。

今年度は、雲仙の自然を活かした欧米人向けのトレッキングマップ等の作成に取り組んでおります。2月には雲仙地区のキーパーソンを対象に先進地での研修を行ったところであり、3月には先進地からアドバイザーを雲仙に招聘し、コンテンツ造成のための研修会を開催する予定です。

また、島原半島観光連盟と連携して実施した二次交通改善のための交通社会実験や外国人アドバイザーによるモニターツアー等の結果を地元観光協会等へも情報提供し、島原半島におけるインバウンド対策への活用を図っていくこととしております。

今後も引き続き、各関係機関と情報共有し、連携を図りながら島原半島が一体となったインバウンド対策を推進してまいります。

以上をもちまして、環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

県民生活部

県民生活部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1号議案 平成31年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第57号議案 平成30年度長崎県一般会計補正予算(第5号)のうち関係部分
の2件であります。

はじめに、第1号議案「平成31年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

県民の皆様が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するため、県民生活部としましては、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる10の基本戦略のうち、「互いに支えあい見守る社会をつくる」「生きがいを持って活躍できる社会をつくる」「快適で安全・安心な暮らしをつくる」の3つの戦略を中心に、県民、事業者、NPO及び市町等と連携し、協働による地域課題の解決、男女共同参画の推進、女性活躍の推進、人権が尊重される社会づくり、犯罪のない安全・安心なまちづくり、交通安全対策、食品の安全・安心の確保、消費者行政の充実・強化などの各種施策を積極的に推進してまいります。

歳入予算は、

使用料及び手数料	7万5千円
国庫支出金	5億7,483万6千円
財産収入	126万7千円
諸収入	3,605万5千円
計	6億1,223万3千円

歳出予算は、

統計調査費	4億4,894万6千円
生活対策費	7億 651万 円
環境保全費	6億6,319万6千円
計	18億1,865万2千円

を計上いたしております。

次に、歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

(県民協働の推進について)

地域住民主体によるコミュニティの維持・活性化を強化するため、地域の課題解決の担い手となり得るNPO等と地域運営組織とのマッチングの実施をはじめ、協働サポートデスクによる県とNPO等との専門コーディネーターを含めた意見交換会の実施や、自立・自走を目指すNPOのクラウドファンディングの取組を支援するほか、NPOや企業、行政などの多様な主体が一堂に会し交流する「つながるフェスタ」を開催し、協働の取組を推進することとしており、これらに要する経費として、

637万6千円

を計上いたしております。

(男女共同参画の推進について)

男女共同参画の推進につきましては、「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」に基づき、庁内各部局や、市町、関係団体、事業者の皆様と連携しながら取り組むこととしております。

家庭と社会生活の両立を促進するため、家事や子育てなどを夫婦がともに担うことを推奨する動画や自己診断ツール等を用いた意識啓発等により、男性の家事・育児等への参画を促進するなど、あらゆる分野において男女共同参画の推進に総合的に取り

組むほか、相談事業や地域における男女共同参画を推進することとしており、これらに要する経費として

2,326万3千円

を計上いたしております。

(女性の活躍推進について)

女性の採用・職域拡大や管理職登用など企業の自主的な取組を促進するため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行等の支援や、管理職登用のための女性人材育成支援により、企業における女性の活躍を推進するとともに、ウーマンズジョブほっとステーションにおいて就労支援を行うなど、女性の就業を支援していくこととしております。なお、女性の就労支援については、県内各地域の利用者の利便性の向上を図るため、新たにICTを活用した相談環境を整えることとしており、これらに要する経費として、

2,919万6千円

を計上いたしております。

(人権尊重社会づくりの推進について)

人権が尊重される社会の実現をめざして、「長崎県人権教育・啓発基本計画(第2次改訂版)」に基づき、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け県民の人権への理解を深めるため、各種講演会・研修会等の開催、指導者の育成及び県人権教育啓発センターを活用した人権に関する情報の提供や相談への対応などを行うこととしております。

また、性的少数者(LGBT)への正しい理解と認識を更に深めていただくための啓発ハンドブックを作成するとともに、人権・同和教育指導者の更なる資質向上と実践活動の促進を図るためのステップアップ講座を開催することとしており、これらに

要する経費として、

3,862万3千円

を計上いたしております。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、県民の防犯意識を高めるための広報啓発活動の実施のほか、それぞれの地域での連帯感の醸成や自主防犯活動の活性化を図るための犯罪のない安全・安心まちづくり宣言団体の募集、県と事業所との連携・協力による取組を推進する安全・安心まちづくりパートナーシップ事業等に取り組むこととしております。

また、「第3次長崎県犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者等支援に関する体制整備及び性暴力被害者の心身の負担軽減、健康回復、被害の潜在化防止を図るため、専門の相談・支援窓口による、被害者のニーズに応じた適切な支援を提供することとしており、これらに要する経費として、

1,307万2千円

を計上いたしております。

(交通安全対策の推進について)

交通安全に関する施策の推進につきましては、「第10次長崎県交通安全計画」に基づき、取組を進めておりますが、交通事故の防止を図るためには、県民一人ひとりが交通安全についての意識を高め、安全運転と安全行動に努めることが不可欠であります。

このため、県民総参加による季節ごとに行う交通安全運動や、交通安全教育・指導、普及啓発活動を実施するほか、交通事故死者数の約半数を占める高齢者の交通安全対策として、交通事故防止に資する先進安全技術等の普及啓発を推進するとともに、高

齡運転者及び高齢歩行者等の総合的な交通安全教育啓発を実施することとしており、これらに要する経費として、

8,354万5千円

を計上いたしております。

(統計調査について)

社会経済の現状や将来動向等を把握するための指標とされる統計を作成するため、各種統計調査を円滑かつ正確に実施することとしており、平成31年度においては、法令に基づき受託して行う国の基幹統計調査を中心に18調査を行います。

このうち、周期的に行う調査として、「2020年農林業センサス」、「2019年全国家計構造調査」及び「経済センサス-基礎調査」等を実施いたします。

このほか、学術・研究機関と連携したデータ利活用推進を図ることとしており、これらに要する経費として

2億7,928万4千円

を計上いたしております。

(食品衛生の確保について)

県民の安全で安心な食生活を確保するため、「長崎県食品衛生監視指導計画」に基づき、営業施設等の監視指導や食品検査を実施し、食中毒等の発生防止に努めてまいります。

特に、^ハ^サ^ツ^プに沿った衛生管理が制度化されたことから食品営業施設において無理なく導入できるよう支援を行い、県内で製造・販売される食品の安全性のさらなる向上を図ってまいります。

また、と畜場及び食鳥処理場においてもHACCPによる衛生管理を推進し食肉の安全性を確保するとともに、食肉衛生検査データを生産者に還元し、家畜保健衛生所

や診療獣医師とも連携を図りながら効率的な家畜疾病予防、衛生対策等を行うこととしており、これらに要する経費として、

7,505万3千円

を計上いたしております。

(カネミ油被害者対策について)

カネミ油被害者に対する支援対策として、これまでも県内3地区において油症検診を実施し、被害者の健康管理指導を行っておりますが、被害者からの要望を受けて、来年度、新たに福江地区での実施を予定しております。

また、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、油症研究の推進及び油症患者の生活の質の維持向上のため、油症患者の健康実態調査を実施するとともに、長崎油症研究班へ油症に関する研究を委託し油症の解明及び治療法の研究を推進することとしており、これらに要する経費として、

1億2,053万7千円

を計上いたしております。

(動物の愛護と狂犬病予防について)

「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向け、「長崎県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護の普及啓発と定着、動物の適正飼養管理の推進、県民参加と協働による動物愛護推進の体制づくり、狂犬病の予防及び動物の収容管理等に取り組むこととしており、これらに要する経費として、

6,310万2千円

を計上いたしております。

(消費者行政の推進について)

消費者行政の推進につきましては、「第三次長崎県消費者基本計画」に基づき、県内どこに住んでいても質の高いきめ細かな相談を受けることができるような消費生活相談体制の整備や、学校、地域等における消費者教育の充実による消費者の意識向上などに、県内の市町及び関係機関と緊密に連携しながら取り組むこととしており、これらに要する経費として、

4,426万9千円

を計上いたしております。

(食品の安全・安心確保について)

食品の安全・安心の確保につきましては、「長崎県食品の安全・安心推進計画」に基づき、関係部局が緊密に連携しながら、総合的かつ計画的に食品の安全性と信頼性を高めるための施策を実施することとしております。

県民生活部では、その総合調整を行うとともに、県民の食品に関する信頼確保のため、食品表示の適正化の推進、消費者・関係事業者・行政機関等相互の情報交換や意見交換を行うリスクコミュニケーションの開催並びに、新たな施策として食品の安全・安心について情報発信力のある学校教育関係者等を対象とした食品安全・安心講習会に取り組むこととしており、これらに要する経費として、

677万5千円

を計上いたしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

- 1 事務機器のリース等について、年度開始前に契約手続きを行うため、
県民生活行政事務機器賃借等 36万3千円
- 2 性暴力被害者支援業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
性暴力被害者支援業務委託 863万3千円

- 3 犬捕獲抑留等業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
犬捕獲抑留等業務委託 4,800万 円
- 4 動物愛護情報ネットワーク運用管理委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
動物愛護情報ネットワーク運用管理委託 73万3千円
- 5 ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
ガスクロマトグラフ質量分析装置保守点検業務委託 132万 円
- 6 食肉衛生検査情報還元システム運用管理委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
食肉衛生検査情報還元システム運用管理委託 36万 円
- 7 食肉検査に必要な密閉式自動包埋装置の賃借契約について、年度を越えて一括契約を締結するため、
密閉式自動包埋装置賃借 500万 円
- 8 食肉衛生検査管理システム賃借契約について、消費税率の改定に伴う変更契約を年度を越えて締結するため、
食肉衛生検査管理システム賃借 30万5千円
- 9 食肉検査に必要なリアルタイムPCRシステムの賃借契約について、消費税率の改定に伴う変更契約を年度を越えて締結するため、
リアルタイムPCRシステム賃借 7千円
- 10 計量検定所における特定計量器検査等業務委託について、年度開始前に契約手続きを行うため、
特定計量器検査等業務委託 1,450万 円
- 11 計量検定に必要な事務機器の賃借契約について、消費税率の改定に伴う変更契約を年度を越えて締結するため、

計量検定事務機器賃借

2万3千円

を計上いたしております。

次に、第57号議案「平成30年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	2,142万3千円の減
繰入金	50万円の減
諸収入	190万6千円の減
計	2,382万9千円の減

歳出予算は、

統計調査費	1,488万4千円の減
生活対策費	1,125万円の減
環境保全費	2,288万3千円の減
計	4,901万7千円の減

を計上いたしております。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（住宅・土地統計調査費について）

住宅・土地統計調査費国庫委託金の交付額の確定により、

418万6千円

を減額計上いたしております。

(カネミ油症被害者対策費について)

カネミ油症患者健康実態調査事業費の実績見込み減等により、

693万7千円

を減額計上いたしております。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度予算につきましては、今定例県議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきましては国庫支出金等に未決定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定をもって整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、平成30年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

県民生活部

今回、県民生活部関係の議案はありませんので、議案以外の主な所管事項についてご説明いたします。

(安全・安心日本一の県づくりについて)

本県では、これまで犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりに取り組んできたことにより、全国トップクラスの良好な治安水準を保ってきたところでありますが、高齢者や子どもなど社会的弱者が巻き込まれる事故・犯罪などが依然として多く発生し、また全国各地においては、大規模地震、集中豪雨といった自然災害も頻発しております。

さらに、人口減少や高齢社会の進展などによる地域活力の低下や、災害を巡る県民意識の変化など、本県を取り巻く状況も変化しております。

このような中、県民の皆様が、将来にわたって住みなれた地域で心穏やかに暮らし続けていくためには、地域における様々なリスクを取り除き、引き続き安全で安心な環境の整備や、暮らしやすいまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことから、国において直接取り組むべき社会保障制度の充実やテロ対策などの分野については除外したうえで、あらためて「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる戦略の中から、防災、防犯、交通安全、健康、高齢者の生活、食品の安全といった安全・安心に係る6分野を設定のうえ、関連事業を抽出し、各部局と連携しながら市町や地域の方々と一体となって横断的に取り組むことといたしました。

今後、それぞれの分野において課題解決を図ることによって、県民の皆様が長崎で暮らしてよかったと実感していただけるような「安全・安心日本一の県づくり」を目指してまいります。

(県民協働の推進について)

多様化する県民ニーズや地域課題の解決にきめ細かく対応するため、県ではこれまでNPO・ボランティア団体と行政や企業との協働を進めてまいりました。

本年度は、NPOや企業、行政職員などを対象とした「協働推進研修会」を去る12月14日に五島市、2月26日に長与町で開催いたしました。研修会には、NPOや企業をはじめ、両市町の行政職員、自治会、まちづくり協議会などの方々が参加し、事例発表やワークショップ、意見交換などを通じて、協働に対する理解を深めました。

また、「協働サポートデスク」において、NPOや行政等からの協働に係る相談や事業提案を受け、事業化に向けた意見交換会を実施したほか、NPO法人3団体を対象に、法人の持つ課題の解決に向け、専門家による組織診断や改善計画策定に係る助言・指導などの伴走型支援を行い、法人の組織力強化を図りました。

併せて、本年度は部局別にテーマを設定した職員向け勉強会を4回開催し、県職員の協働意識の向上にも努めたところです。

今後とも、NPO・ボランティア団体への各種支援や情報提供などの取組により、多様な主体による協働を推進してまいります。

（男女共同参画・女性の活躍の推進について）

男女共同参画社会の実現に向けては、市町や県内8地域に配置した男女共同参画推進員、アドバイザー等との連携のもとに各地域での普及啓発に取り組んでいるところです。

今年度は、「防災における男女共同参画」や「ワーク・ライフ・バランス」等をテーマとし、男女共同参画の推進活動を行う際に必要となる知識やスキルを学ぶ基礎研修、企画・実行力を養う実践研修を実施しております。こうした研修を通して、男女共同参画推進のリーダーとなる人材を育成し、地域での活動のさらなる活性化を図ってまいります。

また、県内7大学において、女性のキャリア継続のための育児休業取得や、女性の継続就業のための男性の家事・育児等参画、仕事と生活の調和など、職場や家庭生活

における人生設計の重要性を示し、自身の職業人生を考えるセミナーを開催しました。

今後も、次代を担う若者の意識啓発にも取り組み、女性の継続就業や管理職登用など、女性の活躍推進につなげてまいります。

(人権尊重の社会づくりの推進について)

県内の企業や団体の人事・労務担当者等を対象に、去る1月24日に長崎市、翌25日に佐世保市において、「企業人権啓発セミナー後期研修」を開催いたしました。本セミナーは、企業や団体内における人権尊重の気風を高めることを目的として、昨年12月の前期研修と一体として開催するもので、後期研修では、計69人の参加のもと、企業を取り巻く人権に関する動向や課題解決に向けた取組、及びハラスメント対策やメンタルヘルスケアをテーマとした2つの講義を実施いたしました。

今後も、このようなセミナーの開催等により、人権尊重社会の実現をめざした人権教育・啓発を積極的に推進してまいります。

(交通安全対策の推進について)

昨年の県内の交通事故発生状況は、発生件数4,641件、死者数36人、負傷者数6,036人であり、発生件数、死者数、負傷者数とも前年から減少し、発生件数については昭和60年以来33年ぶりに4千件台となりました。また、死者数については前年より11人少ない36人と、平成に入り最少となり、中でも65歳以上の高齢者の死者数は17人と前年の半数以下まで減少いたしました。

しかしながら依然として、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことから、交通事故防止に向けた先進安全技術の普及啓発等を推進するなど、関係機関・団体と連携した高齢者の事故防止対策を進めてまいります。

(犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について)

平成30年の県内における刑法犯の認知件数は3,622件と、戦後最少を記録するとともに、人口10万人当たりの犯罪率は267.5件と低い方から全国第2位となるなど、良好な治安水準を維持しております。

刑法犯のうち、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は51件で前年に比べ60件減少し、被害額は前年を下回る約1億460万円となっております。

県といたしましては、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、県警、市町、地域住民をはじめ、事業者、防犯ボランティア団体等と一体となって、「第3次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」に基づく各種施策を積極的に推進してまいります。

(犯罪被害者等支援について)

犯罪被害者等支援に関係する有識者で構成された「長崎県犯罪被害者等支援懇話会」において、本県の犯罪被害者等支援の更なる充実に向けた施策、取組等を推進していくためには、犯罪被害者等支援条例を制定する必要があるとの中間意見が取りまとめられ、その後、同懇話会において、昨年12月と本年1月の2回にわたり、条例に盛り込む内容について議論が行われました。

懇話会での議論を踏まえ、県といたしましては、「長崎県犯罪被害者等支援条例(仮称)」の制定に向け、条例素案を作成しました。

今後、条例案について、県民の皆様をはじめ広く御意見を反映させるためパブリックコメントを実施し、最終的な条例案を取りまとめることとしております。

(統計利活用の推進について)

近年、統計を利用して地域の実情を把握し、諸課題に的確に対応することが求められており、国においては、「証拠に基づく政策立案」いわゆる「イービービーエムEBPM

(Evidence Based Policy Making)」を推進するなど統計の利活用が進められているところであります。

県においても、このような統計データ利活用を推進するため、統計データの相談窓口機能など各部局に対する支援体制を構築するとともに、県政課題の解決のため、統計的思考力やデータ分析力の向上に向けた統計実務研修会を実施するなど、統計に携わる職員の人材育成に努めているところです。

また、公的統計をとりまく調査環境は、住民の個人情報保護意識の高まりなどから年々厳しさを増しており、県の実態について県民の皆様が知りたいと思う統計情報を広く理解しやすい方法で公表するなど、統計を身近なものにする普及啓発活動や統計調査員の活動環境の改善等を行うことも必要であります。

このため、様々な取組を行っており、中でも子どもの頃から統計の重要性を理解してもらうため、統計グラフコンクールに加え、統計出前講座や教育者を対象とした統計指導者講習会を実施しております。

このような取組を続けることで、県民の皆様の統計に関する理解を深め、正確な調査結果を得るとともに、統計の利活用につながる新たな体制づくりに努めてまいります。

(長崎県動物愛護管理推進計画について)

動物の愛護及び管理の推進につきましては、「長崎県動物愛護管理推進計画」に基づき、市町、公益社団法人長崎県獣医師会及び愛護団体等と連携しながら施策を展開しております。

平成26年度から平成35年度までの10年間を計画期間とした現行計画の推進目標のうち、「犬及び猫の引取り頭数」については、環境省が定めた基本指針と同様に、「計画策定前の平成18年度の実績をベースに、平成35年度末までに75%減」を目標としておりますが、今年度中の達成が見込まれており、さらに今後の取り組みを

強化していく必要があることから、「平成35年度末までに90%減」に上方修正するとともに、引き取った犬及び猫の譲渡を促進しながら殺処分数の減少につなげていくこととしております。

また、現在、国において、法改正や基本指針の見直しに向けた検討が行われており、今後、本計画もこれらの改訂内容や現状に即した内容に見直すこととしております。

引き続き、命を大切にし、優しさのあふれる「人と動物が幸せに暮らす社会」の実現を目指してまいります。

（食育の推進について）

去る11月10日、2月12日に、佐世保市と長崎市において「食育講演会」を開催し、合わせて267人の参加をいただきました。佐世保市では、大学生を対象として朝食の摂取やバランスの取れた食事の大切さを伝える講話を、長崎市では、「健康長寿」と「長崎の郷土料理」をテーマに、食育の講話と郷土料理の試食、併せて健康長寿のための運動の実技を行い、伝統的な食文化を再認識していただくとともに、食事や運動などの好ましい生活習慣が健康長寿につながるという意識の醸成を図りました。

今後とも、ライフステージに応じた食育の推進に努めてまいります。

（消費者教育の推進について）

消費者教育については、専任の消費者教育推進員を配置し、教材の作成、教職員研修の充実、県内大学やPTAとの連携強化、高齢者をはじめとした住民向けの講演会などによる普及啓発に取り組んでおります。

また、若年者を消費者トラブルから守るため、高等学校、中学校において、従来から実施してきた卒業生向けの講座に加えて、学校で消費生活相談員等と教師がともに消費者教育を行う授業支援の取り組みも進めてまいりました。なお、民法改正による

2022年4月からの成年年齢の引き下げに伴い、18歳と19歳の消費者被害増加が懸念されていることから、より多くの学校で持続的に実践的な消費者教育が行われるよう取組を強化してまいります。

今後とも、県消費生活センターを中心に、市町や関係団体等と緊密に連携を図りながら、安全・安心な消費生活の実現に努めてまいります。

以上をもちまして、県民生活部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

県民生活部

【環境生活委員会関係議案説明資料 県民生活部の3頁11行目の次に、次のとおり挿入】

また、学校、家庭及び地域社会における人権教育の推進について正しい知識と理解を深めてもらうため、教職員、社会教育関係者、PTA関係者、人権擁護委員等をはじめ、広く県民の皆様を対象とした「平成30年度人権教育中央研修会」を、去る2月15日に県庁で、延べ530人の参加のもと開催いたしました。

本研修会では、「ちがいを認め合う社会へ」をテーマに、車いすバスケットを通して感じた障害の持つ意味や捉え方について、一人芝居を交えた「見た目」によるいじめ問題について、同和問題の解決に向けた長年にわたる取組について、それぞれ御講演いただき、参加者において今後の取組への意欲を高める契機とすることができました。

平成31年2月定例県議会

予算決算委員会 環境生活分科会
関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第16号議案 平成31年度長崎県交通事業会計予算

第71号議案 平成30年度長崎県交通事業会計補正予算(第2号)

であります。

はじめに、第16号議案「平成31年度長崎県交通事業会計予算」につきましてご説明いたします。

(予算編成の基本方針)

交通事業を取り巻く経営環境は、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化を背景に、依然として厳しい状況が続いております。

平成31年度当初予算においては、県営交通事業として、地域に必要な生活交通の確保及び本県の観光振興への貢献を果たしていくこと、並びに、公営企業としてその特性を発揮し、経営の健全性を維持するとともに、安全性の一層の確保と輸送品質のさらなる向上に努めることを基本方針として編成いたしております。

(業務の予定量)

業務の予定量は、

車 両 数	4 0 6 両
年間走行料	1, 9 2 7 万 8 千 km
	(1 日平均 5 万 2, 6 7 2 km)
年間輸送人員	1, 5 6 9 万 9 千 人
	(1 日平均 4 万 2, 8 9 3 人)

を予定いたしております。

(収益的収入及び支出)

事業収益については、

営業収益	52億1,129万4千円
営業外収益	8億9,112万円
計	61億241万4千円

を計上いたしております。

事業収益の主なものは、

運輸収入	48億6,934万3千円
運輸雑入	3億4,195万1千円
補助金及び繰入金	7億7,602万2千円

であります。

そのうち、運輸収入につきましては、

定期運輸収入(乗合)	33億5,148万5千円
定期運輸収入(高速)	4億7,171万円
臨時運輸収入(貸切)	10億4,614万8千円

を、それぞれ計上いたしております。

事業費用については、

営業費用	58億3,859万8千円
営業外費用	1億6,832万8千円
特別損失	25万3千円
計	60億717万9千円

を計上いたしております。

事業費用の主なものは、

車両整備に係る人件費及びバス部品費等車両の維持保全に要する費用として、

車両管理費	8億7,976万8千円
-------	-------------

運転士及びガイドの人件費並びに軽油費等バスの運行に直接要する費用として、

運輸費	38億8,003万7千円
-----	--------------

営業所事務職員の人件費及びターミナル等における窓口業務や各営業所のバス運行管理業務に要する費用として、

運輸管理費	6億1,547万4千円
-------	-------------

本局職員の人件費など本局に要する管理費用として、

一般管理費	4億6,331万9千円
-------	-------------

であります。

収益的収入及び支出の差引収支は消費税抜きで573万8千円の黒字となっております。

(資本的収入及び支出)

資本的収入については、

企業債	11億4,900万円
-----	------------

建設補助金	2億6,355万3千円
-------	-------------

固定資産売却代金	32万7千円
----------	--------

投資返還金	9万円
-------	-----

計	14億1,297万円
---	------------

を計上いたしております。

資本的支出については、

建設改良費	14億5,324万円
-------	------------

企業償還金	5億6,380万6千円
他会計借入金償還金	1,750万円
投資	272万2千円
計	20億3,726万8千円

資本的支出の主なものは、

事業車両等の購入に伴う車両購入費	2億2,697万7千円
中古車両の導入前車両改造等に伴うバス改造費	1億8,740万円
車載機器購入等に伴う機械器具購入費	6億831万6千円
長崎ターミナル移転用地購入等に伴う土地購入費	3億6,900万円

であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

平成32年4月1日から履行開始が必要な業務及び年度を超えて契約を締結する業務について、平成31年度に入札・契約事務等を行うため、

インタンク軽油購入等	2億6,620万4千円
------------	-------------

など6件を計上いたしております。

諫早ターミナル内装工事業務について、年度を越えて契約を締結するため、

諫早ターミナル内装工事業務	2,701万円
---------------	---------

を計上いたしております。

次に、第71号議案「平成30年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

（収益的収入及び支出の補正）

事業収益については、

営業収益	1億5,141万4千円の減
------	---------------

営業外収益	6,153万 円の減
計	2億1,294万4千円の減

を計上いたしております。

事業費用については、

営業費用	1億1,908万8千円の増
営業外費用	2,891万5千円の減
特別損失	235万7千円の増
計	9,253万 円の増

を計上いたしております。

補正の主な内容は、収入については、貸切事業の受注減等による減、費用については、軽油価格の高騰による増等であります。

(資本的収入及び支出の補正)

資本的収入については、

企業債	2億2,400万 円の減
建設補助金	1,299万5千円の減
固定資産売却代金	21万6千円の増
投資返還金	6千円の増
計	2億3,677万3千円の減

を計上いたしております。

資本的支出については、

建設改良費	1億9,700万9千円の減
投資	162万 円の減
計	1億9,862万9千円の減

を計上いたしております。

補正の主な内容は、建設改良費の減及びそれに伴う企業債の減などであります。

最後に、平成30年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

平成30年度の予算については、年間の執行額の確定に伴い、整理を要するものが予想されます。

したがいまして、これらの最終的な整理を行うため、3月末をもって平成30年度予算の補正を専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

平成31年2月定例県議会

環境生活委員会関係議案説明資料

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(今後の収支見通しと中期経営計画の一部見直しについて)

今年度の経営状況につきましては、昨年9月の常任委員会においてご説明しておりましたが、貸切事業において県外修学旅行やクルーズ団体等からの受注減が重なったことや、軽油価格の高止まりの状態が長く続いたことなどから、大幅な減収並びに費用増となり、乗合事業において運賃改定の効果が徐々に出始めているものの、2～3億円程度の赤字が見込まれます。

交通局におきましては、今年度から新たな中期経営計画に基づき経営効率化等に取り組んでおりますが、さらなる対応を行うこととし、計画における今後の収支見通しの修正を行うこととしております。

乗合事業につきましては、昨年12月に実施した運賃改定の効果が来年度平年ベースで得られることや、乗客増が見込める高速シャトルの経路延伸、需要の動向を踏まえたダイヤ見直し等を行うこととしております。

貸切事業につきましては、関係エージェント等への営業強化、修学旅行の誘致活動などを行っており、また、他の貸切事業者との関係強化を図ることとしております。

また、職員体制も見直しを図りながら、今後さらなる経営の安定化を図り、中期経営計画の着実な推進を図ってまいります。

(営業・広報活動について)

営業・広報活動につきましては、バスに親しみを持ってもらい利用促進につなげるため、継続的に取り組んでおります。

平成元年4月から運行を開始した長崎と熊本を結ぶ県外高速バス「りんどう号」は

交通局が運行する県外高速バスの中で最も歴史があり、本年4月で運行開始30周年を迎えることとなりました。

お客様への感謝の気持ちと今後も末永くご乗車いただけることを記念して、高速バス型の「青バス走るぬいぐるみ」を5,000個製作し、一般販売いたします。

また、去る2月9日、県外高速バスの利用促進を目的として、りんどう号の共同運行会社である九州産交バスのマスコット「産太くん」の誕生を記念するイベント「産太くんの誕生祭」に、交通局のマスコットキャラクター「ポポル」とともに初めて出展し、長崎ランタンフェスティバルや観光スポットの紹介、県外高速バスのPR活動を実施しております。

今後も営業・広報活動を継続的に実施して、バスの利用促進及び観光振興に寄与してまいります。

（創立記念の取組について）

交通局では、3月24日を創立記念の日として、日頃より県営バスをご利用いただいているお客様への感謝の気持ちを表し、これからも広く県民に愛され、親しんでいただけるよう、毎年創立記念行事を行っており、特に今年は85周年となることからこれを記念した取組を企画、実施していく予定としております。

来る3月22日に、創立記念式に併せて、優良職員及び無事故運転士に対する表彰を行うとともに、バスガイドが、諫早市の特別養護老人ホーム天恵荘を訪問し、施設内会場をバス車内に見立て、観光地の見どころをゲームやクイズを交えながら観光案内を行うバーチャルバス旅行を実施し、入所者の皆様に楽しんでもらいたいと考えております。

今後、様々な取組や活動を実施していくことで、地域に貢献し、県民の皆様に関われる公共交通事業者を目指してまいります。

(県労働委員会への申立て事案の解決について)

平成28年9月に申立てがなされ、県労働委員会において審査中であった不当労働行為に係る救済の申立て事案について、昨年12月25日に申立人との間で和解が成立いたしました。

申立ての主な内容は、交通局の労働組合の一つである「長崎公共交通労働組合」及びその組合員3名から、交通局を相手方として、貸切運転士選任等に関して不当な取り扱いを受けたとするもので、労働委員会規則第32条に基づく不当労働行為に係る救済について申立てがなされたものであります。

交通局としては、県労働委員会における審査において、不当労働行為の事実はない旨の主張を一貫して行ってきたところであり、昨年11月に労働委員会から、労使関係の正常化と紛争解決のためとして和解勧告がなされたことから、それを受け入れることとしたものであります。

今後も引き続き、適正な労務管理を行い、職員が働きやすい健全な職場環境づくりに努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。